

# 監査結果に基づく措置または対応状況

(令和2年度実施分)

四日市市監査委員

# 目 次

令和2年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要	【 P1 ~ 6 】
監査結果の区分基準等	【 P7 】
監査結果に基づく措置状況等の公表について	【 P8 】
監査結果に基づく部門別の措置または対応状況（公表）	
1 定期監査	
・ 環境部	【 P9 ~ 28 】
環境保全課    四日市公害と環境未来館    生活環境課	
・ 財政経営部	【 P29 ~ 58 】
財政課    行財政改革課    管財課    市民税課    資産税課    収納推進課	
・ 都市整備部	【 P59 ~ 99 】
都市計画課    建築指導課    開発審査課    道路建設課・道路維持課    市街地整備・公園課	
河川排水課    道路管理課    用地課    営繕工務課    市営住宅課	
・ 市立四日市病院	【 P100 ~ 111 】
総務課    施設課    医事課	
・ 教育委員会	【 P112 ~ 162 】
教育総務課    教育施設課    社会教育・文化財課    図書館    博物館	
学校教育課    人権・同和教育課    指導課    教育支援課	
・ 市民文化部	【 P163 ~ 172 】
地区市民センター（6センター）	
・ こども未来部	【 P173 ~ 184 】
保育園（5園）    幼稚園（5園）    こども園（1園）	

・教育委員会	【 P185 ~ 198 】
小学校（10校）    中学校（5校）	
<b>2 随時監査</b>	
・市民文化部市民生活課（財務監査）	【 P199 ~ 200 】
・財政経営部収納推進課（行政監査）	【 P201 ~ 204 】
<b>3 出資団体監査</b>	
・株式会社四日市市生活環境公社（環境部生活環境課）	【 P205 ~ 208 】
・公益財団法人四日市市文化まちづくり財団（市民文化部文化振興課）	【 P209 ~ 211 】
<b>4 財政援助団体監査</b>	
・富田地区学童保育所運営委員会（こども未来部こども未来課）	【 P212 ~ 215 】
・四日市看護医療大学育成会（健康福祉部健康福祉課）	【 P216 ~ 218 】
<b>5 公の施設の指定管理者監査</b>	
・四日市市宮宮妻峽ヒュッテ	
（特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会、シティプロモーション部観光交流課）	【 P219 ~ 223 】
・四日市市なやプラザ（市民活動センター・なや学習センター）	
（公益財団法人ささえあいのまち創造基金、市民文化部市民協働安全課）	【 P224 ~ 227 】
<b>6 工事監査</b>	
・山手中学校給食受入施設整備ほか工事（都市整備部営繕工務課）	【 P228 ~ 229 】
・農業センター南ゾーン整備工事（商工農水部農水振興課）	【 P230 ~ 231 】

7 行政監査（テーマ：情報セキュリティの管理について）

- ・ 総務部 ICT 戦略課 ..... 【 P232 ~ 241 】

## 令和2年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

### 1 公表の内容

令和2年度定期監査、随時監査、出資団体監査、財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査、工事監査及び行政監査の結果に基づいて、各部局が取り組んだ状況（講じた措置または対応状況）について公表する。

### 2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき令和2年度に実施した監査の結果、同条第9項及び第10項の規定により提出した監査結果報告に基づき、各部局において講じた措置または対応状況が監査委員に通知されたので、同条第14項の規定に基づき公表するものである。

### 3 取組みの状況

#### 【報告を受けて】

措置状況等の報告によると、指摘に対しては「措置済」が91.1%（72件）となり、「継続努力」が8.9%（7件）となっている。また、意見に対しては「措置済」が76.4%（321件）、「継続努力」が23.3%（98件）、「検討中」が0.2%（1件）となっている。「措置済」と「継続努力」の報告が多く、各部局が監査結果に基づいて取り組んだことがうかがえるが、指摘に対する「継続努力」が残っていること、「継続努力」が20%以上であることなど、更なる取り組みが必要である。

今後において、「措置済」はその状態を継続し、「継続努力」は報告時点から一層の改善や向上が図られるよう要望する。特に指摘に対して「継続努力」の所属においては、早急に「措置済」となるよう強く要望する。

また、市職員として、常に改善への意識を持ち、市民の信頼につなげるための具体的な取り組みに努められたい。

報告の中には、多くの所属において共通した課題となっているものがある。これらを参考とし、それぞれの所属においても改善点を見出し、自発的な取り組みに生かすよう要望する。

#### (1) 定期監査に係るもの

監査委員の指摘71件のうち、「措置済」が90.1%（64件）、「継続努力」が9.9%（7件）となっている。

また、監査委員の意見341件のうち、「措置済」が74.2%（253件）、「継続努力」が25.5%（87件）、「検討中」が0.3%（1件）となっている。

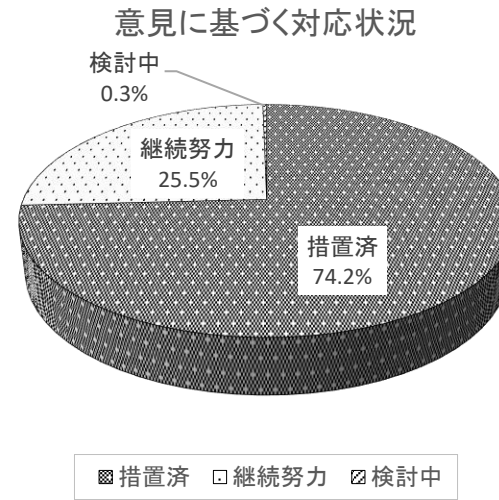
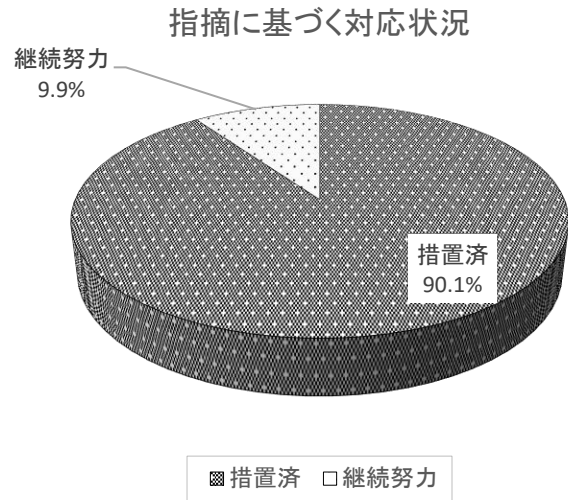
各部局における取組みの状況は、次のとおりである。

定期監査の結果に基づく対応状況の部局別件数及び比率

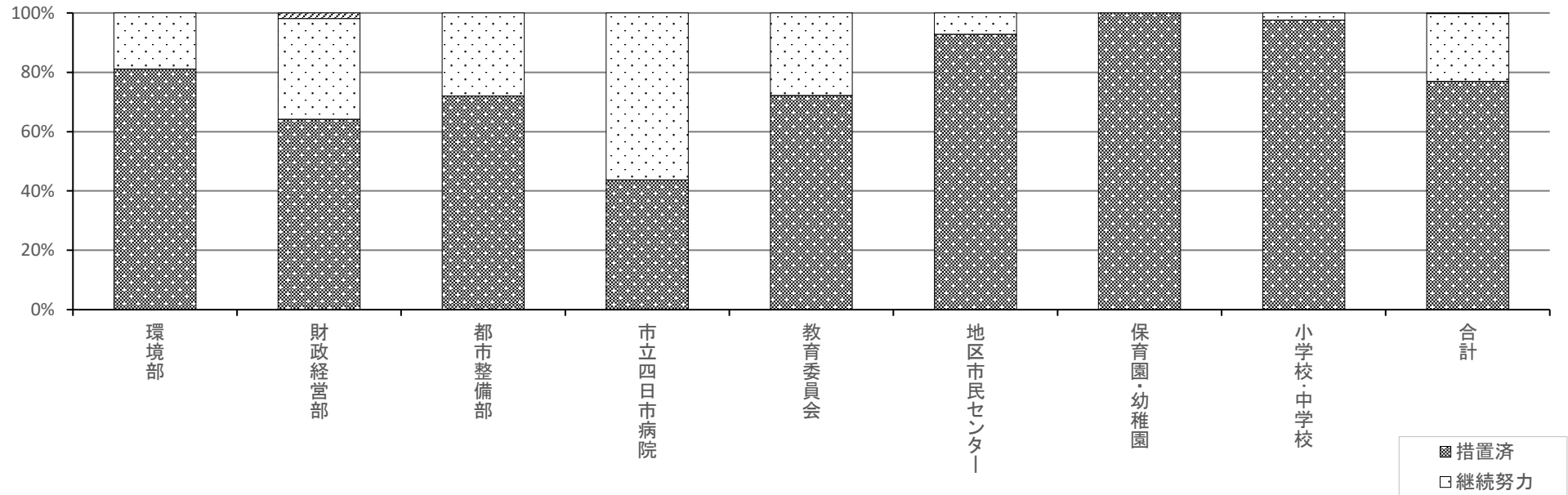
(令和4年3月31日現在の対応状況)

監査対象		監査実施時期	区分	監査結果 件数	措置済		継続努力		検討中		未措置	
部局名	所属数				件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
環境部	3	R2. 7. 9～R2. 7. 28	指摘	14	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	23	16	69.6%	7	30.4%	0	0.0%	0	0.0%
財政経営部	6	R2. 7. 22～R2. 7. 29	指摘	11	8	72.7%	3	27.3%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	42	26	61.9%	15	35.7%	1	2.4%	0	0.0%
都市整備部	10	R2. 8. 6～R2. 8. 20	指摘	16	13	81.3%	3	18.8%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	77	54	70.1%	23	29.9%	0	0.0%	0	0.0%
市立四日市病院	3	R2. 7. 10	指摘	5	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	11	3	27.3%	8	72.7%	0	0.0%	0	0.0%
教育委員会	9	R2. 11. 16～R2. 11. 27	指摘	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	102	70	68.6%	32	31.4%	0	0.0%	0	0.0%
地区市民センター	6	R2. 10. 27	事項	0	0	-	0	-	0	-	0	-
			意見	14	13	92.9%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
保育園・幼稚園 ・こども園	11	R2. 10. 29～R2. 11. 4	指摘	9	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	34	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小学校・中学校	15	R2. 11. 5～R2. 11. 12	指摘	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	38	37	97.4%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計				71	64	90.1%	7	9.9%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計				341	253	74.2%	87	25.5%	1	0.3%	0	0.0%

※ 比率（％）は、各係数の小数点第2位を四捨五入した。従って、構成比において内訳の計と合計が一致しない場合がある。



### 指摘・意見に基づく対応状況の部局別構成比率



(2) 随時監査に係るもの

(令和4年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
市民文化部市民生活課	R2. 11. 27	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
財政経営部収納推進課	R2. 12. 24	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計			6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(3) 出資団体監査に係るもの

(令和4年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
株式会社四日市市生活環境公社 (環境部生活環境課)	R3. 1. 12	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	5	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%	0	0.0%
公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 (市民文化部文化振興課)	R3. 1. 12	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			0	0	-	0	-	0	-	0	-
意見合計			17	15	88.2%	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%

(4) 財政援助団体監査に係るもの

(令和4年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
富田地区学童保育所運営委員会 (こども未来部こども未来課)	R3. 1. 13	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
四日市看護医療大学育成会 (健康福祉部健康福祉課)	R3. 1. 14	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	3	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			0	0	-	0	-	0	-	0	-
意見合計			9	6	66.7%	3	33.3%	0	0.0%	0	0.0%

(5) 公の施設の指定管理者監査に係るもの

(令和4年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市市営宮妻峡ヒュッテ (特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会・シティプロモーション部観光交流課)	R3. 1. 18	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
四日市市なやプラザ(市民活動センター・なや学習センター) (公益財団法人ささえあいのまち創造基金・市民文化部市民協働安全課)	R3. 1. 18	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	11	11	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計			23	23	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(6) 工事監査に係るもの

(令和4年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
山手中学校給食受入施設整備ほか工事 (都市整備部営繕工務課)	R3. 1. 26	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	4	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
農業センター南ゾーン整備工事 (商工農水部農水振興課)	R3. 1. 26	指摘事項	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	4	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			0	0	-	0	-	0	-	0	-
意見合計			8	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(7) 行政監査(「情報セキュリティの管理について」)に係るもの

(令和4年3月31日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
総務部 ICT戦略課	R3. 2. 10	指摘	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	16	10	62.5%	6	37.5%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計			6	6	100.0%	0	-	0	0.0%	0	0.0%
意見合計			16	10	62.5%	6	37.5%	0	0.0%	0	0.0%

※(1)～(7)合計

指摘合計	79	72	91.1%	7	8.9%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計	420	321	76.4%	98	23.3%	1	0.2%	0	0.0%

監査結果の区分基準（令和2年度実施の監査にかかる基準）

項目	監査結果の区分
勧告	次のいずれかに該当すると認められる場合で、特に措置を講じるべき事項として勧告するもの ア 法令、条例、規則に違反しているもので、市の行財政運営や市民生活に重大な影響を及ぼすもの イ その他故意または重大な過失により著しく適性を欠く事項で、特に措置を講じる必要があると認められるもの ウ 市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすもの
指摘	次のいずれかに該当すると認められる場合で、是正、改善の措置を講じるべき事項として指摘するもの ア 法令、条例、規則、規程、要綱、要領、基準等に違反していると認められるもの（ただし、事前調査等における事務処理の誤りなど、速やかに是正される軽微なものを除く） イ 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、直ちに改善を要するもの ウ 前回の監査で是正、改善を求められたものについて、必要な措置が行われていないと認められるもの エ その他適性を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	ア 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、SDGsの観点から、改善方法の検討などを促し、又は注意する必要があると認められるもの イ その他監査委員が特に要望する必要があると認められるもの

措置を講じたときの報告及び公表の基準（令和2年度実施の監査にかかる基準）

項目	勧告	指摘	意見
措置報告の有無	必要	必要	必要
措置報告の時期	措置を講じた後速やかに（対応に時間を要する場合は監査結果通知から3か月後に「措置済」「検討中」「未措置」に分類し）その対応状況を報告する。	監査結果通知から6か月後に「措置済」「継続努力」「検討中」「未措置」に分類しその対応状況を報告する。	
措置済み以外の対応状況の報告	報告が「検討中」「未措置」のものについては、報告後3か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	報告が「継続努力」「検討中」「未措置」のものについては、報告後6か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	
公表など	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。 最初の報告、再報告及び措置済時にはすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。 最初の報告及び再報告はすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	

監査結果公表第7号

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づいて講じた措置等の通知があったので、その通知に係る事項について別添のとおり公表する。

令和5年2月28日

四日市市監査委員	加	藤	光
同	樋	口	孝
同	谷	口	周
同	小	林	博
			司
			次

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 環境保全課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月28日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（4）継続的事業において十分な効果が得られていないリスク</p> <p>① 天津環境交流事業について</p> <p>国際交流の促進のため、友好都市天津市の環境保全に係る課題解決の一助とするため現地セミナーや天津市からの研修生の受入れを企画運営する事業を実施している。この事業のうち受入れ研修にあつては1993年から、現地セミナーにあつては2001年から実施しており、この20年以上の間で中国と我が国との関係が変化している中で、この事業の更なる発展のため、これまでの事業の効果について検証すること。また、この事業の報告書には、今回の事業を終えての所感、すなわち事業成果を今後、どのように本市の施策、事業に反映させていくかなどの記録が少ないように思われる。この事業を通じて国際貢献を果たしたことが分かるよう、事業報告書には成果に関する事項を記録すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>天津市の環境行政関係者が、本市の発展の過程で培ってきた環境保全技術や管理手法等をはじめとした地方自治体等の取り組みや環境技術についての知見を得ることにより、天津市における課題解決に役立てることができている。成果の具体として、排煙脱硫装置や水質浄化装置等の公害防止技術の修得のほか、環境規制や環境影響評価のシステム、環境技術の活用に対する考え方等ソフト面への貢献である。日本の土壤汚染対策法の講義を通じて、天津市でも土壤汚染対策に関する条例制定に至った経緯もある。</p> <p>なお、天津市長の四日市市長あて書簡（2020年10月）では「特に環境保護分野の技術交流と人材育成の成果に際立ったものがあり、友好都市間交流のモデルになっています。」と述べられるとともに、友好都市提携40周年記念宣言書（2021年3月）では、環境保全の分野における実績をあげてきたことが述べられている。</p> <p>また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、現地セミナー及び受入れ研修を実施できなかったため、天津市のニーズを踏まえ「騒音・悪臭の規制や苦情対応」をテーマとした講義動画を制作することにより、環境分野における交流を深めたが、本事業受託者の事業報告書には天津市との質疑回答やアンケート結果のほか、今後の天津環境交流事業の開催方法の提言等記載し、成果を記録した。</p>

<p>② エコパートナーシップ推進事業について 吉崎海岸の保全に係る企画運営業務委託とグリーンカーテン事業及びダンボールコンポスト事業運営業務委託については、エコパートナーシップ推進事業としてエコパートナーへの公募型事業と同一の事業名のもとに展開されている。しかし、これらの委託業務は単独随意契約によっており、委託先は従来から同一団体になっていることや、委託経費の積算において公募型が実質的に直接経費のみであるのに対して、間接経費を15%認めるなど事業の形態もかなり異なっていることから別事業として整理することを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 グリーンカーテン事業及びダンボールコンポスト事業運営業務委託について、令和3年度はグリーンカーテン事業運営業務委託をエコパートナーシップ推進事業から地球温暖化対策事業に変更し、受託団体の変更と一般管理費（間接経費）の引き下げを行った。ダンボールコンポスト事業運営業務委託は令和2年度から実施しないこととした。 また、吉崎海岸の保全に係る企画運営業務委託については、地元と連携し、持続可能な形で環境保全に取り組んでいく必要があり、地元をはじめとした市民ボランティアと協働することにより、吉崎海岸の保全活動を実施することが有効であるため、「エコパートナー登録団体」である地元の市民団体に委託し、令和3年度においてもエコパートナーシップ推進事業とした。一般管理費はこれまで団体と協議して決定してきたが、令和3年度の契約にあたっては団体と協議のうえ15%とした。なお、令和4年度の委託内容を団体と協議する中でも、一般管理費の内容や見積額の内訳について協議する。</p>
<p>③ 環境保健予防事業について 幼児を対象とした環境保健健康診査（アレルギー健康相談）やぜん息予防等に関する講演会の開催などを行っている。これらの事業においては、健康福祉部やこども未来部と連携するなかで、環境部としての役割をどこまで求めていくかについて検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 環境保健予防事業は、独立行政法人環境再生保全機構の助成事業を活用し、実施している。環境保健予防事業のひとつである環境保健健康診査事業は、一次診査としてこども保健福祉課が実施する1歳6か月児・3歳児健康診査において、アレルギー素因児をスクリーニングし、二次診査として、アレルギー健康相談を実施している。また、ぜん息予防に関する講演会は、保育幼稚園課が同助成事業を活用し、保育士等を対象に数年にわたり実施している。このように、直接、市民との関わりをもつこども未来部、健康福祉部において、同助成事業を有効に活用し、事業展開を行うよう、環境部は、独立行政法人環境再生保全機構とのパイプ役を担っている。</p>
<p>(5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク エコパートナー環境学習等業務について、事業者からの事業に係る企画提案を募集し、環境計画に沿った適当な取組みを本市の事業として選定し、当該事業を当該事業者へ委託を行っている。企画提案の募集時に、提案者から見積りを提出させているが、本市が採用した業務の委託料は、その提案見積額と同額となっていた。当課以外の関係課職員もその構成員とする審査会にて行う企画提案の審査の中で、提案見積額についても評価を行っているが、審査に外部委員を含めるなど、委託料の妥当性を検証する仕組みの構築を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月19日 受託候補者の選定後、企画提案時に提出された積算内訳書に基づいて委託金額を受託候補者と協議しているが、令和3年度は委託契約締結時においても受託者から積算内訳書の提出を受けた。また、外部委員を含める場合は報償費の予算措置が必要となるため、令和3年度から企画提案時の積算内訳書の評価方法を見直すことにより対応した。具体的には、各審査委員が積算における各項目の見積額が適切か評価できるように審査要項の評価表を一部見直した。その結果として令和3年度は令和2年度と比較し、全ての受託候補者の積算内訳書の評価が6段階評価の中で厳しいものとなった。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 外来生物防除について【住民福祉の向上の視点】 ア 外来生物であるセアカゴケグモの生息状況について、市内3か所において調査を実施した。この結果を今後の外来生物防除に役立てるにあたっては、外来生物に対する市民の不安を助長したり、外来生物を発見したときの対処方法につき誤解を与えたりすることのないよう、その取扱いに十分注意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 市内3か所の調査結果は施設管理者に提供しているが、セアカゴケグモは市内全域に分布しており、市内3か所の調査結果を公表することで、かえって「セアカゴケグモが自分の住んでいる付近には生息していない」という安心材料とならないように、また、市民の不安を助長しないように、市のホームページやチラシ、電話応対等により、市民に対して分布状況や安全な駆除方法を丁寧に説明する。</p>
<p>イ 特定外来生物であるアライグマ及びヌートリアによる被害防除のため、チラシやポスターの作成による啓発や捕獲檻の貸出しを行っているが、特定外来生物を見つけたときにまず取るべき対処が市民にとっては分からず、不安であるという声を聴く。市民目線での誰でもできる対処方法についてもホームページやチラシなどで啓発すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月 7日 市内全域に分布して捕獲件数が多く、タヌキなどとよく似た凶暴な性格のアライグマについては、見分け方を説明したチラシをホームページ上に掲載した。また、アライグマの被害を予防するために、野菜くずなどの家庭ごみを放置しないことや、民家への侵入防止策などの対処方法をホームページに掲載して啓発を図った。</p>
<p>② 公益財団法人国際環境技術移転センターについて【有効性の視点】 公益財団法人国際環境技術移転センター(以下「ICETT」という。)は、本市がその一部を出資して設立された財団法人であり、市長が理事を務めている。ICETTの経営は、国からの受託収入が減少したため経費超過となって、収益状況の悪化が懸念される。本市にとっても有益となる事業をこれからも持続的に実施していけるようICETTの経営状況を見守っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年7月31日 ICETTは本市のほか、国、三重県、独立行政法人国際協力機構(JICA)等から業務を受託しているが、ICETTの収入の大半は運用収入となっているところである。市長が理事を務めるほか、環境部長が評議員を務め、事業方針や財務状況等を確認することにより、経営状況を見守っていく。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されないリスク</p> <p>当課の職員のうち当課勤続年数が3年未満の者が7割を占めており、環境という高度の専門性を有する職務内容と、これから中核市を目指していく中での人材育成を考えると、経験や知識技術が不足しているのではないかと懸念される。計画的に人材育成を行うとともに、その計画について人事当局に示すことにより人材の確保に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>人事当局へ当課として増員を要望するとともに、環境行政の経験のある再任用職員の配置を要望した。</p> <p>業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承については、手順書の作成や業務分担を変更するとともに、会議等で情報共有を図るよう努めている。また、環境省の研修等に参加し、専門知識や環境モニタリング技術等を習得できるよう努めている。</p> <p>中核市への移行を見据えては、当課と三重県との人事交流により、職員が専門的な知識や業務遂行のためのノウハウ等を学ぶとともに経験を積んできた。令和3年度は前年度まで県の環境行政担当部署に派遣されていた職員が当課に配属となり、大気水質係1名増として体制強化を図っている。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は2人となり、前年度と比べて4人減となった。今後も課内での協力体制の充実などを呼びかけるとともに、毎週水曜日は朝礼において、ノー残業デーの徹底を呼び掛ける。また、特定の職員に業務が集中しないように業務分担の見直しを随時行い、業務改善による時間外勤務の縮減に取り組んでいく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は、時間外勤務の縮減に努めているが、新型コロナウイルス感染症対策室への職員の転出、職員の保健所兼務及び保健所応援動員等により、令和2年度に比べて増加する見込である。引き続き、ノー残業デーの徹底や年休取得の呼び掛けを行うとともに、業務改善等による時間外勤務の縮減に取り組んでいく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 環境対策の推進について【有効性の視点】 本市が更に先進的な環境都市となるため、他都市の取組事例なども研究して、低炭素社会の実現に向けた様々な施策を強力に推し進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 他都市の取組事例などを研究し、地球温暖化対策として令和3年度から県下で初めて「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」(略称ZEH〔ゼッチ〕)の補助を行うこととした。第4期四日市市環境計画(2021～2030年度)に基づき、引き続き、気候変動への対応や環境教育等に取り組んでいく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月31日 国の地球温暖化対策計画の改定(令和3年10月)、改正地球温暖化対策推進法(令和3年5月)に基づく再生可能エネルギーの利用促進に対応するため、令和4年度において、第4期四日市市環境計画(地球温暖化対策実行計画)の見直しを行うこととした。今後も環境計画に基づき、気候変動への対応等に取り組んでいく。</p>
<p>② 水質汚濁、騒音等に係る監視及び指導について 【住民福祉の向上の視点】 法に基づいて水質汚濁等に係る監視及び指導を行っているが、法で定められた規制値を超える水を排出した者に対しては引き続き厳正に対処すること。また、音、振動、臭いに敏感な社会になってきており、騒音、振動、悪臭に対する改善策については、他の関係する外部機関や市内部の部局との連携を図り対処すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 環境法令に基づき、事業者に対する監視及び指導を行っているが、水質汚濁防止法に基づく排水基準を超過する排水を排出した工場や事業場については、法に基づき引き続き厳正に対処していく。また、騒音、振動、悪臭に対する相談が市に寄せられた場合には、現地確認を行うとともに、必要に応じて関係部局や関係機関と連携しながら指導等を行っていく。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 四日市公害と環境未来館
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月 9日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）</p> <p>① 人材確保、人員配置について 事務的なミスが散見される。小さなミスが重なると大きなミスにつながり、加えて市民からの信頼を損ねることにもなりかねない。運営に支障のないよう適切な人材確保、人員配置について対処すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>定期監査後、実務研修を実施し当面の業務を適正に実施するようにしたうえで、適正事務実施が組織の抜本的な課題である旨人事当局と調整した結果、令和3年4月に庶務事務に精通した職員が配置された。</p>
<p>② 事務の引継ぎについて 土日、祝日が開館日であり、職員の週休日が異なることから全員が顔を合わせるのは週に2日間である。引継ぎを正確に行い、事務的な不備が起こらないように留意すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>毎週水曜日を出勤指定日とするとともに、主要な会議の概要等を朝礼で報告、ホワイトボードへの書き込みをするなど情報の共有に努めた。</p>
<p>③ 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>令和2年7月から年度末まで正職員5名中2名が病欠、1名が産休という状況であった。決裁時のチェックでミスがあったときは担当者に注意を促して、ミスの再発防止に努めた。適正な事務実施が組織の抜本的な課題である旨人事当局と調整した結果、令和3年4月に庶務事務に精通した職員が配置された。</p>

<p>(5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク</p> <p>① エコパートナー環境学習等業務委託について          エコパートナーは市民や環境団体からなるため、提出書類の不備が散見される。ホームページの提出書類の書式に書き方の見本や解説を記すなど分かりやすいように明示をすること。また、書類作成の前には書き方の説明を行うこと。提出時には書類の確認をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 3日          書類不備の原因は行政側の説明不足も要因になっていることから、令和3年4月3日のエコパートナーミーティングの際にポイントを整理した資料を準備し、説明を行った。</p>
<p>② エコパートナー環境学習等業務委託について          ア 前回監査の意見に「大半が設けた上限金額で契約しているが、契約額の妥当性を明確にするため証拠書類の確認をすること」とあり、対応状況では「実施内容及び予算案を精査し、事業実施後、抜き打ちで領収証の提出を求める」となっている。適正な事業の経費となっているか、委託価格の妥当性について検証すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 3日          業務委託の見積価格の適正さの確認については、令和3年4月3日に開催したエコパートナーミーティングで、事業費用等と制度の説明を行った。また、提案事業を審査委員会にてしっかりと事業内容と適切な見積書かどうかを審査してもらっている。また、今後もエコパートナー（受託者）に支出関係書類の保存をしてもらい、抜き打ち検査も継続していく。</p>
<p>イ エコパートナーの登録件数を目標と掲げているが、団体数の目標が不明瞭である。団体数よりも環境に対する啓発等業務の効果が出るよう、登録団体の質の向上を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 3日          エコパートナーの団体数については、令和3年4月策定の第4期四日市市環境計画で目標を変更した。          また、エコパートナーの質の向上については、市の基本方針である上記計画の正しい理解と他団体の活動の状況の共有が必要であるとの認識のもと、令和3年4月3日に開催したエコパートナーミーティングで説明を実施した。          なお、エコパートナーの登録団体目標を第4期四日市市環境計画で100団体から55団体に変更した。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>職員配置が厳しいなか事務の効率的な実施に努め、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う見学団体の減少による事務負担の減少により時間外勤務時間を年間360時間以内に抑えることができたが、年次有給休暇の取得については、十分な成果が上がっていないことから計画的な年次有給休暇の取得に向けた取組みを行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>事務の効率化に努め、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う見学団体の減少による事務負担の減少もあり、時間外勤務時間を年間360時間以内に抑えることができる見込みである。</p> <p>(多い順) 令和4年1月31日時点</p> <p>①職員A 187時間 ②職員B 41時間</p> <p>年次有給休暇の取得についても、効率的な職員の業務配分により取得もしやすくなった。</p> <p>(多い順) 令和4年1月31日時点</p> <p>①職員A 30日 ②職員B 17日 ③職員C 10日</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 来館者アンケートの活用について【住民福祉の向上】</p> <p>来館者にアンケートを取っているが、再度の来館につなげるための仕組みが必要である。また、環境問題に関心がある来館者のアンケートには、施策のヒントとなる意見をいただけるように自由記述的な所を充実させることなど、アンケートの内容を工夫すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>現在、アンケート内容について検討中であり、令和3年度に開催する企画展に合わせてアンケートの内容を見直し、利用者のニーズを把握できるように努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年10月1日～10月31日まで開催した企画展「わたしたちのくらしとごみ」において、子どもでも分かりやすいよう展示とアンケート内容を工夫した。アンケートの意見は令和4年度以降の企画展に繋げられるようにするとともに、内容も回答しやすく分かりやすいものとなるよう考慮していく。そしてアンケートから得た意見も元に、誰にでも理解しやすい展示内容となるよう心掛ける。</p> <p>次年度以降の来館者についても、展示内容が陳腐化しないよう令和4年度に一部展示のリニューアルを実施し、リピーターの確保など来館者の増加に努める。</p>
<p>② 企画展の観覧者数について【有効性の視点】</p> <p>観覧者数の目標を5,000人以上と見込んでいたが、実績は1,973人であった。見込みが減であったことの原因を分析することにより、今後多くの観覧者が興味のあるような企画展につなげていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>観覧者が興味をひくように内容を工夫するため、企画展を受託する業者とも毎月1回以上打ち合わせを行った。観覧者が何かに「気づき」、何らかの行動に繋がられるような企画展になるように取り組みを行い、令和3年度「わたしたちのくらしとごみ展」を9月に開催することを決定した。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>観覧者が興味をひくように内容を工夫するため、企画展を受託する業者とも毎月1回以上打ち合わせを行った。観覧者が何かに「気づき」、何らかの行動に繋がられるような企画展になるように取り組みを行い、令和5年度の企画展につなげていく。令和4年度は、四日市公害判決50年の区切りとして企画展を予定しているが、誰が観覧しても分かりやすいものにしていく。アンケートは基本的に分かりやすい内容を求めており、今後ともご意見をお聞きしながら開催していく。</p> <p>令和3年度企画展「わたしたちのくらしとごみ」 来館者数 1,563人 この企画展は小学校低学年の児童でも理解できるような内容とした。</p>

<p>③ SDGs（2. 飢餓を0に 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう）を基本とした食品ロスの取組みについて【SDGsの視点】</p> <p>「私たちの暮らしとごみ展」の企画展を計画しているが、SDGsを基本とした食品ロスの取組み等を環境部局が火付け役となり、ブームを起こしていくように補完すること。</p> <p>※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月 1日</p> <p>令和3年度企画展「わたしたちの暮らしとごみ展」においてSDGsの視点も踏まえ食品ロス、クールチョイス、海洋プラスチックなど様々な切り口から展示を組み立て、身近な環境課題を「自分ごと」として理解し、その後の各自の生活のなかで何か取り組んでいけるような展示になるよう工夫した。</p>
<p>④ 四日市公害に関する資料の収集、保管について【有効性の視点】</p> <p>ア 公害に関係する資料を収集し、デジタル化することは、公害の記憶が薄れないために重要な役割である。資料の収集とデジタル化について積極的に予算要求をし、公害資料の公開を進めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、公害に関係する資料の収集とデジタル化などの適切な保管に努めるとともに保管資料を研究者等が特別利用できるような制度設計を行った。</p>
<p>イ 大学など研究機関との連携については講座開催の補助にとどまらず、公害関係の資料の収集や調査についても検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度から3年度まで、提携大学側とは新型コロナウイルス感染拡大防止のため大学と連携した講座や展示などの実現が出来ていない状況であることから、今後も大学などの研究機関と協議し、具体的に連携するように努める。資料研究も同様に努力する。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和2年度から3年度まで、提携大学側とは新型コロナウイルス感染拡大防止のため大学と連携した講座や展示などの実現が出来ていない状況ではあるが、大学などの研究機関と協議し、令和4年度は、協働事業を進めていく。一例では、7周年記念講演会で三重大学大学院教授に講演いただく予定である。</p> <p>その他、資料の収集や調査に関する事業については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、その状況にも左右されるが、講座形態をオンライン講座等にするなど開催できるように努める。特に夏休みを中心に連携講座は開催しているので、当館から提案していく。</p>

<p>⑤ 企画展への財団等助成金について【経済性の視点】</p> <p>企画展の開催に際し、公益財団法人岡田文化財団2019年度助成金を申請したものの申請額の2分の1となったが、助成対象経費の精査をし、満額でなかった理由を分析することで今後満額になるように努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>財団への応募が多かったことから配分が少なくなったが、企画展の内容をオンリーワン企画とするなど工夫をすることで助成金の満額確保に努めることとする。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和4年度の企画展「四日市公害判決50年事業」を申請し、要望額の2分の1である100万円の助成が決定した。今回は推薦状を前市長の田中氏からいただき満額助成を目指したが、令和4年度も要望額の2分の1であった。2分の1になった理由は公表されておらず不明であるが、財団側が一定のルールに則って決定している可能性があり、市立博物館も同様の対応となっている。今後も引き続き、助成金の満額確保に努めるとともに、助成金申請のあり方についても検討を行う。</p>
<p>⑥ プロポーザルによる契約について【有効性の視点】</p> <p>当館の運營業務の予算の半分以上をプロポーザルにより委託している。環境学習事業の運営委託等業務内容の把握のため、事業者と密に連携を取ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>新型コロナウイルス渦のなかで環境学習に対するニーズが変わっている面があることから、実施予定の講座内容について市民のニーズの変化に見合うものとなるよう月に1度の調整会議のなかで意見交換を実施している。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

監査結果	対応状況
<p>(4) 主要事業の目標設定のリスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業の件数確保のために審査が甘くなっていないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 指標とするエコパートナー登録件数目標は100団体であり、実績は53団体である。達成目標と現実の乖離が大きく登録を増やすため委託事業等の審査の緩みが危惧される。現実的な登録件数とすることが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>エコパートナーの登録団体数については、令和3年3月策定の第4期四日市市環境計画で市内の環境活動を行う団体の上限を見極め、100は無いと判断し、目標を55団体に設定することとした。</p> <p>毎年、団体の解散などによる脱退や新規登録があるが、エコパートナーの登録数は現時点は57団体である。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>エコパートナーの登録団体数については、令和3年3月策定の第4期四日市市環境計画で市内の環境活動を行う団体の上限を見極め、100は無いと判断し、目標を55団体に設定することとした。</p> <p>毎年、団体の解散などによる脱退や新規登録があるが、エコパートナーの登録数は現時点は55団体である。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 生活環境課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月 9日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
事務処理誤りについて【合規性の視点】 事務処理誤りが17件と多く、基本的な誤りも散見される。事故にもつながりかねないため、内部統制の体制を整備して内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 2年10月21日 会計事務の手引き等を職員全員に回覧し、正しく事務処理を行うよう周知を図った。また決裁承認者及び決裁権者の確認時においても会計規則や根拠法令等に基づく細やかな確認を意識し、事務処理誤りを防ぐよう努めている。

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）                      職員の適正配置と人材確保について                      管理業務の人員数が少なく、勤務時間内は調査・住民応対等で多忙のため、時間外勤務も多く、すべての業務に手が回らない実態がある。また、職員構成について、在職年数が長い職員1人の他は年数が短い職員が非常に多く、在職年数が長い職員に業務負担が偏ったり、その経験知識に頼ったり、蓄積されたノウハウがうまく継承できない部分がある。所属全体で134人と巨大な組織であり、組織・機構改革も進めるとともに、引き続き人事当局に経験や専門知識の持つ職員の必要性を説明し、人材確保に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日                      業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承については、手順書の作成や業務分担の見直しを行うとともに、係内会議等で情報共有、意思統一を図るよう努めている。                      また労務管理を適正に行うことができる職員数、かつ事業を一元化することで効率的に業務を遂行できる組織づくりのため、令和4年度に向けた組織機構見直しを行っている。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月21日                      業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承については、手順書の作成や業務分担の見直しを行うとともに、係内会議等で情報共有、意思統一を図るよう努めている。                      また組織・機構の見直しにより、ごみ収集・処理部門を中心とした環境事業課が設置されることにより、労務管理上適正な規模の人員配置となる予定である。また課内の業務内容が明確となり、担当業務に集中できる環境となることを見込んでいる。</p>

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 令和2年度の時間外勤務が360時間超の職員は7名いるものの、課全体の一人当たり年間平均時間外勤務は、令和元年度より減少している。(令和元年度：350時間 → 令和2年度：315時間) 今後も業務分担及び業務内容の見直しによる効率化を図り、また働き方改革推進本部の通知に基づき朝礼での声かけや職員同士の働きかけにより時間外勤務時間の縮減を図る。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 令和3年度上半期の課内総時間外勤務時間数が1,900時間(令和2年度上半期：2,078時間)と前年より減少した。引き続き業務内容の見直しなど効率的な業務遂行を心掛けるとともに、職員間での声かけなどにより時間外勤務時間の縮減を図る。</p>
--	---

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 公衆浴場助成費補助金について【有効性の視点】 公衆浴場の確保を図るため、法令に基づき、市内4か所の公衆浴場に対し補助金を支出しているが、補助金支出の明確な根拠となる公衆浴場の必要性や需要の程度を十分掌握すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 6月30日 平成31年1月の厚生労働省通知「一般公衆浴場への適正な優遇措置等について」に基づき適正な優遇措置を受けられるよう条件を満たした公衆浴場のみに水道料金を対象に補助金を支出している。 経営者の高齢化などにより年々対象施設が減少しているものの、継続的な利用者があることから、市民の浴場利用機会の確保、公衆衛生の向上及び健康の増進に必要な環境を維持するため事業者への補助は必要と考える。</p>

<p>② 旧慣墓地の管理について【効率性の視点】</p> <p>地域の数ある旧慣墓地については、登記簿上の所有者は市となっているが、実質的な管理運営は、旧来の慣行により地域の自治会や墓地管理組合が行っている。しかし、職員による現地実査も数量が多いために苦慮しているような状況であり、適切な管理実態とはなっていないので、将来の管理運営方法について方向性や方針を立てること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 7月31日</p> <p>旧慣墓地は墓地開設当初より自治会、管理組合等が経営し管理してきたが、法人格のない団体が所有権登記を行うことができないため、戦後土地の所有権が市に帰属されたものである。</p> <p>そのため現状は、旧来の慣行に基づいて各地域でそれぞれ管理されており、市が管理する公の施設としての霊園ではないことから、管理運営方法に係る方向性を定めることについては慎重な判断が必要と考える。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>前回記載のとおり、旧来の慣行に基づき長年地域の墓地として管理されてきた実績があり、かつそれぞれの団体の管理方法が確立されていることから、市が主導で統一した管理運営方針を立てるのであれば、長期的に計画を立て細やかな調整を行うことが必須と考える。そのため、引き続きよりよい方法を模索していく。</p>
<p>③ 北大谷霊園の維持管理について【合規性の視点】</p> <p>北大谷斎場と北大谷霊園の管理運営業務を併せて委託している。霊園における共有部分の除草や通路の水はけなど維持管理に不十分なところが見受けられるので、委託業者に対する牽制をしっかりと行っていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 7月 9日</p> <p>従前より市職員も定期的に現地確認を行って不具合があれば委託業者へ確認及び改善を申し入れているが、委託契約外の部分は市が直接対応している。今後も不十分な箇所を発見した際には委託業者へ速やかな対応を求める。</p>

<p>④ 無縁墓の整理について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>市営霊園のうち、富洲原、富田、塩浜の3霊園については、使用者が不明となっている墓が数多く存在し、実態調査を進めているとのことであるが、多死社会に向けて、全市的な調査を本腰を入れて進めること。また、そのうえで使用者が判明しない無縁墓については、人間の尊厳に関わることもであり、心のこもった無縁改葬の手法を検討しておくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>使用者の調査については現在も墓地敷地内に看板を設置し使用者への申出及び承継手続きを働きかけている。</p> <p>また無縁墓の改葬を実際行うにあたっては死者の尊厳の問題、権利関係など配慮すべき点が多くあり、まずは他市町で実際行われている手法について研究を行う。</p>
<p>⑤ 墓地埋葬法に基づく埋火葬について【効率性の視点】</p> <p>引き取り手のない遺体の埋火葬業務については、件数は少ないものの、個々の事案ごとに、引き取り手を調べる戸籍調査業務、引き取り依頼や委任状取得等の業務、遺体の安置から埋火葬に至る業務等、職員の負担は大きく、また、今後業務量が増えていくことが予想される。行政として、今のうちに対策を考える必要がある。業務の効率的な仕組み作りや、当業務を担うべき部局や業務分担のあり方について検討し、職員の働き方改革につなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>使用者の調査及び現使用者への承継手続きについては、引き続き働きかけている。</p> <p>無縁墓の改葬については、改葬先の納骨施設の用意なども必要であるため、現在推進計画により進めている合葬墓の整備とともに他市の実績及び改葬に至るまでの手法を引き続き研究していく。</p>
<p>⑥ し尿処理経費について【経済性の視点】</p> <p>豊田市、岐阜市、金沢市に比較して処理量1トン当たりの経費が高い。調査により、理由の検証を行うこと。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 7月31日</p> <p>この業務については年々件数が増加しており、調査時間及び手間のかかる案件も多く対応に苦慮しているところである。今後、他市町の状況を調査するなどし、効率的な業務遂行に向けて検討する。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>他市町から得た調査状況でも、当市と同程度の親族の調査を行っており、また死亡の状況によっては親族が火葬を行うこともあることから、効率性のみを重視し調査を省略することは困難と考える。</p> <p>今後は、先進地を参考に当市における事務要領を作成し、効率的な仕組みを構築していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年11月19日</p> <p>金沢市においては収集業務を許可制としており、市の負担する経費は処理に係る部分のみとなっている。また、豊田市・岐阜市においては収集業務を直営及び委託で実施しているが、浄化槽汚泥も含めた全体の処理量におけるし尿収集量の割合が当市に比べ低い。浄化槽汚泥の収集に関しては両市とも許可制であるため収集にかかる市の経費は発生しない。このことから収集に係る経費部分で差が生じていると考える。</p>

<p>⑦ 廃棄物処理施設整備等基金について 約15年後、クリーンセンターの大規模改修工事を行う必要があり、長期的な基金積立等の財政計画を検討していくこと。</p>	<p>【未措置】 令和3年7月31日 クリーンセンターをはじめ他施設の老朽化状況も踏まえ、今後の整備予定を策定したうえで、長期的な積立計画の検討に着手していく。</p>
<p>⑧ 不用額について【効率性の視点】 ア 多くの事業について、不用額が生じている。予算編成においてできる限り正確な執行額の把握に努め、不用額の減少に努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和4年1月31日 クリーンセンターをはじめ所管する施設の老朽化状況及び今後の整備計画を踏まえ、中長期的な積立計画について検討を進めていく。</p>
<p>イ 「し尿収集業務委託、し尿等転送業務委託」において、予算額2億6,400万円に対し、契約額2億4,800万円と1,600万円の不用額を生じている。適正な予算編成を行うため、予実分析を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和3年7月31日 当課事業は年毎に取扱件数や処理量に波があるため、執行額の把握は行っているものの幅をもたない予算要求に踏み切れないところである。今後とも執行額を注視し、不用と判断でき次第速やかに減額補正を行っていく。</p> <p>【措置済】 令和4年1月14日 令和3年度予算について、執行状況及び今後の見込を注視し、工事の入札差金など理由が明らかな事業に加えて、報酬、旅費など予算要求時と実績に差が発生しているものについて減額補正を行った。また、令和4年度予算要求においても、実績のみならず今後の状況の変化見込等を踏まえた積算に努めた。</p> <p>【措置済】 令和3年4月1日 令和2年度においては予算額2億7,115万円に対し契約額2億7,104万円、令和3年度においては予算額2億7,648万円に対し契約額2億7,643万円となっている。今後も状況を見極めた適正な積算を心掛ける。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分任出納員を施設に配置していないため、現金等管理上のリスクはないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ クリーンセンターでは、小口現金（犬猫処分料用）を取り扱っているが、現在、現金出納員となる管理職が常駐せず、再任用職員の現金取扱員が日々の現金出納を確認しており、月末にまとめて出納員（課長）が確認をしている状況である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度、クリーンセンターに管理職は不在であったが、管理職経験のある再任用職員は常駐しており、担当者とともに日々厳正な確認を行うなど、現金の取扱いにおけるリスクを回避してきた。</p> <p>また、令和3年度は再び管理職の再任用が配置されたことに加え、実務においてもこれまで同様の確認作業を継続し、一層のリスク回避に努めていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和2年度、クリーンセンターに管理職は不在であったが、管理職経験のある再任用職員は常駐しており、担当者とともに日々厳正な確認を行うなど、現金の取扱いにおけるリスクを回避してきた。</p> <p>また、令和3年度は再び管理職の再任用が配置されたことに加え、実務においてもこれまで同様の確認作業を継続し、一層のリスク回避に努めている。</p>

<p>(5) 不法行為対応のリスク（不法投棄、資源物持ち去り、暴力対策、警察との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄及び資源物持ち去りへの対応については、個々の通報に対応しきれないリスクはないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p>	
<p>△ 不法投棄への対応について</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、違反者には罰則（懲役、罰金）が適用される。不法投棄物の内容を確認し、行為者が特定できる場合のみ、悪質なものは警察に通報し、合同で現場立ち合いを行い、行為者に指導等を行っている。市民からの個々の通報への対応を適切に行う必要がある。</p> <p>(令和元年度実績)</p> <p>警察への通報 3件、顛末書提出 0件、電話注意 8件、文書注意 6件</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>不法投棄対策については、不法投棄多発地点を中心に巡回パトロールの実施や監視カメラを設置するとともに、自治会等からの要望に対し啓発看板の提供を行うなどして抑止に努めた。</p> <p>また、市民からの個々の通報等に対して現場確認を行い、状況に応じて投棄物の回収や警察、三重県と連携して関係者からの聞き取りを適切に行った。その内容や行為者への指導等の対応状況をシステムに入力し、進捗管理や情報の蓄積を行った。</p> <p>令和2年度には四日市市を美しくする条例を改正し、不法投棄禁止及び悪質なケースについて行為者の氏名等を公表できることを明確化した。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>不法投棄対策については、従来より不法投棄多発地点を中心に巡回パトロールの実施や監視カメラを設置するとともに、自治会等からの要望に対し啓発看板の提供を行うなどして抑止に努めている。令和3年度においても監視カメラ4台の増設を予定している。</p> <p>また、市民からの個々の通報等に対して現場確認を行い、状況に応じて投棄物の回収や警察、三重県と連携して関係者からの聞き取りを適切に実施し、その内容や行為者への指導等の対応状況をシステム入力することにより進捗管理や情報の蓄積を行っているが、これについても引き続き実施していく。</p>

<p>△ 資源物持ち去りへの対応について 「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、違反者には20万円以下の罰金が科される。委託パトロールにより、重点箇所を割り出し、警察と連携して張り込みを行い、告発も行っている。民間の警備会社にパトロールを委託しているが、個々の通報への対応を適切に行う必要がある。 (令和元年度実績) 指導 7件、警告書発布 6件、禁止命令書発布 6件、告発 6件</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日 以下のとおり、個々の通報への対応を適切に行った。 当課に電話、ファクス、電子メール等で通報があったすべての事案を記録するとともに、持ち去られた資源物の種類や持ち去った者の風貌、人数、使用車両などについて、情報の蓄積を行った。また、毎週火曜日の午前8時30分から、委託事業者と打合せを行い、パトロールの状況等の報告を受けるとともに、個別のケースを取り上げて、パトロールの強化や資源物集積場における張り込みの実施など、地域や行為者の特性など、状況に応じた対応の検討を行った。 これらを踏まえて、現地に職員が直接赴き、自治会長や通報者、地区市民センターなどへの聞き取りなどを行うとともに、委託事業者はもとより、警察とも連携しながら地域のパトロールや資源物集積場における張り込みを実施するなど、資源物を持ち去られないよう施策を講じた。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日 個々の通報への対応については、上記のとおり引き続き適切に行っている。 これらの取り組みに加えて、紙類や金属類などを資源化する事業者に対して、資源物を持ち去った者から買い取りを行わないよう、職員が個別に事業者を訪問し、文書で協力を依頼するといった取り組みを行っている。 また、持ち去り行為を常習的に行っている者に対して、罰則を強化する内容などを盛り込んだ「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正案を、令和3年度2月定例月議会に上程することを検討するなど、より一層、資源物を持ち去る行為を防止する取り組みを進めている。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 財政課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月29日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日                      決裁において間違いやすい日付、支出先等をより重点的に確認するべく、課内に注意喚起した。また、予算書や資料をチェックする際のポイントをベテラン職員から経験年数の浅い職員へ確実に引き継ぐため、過去に作成した正誤表を記録として一冊のファイルに取りまとめることで、課内での知識共有を図っている。今後も、事務処理における注意事項等について課内で共有し、内部事務管理の徹底を図っていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について</p> <p>財政課の業務は、決算統計や8月の決算議会への作業を行う6月～8月と、当初予算編成時期の11月～1月に業務が集中している。特に、当初予算編成時期は過労死の労災認定基準の100時間を超える時間外勤務を行っている状況にある。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>新総合計画に則った新しい推進計画がスタートすることなどにより、財政課の時間外勤務時間数は、令和元年度実績は4,639時間（一人当たり平均月48.3時間）となったが、令和2年度実績は4,324時間（一人当たり平均月45.0時間）と若干縮減した。</p> <p>時間外勤務が年間360時間以上であった職員の人数は、令和元年度実績は7名であったが、令和2年度実績は6名となり、1名の減となった。</p> <p>今後は、繁忙期以外の時期において、週休日の振替、ノー残業デーやライトダウン等の実施を周知徹底するとともに、3月中下旬から5月頃は、可能な限り全員が定時で退庁するよう、席に残っている職員への声掛けや抱えている業務の内容を確認する等の対策を実施することで、時間外勤務の縮減を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>当初予算は、各課の予算要求を10月末で締め切った後、11月からヒアリングを開始し、2月議会の議案聴取会の3営業日前までに予算書・予算資料一式を納品しなければならない非常にタイトなスケジュールとなっている。</p> <p>令和4年度予算については、予算要求資料や当初予算資料の提出が遅れている所属には、財政課長から原課の課長に連絡するなど、全体の統制を図った。</p> <p>また、市長との予算調整が終わった後のタイミングで、必ず一日は休みをとるようにするなど、連続勤務とならないよう工夫した。</p>

<p>依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>部長案件を除いた予算調整について、課長と補佐の二人体制で行うことで効率的に調整を進めるなど、これまで時間を要していた作業の更なる効率化に取り組み、職員の負荷軽減に努めていく。また、各担当職員が各部署のレビューに同席することで、事前に事業内容の把握や方向性の理解を深めることでヒアリングの短縮化を図り、時間外勤務の抜本的縮減に取り組んでいく。</p> <p>厚生労働省の定める過労死の労災認定基準を上回る勤務状況の職員数については、予算編成時期の11月から翌年1月にかけて、ひと月あたり100時間を超えた人数が、令和元年度は延べ21人であったが、令和2年度は延べ14人となり、延べ7人の減となった。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年11月から翌年1月にかけて、ひと月あたり100時間を超えた人数は、延べ22人となったものの、推進計画分についてはすべて部長調整のみとし、課長と課長補佐が同席することで一括した予算調整を行い、調整時間の短縮を図った。</p> <p>また、補助金や重点事業等の一次要求分を課長調整、そのほかの一般経費等を課長補佐調整に割り振ることで、12月に集中する予算調整業務を効率的に進めることができた。</p> <p>さらに、当初予算資料について、提出資料を厳選するなどし、職員の負担を軽減する取り組みを行った。</p>
<p>② 時間外勤務の実態把握について</p> <p>働き方改革推進本部を中心に、働き方について積極的に取り組んでいる状況であるが、管理職の時間外勤務の状況については各個人で把握しているにとどまっている。管理職を含め、時間外勤務の実態把握を適正に行い、働き方改革につながる手法を働き方改革推進本部に働きかけていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>新年度予算調整の繁忙期等には所属長も含め一斉に時間外勤務を行っていることから、管理職の長時間労働についても課題であると認識している。管理職の登庁・退庁時間を個人で記録することとなっているが、庶務事務システム等によって管理職の勤務時間も把握できるような仕組みの構築についても人事課と協議していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>管理職の勤務時間も把握できるような庶務事務システムについて、引き続き人事課と協議していく。</p>

<p>③ 予算調整などの効率化について 時間外勤務について過労死の労災認定基準を上回る状況であり、新年度予算調整などの繁忙期について、調整作業の効率化を図るため予算要求時期の前倒しや経常経費の予算調整のパターン化を検討しているが、予算を調整する財政課だけでなく予算を作成する原課にとっても業務量の削減につながるの、予算調整のパターン化などの導入検討を進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 予算要求時期の前倒しや経常経費の予算調整のパターン化等、10月に集中する原課の予算要求業務の負担軽減に努めるとともに、当課においても予算調整に係る時間外勤務の削減に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 令和元年度は10月8日、令和2年度は10月12日に実施していた予算説明会を、令和3年度（令和4年度当初予算）は10月5日に実施するとともに、予算要求を開始し、原課の作業日程をさらに長く確保することができた。調整作業の効率化を図るための予算調整のパターン化などの手法についてはさらに検討を進めていく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 基金の見直しについて【有効性の視点】 ア 各部局において基金を所管しており、基金設置の目的や活用内容の再検討を行い、個別の基金ごとに積立、取り崩しの運用ルールの見直しを行うとしているが、時代に合った対応を行うとともに、市民の理解が得られる見直しを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 例年、運用益の積み立てを行っているが、長期間取崩しを行っていない基金について、引き続き担当部局と活用内容を再検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 まちづくり事業基金においては、令和3年度8月補正で三重とこわか国体・とこわか大会中止による減額の一般財源分を積み立て、令和4年度当初予算で大規模大会補助金などスポーツに関連する新規事業について積極的に取崩しを行った。</p>
<p>イ 本市の将来インフラ及び公共施設の保全、建替、長寿命化等にかかる費用を積立てるためアセットマネジメント基金を設置し、当面は毎年10億円を積立てる方針としているが、将来負担の平準化のためコロナ禍の状況下でも継続して積立てること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日 コロナ禍の影響などによる税収の減はあったものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されたことなどにより、令和2年度は1,005,819千円を積み立て、令和2年度末の基金残高は9,288,764千円となった。令和3年度以降も引き続き継続して一定額を積み立てていく。</p>

<p>② 補助金の見直しについて【有効性の視点】</p> <p>補助金等について、繰越金等が補助金額を上回っている団体や、多額の資産を有する団体については補助金の廃止や削減を検討するなどの見直しを行っている。コロナ禍での影響についての見直しは、公平性の観点をふまえて実施すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>繰越金等が補助金額を上回っている団体や、多額の資産を有する団体については補助金の廃止や削減を検討しているが、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等も考慮しながら、当初予算調整において適正化に努める。</p>
<p>③ 財務会計システムのリプレースについて【有効性の視点】</p> <p>現行の財務会計システムは、例えば支出負担行為の際に債権者コードを入力するが、同一債権者が複数登録されている場合もあり、選択で混乱が生じているなどの様々な使い勝手の悪い面がある。リプレースにあたっては、関係部局と十分協議した上で、様々な入力ミスも事前に排除できるような論理チェックを行い、職員が使いやすいシステムとすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>財務会計システムの業者選定後、関係所属によるキックオフミーティングからリプレースに向けた打ち合わせを行う予定である。リプレースの機会に主要コードの整理、見直しについて提案していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>現行の財務会計システムの使い勝手の悪い面について、業者に提案し、随時打ち合わせを行っている。あわせて、財政課職員が使用する関連システムについても、業務の効率化を目指して改善を図っていく。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

監査結果	対応状況
<p>(4) 内部統制上のリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算執行や支出事務に関する事務処理において、チェック機能が十分働いているのか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ ① 当課は、交付金・繰入金・起債・積立金・繰出金など、多額の歳入・歳出事務の取扱いをしている。適正な事務執行の観点から知識や経験と注意力が必要と想定される。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>交付金・繰入金・起債・積立金・繰出金といった多額の歳入・歳出事務を取り扱っていることから、職員が予算に係る起案を行う際は、担当以外の知識や経験を有する職員による相互チェックを行うことで、適正な事務処理に努めている。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>昨年度決裁との照らし合わせや、専決区分の確認を行うとともに、担当以外の職員による相互チェックを行うことで、引き続き適正な事務処理に努めていく。</p>

<p>△ ② 定期監査において、予算執行や支出事務に対する指摘事項が絶えない。内部統制に関わる機能が十分に働く取組みが必要と想定される。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>年度当初に各課の出納員や出納会計事務担当者を対象に、出納会計事務実務研修会を財政課、会計管理室、調達契約課の3課合同で実施している。この様な機会をとらえて、頻発する誤りについて研修会で取り上げ、全庁的に注意喚起を行い、適正な事務処理を促していく。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>例年4月に実施する出納会計事務実務研修会において、財政課合議の専決区分や債務負担の扱い、流用の制限など頻発する誤りについて研修会で取り上げ、注意喚起を促していく。また、内容の見直しも随時行っていく。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 行財政改革課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月29日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 会計専門監の活用について【有効性の視点】 公会計制度その他専門的な財務会計の事務を処理するため、公認会計士の資格を持った職員が当課に配属されている。職員の公会計制度に関する認識の普及や財務会計に関する専門的な知識・技術を活用した行政改革を進めるため、会計専門監の活動をさらに支援するような体制づくりを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 課内職員の情報共有や連携をさらに充実させるとともに、具体的な案件を進める際には、円滑に他部署との調整が進められるよう所属長による十分な支援体制をつくる。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年11月30日 課内職員の情報共有や連携をさらに充実させるとともに、具体的に事業コスト分析を行った際には、所属長が他部署との調整を行うなど十分な支援体制をつくった。</p>
<p>② 職員による事務改善提案制度の充実について【有効性の視点】 職員による事務改善提案制度「全員参加型カイゼン提案」を実施しており、令和元年度の提案は6件だった。この制度の周知方法や報奨などを見直すことにより、職員からの積極的な提案を促すとともに、良い提案については全庁的な周知を行い、事務改善の取組みを広めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 1月20日 募集期間について、令和元年度は11月25日～2月28日だったが、令和2年度は6月12日～9月30日に変更し、提案数が17件に増加した。また、審査結果を庁内掲示板にて公表する際、「表彰状と図書カード2,000円を授与」と褒賞内容を明記の上、表彰式の様子が分かる写真を添付することで、応募の意欲を高めるとともに職員に幅広く周知した。</p>

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見なし

**2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 指定管理者に係る適正なモニタリングの実施の確保について【有効性の視点】</p> <p>ア 指定管理者に係るモニタリングを実施するに当たって、多数あるチェック項目のうち最低限押さえておくべき項目、チェックする目的・趣旨などを明確にするなどして、指定管理施設所管課の担当職員が人事異動により変わったとしても適正なモニタリングの実施を確保できるような仕組みを確立すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月17日</p> <p>適正なモニタリングの実施を確保できるよう、よりチェックしやすい様式に変更し、マニュアルについても改訂を行うとともに、施設所管課に対し改めて周知した。また、「モニタリング実施手順書」と「モニタリングマニュアル」の2冊を1冊に統合することで、情報を集約し分かりやすくした。</p>
<p>イ 令和2年5月に発覚した指定管理者の元従業員による国の外郭団体からの委託金の私的流用事件を踏まえ、本市は、同種の事件の再発防止のため、指定管理施設所管課に対し、指定管理者が他団体の行う事業に何らかの形で関わる場合には本市との事前協議を指定管理者に対し求めることを指導した。実効性を高めるため、指定管理者が事前協議を怠った場合のペナルティの賦課についても検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日</p> <p>自主事業の実施については、基本的に市の事前承認及び事業報告が必要となっている。指定管理者が直接行う事業でないものについても、何らかの形で関わる事業については、事前協議を求めることを改めて通知した。また、より適正なモニタリングが行えるよう様式を変更するとともに、改善指示、業務停止等の対応についても指導していく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月31日</p> <p>実効性を担保するものとして、モデル基本協定には業務改善指示条項及び業務停止、指定取消条項の記載があり、これを指導することで対応していく。</p>

<p>② 公共施設の最適配置について【有効性の視点】</p> <p>ア 平成25年度に四日市市アセットマネジメント基本方針を策定し、平成30年度には施設ごとに施設カルテを作成し、昨年度はそれを基にそれぞれの施設の分析を実施するなど、公共施設の計画的な更新に向け手順を追って進めてきている。この施設カルテを活用して公共施設の在り方を追求し、最終的には予算提案ができるような形まで充実させること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度に、令和元年度に実施した施設カルテ分析及びあり方検討結果を基に、設置目的等も勘案しながら、所管課において施設ごとの長寿命化計画である個別施設計画を策定した。</p> <p>現在、本計画において「利用検討」となった施設を中心に様々な観点から、行政経営委員会において部局を越えた検討を行っており、さらなる適正化を進める。</p>
<p>イ 公共施設の最適配置を進めるに当たっては、盛岡市などの先進事例を参考に、市民との合意形成を最重要視して取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年12月13日</p> <p>個別施設計画において「利用検討」となった施設を中心に様々な観点から、行政経営委員会において部局を越えた検討を行い、各施設の方向性の素案を作成し、11月定例会月議会の総務常任委員会協議会にて報告した。</p> <p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>②アのとおり、現在、さらなる適正化に向けた検討を実施していることから、方向性が固まり次第、市民や関係団体との合意形成を図る。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>各施設の地元住民や関係者に対して、②アにて作成した素案の説明を行い、意見を聴取し、市民との合意形成に向け取り組んだ。</p> <p>今後も、適宜、説明や協議を実施する。</p>
<p>③ 行政改革プランの市民への広報について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>令和元年度に策定した行政改革プラン2020（計画期間は3年）をホームページに掲載して広報を行っているが、目指している3年後の到達点が見えづらいものがある。概要版を作成したり、目標の指標を分かりやすく解説したりすることにより、市民が行政改革の内容を具体的にイメージできるような広報を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度から令和4年度の3年間の計画期間とする四日市市行政改革プラン2020については、各改革事項における令和2年度の取り組み結果や今後の取り組み内容について個表にとりまとめ、8月決算議会に提出する予定である。この個表上で各改革事項について取り組みに対する効果を記載し、市ホームページにも掲載していくが、さらに分かりやすい記載となるよう努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和2年度から令和4年度の3年間の計画期間とする四日市市行政改革プラン2020については、各改革事項における令和2年度の取り組み結果や今後の取り組み内容に加え、各改革事項について取り組みの効果をイメージできるように個表上に記載しとりまとめた。資料については、8月決算議会に提出を行うとともに、市民への広報のため市ホームページにも掲載を行った。</p>

<p>④ 先端技術を活用した業務の省力化の推進について【効率性の視点】 職員の過重な時間外勤務は、市役所全体の抱える大きな問題である。ICT戦略課と連携してICT化を進め事務の効率化を速やかに図るなど、先端技術を活用した業務の省力化を進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 働き方改革の目的を達成するため、四日市市行政改革プラン2020において、ICT戦略課の改革事項として「AI・RPA等のICT活用による行政事務の効率化と市民サービスの向上」を掲げて、業務プロセスの自動化や業務自体の質の向上に取り組んでいる。今後も、ICT戦略課の行政改革プランの進捗状況を把握するとともに、改革の推進を図る。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 働き方改革の目的を達成するため、四日市市行政改革プラン2020において、ICT戦略課の改革事項として「AI・RPA等のICT活用による行政事務の効率化と市民サービスの向上」を掲げて、業務プロセスの自動化や業務自体の質の向上に取り組んでいる。庁内のWEB会議用ツールの貸出の申請や人事異動にかかる自己申告書の提出などこれまで紙やメールでやりとりしていた庁内の手続きを電子化し業務削減を行っている。今後も、ICT戦略課の行政改革プランの進捗状況を把握するとともに、行財政改革課がAI等導入検討部会のメンバーとして引き続き参加することで改革の推進を図る。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

<p>監査結果</p>	<p>対応状況</p>
<p>(2) 分掌事務が十分に行われないリスク ・ 当課は、平成30年度に、それまでの財政経営課の課内室から改組され、公会計や行財政改革、アセットマネジメント等専門的な業務を担当している。当所属における経験年数が浅い職員が多い。業務に必要なスキル(知識や経験)が適切に継承され、行財政改革の主導的な役割を担えているのか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現) △ 公認会計士の資格を持った会計専門監が当課に配属されており、公会計制度その他専門的な財務会計に関する業務を遂行している。また、令和元年度からアセットマネジメントに関する業務が他課から移管されたが、移管に伴い担当職員も当課に人事異動になり、この業務を継続して遂行している。これらのことも踏まえると業務に必要なスキルは継承されているものと思われる。ただし、当課は少人数の職場であるので、職員間でのスキルの継承については十分注意することが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日 職員全員を対象に研修を実施し、現状進めている業務について情報共有を行うとともに、職員間のスキル継承を図っている。 また、本年度は2名の職員が異動により新しく配属となったため、担当内での引継ぎや打合せを密にし、レベルアップに努めている。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日 職員全員を対象に研修を実施し、現状進めている業務について情報共有を行うとともに、職員間のスキル継承を図っている。 また、本年度は2名の職員が異動により新しく配属となったため、担当内での引継ぎや打合せを密にし、レベルアップに努めた。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 管財課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月27日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>業務委託に係る契約事務について【合規性の視点】 業務委託契約において、業務内容の変更に伴う契約変更の手続がなされず、また、履行確認や現地確認も不十分な事例が見受けられた。さらに、事前調査において上記事項が明らかになってからの対応も不適切であった。委託業務の適切な執行に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 委託先に改めて確認したところ、中止となった作業日の代替として別途作業日を設け実施しており、仕様書の内容は充足していたため、契約変更は必要ないと判断した。 また、指摘を踏まえ、履行報告書の作成について、委託先へ指導を行うとともに、実際に現地確認を行うなど、確実な履行に努めた。 事前調査後の対応については、他業務も含め、業務の適切な執行に向けて課内で再度周知徹底を図った。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 委託業務においては、委託先に改めて確認したところ、中止となった作業日の代替として別途作業日を設け実施しており、仕様書の内容は充足していたため、契約変更は必要ないと判断した。 また、指摘を踏まえ、履行報告書の作成について、委託先へ指導を行うとともに、実際に現地確認を行うなど、確実な履行に努めた。 事前調査後の対応については、他業務も含め、業務の適切な執行に向けて課内で再度周知徹底を図った。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 分かりにくい事務分掌 市有財産の総括について 事務分掌に「市有財産の総括事務に関すること。」とあるが、総括の意図するものについて研究すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 7月31日 管財課では市有財産全般を所掌しているわけではなく、普通財産の管理や市有財産の保険など、あくまで財産管理に関する業務の一部を担っているにすぎないため、引き続き事務分掌と実態が整合するよう検討する。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 管財課では市有財産全般を所掌しているわけではなく、普通財産の管理や市有財産の保険など、あくまで財産管理に関する業務の一部を担っているにすぎないため、引き続き事務分掌と実態が整合するよう検討する。</p>
<p>(3) 職員配置のリスク ① 桜財産区について 山林全7筆中、所在が地図に存在せず、位置や境界が不明な土地が1筆存在する。実際の所在について、管理に携わる地元の高齢者は把握していても若年層には引き継がれていないとのことであり、また、職員も把握できていない。将来的に適切な管理ができなくなるよう、早急に不明地の確定を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 位置や境界が不明な土地1筆については、令和3年度予算で測量費用を確保し、境界立会及び位置の確認を行うようにした。また、立会後は、関係地権者と境界確認書を締結し書類として残すことで、地元の若年層への引き継ぎや、今後の適切な管理が行えるようにする。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し調査した結果、既に公図から抹消され、登記簿のみが残っていることが判明したため、登記簿を抹消する手続きを令和3年度中に行うこととした。</p>
<p>② 職員配置について 監査における質疑において、職員が、管轄する業務内容を十分に把握できていなかった。人事当局には、課の有する経験的な業務知識が確実に継承されるよう、計画的な職員配置を要求するとともに、十分な引継ぎを行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 職員が、担当する業務内容の根拠法令や要綱等を改めて確認を行った。また、財産管理の研修等、可能な限り業務に関する研修に参加し、職員のスキルアップを図った。 職員配置については、特に技術職員の配置について要望を行った。</p>

<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 令和元年度は年間360時間を超える職員（庁舎管理担当）が1名いたため、時間外勤務とせざるを得なかった週休日の勤務に対する振替を取得するよう努めた結果、令和2年度は年間300時間に収めることができた。 また、「何時カエル宣言」のクリップホルダーを導入し、仕事と生活の調和を図る意識の向上を図った。 職員の協力体制や相談しやすい雰囲気づくりに努め、働きやすい環境づくりを進めるとともに、管理職が職員の業務状況を把握し、適切なマネジメントに努めた。</p>
--	--

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① タクシーチケットの保有について【有効性の視点】 タクシーチケットを保有し、必要に応じ各所属へ払出しているが、近年の実績は年に1回、しかも特定所属への払出しのみである。タクシーチケットは、金券に準じた性質を有するため、払出しがほとんどないような状況に応じ、保有を廃止して原課対応に切り替えることを検討すること。</p>	<p>【検討中】 令和 3年 7月31日 タクシーチケットの利用実績は減ってきているが、急遽タクシーを利用する必要性が生じることもあることから、庁舎管理、公用車管理といった庁内全体に関することとして管財課で保有している。 しかしながら、タクシーチケットの保有について、近年実績がある職員にはマイクロバスによる対応ができないか相談しているが、「いつ、どの所属が利用するかわからない」こともあることから、引き続き検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日 「いつ、どの所属が利用するかわからない」こともあることから、庁舎管理、公用車管理といった庁内全体に関することとして管財課が保有しているが、保有先を主な使用部署に換えることについて、引き続き検討していく。</p>

<p>② 市が管理する山林の管理について【有効性の視点】 市が管理する山林について、複数の所属で所管している山林の管理を一元化するなど、有効な利用管理の方向性について検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 7月31日 市が管理する山林のうち、約半分が行政財産となっており、それぞれ用途が異なるため、各所属で管理を行うのが適当である。残りの山林は、普通財産であるが、3分の2が土地開発公社の解散に伴い引き継いだ土地であり、残りの3分の1が管財課所管の山林（市有林）となっている。管財課所管の山林（市有林）については、森林経営計画を基に地元と協議の上、山林の管理を検討していく。</p>
<p>③ 株式等の保有について【経済性の視点】 経緯があって、株式及び出資による権利を保有している。株式市場に上場されていないため売却することは現実には困難なことは理解できるが、市民の財産であり、また当課は市の財産管理について総括する立場にもあるため、他市町の状況も調査したうえで、保有することの妥当性について検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 7月31日 県内や愛知県など他市の状況を調査したところ、株式を保有している市は、過去からの経緯の中で地元企業の株式を保有しており、処分・譲渡を検討しているところはなかった。市が保有する株式等の妥当性については引き続き検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 非上場株のため証券取引所を通じて売買することができず、売却するには買主と譲渡価格等合意を得る必要があり、株の評価や手続き等について専門職に依頼しなければならないなど、売却することは課題も多いこと、また、配当金の収入もあることから保有することが妥当と判断した。</p>
<p>④ 事務処理について【合規性の視点】 広範囲にわたる事務を取り扱っているが、事務処理誤りを生じないように、丁寧な事務処理を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 事務処理誤りが生じないように、引き続き、主担当・副担当制による複数名で確認を行うとともに、各自マニュアルを作成し、職員間での共有を図った。</p>
<p>⑤ 工作物の管理について【効率性の視点】 本庁舎等の工作物について、今後の維持管理のことを考え、現状を正確に把握できるような台帳記載の様式を検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 工作物は公有財産事務取扱規程第16条（別表）に基づいて分類している。 公有財産（工作物）台帳には、取得年、取得価格以外に財産の形状・寸法・材質等、財産管理を行う上で必要な情報が記載されている。今後も現状を正確に把握できる内容の記載を行うよう徹底することとする。</p>

<p>⑥ 石碑の安全管理について【有効性の視点】</p> <p>市内各所にある石碑について、毎年1回、各管轄課に定期点検を指示し、点検結果に基づき台帳を作成し、安全対策が必要な場合は、各所属において適切な処理を行うよう周知しているとのことである。さらに、安全対策が必要なものは措置を指示して、結果報告を求めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>令和2年度より、石碑のひび割れや傾きなどにより、安全対策が必要なものについては、担当課に現状の聞き取りを行い、必要な措置を講じるよう指示した。また、安全対策を行った石碑については、庁内掲示板にて報告書の提出を求めるよう掲載した。</p>
<p>⑦ 公用車の事故防止について【有効性の視点】</p> <p>毎年、公用車の事故が多い。当課は公用車の安全管理も担っており、公用車の運転を行っている各部局とともに、両輪で、当課が公用車の安全指導を徹底していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>公用車の運転については、安全運転の啓発や、発生した事故の分析等を掲示板に掲載し、職員への注意喚起を行っている。</p> <p>また、事故を起こした職員は、免許センターでの講習に参加し、経験豊富な専門の職員による指導を通して、交通マナーや交通安全意識の向上を図るよう努めた。</p>
<p>⑧ 桜財産区の約4千万円の繰越金について【経済性の視点】</p> <p>過去の山林経営による収益とのことであるが、現在明確な用途がなく、毎年度繰越が続いている状況にあり、今後の活用について検討していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度は、さくら、もみじなどの苗木を購入し、山林育成に努めた。今後の経費の支出については、現在作業員が高齢化しているため、安全性の高い機械や作業効率の良い機械など作業負担を軽減するための機器の購入など、地元と協議しながら有効な予算活用を検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月31日</p> <p>管理会において用途について検討したところ、令和4年度は財産区内の環境整備として大規模な側溝清掃を実施することとなった。</p> <p>今後も引き続き、毎年計画的に用途について検討していく。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 市民税課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月27日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（4）職員配置上のリスクと職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年々増加し状況が悪化しており、月200時間を超える職員が何名もいるのは異常である。平準化できる業務は平準化し、必要性が低いと判断できる業務があれば削減すると並行して、職員の増員について人事課と引き続き強く交渉すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>特定の時期に集中する個人住民税の当初賦課業務について、係間での業務応援や部内外からの市民税課経験者による応援などにより、できる限り業務の平準化を行ったことにより、月200時間を超える事例はなくなり、前年度と比較して451時間の削減に努めてることができた。しかしながら、申告期限から賦課決定までの期間が短いことに加え、税額の算定に関わる膨大な情報を処理する必要があることなどから、一年を通じた業務の平準化は困難であり、職員の時間外勤務の改善、ワーク・ライフ・バランスの充実には至っていない。</p> <p>そのような状況から、令和4年度職員配置計画において、これまでに引き続き正職員の増員及び欠員となっている再任用職員の配置を強く要望したところであり、今後も粘り強く人員要望を行い、適正な人員が配置されるよう取り組んでいく。また、当初賦課業務が落ち着く8月以降、改善可能な作業の洗い出しや検証等を行うこととしており、その結果を踏まえて今後の業務改善や事務量の削減につなげていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和4年度職員配置計画において、正職員の増員及び欠員となっている再任用職員の配置要望を行ったところであったが、その後新たに育休取得予定の職員が複数名見込まれることとなり、改めてそれも踏まえた人員配置の実現をより一層強く求めた。しかしながら、育休取得予定の職員の把握が年度終盤であったため、令和4年度については正職員による代替措置が叶わないことも想定し、会計年度任用職員の活用も含めた業務運用も考慮していく。併せて、令和3年度から検討中のRPAに適した業務について、令和5年度導入に向けてシステムベンダーとの調整を進めていく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 税の賦課決定のリスク</p> <p>① 課税誤り</p> <p>ア 令和元年度においては、課税誤りの件数は減少してはいるが、ゼロにするために、ダブルチェックに加えて、上司によるチェックといったカバーがなされる体制の構築も重要である。また、職員への注意喚起だけでは限界があるので、システム的なチェックの仕組みを作ることも検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>過去に発生した課税誤りの事例（内容・原因）をピックアップし、同じ誤りを繰り返さないよう反省会等を通じて情報共有を図るとともに、当初賦課や申告受付等の実業務に入るタイミングでも、改めて注意すべきポイントについて事前の周知に努めた。それらに加えて、以前から取り組んでいる職員によるダブルチェック体制を継続・実施した。</p> <p>しかしながら、課税誤りを無くすことはできなかったため、実現に向けて引き続き慎重な事務処理に取り組むとともに、有効な方策について検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>以前より取り組んでいる職員によるダブルチェック体制を継続・実施した。それらに加えて、過去に発生した課税誤りの事例（内容・原因）をピックアップし、同じ誤りを繰り返さないよう反省会等を通じて情報共有を図るとともに、当初賦課や申告受付等の実業務に入るタイミングでも、改めて注意すべきポイントについて事前の周知に努めた。</p> <p>システム的なチェックについては、課税誤りの原因がシステムのプログラムミスによるものもあったため、職員側からの意見、提案の聴き取りや運用状況等の把握にも注視してもらうようシステムベンダー側にも求め、効率的かつ正確なチェック仕様・体制を構築し、課税誤り「ゼロ」の実現に向けて、日々の各種事務処理についても慎重かつ公正な事務処理に取り組んでいく。</p>

<p>イ システムのプログラムミスの原因として、令和元年度及び令和2年度のふるさと応援寄付金に基づく市県民税の控除額に誤りが発生している。令和2年度中に、システムの入替が予定されており、その際には現在のような四日市市独自のシステムではなくパッケージのものを導入することである。その方が効率もよく、問題も生じにくいので適切といえるが、今後も課税誤りには十分注意すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和3年1月に移行した新システムにおける各税目各業務の運用について検証・確認等を行い、引き続き厳しいチェックに取り組みつつ、効率的かつ正確な事務処理を徹底し、適正な課税に努め、税財源の確保につながるよう取り組んでいく。</p> <p>加えて、システムベンダー側のプログラムミス等による課税誤りを未然に防ぐためにも、税制改正などによるシステム改修の概要、仕様、効果、運用などの事前説明やテストのチェックシート等の資料提供を随時先方に求め、連絡・意思疎通を密にすることにより、更なる事務の改善や精度向上を進めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 8月 6日</p> <p>システムベンダー側のプログラムミス等による課税誤りを未然に防ぐ対応として、令和3年8月6日をもってシステムベンダー側に従来のシステムエンジニアとは別系統の部署として人員を配置してもらい、ICT戦略課に常駐を基本とすることとした。それにより、市民税課と従来のシステムエンジニアとの間で、相談・提案・仲介などを担ってもらい、お互いにとって曲解のない正確な意思疎通を密とすることができ、更なる事務の改善や精度向上を行った。</p>
<p>② 税の公平性の担保</p> <p>個人市民税未申告者について、その調査や把握には相当の時間や費用を要するが、適正に申告し納税している市民に説明できるよう、強い意識を持って、税の公平性を担保するべく未申告者の把握及び納税の促進に努めること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 7月31日</p> <p>本市が元々行っている給与支払報告書未提出事業所への指導に加え、法人市民税申告や国税当局からの提供資料である「源泉徴収義務者一覧表」も有効活用できるよう国税当局等への照会を重ね、引き続き個人だけでなく事業主サイドからのアプローチについても検討していく。</p>
	<p>【 検討中 】 令和 4年 1月31日</p> <p>法人市民税申告や国税当局からの提供資料である「源泉徴収義務者一覧表」も有効活用できるよう国税当局等への照会や本市が元々行っている給与支払報告書未提出事業所への指導に加えつつ、引き続き個人だけでなく事業主サイドからのアプローチについても検討していく。</p>

<p>(4) 職員配置上のリスクと職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>新税務システムを令和3年1月に導入して以降、令和3年度第一四半期にかけて同システムによる当初賦課業務に初めて取り組んだが、従来から作業方法や運用が大幅に変更され、職員のシステムに対する慣れや習熟度の不足も相まって、想定していた以上に労力を要することとなった。加えて、個人住民税について、新型コロナウイルス感染症の影響による確定申告期限の延長により、賦課決定までの作業期間を十分確保できない事情から、休日出勤により各種作業を進めざるを得ない状況が続き、職員の時間外勤務の改善、ワーク・ライフ・バランスの充実には至っていない。</p> <p>今後、新税務システムによる当初賦課業務について、生じた課題や問題等を税目ごとに振り返るとともに、改善可能な作業の洗い出しを行い、業務の最適化や時間外勤務の縮減につなげていく。また、休日出勤に際して可能な限り週休日の振替を行っており、令和2年度の6日に対し、令和3年度は7月末時点で46日と大幅に促進した。やむを得ず休日出勤して業務を行う場合でも、できる限り週休日の振替により休日の確保に努め、職員の健康に配慮するよう所属全体で取り組んでいく。</p>
<p>② 職員の育成について、研修はすでに行われているが、職員ごとに知識や実務能力をいつまでにどこまで引き上げるというパーソナルプランを立てること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>新税務システムによる当初賦課業務後において、生じた課題や問題等を税目ごとに振り返るとともに、改善可能な作業の洗い出しを行った結果、令和5年度を目標に実現可能な作業についてRPAを導入して、職員の作業負担の削減や時間外勤務の縮減につなげていく。また、できる限り週休日の振替により休日の確保に努め、職員の健康に配慮し、働き方改革への取組みについても所属全体で取り組んでいく。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>職員の経験年数に応じた計画を立て、それを実行することにより知識と実務能力の向上を図った。</p> <p>配属1年目の職員については、地方税の賦課徴収に関する基本的な考え方を学ぶ機会を可能な限り設けるとともに、演習やOJTにも取り組むこととしており、それらを実践したことにより、窓口や電話応対が早期に対応可能となった。</p> <p>また、配属2～3年目の職員については、年間を通した課税の流れを体得し、広範で深い課税の専門知識を身に着けることを目標とし、実務経験が豊富な職員による指導や研修の機会を設けることなどにより、職員の育成を図った。</p>

<p>③ 時間外勤務を減らせるよう、市民税申告から納税通知書の発送の時期まで継続して業務に当たれるよう人事異動の時期をずらしたり、電子データでの申告を増やしたりするなどの方策を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月 31日</p> <p>人事異動の時期の変更については、全庁的な影響が非常に大きく、ひいては職員の採用時期なども考慮する必要が出てくるため、実現の可能性は低いと聞き及んでいる。長期的には検討すべき課題と認識はしつつ、基本的には増員要望を中心に人事当局に交渉していく。</p> <p>また、更なる電子データを活用した課税を進めるため、例えば市のホームページ上で、市民税申告書や各種申請・届出の作成等ができるよう検討していく。</p>
<p>④ 時間外勤務が多い状況下において、職員が負担の重さによって心身を壊すことがないようなフォローをしていくこと。かつ、状況を多少なりとも改善するためにも、特殊な業務についてだけでなく通常の業務の課題解決の検討のために、他市への視察等の情報収集を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月 5日</p> <p>長時間の時間外勤務を行い、人事課が毎月実施している「産業医による職員の面接保健指導」の報告対象となった職員を中心に、市民税課としても状況の聴き取り等を実施し、業務の進捗や割り振り等を考慮している。</p> <p>また、住民サービスの向上や勤務状況の改善等の参考とするため、令和2年7月29日に先進市の姫路市を視察し、納税通知書のユニバーサルデザイン化やその運用について情報収集を行った。さらに、市民税申告受付業務の委託化や市役所での確定申告受付業務の廃止などの取り組みの内容とともに、それによる業務量及びコストの削減成果について聴き取りを行った。その内容について十分検証を行い、本市における実現の可能性について判断していく。加えて、令和3年7月5日、本市が令和3年1月に採用した税務システムを数年前から導入している鈴鹿市から、システムの特長や運用に際して注意を要する事項などについて聴き取りを行ったため、その内容を課内で情報共有し、今後の効率的かつ適正な業務遂行に有効活用していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① ふるさと応援寄付金について【経済性、有効性の視点】 市税の控除額は増加し、本市への寄付金との差は増大している。本市にとってもっとも適した対応を、関係課と連携し、他市の取組みも研究しながら検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 寄附金の受け入れの増加や本市の認知度向上を図るため、より有効な方策やスキームについて、広報マーケティング課と連携しながら協議・検討を行っている。民間のふるさと納税支援サービスの更なる活用を検討するなど、ふるさと応援寄附金に係る業務の負担軽減を図りつつ、寄附者に対する訴求力を高め、本市の寄附受入額と個人市民税控除額による収支差の改善や、本市の魅力発信に資するよう取り組んでいく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 寄附受入額の増加に向け、ふるさと納税に関する企画・広報を担当する広報マーケティング課と連携を図り、魅力ある地場産品等を返礼メニューに加えることや本市の魅力を情報発信するなどの取り組みを進めている。 また、個人市民税控除額に関し、特定の手続きを経た場合、従来の所得税(国税)からの控除ではなく個人住民税(地方税)から控除される仕組みとなった制度について改善を図ることや、本市を含む地方交付税の不交付団体に対しても交付団体同様に公平な補填がなされるよう、市長会や税務関係団体を通じ、国に対して税制に関する要望を行った。ふるさと納税制度の設計上、本市と同格都市や人口が多い都市部の自治体においては収支差を大幅に改善させることは困難であるが、少しでも改善を図るとともに本市の魅力を発信するツールとして活用できるよう関係部局と連携しながら取り組んでいく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) ITシステムのリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム関連の業務委託契約は、職員にプログラムに精通した者が少ないことから、不適切な契約となる可能性はないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 委託料の価格決定において、職員の情報不足から、委託先相手方の一方的な要求をのんだり、メンテナンスなどの依存関係から、双方のなれあいによって不適切な金額で契約締結することになるリスクが想定されるので、客観的に適正な設計金額を設定するような手立てを講じる必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>積算価格が50万以上の業務委託で、単独随意随契によるものは、事前に「外部委託等適格審査部会」に内申し、承認を得た上で契約締結を行っている。</p> <p>また、システムやプログラム改修関連の契約については、内申書を調達契約課に提出する前に、ICT戦略課において、設計金額、仕様、随意契約理由の審査を受けて契約を行っており、不適切な契約とならないようリスク回避に努めている。</p> <p>なお、上記以外の契約についても「物品、業務委託等随意契約ガイドライン」や「支出事務の要点」などのマニュアルを活用し、日々の事務処理を遂行している。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>引き続き同様の対応で取り組んでいる。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 資産税課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月22日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 職員配置について 職員配置について、正規職員の数が近隣類似都市と比べても少なく、会計年度任用職員（パートタイム）の比重が高い。職員の質を上げて均質な課税を担保するため、継続して内部研修を充実させるとともに、強く職員配置を要望していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 家屋評価研修においては、同一の家屋の实地調査及び評価を班ごとに行い、結果について、係員全員で検討し目揃いを図った。また、各係において、月1回程度定例的に行っている係会議で困難事例の検討を行うなど、情報共有に努めた。なお、实地調査は2名で行うことを原則とし、实地での指導による技術継承に努めた。これらの研修に加えて、専門的知見を活用した評価研修の外部委託を予定しており、職員の更なるスキル向上に努めたい。職員配置においては、育休代替としての正規職員の配置に至っていないため、令和4年度に向け、引き続き育休代替職員4名について正規職員を配置するよう強く要望している。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 外部委託した評価研修においては、固定資産評価と鑑定評価の異同や全国的な地価動向から本市における具体的な内容等、不動産鑑定士の視点から話を聞くことができ、職員の基礎知識定着と評価スキル向上に繋がった。職員配置においては、育休代替職員について正規職員を配置するよう、引き続き強く要望していく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>契約事務について ア 分割発注について【合規性の視点】 同種の消耗品の購入において、2回に分けて契約されている事例が見受けられた。四日市市事務専決規程では10万円以上の物品の発注は調達契約課の専決事項となっている。安易な分割発注と思われるような契約は慎むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月 5日  課内会議及び係会議において、事務処理方法の認識不足による同様の誤りが生じないよう事例を紹介するとともに、「会計事務の手引き」に基づいて支出事務を行うよう周知した。また、係長、課長補佐に対しては、決裁の際に確実なチェックを行うよう指導した。</p>
<p>イ システムの保守管理等に関する委託契約について【合規性の視点】 発注において、綿密な積算がなされていない事例が複数見受けられた。別業務にもかかわらず、原課契約の対象となる金額（委託業務は50万円未満）の上限に近いほぼ同一の設計金額となっており、また、直接費が一式で記載されており明細がなかった。システム関連の業務委託契約は、その性質上、システム開発業者への単独随意契約になりやすく、税務事務に関する業務委託も例外ではない。そのため、そのシステムに関連した契約を同一業者と締結する際に、価格形成において委託先相手方の一方的な意思または双方のなれあいによって不当な金額で締結するようなことが起こらないよう、綿密な積算を行うとともに、明確で公平さが確保できるような発注を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年10月30日  発注時に綿密な積算を行うことはもちろん、翌年度当初予算要求の時点で、委託業務内容の仕様を十分精査し、綿密な積算を基に予算要求するよう改めた。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 家屋調査の体制について 家屋係のパートタイム職員は、繁忙時には、家屋評価のための調査にも同行しており、固定資産評価補助員証を所持していないため、評価・課税に関する一般説明業務を行っているとのことであるが、適正な家屋評価に影響がないよう、正規職員から、十分に指導・牽制を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 2日  家屋調査の説明業務は、正規職員が行う説明を実地で数回聞いた後に、正規職員の前で十分に練習をしてから、実際の調査で行うようにした。調査時には、正規職員は、必要なフォローが直ぐにできるよう、パートタイム職員が説明している様子を常に気にかけてながら調査するよう徹底した。</p>

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月 31日 令和2年度は、3年に一度の評価替えと新税務システム導入に伴う業務量が増加したことに加え、前年度2名であった産育休取得者が4名となった。職員の係替えなどを行い業務量の平準化を図ったが、時間外勤務の1人当たり月平均時間数は22時間となり、前年度と比べて8時間増加することとなった。時間外勤務の事前申請とノー残業デーの実施を徹底するとともに、年間10日以上の子休取得を目標とし、引き続き、時間外勤務の縮減と働き方改革に取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月 31日 令和3年12月末時点での令和3年度の時間外勤務の1人当たり月平均時間数は19時間となり、前年同時期と比べて3時間増加することとなった。この主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策室の兼務業務と保健所の聞き取り業務である。それらの特殊要因を除いた通常業務においては、土地登記データベース構築に伴う業務量が増加する中、業務分担を適宜見直し、前年同時期と比べて1時間削減することができた。今後も、時間外勤務の事前申請とノー残業デーの実施を続け、年間10日以上の子休取得を目標とし、働き方改革に取り組んでいく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 税額更正の原因について【効率性の視点】 土地家屋の所有権移転の把握漏れを複数職員による再確認の徹底などにより防止し、適正課税に努めている。しかし、税額更正の内容は、小規模家屋の取壊しや増築の調査漏れによるものが多く、また住宅用地の特例の認定誤りによる返還金が生じた事例もある。税額更正が生じる根本的な原因について研究すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 8日 税額更正が生じる根本的な原因について、会議等で研究を行い、税額更正の多くの根本的な原因は、変更の登記がなされないことによるものであることを課内全体で再確認した。そして、登記申請をしない場合でも、異動があった場合は市に連絡をもらえるよう、広報やホームページ、納税通知書、訪問調査時など、あらゆる機会をとらえて周知に努めることを共有した。また、字が小さくて見づらいという声があった納税通知書を令和3年度課税分から、サイズを大きくし、フルカラーにするなど、見やすいデザインに変更し、所有する資産の内容を確認し易いように改善した。</p>
<p>② 予算の編成・執行について【法規性の視点】 当初予算に計上されていなかったA3サイズの地籍集成図の作成業務委託を契約差金による予算残額で追加発注している。業務で必要なものについては当初予算で確保して対応するよう極力努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年10月30日 当初予算要求時に、将来、必要となってくる業務について中長期的に検討したうえで、翌年度に実施すべき業務について課内全体で共有し、業務の仕様を精査したうえで、予算要求を行った。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 土地評価関係業務の委託に伴うリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地評価額の形成において職員のチェック機能が適切にはたらいっているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (△可能性あり、○予防策あり、×発現)</p> <p>△ 土地(市街地宅地)の評価替に当たっては、約1,000地点の標準宅地を市で選定し、その標準宅地について、一般社団法人三重県不動産鑑定士協会への委託により算出した鑑定評価を基に、職員が標準宅地価格を算出している。さらに、その標準宅地価格を基にした各路線価(案)の算定を業者への委託(四日市市固定資産土地評価及び地番参考図修正業務委託〔入札による業者選定、委託期間平成30~32年度〕)により行っており、職員がそれを検証し、市内の各路線価を決定し、路線価を基に評価額を決定している。土地評価額形成において、職員のチェック機能が適切に働くよう留意されたい。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 7月31日</p> <p>標準宅地については、土地係において各地区担当職員が鑑定価格を確認し、その鑑定価格に基づき、最終の標準宅地価格を算出している。路線価についても業者に任せきりではなく、各地区担当職員が検証を行ったうえで評価額を決定している。</p> <p>また標準宅地鑑定価格と路線価は、標準宅地鑑定価格が決定し、その価格を路線価に流し評価額が決定するという連続性の関係にあるため、市のチェックのみならず一般社団法人三重県不動産鑑定士協会と路線価算定委託業者との3者による意見交換の場を設けるなど、土地評価額形成において職員等のチェック機能が適切に働くよう努めている。今後も引き続きチェック機能が働くよう努めていきたい。</p>
	<p>【対応状況】 令和 4年 1月31日</p> <p>標準宅地の鑑定は評価替毎のため3年に一度となり、残りの2年は、標準宅地の鑑定価格に地価下落を反映させた時点修正を行う。</p> <p>この時点修正においても標準宅地の鑑定と同様、標準宅地及び路線価の時点修正後価格について、各地区担当職員が確認・検証を行っている。また、一般社団法人三重県不動産鑑定士協会と路線価算定委託業者との3者による意見交換の場も同様に設けている。</p> <p>今後も引き続き、土地評価額形成において職員等のチェック機能が適切に働くよう努めていく。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 収納推進課
- 3 監査実施期間 令和 2年 7月22日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 滞納原因の把握について【有効性の視点】</p> <p>滞納者のそれぞれの状況や情報を分析し滞納原因を的確に把握した上で、それらの情報を全滞納事案に係るデータとして集約管理し、もって滞納事案を類型化し類型ごとの進行管理を行うなど効果的な滞納整理事務に役立てること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>滞納の原因は、納税相談で傾聴し、また聞き出すことを通して把握している。それらは、低額や不安定な収入、扶養や介護、学資などの支出、また借金や浪費などに分類できる。また、滞納整理システムに滞納の原因を記録して効率的に組織内共有することにより、継続した効果的な納税催告や納税相談などに役立てている。引き続き、滞納の原因を踏まえた滞納整理に取り組んでいく。</p>
<p>② 訪宅による税の納付相談の実施について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>滞納者に対する税の納付相談は、市役所への来庁を促す方法により行っている。しかし、生活困窮により税を滞納している者には訪宅による納付相談を行うことにより、その者の生活状況をより正確に把握でき、その者に合った対応が可能になるなど、滞納税の円滑な徴収に役立つケースもあると思われる。これまで以上に個々の事情に合わせた丁寧な対応となるよう、訪宅による納付相談の積極的な実施について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>市民の生活態様に応じて、来庁または電話による納税相談を基本とし、高額や悪質な場合などには訪問による納税相談を行うこととしている。一人暮らしの高齢者などで必要な場合は、訪問による納税相談を行うこともある。引き続き、来庁や電話による納税相談が困難であって必要な場合は、滞納の原因や収支の状況など個々の事情に合わせた滞納整理に取り組んでいく。</p>

<p>③ 訪問徴収における公平性等について【有効性の視点】</p> <p>職員が納税者を訪問して税を徴収する訪問徴収については、滞納整理の場合にのみ行うとの説明があったが、納期限内の徴収のものが数件あった。訪問徴収には、頻繁に訪問することにより生じるリスクや職員が多額の現金を取り扱うリスクが内在することを踏まえるとともに、法的根拠に依拠した上で、効率性や公平性を考慮した税徴収の方法を選択すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月30日</p> <p>市民の生活態様に応じて、訪問型滞納整理よりも催告型滞納整理を基本とすることとしている。滞納を繰り返す者が必要な場合は、個々の事情に合わせて滞納整理として納期限の前に電話催告のうえ訪問徴収することもある。また、訪問徴収では、関係法令に基づく範囲内の取り扱いとして、事前計画での2人以上による直行直帰を徹底している。引き続き、効率性や公平性を考慮したうえで個々の事情に合わせた収納方法を選択していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>訪問徴収の6件については、再度、自主納付を強く働きかけ続けたところ、自主納付に応じる意向を引き出すことができ、自主納付の継続状況を監視していく。</p> <p>また、担税力があるにも関わらず、催告や交渉を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>平日の夜間窓口や月1回の日曜窓口、定期的な土曜催告を行っているが、振替休暇や時差出勤により時間外勤務の縮減に努めている。また、煩雑で期日のある収納や充当還付の事務は、裁量の余地が少なく、部分的な協力が困難な専任的な事務である。それに加えて、令和元年度及び令和2年度は収納管理システムと滞納整理システムの更新があり、業務量が増加する中、出産育児休暇の取得が令和元年度に2人、令和2年度に4人となった。それに対して職員1人を増員（令和2年度）のうえ積極的に係内や課内の異動や協力態勢づくりを行った。そして、時間外勤務計画管理、ノー残業デイ（プラスワンも含む。）や帰る時刻宣言などを積極的に推進し、時間外勤務の縮減を図ったものの、年間360時間を超える職員が令和元年度6人、令和2年度8人となった。引き続き、「早帰り日のオフな時間を楽しむ」ことの推奨、ワーク・ライフ・バランスの生活習慣、時間外勤務の縮減に取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>平日の夜間窓口や月1回の日曜窓口、定期的な土曜催告を行っているが、振替休暇や時差出勤により時間外勤務の縮減に努めている。また、煩雑で期日のある収納や充当還付の事務は、裁量の余地が少なく、部分的な協力が困難な専任的な事務である。そして、時間外勤務計画管理、ノー残業デイ（プラスワンも含む。）や帰る時刻宣言などを積極的に推進し、時間外勤務の縮減を図っている。しかしながら、令和3年度においても出産育児休暇等の職員が5人おり、新型コロナ対応の職員が7人出ているなど厳しい状況ではあるが、業務の効率化を図るとともに、引き続き、「早帰り日のオフな時間を楽しむ」ことの推奨、ワーク・ライフ・バランスの生活習慣、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。</p>
<p>(3) 滞納処分が公平公正になされないリスク</p> <p>平成28年度に明らかになった滞納処分に係る不適正事案（特定の滞納者に対する差押え等を怠っていた事案）について、原因がどこにあったかを再確認し、対応困難案件に関するガイドラインの作成などにより全庁的に対応方法を共有化できるようにし、引き続き再発防止に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>執拗に同じ職員を指名して難癖や言いがかりを付けるなどの関係を未然に防ぐため、職員個人ではなくて組織的な対応の徹底、用務外ではなくて用務による対応の徹底を図っている。また、不当要求行為等対策マニュアル、不当要求法令遵守相談窓口設置要綱、職員に対する暴力行為等の対策に関する要綱を徹底し、引き続いて再発防止に取り組んでいる。</p>

<p>(4) 職員の生命身体の安全が確保されないリスク 全国的に職員に対する暴行事件が多発しており、当課が所掌している業務においてもそのリスクは大きいものと考えられる。職員の生命身体の安全を守るため、警察との連携やソフト面（危機管理対応スキル等）での教育などその対策を充実させること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 職員に対する暴力行為等の対策に関する要綱により、所属長をはじめとする役職者や暴力行為等対策推進員が率先して、また中心となって庁内または庁外における暴力行為等の予防及び排除に努めている。また、暴力追放推進運動の推進、受付カウンターと相談室入口には防犯カメラの設置、課内と相談室には警察署と法令遵守推進監の連絡先の掲出を行うとともに、朝礼での注意喚起をはじめとする職場研修も実施している。</p>
--	---

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>税に対する高度で専門的な技術・知識の職員間における継承伝達について 【有効性の視点】 当課は、債権管理に関する高度で専門的な技術・知識を要する業務を担っている。さわやかコールを担当している会計年度任用職員（フルタイム）も含むベテラン職員や三重地方税管理回収機構へ派遣された職員からの技術・知識を継承伝達する仕組み（研修、OJTなど）を強化すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 債権管理に関する基本方針、債権管理マニュアル、滞納整理マニュアルを徹底している。日常的なOJTによる対応協議、徴収係会議やさわやか会議の月1回開催、業務担当の年度ローテーション、外部研修への参加、三重地方税管理回収機構へ派遣された徴税吏員の配属などにより、法令に基づいた滞納整理ノウハウの持続と継承に努めている。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 都市計画課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月20日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 執行のない補助金について【有効性の視点】                      生垣設置助成金など何年も執行がない補助金制度があるが、時代やニーズに合っているかを考え、不要なものはやめ、改善の必要があるものは改善すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日                      生垣設置助成金については、令和2年度に2件の執行があった。狭小宅地改善支援事業については、令和2年度に制度の一部見直しを行い、1件の執行があった。引き続き利用促進に向け、市ホームページや広報よっかいちなどで制度の周知、啓発を行うとともに、相談があった際にニーズを聞き取るなど、制度の必要性について検討していく。                      移住促進空き家リノベーション事業については、令和2年3月に廃止した。</p>
<p>② 効果的な予算の執行について【有効性の視点】                      住み替え支援や空き家リノベーションのための住宅施策推進事業、移住促進空き家リノベーション事業補助金において約640万円の不用額（執行率40.9%）が出ている。市民が利用しやすいような補助制度の内容の見直しを行うことにより、効果のある事業となるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日                      市外からの転入者に加え市内の賃貸住宅からの転居も補助対象者とするなどの制度の見直し、親世帯との近居や三世同居を支援する制度を創設するなど、市民が利用しやすくなるよう、住み替え支援事業等の補助制度の見直しを行った。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 各種調査の実施について - ①</p> <p>ア ポスト・コロナ社会における都市計画について                      コロナ禍において、一極集中から地方への流れがある中で、生活様式が変わってきている。都市計画を策定する課として、そのような動向に常に注目していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日                      ポストコロナ社会に対応したまちづくりの動向に注視するとともに、近鉄四日市駅周辺等整備事業を進めるにあたってオープンスペースを確保するなど、ポストコロナ社会に求められるまちづくりを進めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日                      ポストコロナ社会に対応したまちづくりの動向に引き続き注視するとともに、近鉄四日市駅周辺等整備事業を進めるにあたってオープンスペースを確保するなど、ポストコロナ社会に求められるまちづくりを進めていく。                      ポストコロナ社会の対応を見据え、緑の基本計画の見直し手続きを進めるとともに、デジタル技術を活用したまちづくり（スマートシティ）の検討を進めた。</p>
<p>イ コンパクトシティについて                      市の都市計画の方針として、コンパクトシティの考え方は財政的にも賛成するが、今までの都市整備の中心は中心市街地に偏っているように感じられる。今後、人口減少がさらに進んでいく中、市として地域的にバランスの取れた整備を考えていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月20日                      中心市街地の再開発への投資は郊外部の居住地等の維持にもつながるものであることから整備を進めるが、併せて坂部が丘や笹川などの郊外部での公共空間の再編などにも取り組み、バランスの取れた整備を進めている。</p>
<p>(3) 各種調査の実施について - ②</p> <p>近鉄四日市駅周辺等整備事業について                      ア 今後、市街地整備・公園課にて基本設計・実施設計と進められていくが、基本構想を策定した都市計画課が適切に調整を行うとともに、職員配置については、経験者だけでなく若年層の若い感性も生かせる配置となるよう、都市整備部として人事当局に要求していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日                      近鉄四日市駅周辺整備事業については、現在も市街地整備・公園課と都市計画課が連携して事業に取り組んでいる。                      また、職員配置については、経験者だけでなく、若い職員がいろいろな経験ができ、若い感性を生かすことができるような配置となるよう、都市整備部として人事当局に要求していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日                      近鉄四日市駅周辺整備事業については、現在も市街地整備・公園課と都市計画課が連携して事業に取り組んでいる。                      また、職員配置については、経験者だけでなく、若い職員がいろいろな経験ができ、若い感性を生かすことができるような配置となるよう、都市整備部として人事当局に要求を行った。</p>

<p>イ 人口減少社会であり、過剰投資にならないよう、時代の要請に応じた整備を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 四日市市総合計画に基づき、都市形成の中で育んできた都市基盤や公共資本、都市機能などの既存ストックを有効に活用するとともに、交通ネットワークと連携した、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による持続可能なまちづくりを進めていく。</p>
<p>(8) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 四日市市総合計画に基づき、都市形成の中で育んできた都市基盤や公共資本、都市機能などの既存ストックを有効に活用するとともに、交通ネットワークと連携した、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による持続可能なまちづくりを進めており、中央通りの再編や、空き家対策事業に取り組んだ。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 令和元年度の都市計画課職員時間外総数は、6652.58時間で、令和2年度は6244.95時間となり407.63時間削減を行った。 今後も、グループ制の利点を活かした協力体制を強化し、グループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努めるとともに、時差出勤勤務制度の積極的な活用やノー残業デーの実施等により、ワークライフバランスの充実に努め、時間外勤務の縮減の取り組みを継続する。 また、公共交通推進室においても、時間外勤務の適正化に向け、縮減の取り組みを継続する。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 引き続き、グループ制の利点を活かした協力体制を強化し、グループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努めるとともに、時差出勤勤務制度の積極的な活用やノー残業デーの実施等により、ワークライフバランスの充実に努め、時間外勤務の縮減の取り組みを継続する。 公共交通推進室においても、新型コロナウイルス感染症対策室への応援動員や兼務辞令などにより所管業務以外の事務量も増加しているが、課全体での応援体制を含め時間外勤務の適正化に向け、縮減の取り組みを継続する。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 近鉄四日市駅周辺等整備について【有効性の視点】 現在は、夜の飲食関連店が中心となっているが、沿線からの集客を見込めるような仕組みを作って、近鉄四日市駅のにぎわいを取り戻し、若い人も行ってみたいと思うような街づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月20日 中央通りを再編して、歩行者空間や広場など人のための空間を整備し、多くの方が訪れるよう計画を進めている。</p>
<p>② あすなろう鉄道の物品の管理等について【効率性の視点】 あすなろう鉄道のPRとして、関連グッズ等の販売を行っているが、車内のつり手など車両部品等の保有物品について、できる限り売れるものは販売し、収益につなげること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 平成27年度から平成30年度において実施してきた車両更新の際、旧車両から取り外した吊り手等の車両部品や関連グッズをイベント等で販売し、収益につなげている。 あすなろう鉄道のPRのため、平成29年度より吊り手をふるさと納税応援寄附金の返礼メニューに追加し、県内外から年間で約10件の申し込みを受けている。 新型コロナウイルス感染症拡大によりイベント開催が困難な状況であるが、イベントが開催できる状況になれば、引き続き、販売し、収益につなげていく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月31日 あすなろう鉄道と連携し、緊急事態宣言が解除された令和3年10月以降、近鉄塩浜車庫や浜松市内のイオンモールでの鉄道関係イベントにおいて、グッズ販売等を行った。 また、ふるさと納税応援寄附金の返礼メニューとしてきた、あすなろう鉄道の吊り手は令和4年1月分の申し込みにより、在庫がなくなった。 令和4年1月21日より、三重県内にまん延防止等重点措置が発令され、再びイベントの開催が困難な状況になっているが、イベントが開催できる状況になれば、引き続き、販売し、収益につなげていく。</p>
<p>③ 花と緑いっぱい事業について【経済性の視点】 補助申請の際に、樹木選定に当たっては、今後の成長を見込んだ上で考えないと、車道にはみ出したりして管理や景観上の障害となることも説明すること。なお、花や緑は心を癒してくれる効果があると思うので、市民と協働し、この事業を継続していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 樹木の植栽に関しては、事業の募集案内時に、健全な育成と剪定、病害虫防除等適切な管理を行うよう案内している。引き続き樹木を植栽する団体に対しては、樹木剪定や管理方法について周知していくとともに、市民と協働で当事業を継続できるよう事業の周知等に取り組んでいく。</p>
<p>④ 預金の管理について【法規性の視点】 他団体の「北勢バイパス建設促進期成同盟会」用の預金通帳を2通保管している。事故の起こらないよう、注意深く管理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月20日 預金通帳と登録印鑑については、別々に鍵のかかる保管庫で管理を行い、使用時には必ずチェックを行っている。</p>

<p>⑤ 女性技師の人材育成について【有効性の視点】</p> <p>都市整備部内で、勤続年数の短い女性技師が多く勤務し、意欲的に職務に取り組んでいるが、まだ管理職はいない。今後、管理職への人材登用も見据えた育成を行うとともに、現場でのセクシュアルハラスメントの防止や体調面のフォローアップを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>機会をとらえ体調管理の重要性や各種休暇制度の説明を行うなど体調面のフォローに努める。女性技師が相談しやすい環境に努め、円滑な人材育成となる体制づくりに努める。</p> <p>今後も女性技師へのフォローアップを意識した育成環境の整備に努める。</p> <p>また、職場におけるハラスメントを防止するために相談しやすい職場環境を構築し、相談があった際には、相談者等のプライバシーを保護し適切に対応していく。</p> <p>なお、管理職への人材登用も見据え、知識、技能の向上に継続的に努めるとともに、困難や失敗にも責任を回避することなく、積極性をもって業務に取り組めるような職場環境づくりに努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>機会をとらえ体調管理の重要性や各種休暇制度の説明を行うなど体調面のフォローに努めている。また、技師の管理職も現在はいないが、女性で経験をもった技師も増えてきており、技術的な相談や体調面などのフォローを行っていく体制も整ってきている。</p> <p>職場におけるハラスメントを防止するために相談しやすい職場環境を構築し、相談があった際には、相談者等のプライバシーを保護し適切対応を行う。</p> <p>管理職への人材登用も見据え、知識、技能の向上に継続的に努めるとともに、困難や失敗にも責任を回避することなく、積極性をもって業務に取り組めるような職場環境に努めた。</p>

<p>⑥ 公共交通の利用促進について【効率性の視点】</p> <p>郊外の大型ショッピングセンターの敷地内にバスの待合所を整備し、自主運行バス1路線の経路を見直し、同待合所への乗り入れを開始した結果、利用者が一時的に増加したとのことであるが、その効果について今後冷静に見極め、今後の施策へ反映させること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>イオンタウン四日市泊にバス乗り継ぎ拠点を整備し、令和2年2月から3路線のバスの乗り入れを開始した。</p> <p>利便性向上のため、バス事業者がルートの一部見直しを行い、令和3年4月より当該乗り継ぎ拠点へ4路線のバスの乗り入れを行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共交通利用者数が大幅に減少しているため、当面は利用状況を注視するとともに、引き続き、バス事業者とも調整を行い、他地域への乗り継ぎ拠点の整備を検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年4月より、海星中学・高等学校の男女共学化にあわせて利用しただきやすいよう本乗り継ぎ拠点から学校前までバス路線の延伸を行った。また、同路線において、令和4年4月より、県立総合医療センターへの診察時間に合わせたダイヤ見直しを予定しており、乗り継ぎ拠点の効果が向上する対策を行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共交通利用者数が大幅に減少しているため、当面は利用状況を注視するとともに、引き続き、バス事業者とも調整を行い、他地域への乗り継ぎ拠点の整備を検討していく。</p>
<p>⑦ デマンド交通の社会実験について【効率性の視点】</p> <p>3年間で10地区において社会実験を実施し、実験結果を分析、検証し、本格導入に向けて検討を進めており、本格導入に当たり、アプリ導入をタクシー業者と調整しているとのことであるが、成果を上げている同格自治体の事例も研究し、よりよい仕組みとすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>これまでの実験を踏まえ、タクシー事業者の協力を得て、令和3年10月より四日市市デマンドタクシーの運行を開始することとしている。</p> <p>また、アプリ導入について、他の同格自治体等の事例も研究しながら、引き続き、タクシー事業者等と調整を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>デマンドタクシーの導入にあたり、タクシー事業者やバス事業者と調整し、令和3年10月より、公共交通不便地域におけるデマンド交通の運行を開始した。</p> <p>また、利便性向上に向けたアプリ等の導入について、他の同格自治体の事例も研究しながら、引き続き、タクシー事業者等と調整を行っていく。</p>

<p>⑧ 都市計画審議会について【経済性の視点】          条例により、市議会議員、学識経験者、市民の人数の上限がそれぞれ規定されているが、その人数の根拠が不明瞭である。適正な委員数について検討するとともに、審議会がより有意義になるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日          各委員が審議内容を理解し適切な発言ができるよう事前に資料を送付することで、有意義な議論となるよう努めた。          また令和3年の委員の改選時には、活発な議論が行われるよう、審議内容に適している委員かどうかという観点から委員選定を行った。</p>
--	---

**リスク発現の可能性があるもの**

監査結果	対応状況
<p>(2) 都市計画マスタープラン地区別構想の具現化について          ・ 都市計画マスタープランに基づき、各地区で計画を策定しているが、構想の内容の具現化の事業を担う所属との密な連携がとられているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)          △ 地域・地区別構想については、その前段階であるまちづくり構想策定において、歴史や文化資産・自然環境の保存など、当該担当部局と情報共有を図っており、地域・地区別構想の策定段階では都市整備部内で調整がなされているとのことであるが、整備時期まで時間を要しているため、社会や地域状況の変化に追従できていない可能性がある。引き続き、当課が核となり、地域・地区別構想の具現化に向け、管轄部局・所属と十分に連携を図る必要がある。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 7月31日          地域・地区別構想の策定段階において、記載する取組内容については、事業課と連携を図り、十分に調整を行っている。          しかし、事業化においては地域や関係事業者と事業内容等の調整に時間を要する事業もあるため、今後も社会や地域情勢の変化を考慮したまちづくりに取り組んでいく。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 1月31日          事業を担う所属長へ行政計画である地域・地区別構想の位置づけと、記載内容については地域と協議しながら事業を実施していく旨の説明を改めて行った。あわせて、事業実施に向けた地区との協議の段階から事業を担う課にも参画をしてもらい連携して事業に取り組むことについて再確認を行った。          今後も、事業担当課と連携をしながら事業を進めるため、情報共有を積極的に行い取り組んでいく。</p>

<p>(4) 高齢化によるまちづくりの担い手不足について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで定年退職後の第2の人生として、まちづくり協議会や市民緑地の担い手となるケースが多かったが、退職年齢の高齢化に伴い、担い手の確保が難しくなるのではないかと。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 構成員の充実のため、市民団体は、自治会や地元企業に声をかけており、市としては、市民活動情報ポータルサイト「ツナガル四日市」活用の案内を行っているが、市民緑地制度においては、管理する団体のメンバーの高齢化により廃止となった事例が生じている。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>地域が主体となって策定する「まちづくり構想」の策定過程においては、地区文化祭やPTA等の子育て世帯からの積極的な意見聴取や、地区によっては地元企業の従業員の方に地域まちづくり組織に参画していただく等、様々な住民の方々にまちづくりに参加していただいている。今後も、引き続き、幅広い世代の住民の方に地区のまちづくりに関心を持っていただけるよう、担い手の確保にも努めていく。</p>
<p>(6) 事務分掌の不明確さからのリスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地での再開発は、核店舗を伴う商業開発から、住宅・オフィス系の再開発が主流となる中で、都市居住の受け皿として都市再開発は有効な手段となっている。都市計画課は、都市居住を所掌、市街地整備・公園課は都市再開発を所掌している。民間の都市再開発事業の初動時の対応やインセンティブの付与などは、どちらの所掌なのか分かりづらい。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 市が再開発等を行う場合の初動時の対応は市街地整備・公園課、民間が行う場合の初動時の対応は、都市計画課が行うこととしているが、市民・事業者の目線から、所掌が分かりづらいことが想定される。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>都市の再開発を行う際の相談窓口などの記載については、市民・事業者の目線を考慮し、わかりやすい記載としていくよう努めていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>引き続き、都市の再開発を行う際の相談窓口などの記載については、市民・事業者の目線を考慮し、わかりやすい記載としていくよう努めている。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 建築指導課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月20日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 空き家の適正な管理がなされないリスク 危険家屋緊急安全対策工事について 所有名義人が対応できない危険家屋の緊急安全対策として、ネットで覆いかぶせるといふ安全措置を行ったが、事故につながらないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 緊急安全措置を実施した空き家に関しては、定期的な現地調査及び点検の実施によって現地の安全確認を行っている。今後もこのような取り組みを継続し、事故の未然防止に努めていく。</p>
<p>(3) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 職員の育成について 当課における職員の勤続年数は、通算にするとバランスの取れた年数の職員配置となっている。重層な体制のため、ベテラン職員が異動する前に育成マニュアルや伝授マニュアルを作成するなどして、職員の育成に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 豊富な知識と経験を要する建築確認審査や各種許認可等の業務においては、知識とノウハウの早期習得及び迅速な意思決定や業務遂行が図られるよう、マニュアルや取扱集を整備し、運用している。また、特殊な事例等の問合せ案件に関しては、相談記録書の作成を徹底し、職員相互間における情報の共有及び蓄積を図っている。今後もマニュアル等の作成及び改定に取り組むことで、異動時の円滑な引継ぎと、若手職員へのスキル（知識と経験）の継承に努めていく。</p>

<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 毎週水曜日に終礼を行い、ノー残業デーの徹底を図るとともに、時間外申請及び実績から時間外勤務の状況を把握し、原因の分析に努めている。さらに、所属長は、月毎の時間外勤務の実施状況の確認や、職員に対するヒアリングを実施するなどし、職員配置や業務分担の再確認等を随時行っている。令和2年度については、大規模物件（フラッシュメモリ製造工場）の確認申請や中学校給食関連施設等の計画通知の集中により審査業務が増加したことなどで、課内の平均時間外勤務が微増（令和元年度：29.7時間/月、令和2年度：29.9時間/月）となったが、今後も職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、業務の効率化を図り、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 ノー残業デーの徹底や、時間外勤務の状況の把握及び原因の分析に取り組んだ結果、令和4年1月末の実績において、平均時間外勤務時間（令和3年度（1月末現在）24.3時間）、月当たりの平均時間外勤務が30時間を超える職員の人数（令和元年度：11人、令和2年度：11人、令和3年度（1月末現在）9人）ともに減少した。しかし、未だ時間外勤務時間が多い状況にあるため、今後も職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指した時間外勤務時間の適正化への取組みを継続していく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 建築確認申請について【有効性の視点】 指定確認検査機関が行っている建築確認申請の審査が市の審査内容との齟齬が生じないように意見交換会を開催したり、三重県統一基準をホームページに掲載することで共通認識を持っている。情報共有に遺漏のないように建築確認係が指定確認検査機関を指揮監督すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日 建築確認係では、指定確認検査機関から提出された確認審査報告書の再チェックを行っており、疑義が生じた場合などには、必要に応じて審査経緯の報告や関係資料の提出を求めるなどの指導を行っている。また、毎年、指定確認検査機関との意見交換会を開催し、制度改正の概要説明や市の取扱い事例の紹介等を行っており、今後もこうした機会を捉え、確認審査業務に必要な情報の共有化に努めるとともに、指定確認検査機関に対し、審査基準の統一化に係る指導の徹底を図っていく。</p>

<p>② 女性の活躍、登用について【有効性の視点】 ア 女性技師が採用されているが、現場でのセクシュアルハラスメントの防止や体調面のフォローアップをし、能力を十分発揮することができる環境を整えること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 毎年、全職員を対象としたセクシャルハラスメント等に係る職場研修を開催し、セクハラ防止に係る意識醸成を図っている。また、女性職員における年休取得や時間外勤務の状況を定期的に確認するとともに、必要に応じてヒアリング等を行うなどし、体調面でのフォローアップを実施している。</p>
<p>イ 都市整備部から女性技師のロールモデルとなる管理職の養成に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 当課では、女性職員の活躍とキャリアアップを後押しするため、中堅職員の段階からリーダーに求められるスキルと経験を積むことができる環境を整えており、令和3年度には建設系（土木、建築、電気、機械）の技師では初となる女性係長が誕生した。今後も女性技師が仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備に努めていく。</p>
<p>③ 空き家マップについて【有効性の視点】 自治会等で作成した空き家マップを現地確認で活用しているとのことである。空き家マップを活用することは地域にとってやりがいを感じられるため、引き続き連携を取ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 地域からの情報提供や後押しによって空き家問題が進展することも多く、今後も地域と連携し、空き家対策に取り組んでいく。</p>
<p>④ 耐震診断の整備について【有効性の視点】 耐震診断を受けるものの経済的な事情や年齢等から補強工事や除却には進みにくい状況である。診断書の交付後、補強や除却の予定があるかアンケートを行っているが、引き続き安全対策の必要性を説きながらアプローチをすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 耐震診断結果の報告時には、診断員から所有者に対し、概算工事費の提示や各種補助制度の説明を行っている。また、耐震診断時のアンケートにおいて耐震改修や除却を検討中と回答のあった所有者に対しては、後日改修工事等の実施を促す文書を送付するなどの取り組みを行っている。当課では、住宅耐震化に係る相談を随時受け付けており、今後もこうした機会を捉え、耐震化の啓発や補助制度の周知を図っていく。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 開発審査課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月19日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク</p> <p>事務処理の基本的な部分で誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を周知し、上司によるチェックの徹底を図って誤りのないようにすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>今回の指摘を受けて、課員に対して定められたルールに基づいた事務を執行するよう改めて指導した。小口現金の管理等について技術職の職員に対しても周知を行い、ミス等がないよう努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>課内で事務執行において注意すべき点や問題点について研修を行った。また、年に2回行う自己検査点検はこれまで庶務担当が行っていたが、課長補佐が行うこととするとともに、上司によるチェックの徹底を図り誤りの無いように努めた。</p> <p>技術職員に対しても事務執行に対する意識付けを行ったことにより、会計規則に則った適正な現金等の管理を行うことができた。</p> <p>また、令和3年度に行った業務委託については、契約約款及び仕様書の内容について精査し、適切に契約事務を行うことができた。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置(具体的内容)・対応状況
<p>大規模盛土造成地調査業務について【有効性の視点】</p> <p>国の方針が未定である部分については早急に方針を定めるよう、他の地方公共団体と協力して国に働きかけを行うとともに、特にリスクの高い箇所については市も率先して対応する等、速やかに市民の安心安全を確保できる方法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>大規模盛土造成地調査業務については、大規模盛土造成地が多数存在する場合、安全性を検証するための第二次スクリーニング(盛土の安定調査)に長い期間と多大な費用を要するため、効果的に進められるよう国が方針を見直し新たな考え方が示された。</p> <p>令和3年度、この新たな考え方に基づき第二次スクリーニング(盛土の安定調査)の優先度を評価(実施が必要なものと経過観察とに選別)し、第二次スクリーニングを計画的に進めるための第二次スクリーニング計画・作成業務委託を発注し契約を行った。調査の結果、全ての盛土が経過観察になった場合は経過を見ていくことになるが、優先度が高い盛土が確認された場合は、第二次スクリーニング(盛土の安定調査)を早期に実施する。その結果、予防対策が必要となる場合は、対策工法や規模に応じ住民との調整を行い、予防対策を進めていく。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>(3) 許認可のリスク</p> <p>① 現に存在する違法建築物に対するの対応について、市民から見て不公平感が生じないように、市としてのスタンス、どのように指導及び公表等の措置を行っているか、明確に説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月15日</p> <p>開発審査課のホームページ上で違法建築物に対するの指導の方針について掲載し、市民や事業所に対して周知を図った。</p> <p>違法建築物については今後も関係部局と連携し、対応をしていく。</p>
<p>② 開発許可処分についての事前相談等での申請者への説明を疑義の生じない説得力のあるものにするためにも、在籍年数の長い職員がいる間に、知識の継承に尽力し、職員の知識、コミュニケーション能力を向上させる指導・育成を体系的に行っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>事前相談時に提出される資料や事前相談に対する回答案については課員全員が内容の確認を行い、誤った回答をすることがない様に努めており、今後も継続していく。また、回答案に誤りがあれば課員より指摘が入るため、この体制が知識の継承にも寄与している。他にも定期的に課内会議や課内研修を行い知識や事例の共有及び接遇の向上に努めており、今後も継続していく。</p>

<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>業務分担の見直し等を進めた結果令和3年4月1日から令和3年7月31日までの一ヶ月あたりの時間外勤務の平均は20.7時間となり、月平均30時間以内に抑えられた。また、水曜日はノー残業デーとして残業をせずに帰宅することを課員に促している。また、知識を習得することが業務の効率化に繋がることから、職員の知識向上に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>業務分担の見直し等を進めた結果令和3年4月1日から令和4年1月31日までの一ヶ月あたりの時間外勤務の平均は19.7時間となり、月平均30時間以内に抑えられた。月平均30時間以上業務を行っている職員は平成31年度は4名いたが、令和3年度については現状1名のみである。</p> <p>また、定期的に課内会議を開催し、適切な業務分担や、現状の課題について話し合い、時間外勤務の適正化に努めている。</p> <p>仕事に対するモチベーションの向上及びワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、年次有給休暇の取得の推進や、水曜日は残業をせずに帰宅するなど課員に対する働きかけを行っている。</p>
<p>② 時間外勤務が前年度より増加している職員が多いので、その理由や現状の詳細をよく調査すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和元年度は人事異動により、技術職員2人が異動となったこと及び大規模盛土変動予測調査（第1次スクリーニング）を実施したことが時間外勤務増加の理由と分析する。令和2年度については業務分担の見直しを図ったこと及び技術職員の異動がなかったことが要因となり、令和元年度と比較すると、所属としては年500時間ほどの時間外勤務削減となった。また令和元年度は時間外勤務360時間以上の職員は4名いたが、令和2年度は2名へと削減することができた。今後も特定の職員に偏らない業務の配分に努める。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見なし

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 道路建設課、道路維持課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月19日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務の増加に伴い予算も増加しているが、職員数は業務に見合った人員が配置されておらず、また、委託業務の発注方法の見直し等、事務の効率化を図っているものの、現在の職員では対応が困難な業務量となっているので、業務内容の見直しや職員の確保について検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 業務内容については、発注の大型化や集約化による発注本数を減らす取組みや概算数量発注方式の導入、令和3年度から地域維持型契約方式の契約期間を単年度から2ヶ年にわたる契約期間へ変更し、効率よく業務が行えるよう見直しを行っており、職員の負担軽減に努めている。職員の確保については、増員要求は行っているものの、職員数は増えておらず、職員一人あたりの業務量は多いままであるため、引き続き増員要求を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 業務内容については、引き続き、効率よく業務が行えるよう見直しを行っていく。職員の確保については、増員要求を行ったが、令和4年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和4年度も引き続き効率よく業務が行えるよう業務の見直しを行うとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月19日</p> <p>職員に対して、指摘された不備箇所及び「文書事務の手引」を周知し、内部事務管理の徹底を図った。</p>
<p>② 支出事務の適正について【合規性の視点】</p> <p>需用費の支出における支払遅延が散見されたことについて、民間企業ではお金の支払いは信用の表れととらえるので、ルーズにならないよう守るべきことは守って、行政の仕事として信用されるよう努力すること。</p> <p>また、マニュアルやチェック体制をもう一度見直し、小さなミスが起こらないよう配慮すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月19日</p> <p>今後の支払遅延防止のため、課員に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」について周知徹底を図った。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)</p> <p>① 令和元年度は、道路整備課として1つの課であったが、庶務担当は2人であり、そのうち1人は新規採用職員であった。また、職員数も多く、当課配属の新規採用職員も多くなっている。</p> <p>当課の内部事務管理と内部牽制体制の構築状況において、「会計事務の手引き」「審査事務マニュアル」「文書事務の手引き」を課員に周知し、担当を含む、係長、管理職のチェックを行っているとしているが、支出事務で支払遅延や文書管理で不適切な事務処理が見受けられた。庶務担当の人数が不足していること、課員の認識不足やチェック体制が適切に行われていないので改善を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>支払遅延を防止するために、相手側から支払請求を受けた際、担当と庶務担当で提出された書類や支払期日についてダブルチェックを行うなど、チェック体制を見直すとともに、課員に対して「会計事務の手引き」「審査事務マニュアル」「文書事務の手引き」に加え「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」について周知徹底を図った。</p>

<p>② 指示書などの取扱いについて 指示書（打合簿）などの書類への記載がわかりづらいので、新人の技師でも必要事項を正確に記述できるようマニュアル等の周知や研修を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 打合簿などの記載について、新人の技師でも必要事項を正確に記述できるマニュアルは存在しており、周知徹底を図っていく。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組を行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組を進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 時間外勤務が多い原因としては、幹線道路の整備や通学路をはじめとした交通安全対策、道路施設の更新など予算が年々増加している一方で、職員数は増えていないことにある。 時間外勤務の縮減のため、発注の大型化や集約化による発注本数を減らす取組みや概算数量発注方式の導入、令和3年度から地域維持型契約方式の契約期間を単年度から2ヶ年にわたる契約期間へ変更し、効率よく業務が行えるよう見直しを行っており、職員の負担軽減に努めている。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日 職員の確保について、令和4年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和4年度も引き続き効率よく業務が行えるよう業務の見直しを行うとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。</p>
<p>依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 過労死の労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は、令和元年度が9名であったのに対し、令和2年度は14名となり5名増となった。令和元年度から令和2年度にかけて、事業費予算は増大したが職員数は増えていないことから、職員一人あたりの業務量が増大した。発注の大型化や集約化により発注本数を減らすなどの取組みや職員の増員要求を行い、引き続き時間外勤務の縮減の取組みを継続していく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日 職員の確保について、令和4年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。 令和4年度から地域維持型契約方式における契約金額（指示限度額）の増額を行うなど、効率よく業務が行えるよう業務の見直しを行い、職員の負担軽減に努めた。</p>

<p>② メンタルヘルス研修の取入れについて          当課には、メンタルに課題を抱えた職員がいる。職員が復帰するためのフォローアップは管理職の仕事であるので、適切な対応を行うこと。          また、メンタルヘルスやアンガーマネジメント等の研修を行うなど、職員を守る視点を持つこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月 1日          現在、休職している職員については、復帰が可能であるかを産業医に判断してもらうため、休職期間満了1カ月前に産業医面接を受けてもらう予定である。          メンタルヘルス研修については、定期的にストレスチェックを行うなど、メンタルヘルスについて理解を深めるために、新規採用者を含めた若年層（1～3年目）の4名がメンタルヘルス研修を受講した。</p>
---	--

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① ICTの活用について【効率性の視点】          道路パトロールについて、パトロール車にアプリを入れたスマホを搭載し、道路を走った際の振動から、道路の傷み具合を分別する手法を取入れており、職員の目視によるデータとの整合性を確認し、パトロールした道路や日時の情報をデータとして収集し、そのデータを基に道路修繕の計画を検討していることは評価できる。          一方、消防本部や危機管理室では、火災や風水害が発生した時の写真や動画をアプリに投稿すると地図上に表示され、災害現場の情報を速やかに把握し、避難や人命救助に生かす狙いで「消防・防災情報収集システム」を運用している。しかし、当課においては、システム情報の共有や連携はされておらず、災害時の迅速な対応を行うために連携を検討していく必要がある。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月 31日          現在、ICT戦略課を中心に、スマートフォンアプリLINEを用いた生活情報や防災情報など様々な市の情報を発信するシステムの検討が進められているところであり、そのシステムに、道路損傷通報機能を追加できないかを検討している。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月 31日          現在、スマートフォンアプリLINEを用いた道路損傷通報機能について、令和3年度内の試行開始に向け、開発を進めている。</p>
<p>② 前年度繰越事業について【有効性の視点】          前年度からの繰越事業として、道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費を令和元年度に繰越している。繰越となった理由も、地権者との交渉に時間を要したことが主な要因であり、繰越事業費を少しでも減らせるよう事前の地元調整を充分に行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月 31日          事前の地元調整を十分に行い、地権者との交渉を円滑に進める努力はしたが、地権者の了承が得られず事業が遅れが生じたため、繰越することとなった。今後も事業を円滑に進めるため、事前の地元調整を十分に行い、事業費を繰越さないよう努めていく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月 31日          現在は、事業を円滑に進めるため、事前の地元調整を十分に行い、事業費を繰り越さないよう努めている。</p>

<p>③ 業務内容の周知方法について【住民福祉向上の視点】</p> <p>課が分割されたこともあり、道路建設課、道路維持課、道路管理課と市民から見て相談窓口が分かりづらくなっている。市役所の組織は分かりづらいので、ホームページも含めて、わかりやすい言葉で業務内容が市民に伝わるよう工夫すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>ホームページでは、それぞれの課の業務内容を記載しており、市民にも伝わる内容となっている。</p> <p>今後、地元説明会や土木要望会などの説明会においては、道路建設課と道路維持課の業務内容を明示し、市民に伝わるよう努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和4年1月から土木要望会などの説明会においては、市民に伝わるよう道路建設課と道路維持課の業務内容を明示した。</p>
<p>④ 地区担当の引継ぎについて【有効性の視点】</p> <p>地区担当は、地元自治会や自主選定組織と密にコミュニケーションを取りながら様々な事業を進めていく非常に重要な役割である。人事異動等で地区担当職員が交代する時の引継ぎに、地域の特性や注意点などが共有できるツールを検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>人事異動等で地区担当職員が交代する時の引き継ぎとして、ワードやエクセルを用いて、わかりやすく地域の特性や注意点などが共有できるよう工夫をしており、継続して取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 業務量の軽減について【経済性の視点】</p> <p>職員の業務量の軽減を図るため、工事の集約化や発注規模の大規模化による発注件数の削減・外部委託の積極的な活用に取り組むなど効率的な業務執行に努めている。引続き、先進市の事例も参考に取り入れながら、業務量の軽減に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度まで単年度契約であった単価契約を見直し、令和3年度からは2ヶ年にわたる契約を締結した。今後も先進市の事例を取り入れ、業務量の軽減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和4年度からは発注件数を削減するため、業務委託（単価契約）の発注規模の大規模化を行う予定である。引き続き、先進市の事例を取り入れ、業務量の軽減に努めていく。</p>
<p>⑥ 生桑町道路補修用資材置き場の整備について【有効性の視点】</p> <p>生桑町道路補修用資材置き場にある事務所用の建物について、パソコン用のインターネット環境が整備されていないことや、建物の耐震チェックが行われていないなどの状況がある。環境面などの施設整備を検討すること。</p> <p>また、当敷地内には、撤去したカーブミラーやガードレール等の産業廃棄物が山積みになっているので、早急に処分すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>インターネット環境については、ICT戦略課と協議を行ったものの、整備が難しく進んでいない状態である。建物の耐震チェックについては、令和4年度での予算要求を行う予定である。</p> <p>当敷地内における産業廃棄物については、令和2年度及び令和3年度に処分を行った。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>建物の耐震チェックについて、令和4年度の当初予算として計上されたため、令和4年4月から取り組んでいく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 機構改革によるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"><li>道路建設課と道路維持課に分割されたことにより、道路建設課予防保全系の業務と道路維持課の業務で、道路、橋梁の維持修繕の業務分担において混乱が生じていないか。</li></ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 道路建設課予防保全系の事務分掌には、「道路、橋梁の長寿命化対策に関すること」とあるが、長寿命化対策に係る修繕と日常的な維持修繕の所管が不明確になることが想定される。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月 31日</p> <p>道路、橋梁の維持修繕の業務分担について、道路建設課では、各施設の定期点検を実施し、その点検結果に基づき必要な修繕や補強などを計画的に実施している。一方、道路維持課においては、緊急的な修繕が必要となった道路、橋梁に関して対応を行っているため、業務分担においては混乱は生じていない。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月 31日</p> <p>現在においても、混乱は生じていない。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 市街地整備・公園課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月18日

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 都市再開発事業のリスク 近鉄四日市駅周辺等整備について 市民の期待が集まる大きなプロジェクトであり、中心市街地に人を呼び込めるような施設整備を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開通による効果を最大限に生かすべく、市の玄関口となる近鉄四日市駅やJR四日市駅の駅前広場や歩道、公園の高質化等の整備を進めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 本事業により生じるオープンスペースがどのような使われ方をするか、利活用ワークショップを開催することで広く意見を聴き、令和4年秋ごろに賑わい創出の社会実験を行うべく、準備・検討を進めている。</p>
<p>(4) まちづくりの担い手の高齢化によるリスク 他市町村の事例も研究し、担い手を確保するため、愛護会の活動を十分に支援すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 日常の公園管理を行う公園愛護会や「花と緑いっぱい事業」の担い手であるボランティア団体については、制度の周知等を行うことにより結成を促し、活動への支援体制を構築している。</p>

<p>(5) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 令和2年度から、近鉄四日市駅周辺等整備事業の本格化や緑化関係事業の所管が変わったことにより、当課の業務量は著しく増加しており、時差出勤制度の導入や都市整備部内での兼務発令等の取り組みを実施しているが、令和2年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数は、令和元年度と比較して2名増加し、一人あたり平均時間外勤務時間数も35.7%増加となった。引き続き時間外勤務の縮減を図り、職員のワークライフバランスの充実を目指す。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 令和2年度に引き続き当課の業務量は増加の一途を辿っており、令和3年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数や一人あたり平均時間外勤務時間数も、令和2年度と比較して増加する見込みである。昨年度同様、都市整備部内での兼務発令を行うほか、ICTの活用により会議をオンライン化するなど、業務の効率化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 中央緑地内の公園施設の整備について【有効性の視点】 Park-PFI制度を活用した中央緑地内の公園施設について、スポーツ・国体推進部や他部局と連携し、適切に整備・管理を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 Park-PFI制度を活用した中央緑地内の公園施設について、スポーツ・国体推進部や他部局との連携のもと、事業者による整備が完了し、予定通り施設の譲渡を受けることができた。今後についても、随時事業者と連携して適切な管理に努める。</p>
<p>② 普通財産の有効活用について【効率性の視点】 普通財産として土地を複数保有しており、有料で貸し付けているものもあるが、面積が小さく借り手のいない土地もある。草刈り等の管理費用も生じているため、将来に向け、有効活用を検討していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 普通財産として草刈り等の管理を行っている土地のうち、狭小等の理由により借り手のいないものについて、近隣の不動産業者に聞き取りを行い、売却の可能性がないか検討している。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 普通財産として管理する相生町の土地について、隣接する地権者に対して売却する方向で手続きを進めており、他の土地についても売却や貸付ができないか、検討を続ける。</p>

<p>③ 土地の貸付料について【有効性の視点】          駐車場として貸し付けている土地の貸付料の料金設定について、近隣の民間駐車場の経営を圧迫しないよう、実例価格を基準に算定しているとのことであるが、価格設定の根拠について、市民に説明責任を果たせるよう、文書で残しておくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日          駐車場用地として貸し付けている土地のうち、民業圧迫回避のため実例価格を基準に料金設定をしているものについて、周辺駐車場の金額を示す資料を決裁に添付することとした。</p>
<p>④ 公園の樹木剪定について【有効性の視点】          委託業者に対し、ただ剪定するというのではなく、景観も意識した剪定が行われるよう、指導を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日          委託業者に対し、具体的な剪定方法を紹介するなど、景観も意識した剪定を心掛けるよう指導した。</p>
<p>⑤ 樹木管理業務委託について【法規性の視点】          同種ではあるが内容の異なる業務委託にもかかわらず、原課契約の対象となる金額の上限に近い金額で、同一設計金額となっていた（契約金額も同じ）。契約手続の適正性に疑念を持たれることのないよう、綿密な積算を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日          内容の異なる同種の業務委託については、通常通り適正な手続を経て契約しているが、契約手続の適正性に疑念が生じないよう、綿密な積算及び確実な検算を行うよう担当職員に周知した。</p>
<p>⑥ 県公共事業負担金について【法規性の視点】          北勢中央公園建設について、協定書により、次のとおり負担割合が決められている。          国：5／10 県：4／10 市：1／10（うち、四日市市63%、いなべ市37%）          しかし、県からの請求に応じ支払いをしているが、上記負担割合に応じた負担金の内容になっているか確認は行っていない。負担金額の適正性を確認するため、県の支出関係書類を確認すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日          北勢中央公園の整備に係る負担金については、協定書により負担割合が定められており、毎年度3月に県議会の議決を経て負担金の納付に係る通知がなされているが、負担金額の適正性について確認すべく、県の支出関係書類を確認することとした。</p>

### リスク発現の可能性があるもの

<p>(3) 多分野にわたる事務分掌によるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務が多分野にわたっており、効果的、効率的に行われたいのではな いか。</li></ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 都市再開発、道路後退用地整備、公園緑地の整備・管理、緑化政策と いう関連性の薄い異種の業務が同一の課の業務となっており、さらに、国 体推進課との兼務職員がいる。業務が効果的、効率的に行われるような業 務管理が必要とされる。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>多分野にわたる業務を効果的、効率的に行うため、定期的に課内会議を 行い各係における懸案事項等の情報共有を図るとともに、災害時等の緊急 対応が必要な場合だけでなく平時から係間での応援体制を組み、迅速に対 応している。また、委託業務内容の見直しにより事務処理の手間を削減し たほか、狭あい道路整備事業においては新たな補助制度を創設し、従来の 整備工事と並行して行うことで、より柔軟に地権者のニーズに対応可能な 制度を構築するなど、限られた予算の中で効率的な事業の進捗を図ってい る。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>引き続き係間での応援体制を組むとともに、ICTの活用による業務の 効率化に努めている。令和4年度からは、組織機構の見直しにより「市街 地整備課」と「公園緑政課」への分割が予定されており、新年度に向けて 整理を進めている。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 都市整備部 河川排水課  
 3 監査実施期間 令和 2年 8月18日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      時間外勤務が恒常化しており過重な業務となっている。時間外勤務の縮減のため、改めて業務内容を見直した上で必要であれば増員して体制を強化することも検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日                      業務内容の見直し等により、時間外勤務の縮減について一定の効果は出ているが、現体制では縮減についても限界がある。以前から体制強化のため増員要求を行っており、今後も継続して要求していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日                      業務内容の見直し等により時間外勤務の一定の縮減を図ったが、新型コロナウイルス感染症への対応業務が発生したことに伴い、トータルで大きな変化はみられていない。以前から体制強化のための増員要求を行っており、今後も継続して行っていく。</p>
<p>(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク                      河川や排水路などの清掃業務の委託において廃棄物の処分量に応じて契約金額を定める単価契約を締結しているが、例えば、この契約の履行の検査確認において、上位職の者も処分量まで計算するなど、チェック機能を強化して、引き続き契約事務の適正な執行に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日                      上位職の者も処分量を確認する体制とし、契約事務の適正な執行に努めることとした。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 総合治水対策の強化について【有効性の視点】</p> <p>市長部局と上下水道局が連携して治水対策に取り組むため、総合治水対策検討委員会を設置し、当課が同委員会の事務局を所管しているが、同委員会に諮るべき事案がなかったため、令和元年度は開催がなかった。しかし、豪雨などの異常気象が発生している近年の気象状況に鑑みると、市として総合的に治水対策をどうしていくのか、上下水道局も含めて市役所全体で考えていくことが重要である。後手に回らないよう、同委員会を定期的に開催するなど当課が主導して総合治水対策の推進に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>総合治水対策チェックリストを用いた、市役所全体での浸透施設、貯留施設などの設置による治水対策への取り組みは、今後も継続して行っていく。また、効果的な総合治水対策の推進については、検討委員会において検討・調整を図るなど、上下水道局とも連携して取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>総合治水対策チェックリストを用いた、市役所全体での浸透施設、貯留施設などの設置による治水対策への取り組みは継続して行っていく。また、今後も引き続き上下水道局と連携して総合治水対策の推進に取り組んでいく。</p>
<p>② 河川台帳の作成について【有効性の視点】</p> <p>本市の管理河川の改修状況が一覧できる図面(以下「河川台帳」という。)の作成に向け財政部局に予算要求を行っているがその実現には至っておらず、河川台帳は現在、存在しない。河川は、本来的に洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性、すなわち市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危険性を内包しているものであり、河川改修等の必要性・緊急性を判断するのに有用な河川台帳は必要であると思われる。引き続き河川台帳の作成に向けて取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度「河川等計画保全事業」において河川の現況調査を行い、保全計画を策定した。これにより河川改修等の必要性・緊急性が判断でき、河川台帳作成と同等の効果を得ることができた。</p>

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 発注の集約化により発注本数を減らす取組みや、係間での業務連携を行うことで、令和元年度と令和2年度の時間外勤務を比較すると、年間360時間を超える職員が12名から7名へと減少した。 今後も引き続き取組みを行うことで、ワークライフバランスの充実に努め、働き方改革への取組みを進める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 発注の集約化により発注本数を減らす取組みや、係間での業務連携を行うことで、時間外勤務の一定の縮減を図ることができた。 しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症への対応業務が発生したことに伴い、トータルの時間外勤務実績では大きな変化はみられていない。今後も引き続き取組みを行うことで、ワーク・ライフ・バランスの充実及び働き方改革を推進する。</p>
<p>(4) 河川等の計画的な整備がなされないリスク 令和2年度に新たな事業として「河川等計画保全事業」を実施し、河川及び調整池に係る保全計画の策定に着手した。この事業を計画的に進めることにより、本市が管理する河川等の計画的な整備に取り組む必要がある。国や三重県が管理する朝明川、海蔵川、三滝川等についても、引き続き、流域住民の声を国や県に届けるなど、計画的に整備が図られるよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日 「河川等計画保全事業」による河川及び調整池の保全計画の策定が完了したため、今後は保全計画に基づいた計画的な整備を行っていく。 国や三重県が管理する河川については、毎年継続して整備や維持管理についての要望活動を行っている。今後も引き続き要望していく。</p>

**2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見なし

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 道路管理課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月12日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 市営中央駐車場の割引認証機の配置について【合規性の視点】</p> <p>令和元年度財政援助団体監査において、市民生活課が、関係外郭団体利用者の駐車場利用料金を無料とするため、道路管理課から貸し出された市営中央駐車場の割引認証機を外郭団体に配置して管理を任せていることについて、市民生活課に対し、早急に道路管理課等と協議を行い、必要な措置を講ずるよう指摘がなされている。監査委員の指摘の重みを理解し、割引認証機を管理する道路管理課の責務として、ただちに措置を講ずること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>監査委員の指摘の重みを理解し、割引認証機を管理する当課の責務として、定期監査後、早急に市民生活課に対し、外郭団体や補助団体が主催する会議等の参加者に対する割引認証について指導するとともに、外郭団体等へ割引認証機を配置することを見直すよう指示を行った。その後、当該団体の利用実態に基づき、適正に利用料金が納入されたことを確認した。</p>
<p>② 近鉄高架下の土地利用について【経済性の視点】</p> <p>近鉄高架下の用地を近鉄から市が有料（年間400万円）で借り受け、同額で地元の連合自治会に貸し出しており、同自治会は同用地を有料駐車場として貸出しを行っている。近鉄線が高架となった40年以上前から、そのような状況が続いているとのことであるが、市は同自治会へ貸し出している用地の詳細な利用実態を把握していない。市が特定の団体へ貸し出した用地が有料駐車場として使用されており、公平性に欠けるとも考えられる。利用の実態を調査し、適切な対応を取ること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年12月17日</p> <p>利用実態の把握について、地元連合自治会に収支の報告を受け、運営状況について適正である旨の確認を行った。当該用地は、高架事業当時、地元が地域の問題解消のために働きかけ、駐車場として利用することに近鉄が応じたものであるが、自治会が近鉄に直接借り受けることを、近鉄が現在も了承していないため、市が近鉄から一旦借り受け、自治会に貸し出しているものである。このような経緯から、公平性に問題はないと認識しているが、今後も毎年の契約時には、駐車場の運営状況の確認を継続して行うこととした。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 職員配置や業務分担を再検討し、時間外勤務の縮減を図っているが、令和元年度は、民間の大規模ソーラー事業や半導体工場の新棟建設に伴う用途廃止や区域変更などの業務が集中し、負担が増え、時間外勤務が増大した。令和2年度の時間外勤務時間が年間360時間を超える職員は、令和元年度と比較して1名減少し、月平均時間数も減少した。今後も、業務効率化の取り組みを続けるとともに、年次有給休暇等の計画的な取得やノー残業デーの実施など、ワーク・ライフ・バランスの充実と健康を阻害しない環境づくりに取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 職員配置や業務分担を再検討し、業務効率化を図り時間外勤務の適正化に努めている一方で、令和3年度上半期の時間外勤務数については、新型コロナウイルス感染症対策関係業務や病気休暇により、令和2年度の同時期と比較して、一人当たり6時間増加した。引き続き、職員間の業務分担を検討しながら、時間外勤務の短縮に取り組んでいく。また、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るために、年次有給休暇の取得を促したり、ノー残業デーの実施を行い、働き方改革への取り組みを進めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 預金の管理について【合規性の視点】 本市が事務局をしている四日市市交通安全協議会の預金通帳を2通保管している。他団体の通帳であり、事故の起こらないよう、注意深く管理すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月12日 鍵のかかるロッカーにて本団体の通帳を保管している。また通帳の印鑑は通帳とは別の場所で保管しており、事故の起こらないよう、注意深く管理している。</p>
<p>② 市道の維持管理について【効率性の視点】 市道の全体数量は多く、維持管理予算にも限りがあるが、道路事故が起らないよう、職員からの通報制度も活用し、道路維持課とも十分連携をとって、適切な維持管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日 道路維持課と共同で、ホームページや掲示板で道路の損傷の情報を広く求め、早期発見と修繕につながるよう努めている。今後も適切な維持管理を行っていく。</p>

<p>③ 借用している道路用地について【経済性の視点】 道路用地として借用している土地が多く存在し、全体の年間使用料も高額である。将来を見据えて、代替わりや名義変更の機会等をとらえ、購入の交渉を引き続き進めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 契約更新時に調査を行い購入に向けた交渉を行っている。将来を見据え、使用料の削減につながるよう、代替わりや名義変更の機会にも、引き続き交渉を行っている。</p>
<p>④ 市営中央駐車場の維持管理について【有効性の視点】 市営中央駐車場の1階トイレの清掃が行き届いておらず、また、階段内のごみが放置されている状況があった。指定管理者の業務として、毎日、トイレ清掃と通路等の拾い掃きを行うこととされており、清掃が適切に行われているか注意して確認していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 指定管理者に清掃状況の確認を行い、丁寧に清掃を行うように指導した。職員も清掃が適切に行われているか、適宜注意して確認していく。</p>
<p>⑤ 放置自転車売却に係る入札について【法規性の視点】 放置自転車について、保管期間経過後、当課で売却に係る入札を行っており、その際、同額での応札があった場合、くじを作成し、課長がくじを引いて落札者を決定している。くじ引きの際には、誤解を招くことのないような方法でくじを執行し、また適正にくじを執行した証拠を保存するようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 同価格で応札のあった場合のくじ引きの際は、地方自治法施行令第167条の9に基づき、誤解を招くことがないようにくじ引きを行い、証拠を保管することとした。</p>
<p>⑥ 自動車運行日誌の記載について【法規性の視点】 記載されている運行区間（目的地）から想定される走行距離数に比べ、記載されている走行距離数が多い事例が見受けられる。記載されている運行区間に加え、他業務で別の目的地にも立ち寄った場合、立ち寄り先についても運行区間欄に記載すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 運行の目的地が数カ所ある場合、運行日誌に記載を省略していることがあったため、他の立ち寄り先も含めて目的地を記載するように職員に周知徹底を図った。</p>
<p>⑦ 職員の車両事故について【有効性の視点】 運転機会の少ない若い職員に車両事故が多い現状がある。職員の車両運転の指導は管財課が担っているとのことであるが、市全体の交通安全を担う道路管理課としても、職員の車両事故が減少するような方策を検討していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月18日 交通安全運動等の期間中において、庁内放送を用い、職員を含む来庁者に対して交通安全に関する啓発活動を行った。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 用地課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月12日

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）                      地籍調査事業を行うことを決めたのであれば、管理職が中心となって人事当局にも働きかけを行い、この事業をやりきるという姿勢を見せていくことが必要であるし、それをしないと時間外勤務の増加にも繋がるので、適切な対応を取ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日                      令和2年度より再開された事業であるため、業務量がどれぐらい増加するか予想できない部分があるものの、時間外勤務の増加は懸念されることから、状況を見極めながら必要な人員を要求していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日                      当市の地籍調査事業は、1地区3カ年で完了を予定しており、令和3年度は2年目の作業中であるため、1地区3カ年でどの程度の業務量が増加となるか注視し、必要な人員を要求していく。</p>

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク          労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について          通常業務に加えて、選挙事務に伴う動員や災害対応などにより時間外勤務が年間360時間を超える職員が1人見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日          時間外の状況や業務の進捗状況に合わせて、業務分担の大幅な変更や応援体制を取るなどの対応を随時行ったが、令和2年度についても時間外勤務が年間360時間を超える職員が1人いた。          引き続き業務分担の変更や応援体制を取るなどを行うとともに、職員ひとりひとりの業務の進捗状況をより詳細に把握し、職員間の業務の平準化、効率化に取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日          業務分担の変更や応援体制の整備に取り組んだものの、選挙事務やコロナ業務への応援などが増加したため、職員一人当たりの時間外勤務数は1ヶ月平均16時間となり、前年同時期と比べて約1時間増え、1ヶ月平均30時間を超える職員は4人となった。          選挙事務やコロナ応援などの特殊要因を除くと、職員一人当たり約1時間の減少となっていることから、引き続き業務分担の変更や応援体制の強化に取り組む、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 建物調査等業務委託について【効率性の視点】          道路用地等の取得に伴い、建物等の物件がある場合は物件移転補償を行っている。その物件移転補償額を算定するため、建物調査等の算定業務委託を行っているが、事業の進捗や地権者との用地交渉の進展により、物件移転補償額の算定を最新の年度に変更する必要が生じ、再算定の業務委託を行うことになる。各事業や担当ごとによって事務処理に違いが生じ、必要以上に業務委託を分割することがないよう、統一したルールが必要である。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日          事業の進捗や地権者との用地交渉の進展状況に合わせてより経済的、効率的な方法をとつつも、統一したルール化についても研究していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日          用地交渉の状況や事業の進捗を事業担当課とも調整・確認し、経済的、効率的な方法を検討し、統一したルール化について研究していく。</p>

<p>② 他部局で行う用地取得の連携について【有効性の視点】</p> <p>道路、河川等の用地取得については部所管の工事に限られており、他部局が行う用地取得については、相談などの協議は行っているものの、用地取得は担当部局で行われている。用地取得には、専門的な知識や経験が必要である。一方、各部局においては、施設の更新や管理地の境界確認により、用地取得が必要なケースが発生するが、頻度は少なく知識や経験の蓄積や継承は難しいことが想定できる。そのため、用地課が培ってきた専門的な知識や経験を活かすために、部局を超えた連携や協力体制を築く必要がある。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>他部局で行う用地取得については、可能な範囲で協力をしてきているが、部所管の工事に伴う用地取得を前提とした人員配置となっており、また、他部局と同様に用地課においても知識や経験の蓄積、その継承が課題となっている。</p> <p>部局を超えた連携や協力体制の構築については、部内の事業量を見て検討していく。</p>
<p>③ 地籍調査事業について【経済性、効率性の視点】</p> <p>地籍調査事業について、職員が測量士や土地家屋調査士の知識や資格を取得するための内部養成をすることと、民間へ委託した場合で、効率性やコスト面でどちらが適しているか検証して実施すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>用地課は部所管の工事に伴う用地取得を行うための人員配置であり、課内においても知識や経験の蓄積、その継承が重要な課題となっている。他部局への協力体制については、可能な範囲で行っている。協力・連携体制の構築については部内の事業量を見て検討していく。</p>
<p>④ 地籍調査事業の実施について【有効性の視点】</p> <p>地籍調査事業について、現況と登記簿の不一致が出て、事務的に進まないことが想定できる。先進的な都市の取組みを収集し、実りのある取組みとすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>各研修会に参加し、知識を習得していく。委託方法については、地籍調査の再開時に検討を重ね、効率性やコスト面を考慮した結果、測量及び一筆地調査に加えて工程管理及び検査等の一部を含めた業務を委託することが可能となる国土調査法第10条第2項委託を選択して実施した。</p>
<p>⑤ 未登記道路の解消について【経済性、効率性の視点】</p> <p>未登記道路の調査事業費について、昨年2,000万円の予算で130筆の登記を行っている。費用は掛かるが、未登記道路が少しでも無くなるよう、効率的な手法を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>不一致を確認した時点で法務局等の関係機関と協議・調整していくとともに、先進的な都市の取組みについては、積極的に情報を収集することに努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日</p> <p>本年度に現地立会いを含む一筆地調査を行い、現況と公図が大きく異なっている箇所については、法務局等の関係機関と協議・調整をして、適切な処理を行うことが出来た。</p> <p>先進的な取り組みについては、研修会へ参加することで、最新の手法などを学ぶことが出来た。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>境界立会いで未登記道路が発見された場合、当該地だけでなく隣接地や近隣地も含めてこれまで以上に未登記道路の解消に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>未登記道路が境界立会いで発見された機会を捉え、地元自治会からの要望、道水路管理部署と情報共有を図り、隣接地や近隣地への協力を依頼し、解消に努めている。また、地籍調査などの、大規模測量を伴う境界立会の際には担当者間にて連携し、効率的な未登記道路の発見・解消につなげていく。</p>

<p>⑥ 土地開発公社に代わる用地の先行取得について【経済性の視点】 土地開発公社が廃止され、それに代わる用地の先行取得の手法が必要である。他市町の事例や状況も調査し、参考にできるものがあれば研究するなど、引き続き用地の先行取得を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 引き続き国、県や他都市の動向を見つつ、今後も他市に問い合わせるなど事業担当課とともに用地取得の仕組みづくりを検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 業務に関する雑誌や書籍などの事例を参考にしつつ、国や県、他自治体に問い合わせる等の情報収集を行い、引き続き事業担当課と共に用地取得の仕組みづくりを検討していく。</p>
<p>⑦ 用地業務に伴うスキルの習得について【住民福祉の向上の視点】 当課の業務は、市民に直接関係する不動産である土地の売買等に関する業務である。法律に基づく対応が必要となるのでスキルを磨き、市民サービスの向上に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 外部研修への派遣の機会を増やし、関連法令などを学ぶ機会を設けることと併せ、学んだことを生かしてスキルを磨きつつ、市民サービスの向上に取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 担当業務の内容や職員の経験に応じた研修を積極的に受講し、獲得した知識については課内で共有し、知識のアップデートを行っている。今後もスキルを磨き、市民サービスの向上に取り組んでいく。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 営繕工務課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月 6日

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 職員配置について 他の部局に比べ予算が少ないことから、庶務的な事務を行う主事の配置がない職場である。技師である係長が事務処理をすることによって時間外勤務の原因や、業務の質の低下となることも考えられる。引き続き事務職の人員要望を行っていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月 3 1日 以前から継続的に、事務職を要望しており、令和3年度においても要望を行ったが、配置されなかった。令和4年度に向けた職員配置計画においても庶務的な事務を行う担当を要望した。 また、係増設を提案し係長の指導がより行き届く体制とすることで、業務の質の低下を抑えられるよう組織体制の見直しを要望した。</p>

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>毎月、係長以上によるスケジュール管理会議を行い、全担当者の業務の進捗状況を把握すると同時に、職員の時間外勤務の原因となり得る要素を予測することで、効率の良いスケジュールの再構築を指示し、必要に応じて業務分担の見直しを行っている。</p> <p>また、設計業務については外部委託を拡大することで業務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めている。</p> <p>働きやすい環境づくりの取組みとして、朝礼等で計画的な年休取得を促す等、職場の雰囲気作りに努め、職員のワークライフバランスの充実に向けた取組みを引き続き行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年度においては、中学校給食受入施設整備工事、小中学校大規模改修工事等による事業量の増加、こども未来部施設担当の新規配置及び、コロナ関連による動員など、当課では抑制することが難しい外的な要因により、時間外勤務の縮減に繋げることができていないが、年休取得を促進するなど働きやすい環境づくりに努めた。</p> <p>今後の動向として、小中学校大規模改修工事及び、令和5年度からの中学校給食導入に向けた工事が令和4年度にピークを迎えることとなるため、事前に計画性をもった業務計画を行い、業務集中の分散化に努める。</p>
<p>② 平成29年度から設計と工事を年度割りすることにより、計画性を持って業務を行うことができるようになり、時間外勤務の抑制につなげることができたということであった。</p> <p>一方、新規採用職員が増加したことにより、育成するための時間が必要となり、他の職員の時間外勤務が増加した。予算要求時においては、各部署から依頼される工事の設計を行うため、事業量の調整を行うことは難しい状況である。改善を行っているものの、令和元年度における時間外勤務360時間超えの職員が占める割合は24人中15人(62.5%)であり、解消されていない。引き続き時間外勤務の縮減に努められたい。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度における時間外勤務360時間超えの職員が占める割合は25人中12人(48%)であり、前年比23.2%縮減を達成することができた。一定の改善効果は表れているものの、依然として時間外対象職員の半数を占めるため引き続き時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年度においては、主に工事及び設計の事業量の増加、コロナ関連による動員等により、時間外勤務の縮減ができなかった。現在、令和4年度に向けてタブレットを導入するため予算要求を行っており、導入することで、リモートでの現場状況の確認や指示を行える環境を整え、現場へ出向く回数を抑えるなど効率化を図り、時間外勤務の縮減に努める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 女性の活躍、登用について【有効性の視点】</p> <p>ア 女性技師が採用されているが、現場に行くことは体力的な面や安全面において男性より苦勞することがある。その受け止めや女性特有の体調への配慮、セクハラ防止を意識した取組みを進めることにより、より働きやすい職場の確保をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>期首及び期末面談などの機会をとらえ体調管理の重要性を伝え、各種休暇制度の説明を行った。</p> <p>また、職場におけるハラスメントを防止するために相談しやすい職場環境を構築し、相談があった際には、相談者等のプライバシーを保護し適切に対応している。</p>
<p>イ 経験を積み重ねてきている女性技師がいることからロールモデルとなるよう、後に続く女性技師のフォローアップができることを意識した育成をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>経験を積み重ねてきている女性建築技師を各係に配置し、新たに配属された女性技師が相談しやすい環境整備に努め、円滑な人材育成となる体制を構築した。</p> <p>今後も女性技師へのフォローアップを意識した育成環境の整備に努める。</p>
<p>② 設計と工事の年度割について【効率性の視点】</p> <p>平成29年度から最初の年度は設計をし、次年度は工事をするというサイクルを組み、設計、工事発注の分散化となり時間外勤務の縮減になったと評価する。さらに年度割りに関する検証をし、今後も様々な効率を図って時間外の縮減に寄与すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>時間外勤務縮減のため、継続して、設計と工事の年度を分けるように各担当課へ依頼していく。また、夏季休業期間中に行う小中学校大規模改修工事については、以前より年度初めの早期発注により業務が集中し、時間外勤務の要因となっていたことから当該工事の設計及び工事発注について、令和2年度より債務負担事業とし、発注時期の分散化を行った。</p>
<p>③ SDGs (5. ジェンダー平等を実現しよう)の視点の導入について【SDGsの視点】</p> <p>本庁舎の「みんなのトイレ」工事はSDGsの取組みの一つであることから営繕年報だけでなく広報などを通して広く発信するとともに、よりよい建築物を造っていくためにSDGsの視点を取り入れていくことを引き続き研究すること。</p> <p>※ SDGs (持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日</p> <p>SDGsの取り組みを意識し理解を深め、公共建築が寄与できることを各主管課と設計時に十分協議を行い、お互い理解を深めており、今後も継続して取り組んでいく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク</p> <p>② 所属での勤続年数について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤続年数の短い職員の割合が高く、ベテラン職員の負担が大きくなり、若手職員がスキルを習得する以前に異動してしまうのではないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 当所属の勤続年数について、3年未満の職員が50%を占めている。令和元年度は対象職員27人中17人(63.0%)が勤続3年未満であった。勤続年数の短い職員の割合が多くなっている。若手職員は外部の技術系研修や課内研修を受講することによって、技術力が向上しているところであるが、新規採用職員が増えているため、ベテラン職員の負担は重くなっている。経験や専門知識を持つ職員の人材確保に努めることが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 7月31日</p> <p>若手職員に対し、工事監理のポイントをできるだけ早く習得するよう先輩職員の担当現場に同行させた。また、外部研修については、新型コロナにより予定していた多くの講習会が中止となっているが、継続して若手職員の技術力向上のため、リモートによる受講可能な講習会への参加を積極的に行った。なお、講習会后、課内での研修会を行うなど全課員の技術力向上に取り組んでいる。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 1月31日</p> <p>継続的に、課内研修会を行い全課員の技術力向上に取り組んでいる。また、令和4年度からはタブレットを数台導入し、若手職員が現場にて対応に困った場合、リモートで現場状況の確認、相談を行える環境を整えていく予定である。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 市営住宅課
- 3 監査実施期間 令和 2年 8月 6日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク</p> <p>① 原課契約工事において緊急工事として単独随意契約をしたものの中に、緊急性の要件の充足について疑義が生じたものがあった。緊急工事として施工する必要性について市民に対し明確に説明できるような工事発注を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>水漏れ、排水つまりなど、入居者の生活に急ぎ必要な工事については、今までどおり緊急工事として対応した。なお、工事の発注に際しては、入居者の生活に支障が無いかなどの緊急性を十分に検討し、低いものについては通常工事の扱いで工事発注した。</p>
<p>② 原課契約工事により施行した住宅修繕工事や空き家修繕工事において同額の設計金額のものが多い。設計金額の妥当性を明確な根拠を持って説明できるよう公正な設計を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>近年、老朽化が進む市営住宅の修繕工事では、修繕内容の同じものも多いため、設計金額が同じになるケースが多くなる。これらについては、修繕の必要性や金額の妥当性を再確認した。今後も、公正な設計に努めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>内部事務管理について【有効性の視点】</p> <p>事務処理の基本的な部分で、いくつかのミスが見受けられた。日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上や上位職によるチェックを行う体制の整備など、内部事務管理の改善を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 7月31日</p> <p>事務処理についてはダブルチェック等複数人でのチェックを徹底するとともに、職員に会計事務の手引きや各種マニュアルに基づく事務処理の徹底を促し、職員の意識や資質の向上を図った。今後も引き続き、内部事務管理の改善に努めていく。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 所属長は、時間外申請の内容から時間外勤務の状況を把握し、各職員へヒアリングによる業務状況の聞き取りにより、係内での分担、係間の連携を指導している。 また、係内ミーティングの実施や係間での業務割り振りの見直し等の取り組みを実施した結果、令和2年度は時間外勤務が年間360時間を超える職員数は3名となり、令和元年度と比較して2名減少し、一人当たり年平均の時間外勤務も150時間の縮減となった。令和3年度についても、7月末時点で令和2年度と比較し32時間の時間外勤務の縮減となっている。</p>
<p>(4) 今後の市営住宅の在り方が市民のニーズに合っていないリスク ① 格差が広がりつつある社会において、高齢者世代だけでなく子育て世代をはじめ様々な世代において市営住宅の需要は高まっている。あらゆる世代の市民の生活安定に寄与する住まいとして、市営住宅を有効に活用できる手法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 応募状況、空家ストックより募集方法を検討し、高齢者世帯向け住戸を単身高齢者にも提供できるよう変更した。また、高齢化率の高い坂部が丘団地において試験的に単身高齢者向け住戸を若年単身者にも提供できるよう変更した。</p>
<p>② 障害者向け住宅と比べて高齢者向け住宅の方が需要が高いため、空き家整備のやり方もバランスを取りながら現状に即した整備の在り方を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日 障害者向け住戸は、近年需要が低いことから新たな整備を行わず現在のストックで対応していく。また、今後需要の高い高齢者向け住戸の改修戸数を、令和3年度においては前年度より増加させることとした。</p>
<p>(5) 市営住宅の活用が有効になされていないリスク 旧特定目的住宅については、同和行政推進審議会の住宅ワーキングでの検討結果を踏まえるとともに、他市の事例も参考にして、地域の理解を得ながら有効活用していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日 県内の旧特定目的住宅設置自治体の現状を調査し、他の自治体の事例も参考に同和行政推進審議会の住宅ワーキングにおいて、地域の意見を確認しながら検討していくこととした。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日 旧特定目的住宅の活用については、地域の理解を得る必要があるため、旧特定目的住宅を設置している他市の事例も参考にしつつ、引き続き同和行政推進審議会の住宅ワーキングにおいて、有効活用に向けた検討を進める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 修繕工事の発注について【効率性の視点】                      多数の修繕工事を行っており、職員の時間外勤務の増の要因の一つになっている。他都市の事例を参考に、工種をパターン化するなどシステム化して業務の効率化ができないか研究すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日                      緊急修繕など多数の修繕工事を行っているが、この発注が職員の時間外の増加となっている。また、迅速な修繕の対応は入居者の生活の安定にも繋がることから、発注方法の効率化が必要であり、県や他部署、また近隣他都市の状況など参考にし、検討していくこととした。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日                      入居者の生活の安定を図るため、緊急で必要な修繕は迅速な対応が求められる。そのため、一時的に職員の時間外につながることもあるが、その他の修繕等については外部委託への比重を高めることを検討し、職員の負担を軽減していく。</p>
<p>② コミュニティの活性化について【有効性の視点】                      四日市大学と連携し市営住宅への学生の入居を許可し、多世代交流、混住を進めている。学生の入居に当たっては、学生向けに住戸改修を施工した。この事業の効果を適宜、検証し、他市の事例なども研究して、引き続き、ニーズに合った住戸改修に取り組むなどして多世代交流、混住を推進し、市営住宅におけるコミュニティの活性化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月31日                      入居学生が自治会活動や見守り活動ができる体制を整え、安心なまちづくり、コミュニティの活性化を図った。また、四半期ごとに入居学生、大学関係者、自治会、市担当者等関係者が出席する運営委員会を設置し事業の効果、今後の展開等を検証、検討できる体制を整えた。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 市立四日市病院  
 総務課 施設課 医事課  
 3 監査実施期間 令和 2年 7月10日

【総務課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）                      内部事務管理について                      事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。                      また、前回は指摘をされ措置済であるにもかかわらず繰り返しミスを起こしており、大きなミスにつながることはないよう対応すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日                      車両運行簿の運行目的の記入漏れについては、運行先と運行目的の記入欄を分け、記入漏れであることが分かりやすくなるよう、運行簿の様式を改めた。                      支出負担行為の決裁日の記入漏れについては、改めて課内で周知するとともに、定期的に上位職の者が再確認を行うこととした。                      小さなミスの積み重ねが大きなミスにつながることから、回議前に事務文書の再確認を行うことを引き続き周知するとともに、上位職によるチェックを徹底していく。また、適宜、様式等の見直しを行うなど、ミスが起りにくい事務執行に向けて改善を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日                      回議前に事務文書の再確認を行うよう朝礼等の場で周知するとともに、課長並びに係長が、定期的に決裁や記録簿等を見直すこととし、事務処理の適正化を図った。また、デスク周りや書棚を整理することで、ケアレスミスが起りにくい職場環境づくりにも取り組んだ。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 経営計画について【効率性の視点】</p> <p>第三次市立四日市病院中期経営計画(平成29年度～令和2年度)にて、今後の課題として施設の未改修部分への対応をあげており、課題の解決に向け、未改修部分についての更新の基本計画を作成し、当院の病院機能を維持しつつ、事業費や期間などを含め詳細な実施方法などを検討していくと記されている。このほか令和2年度には、重篤患者や手術後等の患者に対する管理機能を強化するため、ICU(集中治療室)を拡張して10床に改修する工事とともに、HCU(高度治療室)をICUの隣に移転して16床に改修する工事を予定している。</p> <p>医業収益を確保するための将来的な投資と改修に伴う費用、工事期間中の患者の減少など、リスクを想定した経営計画が必要である。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和3年1月に第四次市立四日市病院中期経営計画(令和3年度～7年度)を策定した。この中で「老朽化した病院施設への対応」を重点項目の一つとしており、令和2年度の基本計画・基本設計に引き続き、令和3年度に実施設計、令和4年度から改修工事を行い、令和8年度の完成を目指して質の高い医療を安定的に提供する体制を整える。また、「経営の健全化」も重点項目としており、患者の減少等により令和5年度までは赤字が見込まれるものの、業務の効率化の推進と運営コストの節減に努めることで費用の増加を抑制するとともに、収益をさらに増加させるための診療報酬の確保に努める。また、病床規模の適正化を図りつつ効率的な病院経営に努める。</p>
	<p>【継続努力】 令和 4年 1月31日</p> <p>老朽化した病院施設に対応するため、未改修部分の更新に向けた病院施設大規模改修事業については、実施設計を進めており、改修のスケジュールと予算について2月定例会議で説明を行う。</p> <p>また、病床規模の適正化を図りつつ効率的な病院経営を行うため、病床数を568床から537床へ集約化することについて、11月定例会議にて条例改正案を上程し、議決を得た。</p>

<p>② 障がい者雇用の推進について【合規性の視点】</p> <p>障がい者雇用について推進を図っていくとのことであるが、障がい者の雇用は、仕事をする場所も限られているので、公の機関としてできる限り配慮した雇用の促進を進めるとともに、市立四日市病院の法定雇用率の達成に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月 31日</p> <p>三重県内の求職者の75%が精神障害者または知的障害者という状況を受けて、障害者に適した院内の定型的な軽作業の洗い出しを行うとともに、雇用した障害者を支援するサポーターを2人採用し、複数の障害者がチームを組んで業務を行う体制を令和2年12月に整備した。その後3人の障害者を採用したが、2人は6月までに退職することとなった。</p> <p>その結果、令和3年6月1日時点の障害者雇用人数は11人（換算後）となったものの、障害者雇用率は1.84%（法定雇用率2.60%）、法定雇用率の達成に雇用が必要な障害者数は4人となり、達成に向けて更なる雇用が必要な状況となっている。</p> <p>障害者雇用率の達成に向けては、市内の障害者就労移行支援事業所を訪問して当院の取組状況を説明するとともに、職場見学や職場実習を受け入れるなど、採用に向けた取り組みを進めた結果、8月から重度障害者1人を採用することが決定している。また、7月中に3人の職場実習を受け入れており、実習の結果、当院への就職の意向がある場合には、採用面接を行う予定である。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年12月 1日</p> <p>令和3年8月と9月にそれぞれ1名ずつ障害者を採用（うち1名は重度障害者）するとともに、4月採用者の中に障害者手帳所持者が1名在籍していることが判明したため、雇用が必要な障害者4名を充足することができ、法定雇用を達成することとなった。</p>

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）</p> <p>① 病院職員について</p> <p>ア 市立四日市病院の中期経営計画に基づき病院職員の採用を行っているが、医療技術職の一部で目標に達していないので確保を図ること。また、事務職員についても不足している状況なので、必要な人員の確保に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3 年 7 月 31 日</p> <p>第三次中期経営計画に掲げた職員の増員計画については、薬剤師のみが計画人数32人に対し令和3年4月1日現在26人であり、6人の不足で目標未達となっている。このため、第四次中期経営計画において、この未配置の薬剤師について採用・配置を行うこととした。</p> <p>薬剤師の採用に向けては、令和2年度についても採用試験を2回実施し3人を合格としたが、採用辞退により、結果的に採用に至ったのは1人であった。令和3年度については、4月に実施した採用試験にて5人を合格とし、その内4人から当院への就職の意向を確認している。</p> <p>今後も大学主催の就職説明会への参加や病院見学の受け入れを続け、速やかに必要人員を確保できるよう、引き続き採用に向けた取り組みを進める。</p> <p>事務職員については、複数の育休者が生じているため、代替職員の配置を要望し、令和3年4月に1人の配置を受けた。</p> <p>また、老朽化した病院施設の改修及び病院経営に係る事務局機能の強化のため、職員の配置を第四次中期経営計画にも盛り込み、人事当局に要望している。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4 年 1 月 31 日</p> <p>採用計画に対して未達となっている薬剤師については、3月に大学主催のオンライン説明会に参加し当院のPRを行うとともに、4月の採用試験に向けて準備を進めている。</p> <p>また、老朽化した病院施設の改修のための人員増強については、10月に電気技師1人の増員を受け入れた。</p>

<p>イ 会計年度任用職員（医師事務作業補助）の勤務状況について、昼休憩が取りにくいことや時間外勤務が発生している状況である。実態を把握し、安心・安全な職場環境が確保されるよう院内全体で情報を共有し取り組むこと。また、雇用の形態について、安定して長期間働ける職場を確保していくことは離職率を下げる要因につながるため、雇用方法の検討をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>医師事務作業補助については、外来診察の進捗状況によって昼休憩が時間通りに取れなかったり、診察時間が時間外にまで延びたりすることがある。このため、1人当りの時間外勤務時間を短縮できるよう、交代要員を確保すべく職員の増員に努めてきた（令和2年4月：59人、令和3年4月：66人）。また、担当外の診療科を応援できる職員を増やすため、計画的にジョブローテーションを行った。</p> <p>なお、医師事務作業補助の雇用形態については、令和2年4月からの地方公務員制度の改正に伴い、主導的な役割を担う一部の職員については、従前の臨時職員からより安定した会計年度任用職員（フルタイム）へと見直しを行ったところであり、フルタイム職員へと移行する職員数についても、当初10人程度の移行を予定していたところ、医師事務作業補助業務の重要性に鑑みて、25人の移行とした。</p>
<p>② ノウハウの継承について</p> <p>人事異動がある中で、ノウハウの継承や引継ぎは重要であるので、マニュアル化を推進し、スムーズに継承できるよう検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日</p> <p>計画的に担当業務の変更を行い、職員が複数の業務を習得することで、人事異動により業務の質が低下することがないように対応に努める。</p> <p>また、業務の見える化やマニュアルの整備、年間スケジュール等も適宜見直しを行い、業務の標準化に努める。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日</p> <p>業務効率を向上させるため、業務文書の集約・整理を行った。</p>

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行による院内感染防止対策、補助金申請事務、医療従事者向けワクチン接種等の様々な業務が新たに発生したことで事務量が増大した。このため、年間360時間以上の時間外を行った職員数は、令和元年度よりも1人増加し8人となった。また、月当たりの平均時間外勤務時間数も、35時間から44時間へと増加した。 働き方改革を目的に、行財政改革課からの依頼で、7月から毎日の業務内容ごとの作業時間を記録することとしており、このことにより、係や担当ごとの時間外勤務時間数を可視化し、所属内で共有できることとなった。この情報を分析し、業務配分の見直しや時間外勤務の縮減につなげていきたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日 令和3年4月から12月までの時間外勤務状況について、月平均30時間以上の時間外勤務を行った職員は10人であり、月当たりの平均時間外勤務時間数は52時間であった。 育休や病休により実質的な欠員状態が続いているとともに、令和3年度は電子カルテの更新や新型コロナウイルス感染症対応などの業務により時間外勤務が増加した。 来年度には育休者の復帰や繁忙業務の軽減が見込まれるため、業務分担の見直しを行い、時間外勤務の縮減を図るよう取組みを進める。</p>

<p>依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>令和2年度に月80時間以上の時間外勤務を一回でも行った職員数は7人であり、うち2人については、月当たりの平均時間外勤務時間数が80時間を超えており、年間を通じて過重労働が続いている状況となっている。</p> <p>係間、担当者間の業務分担の見直しを行い、業務の平準化に努めるとともに、業務の標準化を進めることで、勤務時間に偏りが生じた際にはサポートしあえる体制づくりを進め、労働時間の縮減を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年4月から12月までの間に月80時間以上の時間外勤務を一回でも行った職員数は8人であり、うち4人については、月当たりの平均時間外勤務時間数が80時間を超えることとなった。</p> <p>月80時間以上の時間外勤務を一回でも行った職員8人のうち4人については、年度始めの業務の集中によるものであり、月当たりの平均時間外勤務時間数が80時間を超えた4人のうち2人については、電子カルテの更新に従事していた職員であるが、残り2人については、慢性的に業務が集中し、時間外勤務が過大となっていることから、引き続き業務の平準化に努め、労働時間の縮減を図っていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>③ 入院患者の満足度調査について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>入院患者の満足度調査について、接遇や診療において一部から不満として結果が出ている。患者の不満足度を察知し、医療従事者の対応を事務方もフォローアップをするとともに、繰り返し指導を行うことで、患者の気持ちに寄り添った満足度の高い病院を目指すこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日</p> <p>毎年、患者満足度調査を実施しており、調査結果を分析し改善に繋げるとともに、その結果を病院ホームページ等で公表している。また、院内に設置したアンケート箱に寄せられた意見については、毎週開催している患者サポート会議で報告して情報共有を図るとともに、複数の部局にまたがる案件については協議を行い、満足度の向上に努めている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日</p> <p>令和3年12月から令和4年1月にかけて患者満足度調査(回答の収集)を実施し、現在、回答の集計と分析を進めているところである。調査結果がまとまり次第、業務改善に取り組み、患者満足の向上に努める。</p>

リスク発現の可能性があるもの

特になし

【施設課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 指摘事項である日付漏れ、印漏れなどの単純なミスを防ぐため、起案者による確認作業の徹底を行うとともに、チェックリストを使用し、文書取扱主任を中心とした複数の職員によるダブルチェックの徹底を行った。 今後についても、文書事務の手引き、適正な事務事業推進のためのチェック事項を参考に、朝礼等定期的に職員に適正な事務手続きについて周知を図るとともに、チェックリストの活用及びダブルチェックなどによる内部統制の体制を確立させ、内部事務管理の徹底を図っていく。</p>
<p>また、前回も指摘をされ措置済であるにもかかわらず繰り返しミスを起こしており、大きなミスにつながることはないよう対応すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 指摘事項である日付漏れ、印漏れなどの単純なミスを防ぐため、引き続き、起案者による確認作業の徹底を行うとともに、チェックリストを使用し、文書取扱主任を中心とした複数の職員によるダブルチェックの徹底を行っている。 今後についても、繰り返しミスが起らないように、朝礼等定期的に職員に適正な事務手続きについての周知を引き続き行っていく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                      行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日                      所属長による課員の業務内容の聞き取りを通じて、業務の平準化及び改善を行った。その結果、令和2年度の課員1人当たりの月平均時間外勤務は、前年度から6.7時間減の15.8時間、時間外勤務が年間360時間を超える職員は、前年度から2人減の0人となった。                      引き続き、ノー残業デーの活用や朝礼時での業務の情報共有、課内会議での業務分担の調整を行うことにより、時間外勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの充実など、働き方改革への取り組みを進めていく。</p>

**2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 駐車場用地について【経済性の視点】                      駐車場用地として多くの土地を借用しており、年間約8,700万円を支出している。病院の経営状況が厳しい中で借用が負担となるため、使用料の低減に向けた交渉を行うなど引き続き取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 7月31日                      令和2年度末に行った賃貸借契約の更新時に、貸主と価格交渉を実施した。また新たに令和2年度に契約した用地の使用料については、複数回の交渉の結果、最終的な契約額が交渉開始時の提示価格よりも安い使用料での契約となった。                      引き続き、年度末の契約更新時などにおいて、粘り強く使用料の低減に向けた価格交渉を行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 1月31日                      令和4年度の賃貸借契約の更新時に、貸主へ契約内容の確認だけでなく価格交渉を実施しており、粘り強く使用料の低減に向けた価格交渉を行っていく。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

【医事課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また、前回も指摘をされ措置済であるにもかかわらず繰り返しミスを起こしており、大きなミスにつながることはないよう対応すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日 前回もミスを指摘されているため、課内ミーティングにおいて、適正な事務処理の必要性について定期的に周知を行うことにより、改善に努めている。また、会計管理室作成の「会計事務の手引き」に基づいて、上位職員によるチェックを徹底することで、事務処理の適正化に努めている。さらに、定期的に上位職員が決裁や記録簿等の再チェックを実施している。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 1月31日 監査で指摘があった支出事務についてチェックリストを作成し、それを活用することで内部事務管理を強化した。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘なし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について                      行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日                      令和元年度は、再任用職員の欠員、消費税率の改定に伴う契約変更事務、2年に1度の診療報酬改定により事務量が増加したため、正職員2人の時間外勤務が年間360時間を超えていたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応業務が増えたものの、当該業務を外部に委託したこと、業務分担を見直したこと及び週休日の振替等による事務効率の改善の効果もあり、年間360時間を超える職員は0人となった。                      引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスの確保及び健康の維持のため、働き方改革への取り組みを継続していく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>② 未収金の対応について【有効性の視点】                      ア 未収金の回収について、市役所の収納推進課や市の上下水道局で実績を上げている。市役所の債権管理推進本部が中心となり情報を共有しているとのことであるが、滞納整理のノウハウを様々な場で学び取り入れることで、回収の改善につなげていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月31日                      未収金対策について、市役所の債権管理推進本部及び県外公立病院との情報共有を行っており、有効な方策があれば採用していきたいと考えている。また、職員のスキルアップを図るため、外部研修に積極的に職員を参加させていく。さらに、長期間在職して債権管理に精通していた職員が退職したことにより、滞納整理のノウハウの継承に不安があることから、債権管理業務に精通している収納推進課の経験者を配置することで、滞納整理のノウハウの強化を図りたいと考えており、来年度の医事課への収納推進課経験者の配置について人事当局に強く要望していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月31日                      現在、債権管理を担当している職員はこれまで外部研修を受講しているが、今年度の外部研修では、新たなノウハウを取り入れるための研修が見当たらなかったため、受講はしなかった。こうした中、市役所の債権管理推進本部での情報共有は重要であると考えており、また、コロナ禍において病院経営が厳しい中、市の債権管理業務に専門的に取り組んでいる収納推進課の職員のノウハウが必須との判断から、医事課への収納推進課経験者の配置について人事当局へ強く要望した。</p>

<p>イ 未収金の回収については、会計年度任用職員が専任となり行っているが、不納欠損処分の件数や金額は高額となっており、対応が不十分である。今後の対策として、他の公金徴収担当部門との連携、徴収に関する事務に従事する職員の増強、当院顧問弁護士による催告等の拡充を検討する必要がある。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 7月 31日</p> <p>県外の公立病院と未収金対策の状況について年1回情報共有を行っており、他病院で有効な取り組みがあれば積極的に取り入れていきたいと考えているが、現在行っている未収金対策以上の手法が見つからないのが現状である。また、現在の医事課職員には病院以外での債権管理業務に従事した経験がある者がいないため、経験不足であることは認めないと認識している。コロナ禍において病院経営が厳しい中、未収金を減らすためには、債権管理業務に精通している収納推進課の経験のノウハウが必須であると考えており、来年度の医事課への収納推進課経験者の配置について人事当局に強く要望していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 1月 31日</p> <p>県外の公立病院と未収金対策の状況について令和3年9月に情報共有を行ったところ、現在行っている未収金対策以上の手法は見つからなかった。一方で、コロナ禍において病院経営が厳しい中、債権管理業務を充実させる必要性が増していることから、来年度の医事課への収納推進課経験者の配置について人事当局へ強く要望した。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 教育総務課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月27日

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク 教育委員会の主管課としての役割について 消費税率改正等の法改正に伴い、一律に変更契約が必要な事務において、部の主管課として指示を出すなど確実性を担保する措置を徹底すること。	【 措置済 】 令和 3年 1月29日 教育委員会の研修は、令和元年度の個人情報保護の研修及び令和2年度定期監査結果を受け、会計事務研修を実施した。今後、法改正等で必要な場合においては、研修等実施し、リスクを回避するよう努めたい。

<p>(5) 学校プール運営業務委託が適切になされないリスク                  学校プール運営業務について                  学校によってP T Aのみでの運営や、地域住民や学生ボランティアにも依頼するなど違いが生じている。事故発生時の責任の所在が不明確になることや、学校ごとに安全性が異なることが懸念されるため、教育委員会として全市の統一的な基準を示し、安全な学校プール運営に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日                  本事業は、P T Aへの委託事業であるため、運営はP T Aスタッフにより実施している。安全対策強化については、実施校は監視員講習の受講を必須とすること、プールサイドには監視員6名以上（うち1名を監視責任者）配置することといった監視に係る基準を仕様書に明記し、実施報告書の提出をもって確認としている。さらに、P T A監視員に対し、市営プールの監視業務を行っている担当者による監視指導を新たに行うほか、安全対策に係る物品の事前準備等費用の増額など、安全対策の強化に努めている。</p>
<p>(6) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                  行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日                  上記のとおり、事故発生時の責任の所在や監視に係る基準等を仕様書に明記するとともに、実施にあたっての安全対策強化として、市営プールの監視業務を行っている担当者による監視員の指導員の配置や消耗品などの購入に係る準備を行うなど、計画的に安全対策の強化に取り組む。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日                  業務分担の見直しをはかり、ノー残業デーや休暇取得について積極的に声掛けを行った。                  年間360時間を超える時間外勤務を行った職員は、令和元年度に1名、令和2年度は2名であった。令和元年度は、選挙事務によるもの、令和2年度は、欠員状態によるものが理由であったが、令和3年10月の人事異動によりその欠員状態が解消されたことから、今後は、時間外勤務をできる限り縮減するよう努めたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日                  朝礼等での声かけや業務分担の調整を行ったことに加え、上記の人事異動により欠員状態が解消されたことから、時間外勤務を縮減することができた。令和4年度は、年間360時間を超えることがないように課内で声掛け等を実施する。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 社会教育関係事務の補助執行について【有効性の視点】</p> <p>社会教育関係事務を所管する社会教育・文化財課において、社会教育委員の意見を補助執行職員に通知するなどして、補助執行の事務を管理しているが、事務の執行状況に係る報告を受けることにとどまるなど、その管理状況は十分なものとは言えない。当課は、事務の補助執行の適否が問題になったときに社会教育・文化財課と連携して対応することとしている。社会教育事務が効果的になされるとともに、それぞれの事務が相乗的な効果が挙げられるよう、教育委員会の主管課として補助執行の事務の管理の検討をすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>社会教育・文化財課が所管する社会教育関係事務については、今後とも、より効果的、効率的に教育委員会の取り組みが遂行されるよう、各課の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、組織のあり方についても必要に応じて協議を行っていく。</p> <p>また教育総務課においても主管課として、社会教育・文化財課と連携し、当該事務の効果を上げられるよう、補助執行の事務の管理の検討を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年度の組織機構の改編により、社会教育・文化財課が市長部局へ移行される。その際、組織機構の改編の担当課である総務部総務課と教育総務課、また一部補助執行の事務を受ける市民生活課とで協議を行い、相乗的な効果が挙げられるよう、当該事務の管理の検討を行った。</p>
<p>② 条例及び規則等の制定改廃における法的審査について【有効性の視点】</p> <p>条例、規則等の改正は、教育総務課へ合議を行い、教育長まで決裁をとり、教育委員会会議へ諮っている。現在、職員には例規担当経験者もあり、法的審査能力を有しているが、今後も、そのような体制を継続すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>教育委員会としても引き続き例規担当経験者を教育総務課に配置するよう人事課に図りたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>教育委員会としても引き続き例規担当経験者を教育総務課に配置するよう人事課に要望を行った。</p>

<p>③ 学校規模等適正化事業について【住民福祉の向上の視点】          各校の規模の適正状況を判定、評価し、最適な教育を受けさせられることを考えているが、学校施設の状況については子どもたちの公平性が担保されているとは言えない。現場の状況を確認し、柔軟に修繕の対応をすることで均一な教育環境でより良い教育が受けられるようにすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日          本事業は、適正な学校規模や学校配置、学校施設等のあり方について、基本的な考え方をとりまとめ、向こう10年間の児童・生徒数推計による適正状況判定に基づいた対応方針を示すものである。          学校規模等の適正化には、教育環境の充実・改善、地域コミュニティの核としての性格への配慮、教育の平等と魅力ある学校づくりの推進、まちづくりとの連携・行政が一体となった取り組みの必要性等を考慮して取り組んでいく。          また、学校施設の環境改善については、教育施設課と連携し、現場の状況と、今後の推計等も加味して対応していく。</p>
<p>④ 学年会計の外部監査について【有効性の視点】          小学校によって、学年会計の監査をコミュニティスクール運営協議会委員で会計事務に明るい委員が行っている学校がある。外部の方に見ていただくのはよい取り組みであり牽制がきくことから、他校にも導入することで会計報告のリスク管理ができるような体制とすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日          四日市市立小中学校集金事務の手引に監査を行う者の選任をそれぞれの会計ごとに当該会計に関与していない第三者から選任すると規定しており、リスク管理ができるような体制を構築するよう、今後とも努めたい。</p>
<p>⑤ くすの木駐車券出納簿について【効率性の視点】          駐車券出納簿において、出納員の押印漏れが見受けられた。頻繁に使用しない部署においては押印を省くなど抜本的な見直しができるのであれば、業務の無駄を省き効率化を図れることから、担当課と協議すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日          駐車券出納簿の押印については、ダブルチェック等を行い、今後は押印漏れがないように徹底する。また金券管理の担当課である会計管理室と協議したが、「金券の管理の基本方針」の規定により、現状から抜本的な見直しを行うことは、困難であるとの回答であった。</p>
<p>⑥ 法令遵守推進員について【有効性の視点】          法令遵守推進員は、専門的な知識やノウハウを持っていることからその知識を共有し、職員のレベルアップにつながるよう活用すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日          総務部が不当要求行為・暴力行為等への対策研修、庁内掲示板等により、各所属長及び法令遵守推進員へ周知等を行っていることから、それらを課長会等の場を活用しながら教育委員会内での周知徹底を行うこととした。</p>

<p>⑦ 職員の退職について【有効性の視点】 メンタルにより職場を失うことは職員の人生に関わるため、メンタルケアの研修を行い、時間外勤務の縮減を含めワーク・ライフ・バランスを促すよう管理職は目配りをする。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 ノー残業デーの日の朝礼で定時退庁を呼び掛けるとともに、終業のチャイムが鳴った時点で帰宅を課員へ呼びかけるなど、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知している。またこころの健康相談室に係る記事を学校掲示板に掲示するなど、相談窓口の周知を図っている。また職員安全衛生委員会が開催する（※令和2年度及び3年度は中止。）衛生週間記念講演会についても積極的に出席するほか、不定期ではあるが、庁内掲示板等で示されたメンタルケアに係る研修があれば、参加できる環境を確保していく。</p>
<p>⑧ 四日市こども広報発行事業について【経済性・有効性の視点】 「四日市こども広報 活用に関するアンケート」の結果において、こども広報の活用が小中学校の3分の1にとどまっている。配付のみや活用の検討をしなかった学校があることからホームルームでの活用等、教育委員会が具体的な活用方法について指示をすることにより、活用の効果を上げること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 上記のとおり、衛生週間記念講演会やメンタルケアに係る研修があれば、参加できる環境を確保していく。</p>
<p>⑧ 四日市こども広報発行事業について【経済性・有効性の視点】 「四日市こども広報 活用に関するアンケート」の結果において、こども広報の活用が小中学校の3分の1にとどまっている。配付のみや活用の検討をしなかった学校があることからホームルームでの活用等、教育委員会が具体的な活用方法について指示をすることにより、活用の効果を上げること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 令和2年度に行った教育ビジョン調査にて、こども広報に関しての設問を設けたが、学校がこども広報を活用しなかった、あるいはできなかった理由のうち、最も多かったのは「活用する時間がない」であった。発行時期等のスケジュールを見直し、活用できる時間（期間）を設ける。</p>
<p>⑨ 私立学校等教育補助金について【経済性・有効性の視点】 四日市市私立学校教育補助金交付要綱において、補助対象校は四日市市、桑名市及び鈴鹿市に設置された私立学校としている。補助対象校の設定基準が不明瞭であるので、明確に説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 学校におけるこども広報の活用について、発行回数を6回から4回に見直し、授業等において活用できる期間を設定した。また、紙面の記事を教材として活用したキャリア教育につながる学習や国語科をはじめとした言語活動の一環とした取組など、具体的な活用場面を例示し、教職員研修の場面で紹介するなど、積極的な活用に向けた取り組みを進める。</p>
<p>⑩ 学校の建て替えについて【効率性の視点】 鈴鹿市では校庭の広さや地域のコミュニティ施設としても使用できる学校の建て替え計画があり、非常に恵まれた環境である。当市も建て替えの際には他市の施設の状況を参考にすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日 教育委員会としては、公費のバランスを考え、補助対象校を左記要綱第3条に四日市市、桑名市、鈴鹿市に設置された私立学校等と規定している。その設定基準は、隣接市に設置されていることである。</p>
<p>⑩ 学校の建て替えについて【効率性の視点】 鈴鹿市では校庭の広さや地域のコミュニティ施設としても使用できる学校の建て替え計画があり、非常に恵まれた環境である。当市も建て替えの際には他市の施設の状況を参考にすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 学校施設を所管する教育施設課において、校舎の建て替えの際には、校舎をできる限り集約化し、限られた敷地の有効活用を図るとともに、他市の施設の状況についても参考にしていく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 教育施設課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月18日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 所属長がヒアリングと分析を行い、時間外勤務が多い職員については、係内や係間で業務を組み替えるなど工夫している。また、書類の電子化を行い、業務の効率化にも努めている。一方、施設の計画的な大規模修繕が今後も続き、それに伴う設計業務や事務作業が見込まれることや、コロナ感染拡大防止のための職員の兼務や動員もあり、時間外勤務縮減を困難にしており、令和2年度の時間外勤務は月平均35時間であり、令和元年度の33.6時間に比べ増加となった。今後も分析や再確認を行うとともに、毎週水曜日と毎月第4金曜日のノー残業デーについて朝礼時や終業時刻に職員同士で声をかけあい、時間外勤務の縮減に向けた意識づけを継続していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 所属長のヒアリングや書類の電子化等、引き続き取組みを進めている。一方、施設の計画的な大規模修繕や更新に伴う設計業務等が続いており、それに伴う国庫補助業務や財産管理業務等の事務作業も増加していることや、コロナ感染拡大防止のための職員の兼務や動員頻度も増加している。さらに令和4年度は正規職員数が1名削減されたことに加え、育児休暇を取得する職員がいることなどから、時間外勤務の縮減が厳しい状況にある。今後もノー残業デーの取組みや職員間での相互の協力を継続していく。</p>

<p>(5) 財産管理のリスク</p> <p>学校用地の賃借について、将来にわたる賃料の負担を考えると借地を購入したほうが有利であることも想定される。学校用地の購入も検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>借地の面積や借入先の状況はそれぞれ異なり、状況に応じた検討が必要である。関係部署へ相談を行う等、対応を引き続き検討する。国有地については、今後も東海財務局とは継続して協議を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>借地のそれぞれ異なる状況に応じた検討を行う中で引き続き関係部署への相談等行っていく。国有地の購入については、測量や不動産鑑定などが必要となり、その事務手続と手順の確認を行った。今後も東海財務局とは継続して協議を行っていく。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 樹木の適切な管理について【有効性の視点】</p> <p>台風などによる倒木被害が発生しているため、大きくなりすぎた樹木や支障木を優先して伐採しているが、各学校に切株や根が残っているところがある。子どもの使用する学校スペースであることから事故が発生しないよう管理を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年12月28日</p> <p>切株や根を残さないためには伐根をする方法があるが、伐採に比べ伐根は費用が多くかかったり、また法面付近の伐根は地面の強度を下げるおそれもあるため、現場状況を鑑みて行う必要がある。伐根の希望があった学校のうち、遊具の近辺等子どもが常に使用するスペースで伐根による地面への影響のない現場について伐根を行った。今後も切株や根が残っているところについては学校と相談し、状況に応じて対応していく。</p>
<p>② 学校林等の整備について【有効性の視点】</p> <p>学校にある林などの環境で学習していく需要は高まっている。みえ森と緑の県民税などの財源を積極的に活用し、学校で使える林や森の有効活用に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月12日</p> <p>これまで学校林の整備の際には、みえ森と緑の県民税を活用して整備をおこなってきた。今後も学校や地域との連携を図りながら、学校林を有効活用できるように剪定や危険樹木の伐採などの対応を行っていく。</p>
<p>③ 現場を反映した施設修繕について【有効性の視点、効率性の視点】</p> <p>ア 学校によって職員室が非常に狭く暗いため執務環境が悪い。当面は手狭であるため、期限付任用職員を別の部屋に移すことを検討しているが、緊急避難的な対応はやむを得ないものの、長期にわたるのであれば教員間の情報共有の面からも望ましくない。教員間の意思疎通による業務の効率性、情報共有や教員のモチベーションを考慮した施設修繕を図ること。</p> <p>また、真摯に教員の相談に応じることや、現場に足を運び学校現場の視点で施設を整備することに心掛けること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>大規模改修工事の際には職員室の改修をし、手狭な職員室については改善を行っている。今後の大規模改修工事においても手狭な職員室については改修や増築を行うことにより改善を図っていく。</p> <p>日常の整備については、これまでも学校からの相談があるとその都度学校現場の状況を確認して対応を行っている。引き続き学校現場の視点を意識した施設整備を行っていく。</p>

<p>イ 学校によって施設面での大きな差（十分なスペースが確保され、整った学習環境の学校がある一方、廊下の不陸や壁のひび割れが放置されたままであるなど）が見受けられた。公教育における公平性の観点から、改めて各学校現場を見直し、施設面での教育環境の充実、学校間格差の解消に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 廊下の不陸や壁のひび割れについては修繕を行い改善に努めた。今後も学校の施設整備計画に基づき、学習環境の改善を図っていく。</p>
<p>ウ 職員室からの見通しについて、防犯の観点から防犯カメラで監視するだけでなく、先生方の目が行き届くよう職員室前の樹木伐採の必要性について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月18日 学校から希望箇所をとりまとめ、毎年冬季に樹木の剪定を行っているが、加えて、支障木や危険木の剪定も随時行っており、職員室前の樹木が見通しを遮っている学校について伐採や、低木の刈込を行い、職員室からの視界の確保に努めた。</p>
<p>エ コロナ禍の中で教室の窓を開けて授業を行っているが、工事による騒音には十分に配慮すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 工事施工の際には、工事発注課と協議し、騒音の発生する時間帯を調整したり、防音シート等の仮設材で対応するなど、学校運営に影響のないよう配慮していく。</p>
<p>④ 子ども数の推移に合わせた施設整備について【効率性の視点】 分譲地やマンションが建設されると将来的な子どもの数にも影響する。教育総務課とも連携し、子どもの数の推移を想定した施設整備を行い、普通教室の確保を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月20日 国の方針により令和3年度から公立小学校の学級編成を40人から35人に引き下げることとなった。これを受けて35人学級の実施に伴う普通教室数について、四日市市学校規模等適正化計画に基づき確認したところ、今後教室不足が発生する学校が判明したため、不足が見込まれる年度までに整備を行うこととした。今後も学校規模等適正化計画に基づき、普通教室の確保を図っていく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 原課契約工事が適正に行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当課の原課契約工事において、設計金額及び請負金額が随意契約の限度額に近い営繕工事が複数あるが、適正な設計において原課契約工事は行われているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 四日市市原課契約工事事務取扱要領において、建築、営繕工事に関するものは100万円未満までは原課契約工事を行うことができると定められている。令和元年度の当課の原課契約工事には、設計金額及び請負金額が随意契約の限度額に近い営繕工事が複数見受けられた。同程度の工事でも工事量が多く発注時期も異なることから、契約状況を適格に把握するため、工事業者や工事内容をリスト化して管理する手法を検討している。更に、品質を確保しつつ効率よく適正な価格で発注する方法を研究すること。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>工事の契約状況については、係において予算の執行状況を管理するとともに、管理職においても件名、業者名、金額を表にし、偏りがないかチェックを行う手法を取り入れた。今後も適切に業務を行うよう、継続してチェックを行っていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>契約事務の約70%が随意契約となっており、適正な判断において契約は実施されているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 当課の業務において、市内にある小・中学校59校の調査・計画・施設の整備及び補修を行っており、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された学校施設の老朽化に伴う修繕や維持管理が増加している。そのため、学校運営に支障をきたすことがないよう緊急修繕的な随意契約での対応も多く発生しているが、施設の長寿命化に基づく予防修繕を行うことや、複数の施設を併せて委託することで費用の軽減を図るなど、契約方法を見直す取組みも必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>工事の執行状況について、予算執行状況の管理や、取り入れたチェック手法により件名、業者名、金額のチェックを継続して行っている。</p>
<p>・ 契約事務の約70%が随意契約となっており、適正な判断において契約は実施されているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 当課の業務において、市内にある小・中学校59校の調査・計画・施設の整備及び補修を行っており、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された学校施設の老朽化に伴う修繕や維持管理が増加している。そのため、学校運営に支障をきたすことがないよう緊急修繕的な随意契約での対応も多く発生しているが、施設の長寿命化に基づく予防修繕を行うことや、複数の施設を併せて委託することで費用の軽減を図るなど、契約方法を見直す取組みも必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>契約にあたっては、四日市市原課契約工事事務取扱要領や金額に応じて適切に随意契約を行っている。また、契約の際には複数の学校を併せた発注を従来より行っているが、まとめて発注を行うと学校運営に支障をきたすものについては随時行う必要がある。</p> <p>今後も事後保全型の修繕から予防保全型の維持管理を推進し、施設の長寿命化を図る学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に予防修繕に取り組んでいく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>四日市市原課契約工事事務取扱要領や金額に応じた適切な契約や、複数の学校を併せた委託、学校施設長寿命化計画に基づく計画的な予防修繕への取り組みを引き続き行っている。</p>

<p>(6) P F I 事業のリスク</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ P F I 事業による施設整備について、適切な方式のもとに行われているか。</li></ul>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>当課の P F I 方式で行った学校施設の改築や空調設備の整備については、国からの補助金等を考慮し、B T O方式を採用している。今後、P P P手法の多様化に伴い、他市事例を参考にし、手法について調査研究していく。</p>
<p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ P F I 事業については、過去4校の学校施設の改築に活用しており、令和元年度においては空調設備の整備等に活用している。当課の P F I 事業の活用については、国からの補助や市の P P P / P F I 手法導入優先的検討要綱に基づき適切な手法を取っていくとしているが、今後の活用方針を明確にするため先進市の事例を調査研究する必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>現在、空調設備整備の P F I 事業を行っているが、他市事例も参考にしながら B T O方式で行っている。引き続き他市事例等について調査研究していく。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 社会教育・文化財課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月17日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 単独随意契約における不適切な事務手続                      単独随意契約の業務委託において、業務日誌にチェック漏れがあったり、履行確認の記録が残されていなかったりするなど、文書作成について不備が多く見受けられ、委託先への牽制も不十分と思われる。再度、共通事務全般におけるチェック体制を見直し、内部統制が機能する体制づくりを行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日                      履行確認の書類について、書類の不備がないよう複数の職員での確認を徹底した。また、監査における指摘事項等を課員に共有するとともに、部内の会計事務研修への出席や、出納会計事務実務研修会の資料の回覧、不備があれば朝礼での周知などを通じて、基礎的な事務手続きの確認事項を見落とさないよう、その都度基本に立ち返るように課員に周知徹底した。</p>

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 選挙等の特殊要因を除いた令和2年度の時間外勤務は、令和元年度と比較して、1人当たり月平均時間が5時間、課全体の年間時間数が317時間増加したため、業務分担の見直しや、ノー残業デーの意識付け等を行っているものの、令和3年度の時間外勤務は、9月末時点で令和2年度の同時期を上回る状態にある。今後は、さらなるノー残業デーの徹底や、時差出勤勤務制度の活用等を積極的に行い、時間外勤務の縮減を図るよう努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 選挙や新型コロナウイルス保健所動員の特殊要因を除いた令和3年度の時間外勤務は、令和2年度比13時間の減少となった。今後もノー残業デーの徹底や、ワーク・ライフ・バランスの啓発、仕事の効率化を図り、時間外勤務の縮減を図るよう努めていく。</p>

**2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 適切な事務処理について【合規性の視点】 原課契約工事において、業者から提出される見積書の内容の適正性の確認や材料検収・履行確認が十分に行われていない事例や、業者との工事内容変更に係る協議内容が記録に残されていない事例が見受けられた。また、支払事務においても、不適切な事例が見受けられた。個々の事務に当たっては、基本に立ち返り、適切な処理方法を根拠法令等により確認し、確認結果は記録として残すなど、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 見積書の内容の適正性の確認については、決裁時だけでなく、担当以外が見積書を開封する際、金額以外の確認も忘れずに行うよう周知徹底した。また、履行確認については、数量の確認を要する場合は、現地で立会を行うとともに、その状況を写真撮影し、展開図なども提出してもらうようにした。工事内容変更に係る協議の記録については、都市整備部で使用されているものも参考に記録を残すようにした。支払い事務においては、請求書受け取り後、事務の遅延がないよう留意するとともに、日付記入済みの請求書を提出するよう業者へも依頼した。</p>

<p>② 効率的な出勤体制について【効率性の視点】</p> <p>寺方町の北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、文化財整理作業所に、ほぼ毎日、一旦本庁に出勤してから公用車で出張し、業務終了後、また公用車で本庁に戻っている職員がおり、1日の走行距離は往復20kmにもなっている。本庁での業務もあるとのことであるが、業務効率が悪く、また、交通事故を起こす可能性も大きい。（実際に、令和元年に事故を起こしている。）効率的で安全な勤務体制を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>埋蔵文化財の職務は、本庁での課内の打ち合わせや開発者との協議、市民や開発者の書類提出の窓口対応、また寺方町にある文化財整理作業所での出土品の整理作業や発掘調査報告書作成、本庁からの連絡伝達、そして市内発掘現場での調査など、一つの場所に留まることが難しい状況である。業務の効率化によって移動を極力少なくするほか、担当している職務に係る移動が必要となる場合には、一層の交通安全に努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>埋蔵文化財の職務場所は、本庁及び文化財整理作業所、市内の発掘現場等多岐にわたり、一つの場所に留まって職務を遂行することが難しい状況であったが、極力不必要な移動を少なくなるよう努めた。なお、北勢バイパスに関わる発掘調査が終了したことから、出先での業務は減少する見込みである。今後も担当している職務に係る移動が必要となる場合には、一層の交通安全に努めていく。</p>
<p>③ 業務知識の継承について【有効性の視点】</p> <p>専門職員である学芸員が複数在籍し、経験年数も長い。専門的な知識やノウハウをどのように次世代へ継承していくかについて、検討を継続していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和4年度採用として学芸員（考古）1名を予定しているが、今後も専門的な知識やノウハウを次世代へ継承するため、継続的に学芸員の採用を要望していく。</p>
<p>④ まちじゅうこども図書館事業について【有効性の視点】</p> <p>図書館により、本の配置や管理状況の良不良に差が見受けられる。税が投入されている図書館であり、できる限り現場に出向き、気づいたことを意見するなど、市民がもっと本を読んでみようと思える環境づくりの視点に立って管理をすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>本や書類等の配付の際に、あわせて本の配置や管理状況等を確認している。今後も可能な限り現地を確認するとともに、改善が必要な点が見受けられるような場合には図書館に伝え、より市民や子どもたちが本に親しめる環境となるよう努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度に本の更新があったまちじゅうこども図書館については、本の配達の際に本の配置や管理状況等を確認するよう努めた。今後も、市民や子どもたちが本に親しめる環境づくりのため、各まちじゅうこども図書館の管理状況等の確認や改善に努めていくよう図書館へ業務を引き継ぐ。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(6) 出先機関のリスク (マネジメントの目が行き届かない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>久留倍官衙遺跡公園、北勢バイパス埋蔵文化財整理作業所、文化財整理作業所においては、直接勤務場所へ出退勤する会計年度任用職員が数名いるが、勤務状況の確認が適正に行われているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 出勤の確認は、本庁への電話連絡により行っており、課長が抜き打ちで月2回ほど訪問して、確認をしているとのことであるが、記録を残していない。執務日誌等に、訪問・確認等の記録を残し、内部統制の強化を図る必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>引き続き本庁への電話連絡による毎日の出勤確認を行うとともに、月2回程度課長が抜き打ちで訪問し、その際には執務日誌に記録するよう改めた。</p> <p>また、課員が調査等のため市内現場に出向く際には立ち寄るなどして、勤務状況や業務の進捗状況を確認している。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>本庁への電話連絡による毎日の出勤確認を行うとともに、月2回程度課長が抜き打ちで訪問し、その際には執務日誌に記録するようにした。</p> <p>また、課員が調査等のため市内現場に出向く際には立ち寄るなどして、勤務状況や業務の進捗状況を確認している。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 教育委員会 図書館  
 3 監査実施期間 令和 2年11月25日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(6) 館内の安全対策、整理整頓がなされないリスク</p> <p>① 書類棚について                      点字録音資料室の書類棚において、転倒防止装置のないものが見受けられた。改めて館内を点検し、固定していない書類棚については危険なため固定すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月29日</p> <p>改めて館内の点検を行い、固定されていない点字録音資料室の書架について、固定金具を取り付け転倒防止対策を行った。</p>
<p>② 館内の整理整頓について                      ア 館内の見えない部分の管理が不十分である。バックヤード、ロッカーや書庫の整理整頓に努めること。また、事務室が細長いことから見通しがきかない環境である。ミスを防ぐためにも職員間の死角をなくすレイアウト等を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月23日</p> <p>バックヤードの整理整頓について、状況を確認しキャビネットの中に収納するなど整理整頓を行った。また、レイアウトについては、これまでも室内全体に目が行き届くように管理職を中央に配置している。今後大幅なレイアウト変更については構造上難しいが、卓上の書類を整理することで障害物を減らし、死角をなくすようにしていく。</p>
<p>イ 書庫に散在しているファイル等の不用品らしきものや、事務室内の使用の見込みがないパソコン、カメラについて、不用品は処分し、整理整頓をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月23日</p> <p>書庫及び事務室内の整理整頓を行い、不用品の処分を行った。</p>
<p>(7) 現金の取扱いが適正になされないリスク</p> <p>現金の管理について                      ア 現金の取扱いの際には、遺漏のないよう複数の職員で確認し、慎重に取り扱うよう再度ルールを徹底し適切に管理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月11日</p> <p>現金の取り扱いについては、複数の職員で確認を行うよう再度徹底した。</p>
<p>イ 手提げ金庫が複数あり、誰でも現金に触れる可能性があるため、大型金庫を設置するなど、事故のないよう適切に現金の管理をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月23日</p> <p>大型金庫は設置場所の課題があるため、金庫内の整理を行い金庫の数を減らした。また、金庫及び金庫を収納している棚の鍵の管理者や現金の取り扱いについて、取扱者間で再度確認を行った。</p>

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) トラブル・災害時の対応が適切になされないリスク 災害発生時の図書の移動について 浸水に備え重要な資料は2階に保管し、1階の資料は2階、3階へ移動させることを想定しているとのことだが、人命が最優先のため緊急避難時に図書を移動することは、困難であると思われる。緊急事態時に1階の資料を傷めずに保管する方法について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月11日 浸水への備えとして1階の資料を傷めずに保管する方法について検討を行ったが、1階の全ての資料を傷めずに保管することは日常の資料の利用を考慮すると難しいため、優先して保護すべき資料である歴史的価値のある資料や地域に関する資料は、2階書庫や地域資料室などできる限り上層の階に置いている。また、土のうを備えるとともに、緊急避難的には、3階学習室、スナックコーナー、2階視聴覚ホール、郷土作家コーナー等に避難させることを考えているが、人命を最優先とする。</p>
<p>(4) 新図書館の情報共有がなされないリスク 新図書館の要望について 新図書館について、司書の意見や要望について聴取する機会が政策推進課との間で持たれていない。図書館の在り方などの市民から求められていることを把握しているのは司書等現場の職員であるため、図書館職員の意見を十分反映させる機会を設けること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 政策推進課が作成した資料を職員全員へ回覧し、意見を募り政策推進課へ伝えた。今後も政策推進課と現場の司書とが意見交換ができる場を設けられるよう、政策推進課へ働きかけていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日 館内での職員研修や資料の回覧等を通じて、新図書館に関する情報や課題を図書館職員全体で共有した。令和4年度は、新図書館の設備・導入機能等について、政策推進課と適宜打ち合わせを行い、情報収集に努めるとともに、司書から聴取した意見を積極的に伝えていく。</p>

**2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 老朽化について【有効性の視点】 昭和48年に開館のため、施設の老朽化が見受けられる。来館者の利用に支障をきたさないように早期に修繕対応を行い、利用者のサービスの向上に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月15日 令和2年度については洋式トイレの温水洗浄便座化を行い、利用者サービスの向上に努めた。今後も来館者の利用に支障をきたさないよう計画的に修繕を行うとともに、利用者サービスの向上に努めていく。</p>

<p>② 新図書館への移転について【経済性の視点】          新図書館への移転に合わせて図書の保管、貸出の効率化を図るため、RFID（情報読み取り技術）システムの導入を考えている。RFタグの取付けには時間を要するため、移転に間に合うよう効率的に作業を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月11日          RFタグの導入については、新図書館に向けて計画的に行っていく。</p>
<p>③ 適正な事務処理について【法規性の視点】          支払遅延等、事務処理誤りが見受けられた。会計規則等のルールにのっとりた事務処理の再徹底を行い、チェック体制の強化をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月11日          事務を担当する職員について、会計事務研修会の資料を用いて請求日などの請求書のチェック項目、不備事項の処理方法の確認を行い、再度徹底を行った。</p>
<p>④ 女性への配慮について【有効性の視点】          女性が多い職場であることから体調への配慮及び新たに職員が採用された際には疎外感を感じることがないように、また、早く職場になじめるような環境への配慮をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 6月30日          新たな職員へは状況を見ながら段階的に業務内容の説明を行うとともに、適宜声をかけ疎外感を感じることがないようにしている。また、全職員に対して所属長が定期的な面談を行うことで、日々の業務についてや課題等の話を聞いている。</p>
<p>⑤ 図書館協議会及び子どもの読書活動推進事業について【有効性の視点】          図書館協議会及び子ども読書ネットワーク協議会において、委員の欠席が見受けられた。図書館の事業にご意見をいただくという立場であるため、出席できるよう日程調整するとともに出席について働きかけをすること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日          委員全員が出席できるように早い時期から日程調整を行っており、欠席の場合は事前または会議後に意見を求めている。今後も委員の出席が可能となるような日程調整に努めていく。</p>
	<p>【継続努力】 令和 4年 3月31日          委員が出席しやすいよう、早い時期から日程調整を行っており、欠席の場合は事前または会議後に意見を求めている。今後も委員全員の出席が可能となるような日程調整に努めていく。</p>

<p>⑥ 点字録音図書について【有効性の視点】 点字録音図書のカセットは膨大な数であり、貴重なことから、維持管理のため将来的にはCD化を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する、点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベースであるサピエ図書館にて既にデータ化されているものもあるため、当館所蔵のカセットと照合を行い必要なもののCD化、もしくはデータ化を検討していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 サピエ図書館にて既にデータ化されているものがある場合、そのデータを用いたCD化を行う予定である。サピエ図書館上にデータが無い場合は、再録音が必要か否かを判断した上で、市内音訳者団体に委託する録音資料作成業務内でデータ化を進めていく。</p>
<p>⑦ 図書館司書について【有効性の視点】 ア 司書の人数が条例等で決められていないが、合理的な人数を配置していることが明確に説明できるようにしておくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 業務内容と担当者の負担の確認を行い、適正な人数の検証を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 業務内容と担当者の負担の把握に努め、今後の事業計画等も考慮しつつ、適正な人数の検証を行っていく。</p>
<p>イ 全国的に司書の処遇が低いとされているが、安心して働けるよう改善し、図書館機能の強化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 引き続き賃金ベースアップや任用期間の要望を行っていく。また、雇用に関しては市役所のルールに則って行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 任用に関しては市役所のルールに則って行うと同時に、賃金ベースアップや任用期間についての要望を行った。</p>
<p>⑧ 新聞資料の縮尺版について【有効性の視点】 新聞資料の縮尺版が、置いてある場所をかなり占めている。マイクロフィルム化やデータベース化などを将来的に検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 新聞資料のマイクロフィルム化やデータベース化については、新図書館に向け検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 予算要求を行い、令和4年度中には中日新聞についてデータベースを導入する予定である。その他新聞についても、新図書館に向けて、省スペース化や利用者の利便性向上の観点から、マイクロフィルム化やデータベース化を検討していく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(5) 図書館をめぐる社会環境の変化への対応がなされないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省の「これからの図書館像」の提示を受けて、他市の図書館では「役に立つ図書館」として地域やビジネスの課題解決への支援に力を入れ始めているが、こうした社会環境の変化を受け止め、課題解決支援型のレファレンスや講座・イベント開催などが行われているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 利用者からの調べ物の相談については情報提供を行っているが、専門分野には対応していない。地域に根差した講座やイベントを開催する際には関係各課と連携して行ったり、地域資料室では豊富な地域資料を活かした展示を行うなどの情報提供をしている。今後も社会環境の変化に応じた事業を実施していく必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>利用者の疑問についてのレファレンスサービスを行うとともに、高齢福祉課と連携し認知症関連図書・啓発パネルの展示を行うのと併せ、職員研修として認知症サポーター養成講座を行うなど、関係各課と連携して企画展示や講座、イベントを開催することで、利用者の課題解決の一助となるよう努めている。また、地域資料室では、豊富な地域資料を生かし、テーマに沿った資料を集めて展示し、パスファインダー (特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方の案内) の配布を行うなど、地域に関する情報提供を行っている。今後も利用者の求めに応じた事業を実施していく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>利用者の疑問についてのレファレンスサービスを行いつつ、がんの展示や自殺対策、コロナ禍といった現在の社会問題に対する課題解決の一助となるテーマについての展示を行った。しかしながら、講座・イベントについては感染症拡大防止のため、実施しなかった。また、地域資料室では、豊富な地域資料を活用し、テーマに沿った資料を集めて展示し、資料の紹介・地域に関する様々な特集を行う地域資料室だよりを作成、配布するなど、積極的な情報提供を行っている。今後も利用者の求めに応じた事業を実施していく。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 博物館
- 3 監査実施期間 令和 2年11月25日

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 現金の取扱いが適正になされないリスク                      現在検討しているミュージアムショップにおける商品販売業務の委託に当たっては、他都市の事例を調査するとともに関係各課等と協議を行って法的な課題を整理したうえで、適正な方法により行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日                      平成31年2月から3月にかけて行った他都市事例調査（ミュージアムショップを持つ全国の公立博物館44館に照会、31館の回答）の分析と追加の聞き取りに並行して、総務課及び会計管理室と協議を重ねた。当館のミュージアムショップの設置目的等を継続するためには、販売及び商品管理業務を外部委託することが適切・適法であることを令和2年12月16日に最終確認した。その結果を受けて、令和3年4月1日から外部委託を実施した。</p>

<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>職員の勤務実態やその原因を把握するため、所属長自身が残り、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、配分バランスの変更について各係長に指示するとともに、朝礼及び終礼の場で職員に適正な時間外勤務を指示することで、時間外勤務の縮減を図った結果、年間360時間を超える職員は、令和元年度の8人に対し、令和2年度は6人と一部に解消をみた。令和2年度の6人においても、新型コロナウイルス感染症対策や職員の病休による長期離脱などに伴うものである。令和3年度は、ワーク・ライフ・バランスの一層の向上を図るため、年度当初に係内で話し合いながら年休の計画的取得を行うなどの取り組みにより、働き方の意識を変えつつある。今後は、業務の多くが担当制であることに起因する、特定の職員に負担がかかる傾向を解消するため、引き続き係員の相互協力に努める。</p>
<p>(5) 博物館施設及び資料の危機管理が適切になされないリスク</p> <p>土のうの一部に袋が破れ砂がこぼれているものが見受けられたり、収蔵庫内の棚の上に固定化されずに置かれている模型資料があったりした。水災害や地震災害等に備えた施設、設備、資料、観覧者、職員等の防護対策を改めて徹底すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>職員の長期休職に伴う業務の負担や時間外はあったものの、係員の相互協力やノー残業デーの推進に努め、年間360時間を超える職員は、令和2年度の6人から令和3年度は2人と解消をみた。また、ワーク・ライフ・バランスの一層の向上を図るため、年休の計画的取得を進めた。今後も、特定の職員に負担がかかる傾向を解消するため、引き続き係員の相互協力及び残業時間の縮減に努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 2月25日</p> <p>土のう並びに収蔵庫内の模型資料については、即日、補修及び棚の変更を行った。また、各種防護対策については、令和2年12月10日に当館の危機管理マニュアルについて講座形式で職員研修を実施し、令和3年2月25日には、四日市公害と環境未来館職員や受託事業者の警備員・清掃員・案内業務員・設備管理員を含めて、実地訓練を行った。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 資料収集について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>博物館が行う事業のうち最も基本的なものとして資料収集保存事業があり、令和元年度は、新たに700点を超える資料の寄贈及び寄託を受けた。市民の教育や地域における学術・文化の発展を促し、市民活動や地域活動の一層の活性化に資するため、引き続き、資料の所在等の調査研究を行うとともに、資料の展示上の効果を考慮しながら、必要な資料を体系的に収集・保存すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和2年度、3年度と、市内に残る大規模な古文書群の寄贈が続いている。また民具や歴史資料、萬古焼等の美術品も継続して寄贈の申出があった。今後も地域の歴史を伝える資料を中心に収集及び調査研究を続けていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度は、古文書群や古い海図、民具・歴史資料等の寄贈を受ける一方、企画展「昭和のくらし」の展示に必要な資料収集を行うため、市民に寄贈を呼びかけるなど、必要な資料を体系的に収集・保存することに努めた。</p>
<p>② 収蔵資料の展示等について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】</p> <p>ア より多くの収蔵資料をできるだけ多くの市民に観覧してもらえる機会を創出するため、資料を積極的に展示する方法を研究し、資料の有効活用を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>博物館特別展示室や展覧処白里亭等で展覧会を行うとともに、他館への資料貸出にも積極的に応じることで、所蔵資料を観覧してもらえる機会を増やす。また、所蔵資料のデータベースによる公開も引き続き進めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>博物館特別展示室や展覧処白里亭等で展覧会を行う際、資料の内容を分かりやすい言葉で解説するとともに、写真やイラストなどを活用して展示を行った。また、資料の有効活用を図るため、所蔵資料のデータベース公開を行い、他館への資料貸出にも応じた。</p>

<p>イ 収蔵資料をデジタル化しホームページに掲載し公開しているが、資料を体系別に整理して公開するなど、市民の目を引き当館に足を運びたくなくなるような公開方法について研究を継続すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日          収蔵資料のデータベース公開については、資料を多くの方に見てもらえる有意義な機会であることから、令和3年度の組織の数値目標にも掲げ、取り組みを進めている。資料の価値を伝えると共に、資料の魅力を感じてもらえるような説明を工夫し、より効果的な公開方法についても検討を深めたい。</p>
<p>③ 運営体制の強化について【有効性の視点】          学芸員の資格を有する職員の数が不足しており、展示公開事業や教育普及事業の実施に終始せざるを得ず、調査研究事業に十分に取り組むことができない状況にある。研究紀要は平成18年度を最後に作成できていない。また、天文係においては、職員の在職期間の長期化も生じている。各職員の専門的な能力が適切に培われ、かつ、専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、引き続き、学芸員の資格を有する職員の増員配置を人事当局に要望すること。併せて、地域、学校、民間企業・団体などとの連携・協働におけるコーディネート機能を強化するとともに、効果的な業務の在り方等について必要に応じて適切な見直しを行い、その運営体制の強化に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日          令和3年度は、四日市の歴史や暮らしを紹介している学習支援展示（四日市空襲と戦時下の暮らし）と企画展（昭和の暮らし）について、博物館に足を運ぶ前や展示期間以外でも体感していただけるように博物館ホームページで公開するためのVR映像の撮影を行うなど、公開方法の工夫を行った。</p>
<p>④ 館内案内業務について【効率性の視点】          来館者の受付や館内放送を含む案内などの業務を委託により実施している。契約の更新により受託業者が変わる際は、顧客満足度の高い接客を提供できるよう、これまで培ってきたスキルやノウハウをシステム化しておくことで、円滑に次の受託業者にその継承を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日          調査研究の成果としては、研究紀要という形では中断しているものの、展覧会図録などにより随時公開している。また、天文係における長期在職職員の問題は、天文係に学芸員を配置したことで、専門的な取り組みを長期に亘ってできるようになり、これまでの長期在職職員は異動となった。しかし、学芸員の体制は貧弱であることから組織充実については職員配置計画において要望を続けている。なおコーディネート機能の強化は、職員体制だけでなく、学芸員をはじめ職員のスキルに大きく依存することから、市全体で中堅職員が不足している現在、博物館だけで解決できる課題ではないため、引き続き人事当局に要望を続けていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日          調査研究の成果としては、天文係と企画普及係の学芸員の研究成果を博物館ホームページにて随時公開している。引き続き、学芸員の体制が万全でないことから組織充実については職員配置計画において要望を続けている。          また、学習支援展示を通して学校との連携等を行うなどコーディネート機能を強化するとともに、外部講師による研修会を実施するなど職員のスキル向上に努めた。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 2月26日          令和3年度の契約更新に向けて令和元年度から取り組んだマニュアル作りを受託業者との協議により継続的に実施し、その更新作業を令和3年2月26日で完了し、受託業者の変更に伴う円滑な継承に備えた。</p>

<p>⑤ 特別展示室の貸出しについて【住民福祉の向上の視点】</p> <p>特別展示室の使用に際して、展示作業中に大きな音を出さないことなど、多くの使用条件・遵守事項を定めており、使用者から利用しづらいとの声を聞く。博物館施設や収蔵資料の適切な管理という博物館機能維持の面から他施設と比べて厳しい制限となっていることについて事前に十分説明したうえで貸館を行うとともに、条件等について、使用者の利便性を考慮し、緩和できるところはないか改めて見直すこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 1日</p> <p>博物館では、収蔵資料や展示資料への防虫菌害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節などの適正管理が必要であり、特別展示室の使用にあっても同様である。貸館においては、使用者が主催者となることから、資料への影響とともに来館者の観覧等に支障が出る作業には制限を設けている。従来より貸館希望者へは、事前協議時に使用の条件や使用に際しての留意事項を記載した「施設ご利用案内」を基に説明を行ってきた。今後においても、使用にあたっては博物館としての特性を理解した上で利用していただくことを徹底する。条件等の緩和については、使用準備等の作業時間を館運営に支障のない範囲で開館時間外にも行えるよう配慮する。</p>
<p>⑥ 図書館、文化会館等との連携・協働について【有効性の視点】</p> <p>社会のニーズの多様化に伴い、博物館には地域の文化芸術を発信するだけでなく新たな文化芸術の創出につながる拠点としての役割が期待されている。当館が収蔵する資料等の更なる活用を図り、より効果的な博物館事業を実施できるよう、図書館、文化会館等との連携・協働に関する研究を継続すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日</p> <p>四日市市文化会館との連携としては、博物館所蔵資料貸出等を継続して行う。四日市市立図書館においては、展覧会の内容に合わせた特集コーナーを設けたり、絵本の読み聞かせを行っている。今後は、くるべ古代歴史館との連携による展示も予定しており、他館との連携の可能性を継続して探っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日</p> <p>引き続き四日市市文化会館に博物館所蔵資料貸出等を行っている。また、四日市市立図書館においても展覧会の内容に合わせた特集コーナーを設けており、令和3年度にはくるべ古代歴史館と連携した特別陳列を行った。今後も他館との連携を継続して行っていく。</p>
<p>⑦ 事務室の安全対策、整理整頓等について【有効性の視点】</p> <p>職員が効果的かつ効率的に職務を行えるよう、次に掲げる事項などに留意して、事務室の安全対策、整理整頓等を講じること。</p> <p>ア 事務室内において、書類棚の転倒防止措置が不十分なところが見受けられた。職員の安全を守るため適切に対処すること。</p> <p>イ 使用されていないフィルムカメラ等が多数、保管されていた。不用なものがあれば適切に処分すること。</p> <p>ウ エントランスホールに設置されている鍵付き傘立て（120本分）のスペアキーが事務室内の金庫に保管されていた。利用者が鍵を紛失した際に対応しやすいように、その保管の場所と方法を工夫すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 6月10日</p> <p>ア 3階事務所では、本棚を転倒防止伸縮棒で固定していたが、強度が不足していたため、壁面にチェーンで固定するとともに、スチール書棚については、不足箇所をL字金具で固定した。また、5階ブリーフィングルームの書棚は、職員の安全確保策として、番組DVD類は収納ケースに入れ保管するとともに、重量のある書類は上段に並べないよう変更した。</p> <p>イ フィルムカメラ等について館内での協議の結果、備品としては使用不可であることを確認し、今後の「昭和のくらし展」におけるハンズオン資料としての活用を図ることとしたので、令和3年6月10日付で備品として棄却処分を行った。</p> <p>ウ 鍵付き傘立てのスペアキーを1階エントランスホールの総合受付に配置することで、案内業務もしくは警備員により即時対応できるように変更した。</p>

リスク発現の可能性があるもの

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 学校教育課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月18日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 支出事務の適正な執行がなされないリスク 著しく不適切な財務会計処理が見受けられた。今回の誤りを重く受け止め、財務会計事務処理において必要とされる基礎知識の習得と上位職によるチェック体制の強化に向けて早急に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 1月29日 今回の誤りは、上位職を含め職員の財務会計事務処理に係る基礎知識の不足によるものであり、会計管理室の職員を講師として招いた研修を全職員が受講し基礎知識の習得に取り組み、上位職によるチェックの強化に取り組んだ。</p>

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 職員の業務状況を把握した上で、業務分担の見直しや繁忙時における係間の応援体制などで事務分担の平準化を図り、時間外勤務の縮減に努めている。しかし新型コロナウイルス感染症の対応が増加し、令和2年度の時間外勤務は月平均32.9時間となり、令和元年度の28.1時間に比べ増加していることから、毎週水曜日のノー残業デーは、朝礼時や終業時刻に職員同士で声をかけあい確実に実施するなど、引き続き時間外勤務の削減とワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 業務分担の見直しや繁忙時における係間の応援体制を課内全体で行うとともに、係内での情報共有等も密にとって業務の実態について共通理解を図っている。しかし、学校における新型コロナウイルス感染症への指示・対応や、令和4年度からの新規事業であるた給食公会計化への対応により、物理的な業務量が増加している。今後、新型コロナウイルス感染症の学校調査の簡略化等、業務内容の見直しも検討し、時間外勤務の削減とワークライフバランスの充実に引き続き取り組む。</p>

**2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 教員の働き方改革の推進について【有効性の視点】 小学校における教科担任制の導入、学校業務アシスタント等の配置人数の拡充などにより、教員の時間外勤務の縮減に努めて、授業準備や教材研究などの時間を確保し、教育の質の向上につなげること。また、教員の健康の維持とワーク・ライフ・バランスの確保にも努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 学校業務アシスタントの配置等で、教員の本来の業務である「子どもと向き合う時間」、「授業準備や教材研究などの時間」を確保することができており、教員の質の向上につながっている。 年度当初に、学校教育ビジョンのヒヤリングの際、校長から教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保についても聞き取りをしている。また、月80時間を超える時間外勤務をしている教職員には、健康状態の聞き取りや翌月の働き方について校長との面談を実施している。</p>

<p>② 学校業務サポート事業について【有効性の視点】</p> <p>児童生徒への配付物の印刷などの補助的業務を担う学校業務アシスタントとスクールサポートスタッフ（以下「アシスタント等」という。）を各学校に配置しており、教員の業務負担の軽減に効果を上げている。これまでの事業効果を検証したうえで、改めて必ずしも教員が担う必要のない業務と教員が担うべき業務との仕分けを行うことでこの事業を更に充実させ、教員の業務負担の更なる軽減と児童生徒等と向き合う十分な時間の確保につなげる。併せて、アシスタント等の担う業務は、試験問題などの機密性の高い情報や個人情報を取り扱うものであることから、研修を実施するなどして、アシスタント等に対する情報の適正管理に関する指導を引き続き徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校業務アシスタントは全校配置3年目、県費のスクール・サポート・スタッフは全校配置2年目となった。各校で、児童生徒への配布物の印刷や、アンケート、健康診断のデータ入力など、必ずしも教員が担う必要のない業務を担ってもらっている。これにより、教員の業務負担の軽減と、児童生徒等と向き合う時間の確保につながっている。また、アシスタント等へは、4月に研修会を行い、情報の適正管理に関する指導を行っている。</p>
<p>③ 児童生徒の事故防止対策について【有効性の視点】</p> <p>ア 児童生徒の校内での事故について学校施設や設備に由来するものがあればその改善・改修が必要となるため、当課が所掌する日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続を通じて、学校において発生する児童生徒のけがや交通事故の状況を把握し、その原因及び施設設備の状況（例えば、運動場の広さや校舎の老朽化の程度など）との関連性を調査すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じ、市内の小中学校にて発生した児童生徒のけが等の発生状況と原因を把握のうえ分析し、再発防止に努めるよう指導している。その中で、施設、設備に由来すると考えられるものがあれば、速やかに報告の上、改善改修を依頼している。また、日常点検を行い、不良個所の早期発見・早期対応を行い、施設設備の不備による事故の未然防止に努めている。</p>
<p>イ 学校内や登下校時における児童生徒の安全確保のため、当課、学校及び教育委員会関係課において事故に関する情報を共有し速やかに対応できるような仕組み・体制が整備されているか改めて確認し、教育委員会全体として継続して事故防止対策を講じること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校内や登下校時の事故発生時は、学校から教育委員会に速やかに報告を行うよう指示している。事故内容については、教育委員会関係課にて情報共有し、発生状況と原因を把握、分析を行っている。</p>
<p>ウ 各学校の防犯カメラやモニターについて、その設置状況を把握したうえで、児童生徒の安全確保のため効果的に機能するものを必要な数量、必要な場所に設置すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 8月30日</p> <p>各学校の防犯カメラやモニターについて、設置状況を確認したうえで、計画的に更新を行っている。更新の際には、児童生徒の安全確保の観点から必要に応じて増設や設置場所変更を行い、必要な数量、必要な場所に設置するよう努めている。</p>

<p>④ 学校・保護者等間における連絡手段について 【住民福祉の向上の視点】 児童生徒が疾病等により学校を欠席する場合の連絡手段として、保護者等からの電話又は連絡ノートのやり取りによっている学校がほとんどである。保護者等の利便性を考慮して、電子メールを活用したものなど効率的な連絡手段の導入を検討し、推進すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 学校の働き方改革の視点からも有効であるため、保護者との連絡方法をデジタル化し、教職員間で速やかに情報共有を図ることができるシステムを、令和4年度からの導入に向けて、教育支援課とも連携しながら検討を行っている。 【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 令和4年4月から学校保護者統合型システムを導入し、運用を開始する予定である。教育支援課と連携して、効果的な活用方法について検討し、保護者と学校間の連絡手段として定着を図る。</p>
<p>⑤ 就学援助制度の充実について【住民福祉の向上の視点】 子どもの教育について家庭の経済状況により格差が生じないように、援助費の額、支給方法等の見直しを行うことにより就学援助制度の更なる充実を図ること。入学準備に相当する給付と同様にその他の給付についても事前の支給ができないか検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 援助費の額については、今後も国が示す額を参考にして、必要に応じて見直しを図っていく。援助費を事前支給する等の支給方法の見直しについては、市外転出や世帯状況の変化等により、年度途中においても就学援助対象外になる場合があることから、現時点での実施は困難ではあるが、子どもの教育について家庭の経済状況により格差が生じないように、今後も援助を必要とする人に必要な援助が速やかに行えるよう就学援助制度を実施していく。</p>
<p>⑥ 学校図書の実践について【住民福祉の向上の視点】 小学校だけでなく中学校においても図書の読み聞かせを行っており、中学生からも好評で、教育上、良い影響を与えているとのことである。引き続き、子どもの活字離れが加速しないよう、図書の整備と学校司書を活用した豊かな読書環境づくりを推進すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 読書活動を通して想像力・思考力・表現力等を育成し、豊かな心を育むため、学校図書館司書の知見を活かしながら子どもたちが選書する取り組みを行ったり、授業支援を行うなど、引き続き豊かな読書環境づくりを推進する。</p>
<p>⑦ 学校三師の活用について【有効性の視点】 中学校の定期監査において、学校三師（学校歯科医）との日程等の調整が上手くいかず、学校が計画した学校保健活動の日に参加してもらえなかった事例が見受けられた。学校がそれぞれの特性に応じて学校三師の知見を十分活用できるよう学校三師制度の円滑な運用に配慮すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 児童生徒が健康で安全な学校生活を送るために、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）の専門的知見を取り入れた健康教育を行うことは効果的であることから、学校三師に参加していただきやすいような日程や開催方法（オンライン形式での会議、動画配信での参加など）を工夫していく。</p>

<p>⑧ 学校給食費の公会計化について</p> <p><b>【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】</b></p> <p>学校給食費の徴収・管理業務はそれぞれの学校で行われているものの、ほとんどの家庭が口座振替による支払となっているため、教職員が現金を取り扱う機会は限られている。しかし、口座振替ができなかった場合など学校給食費の滞納整理に関する業務は残っており、それが教職員の業務負担となり長時間勤務の一つの要因となっている。文部科学省から令和元年7月に学校給食費の公会計化の取組みを推進するよう各地方公共団体に通知がなされたところである。教員の業務負担の軽減だけでなく保護者の利便性の向上、学校給食費の管理における透明性の向上などが見込まれるため、学校給食費の公会計化の推進を図ること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 3年 9月30日</p> <p>小学校については令和4年度から、中学校については令和5年度から給食費の公会計化を進めるための準備作業を進めている。</p>
<p>⑨ 共同学校事務室における事務処理について<b>【有効性の視点】</b></p> <p>市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置して、ブロック内の小中学校の事務職員が財務に関する事務を共同処理している。事務処理誤りの件数は減少してきているものの、なお、一定数が散見される。共同処理による効果を更に高めるため、共同学校事務室において、財務事務に関する知識の蓄積や財務事務処理に関する事前審査の精度の向上が図られるよう、各学校と協力して取り組むこと。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 3年 9月30日</p> <p>学校事務の高度化をすすめるため、共同学校事務室組織による学校間の連携を図っている。事務職員同士の知識・経験の継承を行い、スキルアップに努め、事務処理全般の精度を高めている。財務事務においては、事例の情報共有をすることにより、事務室内全体の財務事務に関する知識を増やすとともに、財務事務の精度の向上と事務処理誤りの件数の減少に繋げている。今後も引き続き、共同学校事務室室長会等において学校教育課から各共同学校事務室への指導・助言を行い、共同学校事務室の事前審査及び各学校の財務事務の精度の向上を図っていく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者と締結している業務委託契約について、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 学校給食調理業務委託や児童生徒の健康診断業務委託など年間60件を超える業務委託の契約を事業者等と締結しており、そのうち半数以上が単独随意契約によるものであった。中には同じ業務委託で前年度に続けて競争入札の不調により随意契約によったもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)があり、それについては、不調となった原因を追究したうえで、その解消に向けて発注方法を検討しているとのことであった。地方自治法、契約施行規則その他関係法令及び外部委託等適格審査部会作成のガイドラインに従って適切に事務処理を行う必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>業務委託契約は競争入札が原則であるが、例外規定である地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されている随意契約による契約を行う際には、根拠規定や随意契約とする理由が適正であるかを十分に精査し、安易に随意契約を行うことがないように確認している。引き続き契約事務の実施にあたっては、地方自治法、契約施行規則その他関係法令及び物品、業務委託等随意契約ガイドラインに従って適切に事務処理を行う。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>随意契約は競争の方法によらないため、公正な取引を損なう弊害が生じることを職員へ改めて認識させるとともに、契約事務の実施にあたっては、地方自治法、契約施行規則その他関係法令及び物品、業務委託等随意契約ガイドラインを確認し、適切に事務処理を行うことを徹底する。</p>
<p>(5) 扶助費が不適正に支出されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扶助費である就学援助費及び特別支援教育就学奨励費は、適正に支出されているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者や特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、就学援助費又は特別支援教育就学奨励費を支給している。支給対象者や支給額の誤りなどが発生しないよう、複数の職員によるチェックを徹底するなど、引き続き支出事務の適正化に努める必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>支給対象者や支給額の誤りなどが発生しないよう、複数の職員によるチェックを徹底し、令和3年度は支給誤りはなく適正に支出を行っている。</p> <p>なお、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の制度及び、支給額の計算を行うシステムを正しく理解し事務処理を行うため、担当及びチェックを行う職員は事務処理要領等を再確認した。今後も引き続き支出事務の適正化に努める。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>支給対象者や支給額の確定については、複数の職員によるチェックを継続して行い、支出事務の適正化に努めている。</p> <p>今後も、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の制度及び、支給額の計算を行うシステムを正しく理解し適正に事務を実施するため、担当係内で定期的に打ち合わせを行い、事務処理要領等を確認し、引き続き支給誤りの発生の未然防止に努めていく。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 人権・同和教育課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月17日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>人権・同和教育課は他の部署に比べると職員数が少ないので、所属長は各職員の勤務状況をより注視して管理にあたることで、時間外を減らして目標を達成できるようにすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>職員数が少ない状況をふまえ、各職員の勤務状況の把握に努めた。特に日常的な管理の難しい人権プラザ配置職員に関しては、人権プラザ館長との情報共有や所属長が直接人権プラザを訪問し、地域の現状を確認することで、きめ細かな状況把握に努めた。令和2年度は前年度と比べ全体の時間外勤務を縮減するとともに、すべての職員が年間360時間以内に抑えることができた。</p>
<p>(5) 支出事務の適正な執行がなされないリスク</p> <p>① 共通事務における不適切な事案が前回監査よりも増えている。職員の異動による事務的な引継ぎが手薄になることによりリスクが発生するので、今回の監査を受けて、チェック体制と内部統制をしっかりと行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 9日</p> <p>複数職員による記載事項の確認に加え、転入した職員に対する共通事務説明の機会を設け、内部事務管理の徹底を図った。</p>
<p>② 消耗品等の購入に伴う支出負担行為兼支出命令の事務において、摘要欄には購入物品等の具体的な内容を記入し、請求内容が正しいか確認できるようにすること。</p> <p>また、内訳明細書の合計額は支出金額と一致するよう作成すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年11月18日</p> <p>帳票摘要欄への品名等の記載及び端数処理を伴う合計額記載内容を見直し、帳票上において支出処理の確認が可能となるよう改めた。</p>

<p>③ 四日市人権・同和教育研究会への事業費補助金について、実績報告書の収支内訳書にある精算払の日付誤りが見受けられた。実績報告書等の確認は複数で行い、チェックを徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年11月18日 担当者だけでなく、他の職員も含む複数で確認するよう改めるとともに、当該研究会に対し、正確な書類作成を徹底するよう求めた。</p>
---	---

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ） 四日市市における人権・同和教育の推進に関して、近年、職員の歴史認識も踏まえた同和問題に関する知見が十分でないという指摘もある。過去の同和問題の起源や歴史を継承しつつ、その上で更なるスキルを積み上げること。特に、若手教員には人権・同和問題に関する事業の継承だけでなく事業の背景にあるものをしっかりと伝えていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月30日 令和2年度から教職員の同和問題に関する歴史認識も踏まえた知見の充実を図るため、市内全小中学校において、当課職員による教職員向け研修を実施した。また、人権教育実践研修会においても、外部講師を招聘して同テーマに基づく研修を実施した。</p>
<p>(3) 事務分掌におけるリスク 公有財産の所管について、これまでプラザの前身が隣保館や教育集会所として整備されてきたことから、総務部の人権・同和政策課が所管するプラザと当課が所管するプラザに分かれている。合理的な管理の在り方について総務部人権・同和政策課と検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 公有財産の所管について、日常の維持管理や大規模工事など、今後の管理に向けて総務部人権・同和政策課や人権センターと協議を継続する。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日 総務部人権・同和政策課や人権センターと施設管理の取扱いについて、施設の設置経緯や地域住民との関わりなど過去の経緯を踏まえて慎重に協議し、各課の施設との関わりや人員面の制約から最適な管理分担を継続できるよう検討を継続する。</p>

<p>(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>当課職員のうち、特に人権プラザに配置された職員は、施設の性質上、地域住民や学校・園と密接にかかわる業務に従事し、休日の勤務も多いことから、時間外勤務が増大する傾向がある。プラザ内における業務分担について総務部人権センターとも連絡を密にし、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を念頭に置いて、週休日振替や時差出勤勤務制度などを活用し、時間外勤務の適正化に努めていく。</p>
<p>(6) 委託事業の検証のリスク</p> <p>自己実現支援事業について、その必要性について十分に説明ができるよう事業目的を明確にし、効果的な事業とすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランスの充実について、指導主事会議で指示・連絡するなど、課員に重要性の再認識を促した。週休日振替や時差出勤勤務制度の活用を進めたが、令和4年1月以降、新型コロナウイルスに係る保健所業務への従事が急増し、時間外勤務が増加した。引き続き、同一の職員に時間外勤務が集中することがないように、勤務状況の把握に努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>自己実現支援事業は、教育上配慮を要する地域等における自主学習支援活動事業及び進路・就労につながる出会い・体験活動事業を行うものであるため、他の事業との目的や対象の違いを明確にし、効果的な事業の推進に努めた。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① メディア・リテラシーの養成について【有効性の視点】</p> <p>ア 学校で使っているタブレットを、将来、自宅へ持ち帰れるようになると、子どもたちが自由にタブレットを扱えるようになる。タブレットを通してインターネット等から得られた誤った情報をうのみにしたり安易に拡散することがないように、メディア・リテラシーの養成に一層力を入れ、関係各課や学校と連携して指導すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和3年度から、小3・中2を対象に、外部講師によるメディア・リテラシーの養成を通じた人権教育に関する出前授業を実施している。授業では、自他の人権を大切にすることを中心に、インターネットやSNSから得た情報の取扱いには注意が必要であることを、対象学年に適した内容で実施した。</p>

<p>イ メディア・リテラシーの養成を通じた人権教育の推進について、モデル校3校で実施し、その後、公開授業を通して各校へ共有していくとしていたがコロナの影響で共有ができていない。コロナ禍の中で公開授業の実施が難しいのであれば、ICTや様々なツールの活用を検討して、メディア・リテラシー教育の共有を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 メディア・リテラシーの養成を通じた人権教育に関する授業に関しては、現在のところ、各学校を訪問してより効果的な授業の実施に努めているが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、オンラインによる授業の活用も検討する。</p>
<p>② 性自認や性的指向に基づく差別について【有効性の視点】 ア 性自認や性的指向について、成長とともに自分が周りの人と違うことを自認する児童・生徒がいる。学校と連携して差別につながらないように注視すること。 また、認知件数など子どもの実態を把握することは重要であるが、その手法を研究するに当たっては、プライバシーや子どもたちの気持ちに十分配慮して行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 令和3年度は全市立小中学校で出前授業を実施することで、すべての小中学校でメディア・リテラシーと人権に関する教育を共有することができた。また、新型コロナウイルス感染症に係る学校の状況に合わせ、2中学校ではタブレット端末などICTツールを活用し、オンラインによる授業を実施した。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 1月31日 児童生徒の性自認や性的指向については、学校においても課題として認識しており、さまざまな教材や外部講師による出前授業、講演などを通じた学習を実施している。現状の把握については、必要に応じ個別の相談に対応するものとし、非常に繊細な情報であることを十分認識し、決してアウティングにつながらないように配慮して行った。</p>
<p>イ 性的少数者に関する教職員向けの人権研修においても、身近に性自認や性的指向の問題を抱えた人がいる可能性があることを十分認識するよう徹底すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 8月 4日 性的少数者に関することだけでなく、人権教育において被差別の立場に置かれた人を意識し、その痛みを想像することは基本的な考え方であり、教職員に対しても、学校訪問などの機会を捉え、改めて再認識を促した。</p>
<p>③ 外国人の差別について【有効性の視点】 外国籍の子どもが多い地域では、お互いを認め合う多文化共生の環境がある地域となっている。外国籍の子どもと共生できる環境の良い面を前面に出すとともに、外国人に対する差別につながることをないよう人権教育を進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 5月25日 すべての小中学校で外国人の人権課題についての学習を人権教育カリキュラムに位置付けていることを確認し、多文化共生の視点や多様性を大切にした人権教育を進めるよう働きかけた。</p>
<p>④ 人権に配慮した施設整備について【住民福祉の向上の視点】 子どもたちの学校生活について、性自認などのある子どもがトイレ等の学校施設を意識せず使えるよう人権に配慮した取組みを学校と連携して行うこと。 また、アセットマネジメントの修繕や大規模改修の際には、誰でも自由に使える「みんなのトイレ」など、当課が持つ様々な事象や情報を反映させ、人権に配慮した施設整備を教育施設課と連携して進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 1月31日 児童生徒の性自認に関し、学校においても多目的トイレの利用や個別の更衣などの支援や環境整備を行うほか、学習を通じて周囲の意識の向上を図った。今後の学校施設におけるトイレ等の整備の際には、公共施設として人権に配慮した設備となるよう関係所属と連携して取り組むよう努める。</p>

<p>⑤ 人権啓発につながる事業名について【有効性の視点】 歳入歳出予算における事業名について、「人権学習機会提供・充実事業費」などの事業名は具体的な事業内容がわかりにくい。事業の認知や啓発につながるよう取組み内容がわかりやすい事業名を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 1日 各予算で執行する事業内容を整理して検討し、「学校支援地域本部推進事業費」を「地域と学校の連携・協働体制構築事業費」と改めるなど、適切な事業名を設定した。</p>
<p>⑥ 四日市人権・同和教育研究会の事務局について【有効性の視点】 人権・同和教育課内に現在、四日市人権・同和教育研究会の事務局がある。四日市人権・同和教育研究会は、事務局の自立化のため、人員の確保や事務局準備金の積立てなどに取り組んでいる。より活発な人権教育・啓発活動を続けることができるよう、引き続き、この取組みを継続するよう研究会と協議すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 1日 令和3年4月より、四日市人権・同和教育研究会事務局は本町プラザ内の貸室を利用して自立した事務局を設置した。同研究会の活動は、当課の事業と密接に関連するため、今後も連携して人権教育・啓発の推進に取り組んでいく。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 指導課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月16日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 庶務担当者の配置上のリスク 法改正に伴う業務委託契約の変更手続において調達契約課からの指示事項を看過している事例があった。適正な事務処理に努めること。	<b>【 措置済 】</b> 令和 3年 9月30日 消費税の税率改正に伴い、本来であれば契約を変更の上支出処理を行うべきものを、契約の相手方に聞き取り確認を行ったのみで、変更契約を行わずにいたものである。 今後は、調達契約課の指示事項を看過することなく、不明な点については確認を行いながら契約手続きを行うこととする。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 必要があれば、増員の要望も積極的に行っていくこと。	<b>【 措置済 】</b> 令和 3年 7月31日 職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置及び業務分担の再確認等を行うとともに、令和2年度からは、2名の会計年度任用職員を増員し、交通安全及び通学路指導業務と英語指導員業務にあたっている。 今後も必要に応じて増員の要望を行っていく。

<p>② 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>時間外の削減を目指し、職員配置及び業務分担の再確認を行うとともに、会議の精選、スマート会議や会議時間の短縮などを行った結果、時間外勤務が年間360時間を超える職員は令和元年度は12人であったが、令和2年度は8人となり、1人あたりの月間平均時間外勤務時間数も、着実に縮減が図られてきた。しかし、技術職と事務職が混在する当課においては、業務分担の見直しにも限界があり、外部との会議や早急な対応を必要とすることも多いことから時間外勤務の時間数を削減できなかった。業務の進め方などの見直しを図り効率化を進めるとともに、時差勤務の積極的な活用に努め時間外勤務の削減を図っていく。</p>
<p>(4) 学校づくりビジョンや学びの一体化事業の市内での格差発生リスク</p> <p>標準学力検査（NRT、CRT）の実施方法や回数について、各学校に裁量を与えている部分が多く、公教育としての公平性の担保されているのか懸念が生じる。少なくとも、市として一定の方針を示し、最低限の線引きをすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>標準学力検査（NRT、CRT）は、個々の基礎学力の到達度を診断し、その実態を把握するとともに効果的な授業改善を目的としている。各学校のビジョンに基づき、各校の子どもたちの実態に応じて実施していることから、公平性は担保されていると考えている。</p>

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 学校づくりビジョン推進事業委託の事業内容の整理について</p> <p>【 合規性の視点 】</p> <p>学校づくりビジョン推進事業において、地域と協力して行う事業を、学校運営協議会や学校づくり協力者会議へ委託しているが、その対象となる事業に明確な基準がなかった。仕様書に記載のない事業が、実施報告書で報告されている場合もあり、本委託の対象事業をさらに整理すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>各学校における学校づくりビジョンに基づき実施する事業を委託対象としており、令和3年度からは各学校から提出される計画書に自校の学校づくりビジョンの柱や目標で該当するものを記載することとした。</p>

<p>② 推進事業予算の使途について【有効性の視点】</p> <p>学校教育課が各学校に配分する学校管理費と、開かれた学校づくり推進事業や学校づくりビジョン推進事業の予算の使途の違い、基準がわかりにくい点がある。学校づくりビジョン推進事業では、その予算での支出対象経費について費目ごとの取決めはされているものの、各推進事業予算が、単に事務費として扱われているようにも思われる。本来の事業目的との関係性を説明できるよう、執行に当たっては留意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 9日</p> <p>校長会や教頭会の機会を捉えて各事業における適正な予算執行を呼びかけるとともに、不明な点があれば指導課に問い合わせをしてもらうように伝えている。</p> <p>今後も適切な機会を捉えて呼びかけを行っていく。</p>
<p>③ 新型コロナの影響への対応について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア ALT（英語指導員）の配置が当初計画どおり進められないという状況は今後も考えられる。ALT（英語指導員）が不足して英語教育が手薄になることのないよう、配置の手続について引き続き適切な対応をしていくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月 30日</p> <p>ALT（英語指導員）の配置については、日本及びアメリカの感染状況によっては、来日に支障がでたり緊急帰国等も考えられることから、状況の把握に努めるとともに、必要に応じて派遣型の英語指導員を配置することで、今後も英語教育を推進していく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 1月 7日</p> <p>令和3年度においては、11月の来日者を以て、YEFの人員が年度当初に予定していた通りの16名体制となった。</p> <p>その後1月には緊急帰国により15名体制となったため、配置校の割り振りを変更することで対応した。</p> <p>今後も英語教育推進のため、英語指導員の不足が生じたときは必要に応じて派遣型の英語指導員を配置する等の対応を取っていく。</p>
<p>イ オンラインでの授業の検討も、コロナ禍においては必要である。さまざまな課題もあるが、引き続き研究を進め、取り組んでいくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月 30日</p> <p>9月1日～9月15日の期間、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全小中学校で、学校と自宅をつないだオンライン学習を実施した。回数を重ねるごとに、教員のICTスキルも向上している。今後もよりスムーズな接続や効果的なオンライン学習が進められるよう検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月 31日</p> <p>校長会等の機会を捉えて、今後もオンライン学習実施の可能性がある事を伝え引き続き各校においてもオンライン学習に対する準備や授業スキルの向上を進めるように依頼した。</p> <p>今後も効果的なオンライン学習が進められるよう準備を進める。</p>

<p>④ 学びの一体化の取り組みについて【住民福祉の向上の視点】          保育園及び幼稚園との連携を強め、就学前教育も引き続き大切にして、就学前から中学校までの一体的な教育に取り組んでいくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日          中学校区内の幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校の連携を密にし、指導方法や指導体制を共有し、なめらかな接続を図ることができるよう、学びの一体化の取り組みを推進していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日          市内の各中学校区において、子どもたちの実態をしっかりと把握し、共通のテーマを設定し、それに合わせ発達段階に応じて育てる資質・能力を決めて取り組んでおり、保育園・こども園・幼稚園と小学校間についても、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の方向性を共有し、幼児の発達や学びのつながりを踏まえた連携・接続を図っている。          今後も、なめらかな接続を図ることができるよう、学びの一体化の取り組みを推進していく。</p>
<p>⑤ いじめへの対策について【住民福祉の向上の視点】          いじめの認知件数について、全国の件数や他自治体の件数との差の理由を分析し、実際に存在するいじめを見落とすことのないようにすること。また、スクールロイヤーによる講習等や、AIの活用について、今後もよく研究し、できるかぎり早く実践の場で活用できるよう、必要な予算も適切に要求して取り組んでいくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日          校長会や生徒指導担当者研修会において、児童生徒のささいな変化を見逃さず、積極的にいじめを認知し、組織として対応していくよう周知している。スクールロイヤーについては令和3年度は予算を増額し、モデル校を中学校2校、小学校5校に拡充し、研修を進めている。また、令和4年度はSNS相談アプリの導入を検討しており、相談体制のさらなる充実に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日          令和3年度はモデル校を対象に、スクールロイヤーによるいじめ予防授業を実施し、いじめを許容しない雰囲気の醸成に努めた。加えて、校長会などの機会を捉えて、いじめの積極的な認知及び組織としての対応を依頼した。          令和4年度にはいじめ等の悩み事を匿名で報告・相談できるようなアプリケーションの導入を決定し、さらなる相談体制の充実に努めるとともに、引き続きいじめの積極的な認知及び組織としての対応を呼びかけていく。</p>
<p>⑥ みえスタディチェックについて【有効性の視点、効率性の視点】          みえスタディチェックについて、未だ教員の負担が重い部分もある。業務量に対する効果の程度を分析し、どうあるべきか今後も検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日          みえスタディチェックは「みえの学力向上運動」に基づき三重県が実施しているものである。本調査により、子ども一人ひとりの学習状況の課題を把握し、授業改善に生かすことができると考えている。          本市においては、採点業務を業務委託することにより、市内の採点基準が統一され、より正確な学習状況を把握することができるとともに、教員の負担軽減にもつながっている。</p>

<p>⑦ クラブ活動における教員の負担について【住民福祉の向上の視点】          クラブ活動は、中学校教員の大きな負担となっている。教員が授業や生徒指導に専念し、心身の健康を維持するためにも、部活動協力員、部活動指導員を十分に機能させるなど、引き続き教員の負担軽減に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 1日          部活動指導については、部活動協力員、部活動指導員に加え、令和3年度からは総合型地域スポーツクラブへ部活動指導業務について委託を行っている。          令和4年度からはさらに委託を行う部活動数を増やすとともにその他の学校については、部活動指導員を1人ずつ増員することで、生徒への部活動指導の充実を図るとともに教員の負担軽減に向けた取り組みを行っていく。</p>
<p>⑧ 自傷行為等への対策について【住民福祉の向上の視点】          子どもの自傷行為の報告件数が今年度は多いとのことであるが、その情報把握、共有に努め、経年の変化、傾向等分析し、対策を検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日          生徒指導担当者研修会において、自殺予防に関する研修会を開催するとともに、校長会などの機会を捉えてスクールカウンセラーへの相談状況及びスクールソーシャルワーカーの活用状況について情報共有を図るとともに各校には自傷行為を把握した時点で報告するよう周知している。さらに、各校には対応時の注意事項として組織で対応することや、必要に応じて関係機関と連携して対応を進めていくことなどを周知するとともに、今後は相談・報告内容の傾向等の分析及び対策の検討を進めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 4年 3月31日          校長会などの機会を捉えてスクールカウンセラーへの相談状況及びスクールソーシャルワーカーの活用状況について情報共有を図るとともに、長期に及ぶ不登校児童生徒へのスクールカウンセラー、ハートサポーター、スクールソーシャルワーカーの有効活用についての周知を図ってきた。          今後も適切な機会を捉えて呼びかけを行っていく。</p>
<p>⑨ 学校図書館いきいき推進事業について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】          学校に派遣している図書館司書を、多様な分野で活用し、子どもたちに読書の喜びを伝え、活字離れを防ぐ工夫を行うこと。また、取組みについては、学校間でばらつきのないよう、統一した指導を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日          ブックトークやブックバイキング（本の紹介）等の授業支援や家庭読書推進業務、図書館内整備業務などの読書活動支援等、様々な分野で活用し、子どもたちに読書の楽しみを伝える機会を継続して設定している。今後も、各校で統一した指導ができるよう次回契約時に仕様書で委託業務内容を明確にしていく。</p>

<p>⑩ スクールカウンセラー等の配置について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートサポーター等は学校現場において強く必要とされており、派遣の要望は多いが、派遣の回数として十分とはまだいえない状況にある。特にスクールソーシャルワーカー、ハートサポーターは、アウトリーチができるということが大きな強みであり、多様な課題への対応として効果が期待できる。引き続き現場の声を聴きながら、現状を分析し、必要に応じて拡充も検討しながら、大いに活用して機能させること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和3年度から小学校におけるスクールカウンセラーについては、学校規模に応じて傾斜配置を行い、多くの児童にカウンセリングの機会を確保できるように取り組んでいる。また、スクールソーシャルワーカーについては、巡回型の拠点校数を5校から7校に増やしたが、依然として多くの学校は派遣での対応となっており、定期的に勤務する拠点巡回型に比べ、未然防止、早期発見ができないなどの課題もあることから、今後も巡回型の拠点校数を増やすため予算増額の要望を行っていく。ハートサポーターについては、事故等の緊急時対応だけでなく、希死念慮、自傷行為等への早期対応のため学校からの派遣要望も多いことから、適切に派遣を行うことができるよう取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度に予算の増額要求を行い、令和4年度は巡回型の拠点校数を7校から9校に増やすこととしたが、依然として多くの学校が派遣での対応となることから引き続き巡回型の拠点校数を増やすため予算増額の要望を行っていく。</p> <p>ハートサポーターについても、学校からの派遣要望に基づき三重県の実施するスクールカウンセラー事業等も活用しながら適切に派遣を行うことができるよう取り組んでいく。</p>
<p>⑪ 教員のコミュニケーション能力について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>教員のコミュニケーション能力不足についての話をよく耳にするが、その能力が教育に与える影響は大きい。組織として教育するという視点を持ち、適切に指導していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校における教職員の指導体制の充実を図るとともに、様々な専門スタッフを積極的に活用し、学校の組織力・教育力を高めていけるよう「チーム学校」としての取り組みを進めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>校長会などの機会を捉えて、保護者対応等教職員の困りごとについて相談・指導体制の充実を図ってきた。</p> <p>今後も適切な機会を捉えて呼びかけを行っていく。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 教育支援課
- 3 監査実施期間 令和 2年11月16日

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      教育相談業務では、相談内容が多岐にわたり複雑な対応を求められるとともに、特別支援を要する児童生徒も年々増えてきており、関連する相談も増えているとのことである。また、ICT関連では、教員のスキルアップのため当課職員が各学校に出向いて研修を実施するようになり、課全体の時間外勤務は、2年間続けて増加している。人事当局に人員配置を要望するとともに、管理職は、職員の心身の健康が保たれるよう管理・監督を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日                      会計年度任用職員の増員を要望し、令和3年度から1名増員された。グループ内での業務分担の見直しや休暇取得の促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、今後も働き方改革への取組みに努めていく。</p>

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 不登校への対応について                      ① 不登校児童生徒への対応について                      各学校における不登校児童生徒への対応については、プライバシーに十分配慮を要するため、教育支援課が、各学校の相談室の出入り口の作りなどハード面の現状も把握した上で、プライバシーへの配慮について適切な指導を行うこと。また、引き続き、登校サポートセンターへの効果的なつなぎについて指導を行っていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日                      学校訪問時に、「スクールカウンセラー活用の手引」の「Q6（1）相談者への配慮」について、現状把握及び指導を行っている。                      その際、不登校及び不登校のリスクが高い児童生徒の登校サポートセンターへの効果的なつなぎについて、指導・助言を行っている。</p>

<p>② 不登校児童生徒の減少に関する報道について          当市の不登校児童生徒数について、ずっと増加傾向が続いていたが、令和元年度は、前年度より減少し、そのことが新聞報道されている。しかし、ここ数年増加傾向にあったのが、1回減少しただけで、それが教育委員会の施策の効果であるかどうかは、まだ不透明である。実際に不登校児童生徒はまだ多く存在し、問題の本質から市民の目を背けてしまうことのないよう、情報公開の方法には十分注意を払うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日          客観的な情報公開に努める。</p>
<p>(4) 不登校対応における所管課の不明瞭さについて          不登校に関する所管が、指導課と教育支援課とにまたがっているところがあり、両課は常に情報共有を図っているとのことであるが、やはりタイムラグは生じる。所管がまたがっていることにより不具合が生じないよう、より一層の情報共有に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日          不登校児童生徒数の増減に左右されず、客観的な情報公開に努める。</p>
<p>(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク          行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日          不登校は教育支援課が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは指導課が所管している。相互に速やかな情報共有に努め、タイムラグを生じさせないようにする。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日          不登校は教育支援課が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは指導課が所管している。相互に速やかな情報共有に努め、学校現場ひいては当該児童生徒やその保護者に不具合が生じさせないようにしている。</p>
<p>(7) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク          行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日          業務分担の平準化を図るため、担当者の事務分担を見直した結果、令和元年度に比べ令和2年度は研修・研究グループで123時間、特別支援教育・相談グループで519時間、計642時間の時間外が削減された。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、今後も働き方改革への取組みに努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日          会計年度任用職員の増員を要望し、令和4年度から研修・研究グループに1名増員された。この職員にGIGAスクール構想によって急激に増加したICT関連の業務の一部や、初任者対応業務を担ってもらうこと等によるグループ内での業務分担の見直しにより、業務の平準化を行った。          さらに休暇取得の促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、今後も働き方改革への取組みに努めていく。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 適切な事務処理について【合規性の視点】                      需用費(修繕料)での支出について、取り付ける機材の数が仕様を示されていないなかったり、施工後に業者から提出された写真の中に施工前の写真が一部掲載されていない事例も見受けられた。また、その事例の中に、価格の適切性に疑義のあるものも見受けられた。適切で丁寧な事務処理を心がけること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年11月16日                      起案文書を回議する前に仕様書の内容や受託者の提出書類に不備がないか、起案者が一つ一つ指差し確認を行うこととした。加えて、決裁権者は修正項目を発見した場合、直ちに差し戻し修正のうえ再回議を求めるとし、牽制体制を強化した。価格の適切性については、少額であっても合見積もりや積算を行うなど適正な執行に努めているが、今後も十分な確認を心がけていくこととした。</p>
<p>② 特別支援を要する児童生徒への対応について【有効性の視点】                      各学校において、特別支援を要する児童生徒の状況に応じて、介助員や支援員を配置するとともに、各学校で組織的な指導・支援ができるよう、特別支援に関する研修を充実させている。また、通常学級においても、平成29年度から校内通級(サポートルーム)支援事業を開始し、毎年度モデル校5校を指定し、支援を行い、多様な支援を要する児童生徒への対応に取り組んでいる。今後も継続して、各学校や児童生徒の特性に応じた対応を取る。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日                      介助員・支援員、医療的ケアサポーターを増員し適正に配置した。また、オンデマンド研修を実施した。サポートルームについては、今後も計画的に増設していく。</p>
<p>③ 外国籍で特別支援を要する児童生徒について【有効性の視点】                      当市は、外国籍児童生徒が特別支援学級に在籍する割合が高いとの報道がある。特別支援学級の対象者は、専門家等で構成される教育支援委員会で判定されており、外国籍であるとの理由での判定はなされていないとのことであるが、数値からは相関性がうかがわれる。言葉が分からないために後天的に知的障害が生じる可能性も考えられるので、個々の事例について、丁寧な対応をしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月18日                      日本語によるコミュニケーションの困難さのために生じる二次的な障害を防ぐため、就学相談で把握した事例について、入学後に効果的な日本語指導がなされるよう、指導課と情報共有した。今後も、外国籍児童生徒の特別支援学級への在籍にかかる教育支援委員会の判定を丁寧に行う。</p>

<p>④ 将来の学校組織運営について【有効性の視点】</p> <p>就職氷河期に採用の少なかった40代教員に対し、将来の管理職として育成するため、ミドルリーダー研修の充実を図っている。引き続き、人材育成に努めるとともに、将来、40代教員が管理職になる時代の学校組織運営のあり方について検討していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>引き続きミドルリーダー研修の内容を時代のニーズに合わせて検討を重ね、充実を図っていく。</p> <p>さらに、校内組織においても、ミドルリーダーだけでなく若手教諭等にも指導部長や委員長等のリーダー的役割を積極的に与え、学校運営に自発的に参画する環境づくりを各校で推進させ、次代の管理職育成や将来の学校組織運営につなげる。あわせて、人材確保の視点から、正規教職員の新規採用等についても、学校教育課から県教育委員会へ継続的に要望する。</p>
<p>⑤ 学級崩壊阻止への対策について【有効性の視点】</p> <p>発達障害のある児童生徒数の増加傾向が見受けられ、通常学級において、特に低学年で学級崩壊につながるケースも見受けられるとのことである。引き続き、教育支援課と指導課が連携して対応し、早い段階で措置を取る。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>教育委員会によるミドルリーダー研修の内容の充実を図っていくとともに、年齢構成やニーズに応じた校内研修の在り方も改革を促していく。</p> <p>また、校長経験者である教育アドバイザーによる学校訪問時に、新任管理職へのアドバイスや相談等も行っていく。</p> <p>引き続き県教育委員会へも年齢構成等を考慮した人的配置について要望していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>学級が機能しない状況が生じないように、引き続き、早い段階で指導課と情報交換し、発達の課題が想定される場合には教育支援課の指導主事が学校訪問に同行するなど連携して対応していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>学級が機能しない状況が生じないように、引き続き、早い段階で指導課と情報交換し、発達の課題が想定される場合には教育支援課の指導主事が学校訪問に同行するなど連携して対応していく。また、必要に応じて関係者会議等に指導主事が出席し、対応策を協議する。</p>

<p>⑥ 「途切れのない支援」について【有効性の視点】</p> <p>「途切れのない支援」を図るため、特別支援を要する児童生徒については、個人の発達特性や支援の方法等が記載された「相談支援ファイル」を作成しており、中学校までは同ファイルが引き継がれる。「相談支援ファイル」が、中学校卒業後も、進学先・就職先・通所先へと引き継がれるよう、保護者に指導しているとのことであるが、「途切れのない支援」が行われるよう、同ファイルが、中学校卒業後もできる限り進学先に引き継がれるような取組みを行うこと。</p> <p>〔※ 特別支援学級の在籍者は、中学校卒業後、約半数が特別支援学校（県立特別支援学園西日野にじ学園等）、約半数が高等学校（主に定時制・通信制）に進学しており、その後は、ほとんどが一般企業（障害者雇用）での就労又は就労支援を行う施設への通所となる。〕</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>県教育委員会の施策として、本市においても中学校から高等学校等への相談支援ファイルの引き継ぎに取り組んでおり、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターの担当者会で繰り返し周知を図っている。今後も繰り返し周知していく。</p>
<p>⑦ 医療的ケアについて【有効性の視点】</p> <p>医療的ケアを要する児童生徒が、対象校に配置されている「医療的ケアサポーター」の付き添いにより、保護者の付き添いなしで学校生活を送ることができている。また、令和2年度からは、「医療的ケア指導看護師」が、対象校を巡回して「医療的ケアサポーター」と情報を共有するとともに、その役割をカバーしている。学校現場の看護師からは、2者の役割や立場の違いが分かりづらいとの声もあり、2者の役割分担について、現場に明確に伝えること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月20日</p> <p>医療的ケア実施校の校長、養護教諭、医療的ケアサポーター、医療的ケア指導看護師が参加する四日市市医療的ケア運営協議会を令和3年7月20日に実施し、役割や立場の違いについて周知した。今後も運営協議会を年2回実施し、繰り返し周知していく。</p>

<p>⑧ ICT活用の教育について【有効性の視点】</p> <p>令和元年度は、各小学校につき40台のタブレットを配備された。また、令和2年度中には全校児童数に相当する台数のタブレットが配備され、インターネット環境も整い、令和3年度当初から、その環境で授業における運用が開始される予定である。</p> <p>他県の教育委員会や私立の学校では、コロナ対策でのリモート授業や教材づくりに腐心しているところもあるが、三重県教育委員会や本市ではそのような取組みは見られない。</p> <p>現在、教育支援課が各学校に対し、1人1台のタブレットを使用した授業方法の研修を行っているところである。より高い教育効果を上げられるよう、タブレットを活用した授業方法を研究すること。また、ICTスキルのない教職員には、十分なフォローアップを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和2年9月に休校や出席停止に備え、オンライン授業に向けての接続テストや出前研修を行ってきた。令和3年9月には臨時休業に伴って全校オンライン授業を行った。通信環境等で接続するのに苦労した学校もあったが、課題を整理し、ネットワーク環境整備や課題の解消に向けて取り組んでいく。</p> <p>また、令和3年度2学期以降に全小中学校にクラウド活用についての出前研修を実施し、さらなるタブレットの有効活用を図っていく。</p> <p>授業での活用方法については、小学校3校、中学校2校のICT活用実践推進校で研究を重ね、公開授業等を通して全校への展開を図っている。</p> <p>情報化推進リーダー養成講座を開設し、各学校におけるICT活用に関するリーダーを育成し、OJTによる教職員の全体のICTスキル向上をはかる。また、教育支援課指導主事による各学校への出前研修を継続して実施する。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年度は、ICT活用実践推進校（小学校3校、中学校2校）で研究を重ね、公開授業等を通して全校への展開を図った。</p> <p>令和4年度も同様に研究を進め、公開授業を実施していく。</p> <p>令和4年度は各小中学校への出前講座を、学校のニーズに合った内容の研修が行えるようにする予定である。また、ICT関係に長けた校長経験者が、ICTアドバイザー的な役割として各中学校を巡回する予定である。</p>

<p>⑨ 校務支援システムの効果について【有効性の視点】</p> <p>校務支援システムについて、学校現場において、事務が効率化されたとの意見もある一方、改善要求も上がっている。できる限り、現場の実情に合った改善を行っていくこと。また、システム導入による時間外勤務の削減への効果について検証していくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>各学校から課題等を収集し、校務支援システム検討委員会等で改善について検討を行ってきた。また、システム入力されたデータや、管理職への聞き取りにより勤務実態を把握し、時間外勤務の削減効果を検証するとともに、実現可能な改善については随時実施し、欠席連絡システムとの連携や県旅費システムとの連携等について継続的に改善を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年度から学校からの保護者への連絡は、これまでのメール配信に代わって統合型保護者連絡システムを導入する。これによって学校からの一方的に配信するだけでなく、保護者から欠席連絡を受けることができるようになる。</p> <p>また、校務支援システムと連携させることによって欠席データを反映させることにより、小学校の連絡帳による欠席連絡や中学校の電話による欠席連絡と比べて業務軽減につながる。</p> <p>さらに、効果的なシステムとなるように継続的に改善に努める。</p>
<p>⑩ 人材への投資について【有効性の視点】</p> <p>教育委員会職員の人材育成・知識習得は極めて重要であり、研修等の予算確保を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校現場において多様化する課題等のニーズに対応するような研修計画と、集合研修とオンライン研修の組み合わせ等、新たな研修方法について検討を行い、予算を確保していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>先進的な取り組みをしている自治体や学校等への視察、各種研修会に積極的に参加するための旅費や参加費の予算を確保する。</p> <p>また、教育委員会内では、指導主事研修会の充実や、教職員研修会への積極的な参加を促して最新の情報や技術の習得を図る。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(5) 不登校対応と国の方針との整合性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が令和元年10月25日に出した「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」では、支援の視点として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると、謳われている。しかし、市教育委員会作成の冊子「登校を促す早期アプローチ」では、関係機関との連携について推奨しているものの、最終的な目標をあくまで登校としているように見受けられるが、国の方針との整合性が取れていないのではないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 市としては、不登校児童生徒に対する指導目標は、あくまで「登校」に導くことであり、国の方針との違いが見受けられる。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 9月30日</p> <p>本市の方針は、「不登校児童生徒への支援は、学校や教室の復帰を目指すことはもちろんだが、学校復帰のみを目的とするのではなく復帰が難しい児童生徒については、将来の社会的自立に向けた支援を行う。」であり、国の方針に沿っている。</p> <p>「登校を促す早期アプローチ」は、上記の方針をもとに、令和3年4月に内容の改訂を行った。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 3月31日</p> <p>本市の方針は、「不登校児童生徒への支援は、学校や教室の復帰を目指すことはもちろんだが、学校復帰のみを目的とするのではなく復帰が難しい児童生徒については、将来の社会的自立に向けた支援を行う。」であり、国の方針に沿っている。</p> <p>小中学校には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を周知し、個々の不登校児童生徒に応じた教育機会の確保を指導・助言している。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 市民文化部 地区市民センター  
 海蔵地区市民センター、大矢知地区市民センター、神前地区市民センター、  
 水沢地区市民センター、塩浜地区市民センター、楠地区市民センター  
 （塩浜地区市民センター、楠地区市民センターは、書面監査）  
 3 監査実施期間 令和 2年10月27日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク  <b>【共通事項】</b>                      「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、民間労働者は36協定で定める時間外労働の上限規制等が導入されている。国家公務員においても人事院より、管理職を含めた超過勤務命令を行うことができる上限を定めることなどの長時間労働の是正に関する報告が行われている。                      市の管理職においても、時間外勤務が適正な範囲で行われるよう管理すること。</p>	<p><b>【 継続努力 】</b> 令和 3年 9月30日                      時間外の勤務の主な要因は、夜間及び休日の地域社会づくりにかかる会議や行事である。地元の自治会等の意見もいただきながら、地域との連携に支障のない範囲で、会議等の出席・参加の精査を行うとともに、必要に応じて特定の者に時間外勤務が集中することがないように業務分担を行い、職員のワーク・ライフ・バランスや心身の健康を保持していく。                      なお、管理職における夜間や休日の時間外勤務については、ヒアリング等を通じて勤務の状況を把握するとともに適正な管理に努めていく。</p> <p><b>【 措置済 】</b> 令和 4年 3月31日                      地域との連携に支障のない範囲で、会議等の出席・参加の精査を行うとともに、必要に応じて特定の者に時間外勤務が集中することがないように業務分担を行った。また、管理職における夜間や休日の時間外勤務については、ヒアリング等を通じて勤務の状況を把握し、適正な範囲で行われていることを確認した。</p>

<p>(6) 紛失、数え間違い等現金管理が適切になされないリスク</p> <p>【共通事項】</p> <p>① 窓口での金銭授受時における丁寧な確認（金銭トレイによる金銭の授受、視覚・聴覚による金額の相互確認など）を改めて徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年10月28日</p> <p>窓口で金銭を授受する際は、金銭をトレイにて授受するとともに、複数での職員で確認することや職員が金額を読み上げることで数え間違い等のリスクの低減を図ることを徹底した。引き続き適切な現金管理を行っていく。</p>
<p>【大矢知地区市民センター】</p> <p>② 窓口事務の効率性を確保するためレジスターは、業務時間中、常に開放された状態にしているとのことである。現金管理に内在するリスクの重要性を意識して、窓口に来訪したお客様からレジスターの中の金銭が見えないように配慮するなど、事務の効率性とのバランスを図りながら引き続き厳重な管理を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年10月28日</p> <p>窓口に来訪したお客様からレジスターの中の金銭が見えないように、使用後は引き出しを必ず奥まで押し込むことを、職員全員に周知徹底するとともに、収納金が多い日は、つり銭用以外のお札を人目につかない場所で保管することも職員間で改めて徹底した。</p>
<p>(9) 内部統制のリスク</p> <p>【共通事項】</p> <p>① 地域活動費（館長権限予算）の委託について、仕様書の内容が不十分であり適正な見積りを行うことができない。市が行うべき事業を委託しているため、見積書の積算が妥当であることを確認できるよう適切な仕様書にすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>地域活動費の委託について、わかりやすい仕様書となるよう業務内容を具体的に記載し、積算の精査に努めた。今後の契約についても引き続き適切な処理を実施していく。</p>
<p>【共通事項】</p> <p>② 消費税改定に伴う契約事務について、請書の変更を行っているセンターと9月の契約当初から消費税改定後の金額で請書を受けているセンターがあった。どちらも適正な契約事務とのことではあるが、館長会で情報の共有を図るなど、センターごとで事務処理に違いが生じないよう取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日</p> <p>消費税改定に伴う契約事務に限らず、センターごとで事務処理にバラつきが生じると思われる案件については、館長会で情報の共有を図るよう、主管課や他センターに働きかけていく。</p> <p>【措置済】 令和 4年 3月16日</p> <p>契約事務等について、センターごとで事務処理に違いが生じないよう、館長会で情報の共有を図った。</p>
<p>(10) 財産管理が適切になされないリスク</p> <p>① 館敷地及び施設内の整理整頓と安全面への配慮について</p>	
<p>【海蔵地区市民センター】</p> <p>ア センター入口付近に設置されているショーケースの中の展示物が雑然としていたり、掲示場の中の汚れが目についたりした。館敷地及び施設内の整理整頓をこまめに行うこと。整理整頓に当たっては男性の視点だけでなく女性の視点も取り入れること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月25日</p> <p>定期的な清掃・整理整頓を、館内及び敷地で実施するとともに、職員全員で目配りするよう確認した。</p>

<p>【大矢知地区市民センター】 イ 倉庫内の高所に大きな立て看板が置かれていたり、センターの建物裏に古くなった農作業用一輪車が車輪を上にした状態で置かれていたりした。当センターは小学生の登校時の集合場所にもなっているとのことであり、子どもや地域の人が多く利用することから館敷地及び施設内の安全面に十分な配慮を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月22日 当センター建物裏の古い一輪車及び倉庫内高所に置かれた立て看板等を、移動、撤去し、使用しない、使用できない物は適正に処分した。また、開庁前や閉庁後の時間などに、定期的に敷地内及び施設内を見回り、安全点検を徹底するようにした。</p>
<p>【神前地区市民センター】 ウ 地区市民センターの敷地内にある側溝にゴミや土砂が残っていたり、草刈りが行き届いていないところがあった。また、室内外の書庫、倉庫や図書室にある書棚の引出しの中など、整理整頓が十分行われていなかった。不要なものは処分して整理するとともに、倉庫内の高所にあるものは地震などの災害を想定してネットを張るなどの安全対策を行い、地域住民が安全・安心に気持ちよく利用できるセンターとすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月23日 側溝のゴミや土砂、草刈、書庫、倉庫及び図書室の書棚について、適切に整理を行った。引き続き敷地内、館内の整理に取り組んでいく。</p>
<p>② 公有財産等の適切な管理について 【神前地区市民センター】 倉庫の外壁の錆びが酷くなっているなど、建物・工作物、備品などの管理状況が把握できていないものが見受けられた。センター職員が減っている中、正確に管理状況を共有するためにも適切な管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月23日 建物、工作物、備品等の管理状況について、複数の職員で再確認するとともに、倉庫の外壁の錆等について、対策を実施した。引き続き建物や備品等の適切な管理に取り組んでいく。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 地域マネージャーの活動について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 地域マネージャーは、地域のまちづくりの要としての役割を担っている。自治会等の地域の団体や地域の人々との強固な信頼関係を構築することにより、地域と協働・連携したまちづくりの推進に引き続き取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年10月28日 地域マネージャーについては、地域のまちづくりにおいて、自治会をはじめ各団体と信頼関係を構築しながら、その役割を果たしている。今後も引き続き、信頼関係が構築できるよう、他の職員も協力して取り組んでいく。</p>

<p>② 地域活動を生かした地域づくりについて【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 市全体において、地域活動の担い手の不足と高齢化が課題であり、人材の固定化も見受けられる。地域での共助を円滑に行い、より良い地域社会づくりを行うためには、担い手の存在が必要不可欠であるので、館長、副館長、地域マネージャーは地域活動や生涯学習振興事業において、様々な団体と交流して人脈をつくり、将来的に地域におけるまちづくりを担う人材の発掘と育成に引き続き尽力し、取組みを図ること。 また、地域ごとに特性が異なり、新旧の住民がいるところでは昔からの習俗や神社といった新たな住民には関わりにくい課題もある。そうした地域性を館長、副館長、そして地域マネージャーは理解した上で地域のまちづくりを進めていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>地域活動の担い手不足については、自治会、地区社会福祉協議会、その他の地域団体と連携し、他地区の事例等も情報共有しながら、人材の発掘、育成に努めているが、地域活動の担い手となる新しい人材は簡単には、みつからない状況である。今後も引き続き、様々な団体と交流して人脈づくりを行いつつ、地域特性を考慮したまちづくりを進めていく。</p>
<p>③ 災害時における避難所機能の強化について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 地区市民センターは地震や台風などの災害時における避難所となっているが、コロナ禍における避難所の「3密」対策の強化を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>人材の発掘・育成に資する情報や他地区の事例等について館長会で紹介したほか、センターが主催または共催となっている事業において館長、副館長、地域マネージャーが参加者と交流を図りつつ地域社会づくり活動を紹介し参加者を募った。引き続き市民生活課と地区市民センターが連携しながら、これからの地域社会づくりを担う人材の確保や育成に取り組み、地域特性を考慮したまちづくりを進めていく。</p>
<p>④ サークル活動等の再開・回復に向けた支援について</p> <p>【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 新型コロナウイルス感染予防のため、サークル団体によっては活動を自粛するところもあるが、活動の再開・回復に向けて貸館では密を回避したうえでの使用で支援していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月23日</p> <p>貸館の利用に際しては、参加者の把握や、手指消毒、体温測定、三密の回避などの感染防止について、三重県及び本市の最新の対応指針に基づき作成した貸館利用の基本方針などの館内掲示、サークル団体への説明による啓発や、館内の消毒等の環境整備に努めている。 今後も、利用状況を確認しながらサークル団体の相談に応じ、十分な感染症予防対策をおこなって使用できる貸館業務を行っていく。</p>

<p>⑤ こにゅうどうくんうちわ交付事業について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】          転入手続に来庁した市民を対象に交付している「こにゅうどうくんうちわ」は、市内施設の無料利用券が付いた金券に類似したものであり、各地区市民センターで多数の在庫が発生している。交付時に市民からいただいた声や交付状況などからこの事業の効果を検証・分析し、その結果について、市民と直に接する現場の声として事業管理所属（市民文化部市民課）に対し意見をすること。          また、無料利用券の有効期限が切れた「こにゅうどうくんうちわ」は、金券管理のルールに基づいて適切に処理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月25日</p> <p>市民からいただくご意見は貴重なものであり、随時市民課と共有している。今後も市民の声や現場の声を、窓口主任会議などを通じて所管課に意見していく。          また、有効期限が切れた「こにゅうどうくんうちわ」は市民課に回収され、処分されている。</p>
--	---

**リスク発現の可能性のあるもの**

監査結果	対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当の応援体制に無理が生じているのではないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）          △ 窓口担当が1人となっている地区市民センターでは、窓口担当が年休を取得する日は、窓口担当が2人いる他のセンターから、事前に日程調整をして応援に来てもらうことで対処しているが、応援側のセンターでも個人番号カード（マイナンバーカード）への対応や窓口職員の長期休暇や年休取得があるため日程調整が難しい状況も生じている。          また、当日の突発的な病気や事故に対しては体制を整えるのが困難なことも想定される。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 9月30日</p> <p>現体制では、突発的な病気や事故に対しては調整が困難な場合もあるが、応援体制がスムーズに調整できるように可能な限り事前調整を行う。ブロック内での対応ができない場合は順次応援対応をお願いする対象センターを広げるなどで対応している。          個人番号カード（マイナンバーカード）の交付事務が増え窓口業務が増えているが、センター全体で協力しており、突発的な場合に備え、職員全体の窓口業務のスキルアップと情報共有に努めている。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 3月31日</p> <p>突発的な病気や事故に対しては調整が困難な場合もあるが、可能な限り調整を行うなど対応している。今後も引き続きセンター全体で協力していく。</p>

<p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現） △ 応援側となる窓口担当が2人いるセンターでは、窓口担当を応援に派遣すると窓口担当が1人となり、窓口が混み合った際にスムーズに対応できないなど、市民サービスの低下につながるものが想定される。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日 窓口が混みあった時でも市民の方へ挨拶などの声かけをし、用件により、十分な説明の上、対応職員を交代し、市民サービスの低下につながるような対応している。 しかし、応援センターにおいては、残った一人が病気等で不在となり支障が出る可能性もあり、一人窓口をなくす対応が必要と考える。</p>
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）の交付等に伴う業務量増加への対応が適切になされていないのではないか。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現） △ 個人番号カード（マイナンバーカード）の交付等の業務について、令和2年度は、コロナに伴う特別定額給付金の電子申請に必要なことやマイナポイントが付与されることを国がPRしていることもあり、多くの市民が交付申請に訪れて業務量は増えている。 センターによって業務量の差はあるようであるが、個人番号カード（マイナンバーカード）に関する端末機の操作を地域マネージャー以外の全職員が習得するなどの対応をしている。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日 引き続き窓口が混みあった時でも市民の方へ挨拶などの声かけをし、用件により、十分な説明の上、対応職員を交代し、市民サービスの低下につながるような対応している。 一人窓口をなくしていくため、引き続き適正な人員配置について人事課に要求していく。</p>
<p>また、10月からは時間外にセンター職員が市民課の応援へ行っているが、一部の職員に業務が偏らないよう正職員全員で順番に応援へ行くことで対応している。 以上のことから、個人番号の交付業務への対応はできているが、センター業務全体の業務量の増につながっている。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日 個人番号カードの交付業務だけでなく、個人番号カードの更新業務の件数が増加しているなか、ほとんどの職員が統合端末の操作が可能となるよう習得に努めて来客対応しているが、時間のかかるスキャナー取り込み案件と重なった時などに、来館者を待たせる可能性がある。 また、自所属の時間外勤務以外にも、市民課応援に係る時間外勤務依頼がある中で、必要最低限の時間外勤務とする、振替休暇の取得とすることで、実労働時間が適正な範囲で行われるように管理をしているが、不定期かつ不規則な勤務がワーク・ライフ・バランスや心身に影響を与える可能性がある。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日 令和4年1月からマイナンバー関連の業務を行う人材の派遣が始まったが、窓口の混雑時等には派遣以外の職員が対応に当たることも想定されるため、引き続きほとんどの職員が統合端末の操作が可能となるよう習得に努めて来客対応している。今後も不定期かつ不規則な勤務がワーク・ライフ・バランスや心身に影響を与えないよう気を配りつつ、業務に当たっていく。</p>

<p>・ 地域マネージャーが会計年度任用職員の立場になったことにより、勤務体制に無理が生じているのではないかと。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）                  × 令和2年度より地域マネージャーが会計年度任用職員の立場になったことにより、勤務形態が週30時間勤務から平日の週5日勤務に変更となっている。地域マネージャーの業務は、地域社会づくり業務全般に携わっており、土日の地域行事への参加や夜間の地域会議に参加しており、時差出勤が困難なセンターにおいては勤務体制に無理が生じている。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>夜間の会議については時差出勤、休日の行事は振替で対応している。新型コロナウイルス感染症の影響により多くの行事が中止になっていることもあり、現時点で勤務体制に影響は出ていないが、今後、本格的に地域活動が再開する場合に振替等が困難になり、勤務体制に無理が生じる可能性がある。</p>
<p>(4) 多様なセンター業務への本庁の認識不足によるリスク</p> <p>・ 地区市民センターでは様々な業務を行っているが、本庁において可視化されず適正な業務量が把握されていないのではないかと。</p> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）                  △ 地区市民センターでは、所管する市民文化部のみならず他部局からも各種業務依頼を受けているが、センター所管課が、蓄積した業務量やセンターごとの業務の多寡や偏りを把握しにくい状況となっている。                  また、センターへの依頼案件については館長会に諮ることとなっており、館長会では、本庁で対応できるような業務は本庁で対応するよう要望しているが、センターに依頼される業務は増加している。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により多くの行事が中止になっていることもあり、現時点で勤務体制に影響は出ていないが、今後、本格的に地域活動が再開した場合には勤務体制に無理が生じないように配慮していく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>センターへの依頼案件については、担当課に詳細な説明と効率的な手続き等の検討を依頼することで、窓口の負担軽減に努めているが、センターでは多種多様な業務を取り扱っているため、案件を依頼する部署ではそれぞれ少量であっても、多数の部署から同様に依頼されると、業務量は蓄積されて多くなっている現状がある。                  今後も館長会や窓口主任会などを通じて、業務所管課への要望、相談を必要に応じて行っていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>センターで取り扱っている業務は多種多様であり、本庁において業務量の全体数が把握できないほどその数は増加・複雑化の傾向にある。館長会や窓口主任会などを通じて、随時、業務所管課へセンターの負担軽減等について要望を行っているが、目に見えて変化は起こっていないのが現状である。今後も引き続き、必要に応じて相談・要望を行っていく。</p>

<p>(6) 紛失、数え間違い等現金管理が適切になされないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納金として多くの現金を取り扱っているが、現金の過不足などが生じた場合の対応をセンター独自で行っているのではないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 地区市民センターでは、戸籍・税関係の証明の発行や貸館をしており、1日あたりで多くの収納金を処理している。そのため、窓口で現金を取り扱う場合はダブルチェックを行うなど慎重な対応をしており現金の過不足などは発生していないが、人的ミスが発現する可能性も想定され、発現時の影響は大きい。リスクの可能性の大小にかかわらずあらゆる場合を想定して、センターで統一された対応マニュアルの整備が必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>職員の意識向上を図るとともに、ダブルチェックなどにより、人的ミスの防止に努めている。現在のところ、現金の過不足は発生していないが、今後のためにも館長会や窓口主任会を通じて、あらゆる場合を想定した統一された対応マニュアルの整備を検討していく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関へ収納金を入金するための移動は2人で行うこととしているが、金融機関との距離がある地区市民センターにおいては、移動に要する時間が大きな負担となっていないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ センターによっては、2人の体制が取れずに1人対応となっているところもある。職員配置や業務内容、来客数、金融機関からの距離によっては、2人を確保することは困難なセンターがあることも理解できるため、センターに一任するのではなく所管課も含めて、安全かつ効率的、現実的な運用を確立する必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>ダブルチェックの徹底などにより人的ミスの防止に努めており、現在のところ現金の過不足は発生していない。今後も館長会や窓口主任会を通じて、あらゆる場合を想定した統一された対応マニュアルの整備に向け、検討を進めていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関へ収納金を入金するための移動は2人で行うこととしているが、金融機関との距離がある地区市民センターにおいては、移動に要する時間が大きな負担となっていないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ センターによっては、2人の体制が取れずに1人対応となっているところもある。職員配置や業務内容、来客数、金融機関からの距離によっては、2人を確保することは困難なセンターがあることも理解できるため、センターに一任するのではなく所管課も含めて、安全かつ効率的、現実的な運用を確立する必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>収納金入金について、移動距離は短いものの金融機関の窓口が込み合っていることも多く、所要時間が長くなる場合もある。夕方と午前中の多客時と収納金入金時刻が重なることが多く、長時間の離席が難しいため2人を確保することが困難となることもある。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>多客時と収納金入金時刻が重なることが多く、センターによっては、2人の体制が取れずに1人対応となっているところもある。安全かつ効率的、現実的な運用を確立するため、館長会で意見を出し合うなど、今後もより良い運用方法を検討していく。</p>

<p>(7) 生涯学習事業やまちづくり活動のリスク（知見、経験の不足）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区市民センターに生涯学習事業やまちづくり活動のスキルを持った職員の配置や研修体制が整備されていないのではないか。</li><li>・ 地域のまちづくり活動やグループ化につながるものではなく、興味本位のカルチャータン内容になっていないか。</li></ul> <p>リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）</p> <p>△ 地区市民センターでは、生涯学習の振興やまちづくり活動を目的として教室や講座を開催することになっており、生涯学習やまちづくりのスキルや企画力を身につけるため、業務の合間をぬって研修へ参加しているセンターも見受けられた。しかし、そうした機会は少なく、館長会での情報共有が年1度行われている程度であった。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>生涯学習事業は、まちづくり活動やグループ化につながるもの以外にも、環境について学んでもらったり、子供たちに「ものづくり」に興味をもってもらうきっかけづくりであったりと将来に向け、いろいろな学習のきっかけをつくるという点も大きな目的としてある。その他にも通常時は多くの参加者を集め、その方たちに図書室や本のPRを行ったりもしており、多角的にとらえ事業を実施している。また、講座終了時のアンケート等により、地域の要望や課題に沿った講座や、なるべく多くの世代や親子を対象にした企画により人材発掘の機会にもつながるよう努めている。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>コロナ禍で多くの事業が中止となる中でも、各センターにおいて工夫を凝らして講座等を開催し、講座内容や講師などの情報について、館長会の場以外でも個々に問い合わせを行うなど、随時センター間で共有してきた。</p> <p>生涯学習や地域のまちづくりのスキルや企画力を身に着けるための研修への参加は機会が少ないが、コロナ禍だからこそオンラインで参加できる研修も増えてきている。今後も研修の開催情報を共有して積極的な参加を促すなど、参加機会の増加を図るとともに、そこで得た情報の共有についても促していく。</p>
--	--

<p>(8) 窓口の待ち時間短縮に伴うリスク</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口の待ち時間を短縮するための全員対応の取組みが他の業務の阻害になっていないか。</li></ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 窓口が混み合った時に、窓口の待ち時間を短縮するため館長を含め全センター職員が応援して窓口業務を行っているセンターが見受けられた。市民側に立てば、最優先で取り組むべき業務ではあるが、その間、応援に回った職員の業務がストップするなどの弊害も生じる可能性がある。一方で、業務内容別の吊看板を設けて担当内容を明確にしたり、整理券を配布するなどの工夫をしているセンターもあり、センター間で統一した対応が必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>窓口が込み合った際に、全センター職員が応援して窓口業務を行っているが、窓口担当以外の職員の業務が中断されるため、影響が考えられるものとしては自治会との調整を要する地域振興業務、全世帯配布のために時間を要する地区広報の作成印刷、主体的に企画実施していくための準備が必要な生涯学習事業などがある。</p> <p>吊看板や整理券など、センター間で統一した対応がとれるよう、館長会や窓口主任会を通じて対策について情報交換し、研究を行っていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>窓口が込み合った際、訪れた市民を待たせないよう全センター職員が応援して窓口業務を行っている。その間、応援に回った職員の業務がストップするなどの弊害はあるが、センター全体で協力して業務を行っている。吊看板や整理券などの対応については、窓口のスペースや対応人員の確保などの問題もある。令和3年度は8つのセンターで窓口レイアウトの改修を行い、その過程や結果について、写真等を共有フォルダで見られるようにするなど情報共有・交換を行った。今後も館長会や窓口主任会を通じて対策について情報交換し、窓口の待ち時間を短縮できるよう研究を行っていく。</p>
--	--

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 こども未来部 保育園  
 四郷保育園、あがた保育園、羽津保育園、下野中央保育園、くす北保育園  
 （くす北保育園は書面監査）  
 3 監査実施期間 令和 2年10月29日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない） 【共通事項】 支払遅延は、法が遵守されていないこととなり、市の信頼が失墜するリスクになる。出先機関であるので決裁等に時間を要する可能性があることも念頭に、速やかに処理を行うこと。	【措置済】 令和 3年 9月30日 支払遅延については、請求書の受理日から15日以内での支払いを徹底するため、園の事務担当で適切な事務処理手順を確認するとともに、保育幼稚園課においても確認作業が滞らないように速やかに処理をしている。

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
【共通事項】 修繕のうち、園で執行できない10万円以上の案件については、保育幼稚園課の所管となるが、園からの要望への対応の遅れが目立つ。老朽化したフェンスなど、数年前から保育幼稚園課に補修要望をしているにもかかわらず、依然として未対応となっているものが多数ある。園の安全のため、早急に補修、修繕を行うこと。時計台の時計が止まったままであるといった、安全性には直接関係しない不具合についても、保育環境を整える上で軽視することができないので、予算の確保に努め、速やかに対応すること。	【措置済】 令和 3年 9月30日 老朽化した施設が多く、修繕要望件数も多い状況ではあるが、令和3年度の予算を増額し、優先度に応じて計画的に修繕を実施しているところである。今後も修繕の必要な案件が発生した場合は、保育幼稚園課と連携をとり、速やかに対応を行っていく。

<p>② 事故の防止について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【四郷保育園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の周辺道路との境に埋まっている石は、暗がりではもとより、明るい時間帯であっても、園児にとっても周囲の人にとっても危険である。</li> </ul> <p>【あがた保育園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭に残っている小さい切り株や、園庭等のグリーンの敷物がずれたりめくれかけたりしていることにより、つまづく可能性がある。</li> </ul> <p>【あがた保育園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫の上段に重いものが置かれており、それを取り出したり収納したりする職員にとっても危険である。</li> </ul> <p>上記のような、危険箇所が見受けられた。ヒヤリハットやアクシデントについて、原因をよく検証し、危険が想定される環境は直ちに直視し、保育幼稚園課に対応を要望することを含め、重大な事故が起こらないよう対策を行うとともに、特に経験年数の少ない保育士へ、事故防止の指導を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>【四郷保育園】</p> <p>園の周辺道路との境に埋まっている石の一部分の撤去を行った。残りの部分についても、修繕要望をあげて令和4年度以降に対応予定である。</p> <p>【あがた保育園】</p> <p>園庭の切り株についてはすべて撤去を行った。その他つまづく可能性がある部分についても対応済である。</p> <p>【あがた保育園】</p> <p>倉庫上部に置かれていた重い荷物については、倉庫下段に移動を行った。今後も安全に配慮した収納を実施する。</p> <p>以上のおり指摘の危険箇所については順次対応を行っている。未対応部分についても、保育幼稚園課に修繕要望を挙げて令和4年度以降に対応予定である。今後も事故防止のため、経験年数の少ない保育士への指導、ヒヤリハット事例の共有等、園全体で対応を行っていく。</p>
<p>③ 駐車場の安全について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【羽津保育園】</p> <p>園児送迎用駐車場について、朝の送迎時の混雑時に職員が誘導を行うなどにより対応しているが、出入り口に接する道路幅が狭いこともあり、送迎の車が数台続いて駐車場に入るような場合に、通行する車が後ろで待つような状況が生じ、トラブルになることもあるとのことである。事故の起こらないよう十分注意するとともに、安全面と送迎車のスムーズな出入りを行うため、早急に対応すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>【四郷保育園】</p> <p>園の周辺道路との境に埋まっている石の一部分の撤去を行った。残りの部分についても、業者から見積を取得しており、令和4年度に対応を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>朝の送迎時の混雑時には職員が交通整理を行っており、車が出入りする際には、大きな声で声掛けを行い、安全面について保護者へも啓発しながら気を付けている。また、令和2年度に出入口を拡幅し、スムーズに駐車場への出入りができるよう対応を行った。</p>

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク  <b>【四郷保育園、あがた保育園、下野中央保育園】</b>                      行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。園だけで対応できない事情があるのであれば、保育幼稚園課とも相談して対応すること。</p>	<p><b>【 継続努力 】</b> 令和 3年 9月30日                      時間外勤務の縮減を図っているが、保育時間外に行う事務作業等により時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。                      令和3年度より保育園に用務支援の職員を新たに配置し、保育士の業務負担の軽減を図っている。今後も必要に応じて業務分担や職員配置を見直し、働きやすい環境づくりに努めていく。</p> <p><b>【 措置済 】</b> 令和 4年 3月31日                      令和3年度については、3園ともに時間外勤務360時間を超える職員は見受けられなかった。今後も継続して、業務分担や職員配置を適正に行い、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。</p>
<p>(5) 新規採用職員の不安解消についてのリスク  <b>【共通事項】</b>                      ① 一方的に指導するだけでなく、その職員に適した方法で、その職員の中にある答えを引き出すコーチングの視点も持った、育成の体制を構築すること。</p>	<p><b>【 措置済 】</b> 令和 3年 9月30日                      一方的な指導にならないよう聴くことを重視したコミュニケーションを図り、職員一人ひとりの適性に応じた指導を行う育成を継続していく。</p>
<p><b>【共通事項】</b>                      ② 経験年数の少ない保育士には特に心を配り、精神的に落ち着けるような指導を心がけること。</p>	<p><b>【 措置済 】</b> 令和 3年 9月30日                      経験年数の少ない保育士については、管理職及び経験年数の長い職員が中心となって園全体でフォローを行っている。職員同士のつながりを大切にしており、それぞれが声をかけやすい職場づくりに努めている。</p>
<p><b>【共通事項】</b>                      ③ 産育休からの復帰時のフォローアップや目配りも引き続き適切に行うこと。</p>	<p><b>【 措置済 】</b> 令和 3年 9月30日                      産育休中から定期的にコミュニケーションをとり、情報提供を行うことで、復帰の不安を軽減するよう努めている。また、復帰後は家庭との両立に不安を抱いていることもあるため、年休の取得を促す等、安心して業務に取り組むことができるように配慮している。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 特別支援の必要な園児の保育について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 特別支援を要する園児の保育を担う役割は、公立の園に特に期待されている。加配保育士だけでなく、全職員が、関連知識及び情報を共有し、園全体でその保育を支える仕組みを作っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>園児一人ひとりの個性の把握に努め、その発達に合った保育を保護者と協力しながら行っている。職員は、研修や会議に積極的に参加し、学び合う体制を整えている。</p>
<p>② 外国にルーツを持つ園児への対応について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 日本語能力の不足によって特別支援を要するという結論に至ることのないよう、各園児の特性を注意深く見守ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>外国にルーツを持つ園児については、簡単な言葉や身振り手振りを交えて物事を伝える等、工夫しながら保育を行うことで、園児の特性を正確に把握するように努めている。該当の園児が日本語能力の不足によって特別支援を必要としていると結論付けず、園児の特性に合った適切な支援・保育を今後も継続して実施していく。</p>
<p>③ 園児の怪我等の原因分析について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 日本スポーツ振興センター共済給付手続を通じて、園児の怪我等の発生状況と原因を把握・分析し、施設設備の不備が原因であれば、再発防止のため、改善を図ること。また、ヒヤリハットの記録についても、内容の分析に努め、事故防止につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>園児のケガ等については、事故報告書やヒヤリハットに記載し、事故発生原因の分析を行っている。分析結果に基づき、事故原因事項の改善を図るとともに、事故について全職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>
<p>④ 食物アレルギーのある園児への対応について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 食物アレルギーのある子どもの除去食について、引き続き、事故の起こらないように注意深く対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>アレルギーのある園児の机やトレイ等を個別に用意し、可視化している。また、朝礼時や給食時など複数回にわたり複数人で確認を行い、事故が発生しないよう注意深く対応している。</p>
<p>⑤ 子育て支援センターについて【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 子育て支援センターにおいても、問題を抱えていると思われる子どもや家庭の存在を、プロの目で見え気づき、適切な対応をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>子育て支援センターもしくは遊ぼう会において、保護者が子育てをしていく中での不安やストレスなどを解消できるように、丁寧に対応している。</p>

<p>⑥ 施設の整備について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 園の周辺を取り囲むフェンスの錆び、遊具や机、設備の色の剥げが目立つ。子どもが見て楽しい色使いにするといった対応を検討する等、より安全で良い保育環境にしていくための「気づき」を大切に、環境整備につなげる。簡易なペンキ塗装など、可能なものは園の職員で対応することも検討しつつ、保育幼稚園課への補修要望が必要なものについては強く要望していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和3年度より用務員が配置されたことから、簡易な修繕については、用務員を中心に、速やかに実施するよう努めている。また、工事金額が大きい修繕要望については、保育幼稚園課へ要望し、優先度に応じ計画的に修繕を進めていく。</p>
<p>⑦ 清掃管理について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 園の敷地内において、雑草や、特に樹木の多い園では枯葉がたまっているのが目に付く部分がある。こまめに処理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>用務員が配置されたことから、園内の清掃などをこまめに行うことができている。また、職員全体でも園内清掃の日を決めて除草作業を行う等、職員に環境整備の意識付けをしている。</p>
<p>⑧ ブランコの安全管理について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 ブランコの取扱いについて、園によって異なっている状況にある（座席部分を取り外してある、支柱にくくりつけてある、そのままの状態としている等）。子どもたちの安全のためにどうすべきか、市として統一したルールを定め、運用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>ブランコの安全管理は、事故が起こる可能性がある場合には使用できない対策をする等、園児や園庭の状況に応じて適切に対応している。園児の安全を第一に考えて保育を進めていく中で、園長会などでもしっかりと情報交換を行っていく。</p>
<p>⑨ 予算の計画的な執行について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 管理運営費の需用費の未執行金額が大きい場合がみられた。修繕が必要となった時のために残したものがそのまま残ったというようなことが考えられるとのことだが、できる限り具体的な見通しを立て、予算を有効活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>予算執行に当たっては、毎月の状況を確認し必要分の執行を行っているが、常に園の状況の把握に努め、予算の有効活用を図っていく。</p>
<p>⑩ 教材費の十分な活用について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 今までは、教材にかかる予算が十分でなく、折り紙等も、余った包装紙を切って代用したりと、手作りで対応することが多かったが、教材用の予算として、令和元年度より、教材費が設けられた。これを活用し、子どもの教育において必要なものにかかる予算は今後も十分要求すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>教材費については、園児の感性をはぐくむための教育用の教材として折り紙や画用紙、色鉛筆等を購入しており、積極的に保育に取り入れている。今後も教育的な視点を持ち、園児の感性や学ぶ力をはぐくむ保育活動の充実を図っていく。</p>
<p>⑪ 事務処理のICT化について【効率性の視点】</p> <p>【共通事項】 保育日誌等の事務仕事のICT化は、業務の効率化、保育士の負担軽減につながる。若手職員の意見も聞き、早期の導入を保育幼稚園課に求めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>各業務の性質を見極めながら、より良い処理方法の検討を行い、業務効率化及び保育士の負担軽減を目指すことが大切だと考えている。検討の結果、ICT化することで業務の効率化につながると判断できた業務については、保育幼稚園課と連携の上、速やかにICT化を進めていく。</p>

<p>⑫ 新型コロナへの対応について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】          新型コロナへの対応に特化したマニュアルはないとのことだが、情報や経験を積み上げて記録し、残していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>新型コロナウイルスの対応に関しては、記録の取り方や感染を防ぐための対策の統一化がなされているため、それに沿った対応を行っている。今後も引き続き健康チェックの結果等、必要な記録を作成及び蓄積し、適切な感染予防対策を行っていく。</p>
<p>⑬ クレーム対応について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】          理不尽なクレームに対しては、職員を守るためにも、保育幼稚園課にも報告し、組織で共有して引き続き対応していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>理不尽なクレームに関しては、園のみで対応せず、保育幼稚園課やその他関連機関に報告、相談の上で対応を行うよう徹底している。また、日ごろから保護者と丁寧なコミュニケーションをとり、信頼関係を構築することで、クレームの未然防止に努めている。</p>
<p>⑭ 学びの一体化について【有効性の視点】</p> <p>【羽津保育園】          学びの一体化のため、羽津中学校の生徒が年2回、当保育園を訪れ、合唱や合奏といった演奏会を行っている。音楽が感性に与える影響は大きいと思われるので、できる限り継続していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。大切にしたい取り組みとして学びの一体化音楽部会においても継続は確認されている。しかしながら、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し中止が決定した。学びの一体化としては、コロナが落ち着いたら再開することとなっている。</p>
<p>⑮ 狭い園庭について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【下野中央保育園】          園児数に比較して園庭が狭い。時間の割振りなどにより、園庭が混みあわないよう工夫されているが、引き続き、事故が起らないよう十分な注意を払うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>年齢ごとに園庭を使う時間の割振りを行い、園庭が混み合わないよう工夫して保育を行っている。今後も事故等が発生しないよう十分に注意しながら、園庭の利用を行っていく。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 こども未来部 幼稚園・こども園  
 泊山幼稚園、塩浜こども園、羽津幼稚園、笹川中央幼稚園、常磐中央幼稚園、下野幼稚園  
 （常磐中央幼稚園、下野幼稚園は、書面監査）  
 3 監査実施期間 令和 2年11月 4日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）  <b>【共通事項】</b>                      ① 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 3年 9月30日                      事務処理の基本事項について見直すとともに、保育幼稚園課とも連携をとりながら、チェック・牽制の体制を強化し、ミスが発生しないように努めていく。                      また、毎月発生する定例的な事務について、定型化できる部分は定型化して、適切な事務執行を実施していく。</p>
<p><b>【羽津幼稚園】</b>                      ② 原課契約工事発注において、業者への見積依頼を行う際に、見積依頼書に見積依頼日を記載するとともに、業者から提出された見積書や請求書の代表者名や印鑑の押印漏れについて確認を行うなど、適切な会計事務に十分留意すること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 3年 9月30日                      業者への見積依頼書作成時において、記載漏れがないかチェックリストに沿って園内でダブルチェックを行い、業者からの見積書や請求書を受け取った際には、業者名・代表者名・押印があり、記載漏れがないか確認をした上で保育幼稚園課に提出をするようにしている。</p>

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>園施設や遊具の修繕等について<b>【住民福祉の向上の視点】</b>  <b>【泊山幼稚園】</b>                      ア テラス付近にある階段の修繕を行っているが、既に剥がれてきており修繕が不十分である。適切な対応を行うこと。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 3年 9月30日                      タイルの部分的な剥がれなど軽微な補修は、園職員で10月中に対応を行うこととした。園で対応困難な破損状況になった場合は、保育幼稚園課に相談の上、修繕を行っていく。</p>

<p><b>【塩浜こども園】</b> イ 4歳児と共用の子ども用のトイレが2つあるうちの1つが壊れている。来年度にアセットマネジメントによる改修が予定されているとのことであるが、子どもたちにトイレを我慢させることのないよう早急に修繕すること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 2年11月21日 令和2年度に修繕完了している。</p>
<p><b>【笹川中央幼稚園】</b> ウ ガス湯沸し器や園児の下駄箱の補修が未対応であるなど、職員や園児の安全のための対応が行われていない。事故発生防止の観点からも早急に対応すること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 3年 9月30日 令和2年度に、ガス湯沸かし器の補修を行った。下駄箱については、園児が使用する部分において、園で補強するなど対応を行っている。今後も園児の事故が発生しないよう速やかに対応を行っていく。</p>

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p><b>【塩浜こども園】</b> 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 3年 9月30日</p> <p>保育時間外に行う事務作業等により、時間外勤務が発生している。時間外勤務の削減に向けた取り組みは継続して行っており、令和2年度については時間外勤務が360時間を超える職員はいなかった。 今後も引き継ぎ、業務の効率化及び職員配置の見直しを適宜実施し、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に努めていく。</p>
<p>(4) 園の持続性に関するリスク</p> <p><b>【共通事項】</b> 園児の減少が続いており、入園申込者も減少し続けている。保育の現場では、保護者や職員が園の存続に対する不安を抱えながら保育が続けられている。また、あそび会へ参加する未就園児の保護者の質問や要望に対しても、説明することができないような状況にあるため、現場の声や保護者の要望が保育幼稚園課に理解されるよう努めること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 3年 9月30日</p> <p>保護者や職員からの不安や疑問点は丁寧に聞き取り、必要に応じて保育幼稚園課に報告している。また、今後の見通し等、可能な範囲で情報共有を行い、不安の軽減に努めている。今後も両者に寄り添い、保育幼稚園課と連携をとりながら、対応を行っていく。</p>

<p>(5) 園内における園児の安全が十分にとられていないリスク 【泊山幼稚園】 ① 非常用の滑り台の塗装が剥げており、危険な箇所があるので修繕するとともに、傷んでいるタイヤなどは撤去すること。また、切株は子どもが怪我をすることがないように安全対策を施すこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 滑り台の塗装については、修繕要望を行い、今後の修繕計画の中で対応を行っていく。なお、傷んでいるタイヤについては、令和2年度に撤去済みである。また、切株は園児が近寄らないように対応済みであるが、令和3年度に伐根を行う予定である。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 滑り台の塗装については、令和3年度に修繕要望済みであり、令和4年度の修繕計画の中で対応予定である。なお、傷んでいるタイヤは、令和2年度に撤去済み、切株は令和3年度に伐根済みである。</p>
<p>(5) 園内における園児の安全が十分にとられていないリスク 【羽津幼稚園】 【笹川中央幼稚園】 ② 園庭周辺のフェンスのゆがみや樹木の根の張り出し、樹木の枝が遊具や電線に架かっている危険と思われる箇所が見受けられたので、事故の発生しないよう対応を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 (羽津幼稚園) 園庭周辺のフェンス及び樹木、遊具などについて、毎月安全点検を行い管理をしている。樹木剪定については、危険と思われるものから優先順位をつけ、計画的に剪定業者に依頼し、園内で剪定管理できるものは、定期的に行うようにしている。 樹木の根の張り出しなどにより、フェンスのゆがみがあるものについては、令和2年度においてフェンスの修繕を行った。また草木が伸びてフェンスが隠れている個所などは、業者による除草作業や、園内での管理に努め、不具合がある場合は早期に修繕依頼を行うようにしている。 (笹川中央幼稚園) 遊具及び電線に樹木がかかっていた場所について剪定等を行い、対応済みである。フェンスのゆがみについては事故が発生しないよう、職員が注意して保育を行っている。今後、園で状況について注視しながら、必要に応じて、修繕を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 園庭周辺のフェンス及び樹木、遊具などについて、毎月安全点検を行い管理をしている。樹木剪定について、園で対応できるものは剪定を行った。今後も、園周辺の状況に目を配り、危険と認識される状況が確認された場合は、早急に業者に依頼する等、適切に管理を行っていく。</p>

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① ブランコの安全管理について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 ブランコの取扱いについて、園によって異なっている状況にある。（座席部分を取り外してある、支柱にくくりつけてある、そのままの状態としている等。）子どもたちの安全のためにどうすべきか、市として統一したルールを定め、適用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 ブランコの安全管理は、事故が起こる可能性がある場合には使用できない対策をする等、園児や園庭の状況に応じて適切に対応している。園児の安全を第一に考えて保育を進めていく中で、園長会などでもしっかりと情報交換を行っていく。</p>
<p>② 特別支援の必要な園児の保育について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 特別支援を必要とする園児が増えている園が多くあり、重度の子どもは公立にという流れができてきている。また、外国にルーツを持った特別支援を必要とする園児も増えてきている。そのため、いろいろな特性を持つ園児に対し、今後も市の担当部局やあけぼの学園、医療機関等関係機関と連携を取りながら、できるかぎり各々の事情に沿った保育を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 一人一人の特性に応じた指導を行うために、それぞれの発達や、生活背景など理解するように努めている。また、子どもの姿を保護者と共有し、関係機関と連携して、一人一人の将来を見据えた支援を進めている。</p>
<p>③ 特別支援教育について【有効性の視点】 【泊山幼稚園】 ア インクルーシブ教育を行う上で良い環境があるので、特別支援の子どもたちと健常者の子どもたちの教育バランスがとれるよう全職員が関わり対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 個々の特性に応じた発達の保障に向け、職員間での情報共有と園児理解を深めるための研修を継続的に行っている。</p>
<p>【泊山幼稚園】 イ にじ学園の巡回研修やこども発達支援課のSST（ソーシャルスキルトレーニング）教室などと連携した仕組みを活用して特別支援の子どもたちの教育に生かしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 コロナ禍にあり、巡回研修は中止となったが、職員が実際に専門機関へ出向き療育の見学を行い、保育に生かせるようにした。今後も、児童発達支援の訪問事業を受けたり、見学を行ったりして連携を取り特別支援教育の向上を図っていく。</p>

<p>④ 公立幼稚園の教育の特徴についての情報発信について【有効性の視点】</p> <p>【泊山幼稚園】 公立幼稚園の強みは、インクルーシブ教育の充実と人権を尊重した教育である。園児が減少していく中で、公立の園としてこうした取組みに力を入れていることを地域や保護者に見える形で発信すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 インクルーシブ教育や人権を尊重した教育の取り組みなどの園活動について、園だよりやホームページ等で写真を取り入れて報告する等、わかりやすい発信に努めている。また、来入园児、在園児の保護者に対して、園の様子をパワーポイント、i P a dの活用により、わかりやすく、見やすい発信を行う準備を進めている。</p>
<p>⑤ 勤続年数の短い職員の支援について【有効性の視点】</p> <p>【泊山幼稚園】 当園での勤続年数が短い職員もいるので、保護者等とのコミュニケーションエラーが生じないように管理職が目配りすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 インクルーシブ教育や人権を尊重した教育の取り組みなどの園活動について、園だよりやホームページ等で写真を取り入れて報告する等、わかりやすい発信に努めている。また、来入园児、在園児の保護者に対して、園の様子をパワーポイント、i P a dの活用による、わかりやすく、見やすい発信を開始した。</p>
<p>⑥ 職員間の情報共有について【有効性の視点】</p> <p>【泊山幼稚園】 【塩浜こども園】 ヒヤリ・ハットや苦情対応に関する事例を職員で情報共有し、事故等の発生の未然防止や苦情対応に時間をとられることのないよう、できる限り日々子どもたちに目配りをしながら、同じことが起きないように、職員全員でしっかりと体制を整えること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 園児のケガ等については、事故報告書やヒヤリハットに記載し、事故発生原因の分析を行っている。分析結果に基づき、事故原因事項の改善を図るとともに、事故について全職員に周知徹底し、再発防止に努めている。苦情対応についても、クレームとなった事項を朝礼等で共有することで、クレームの再発防止に努めている。</p>

<p>⑦ 園施設や遊具の修繕等について【住民福祉の向上の視点】  <b>【泊山幼稚園】 【塩浜こども園】</b>                  遊具の塗装の剥がれている部分が見受けられた。緊急性はないものの、子どもたちの保育環境としてきれいな色合いの遊具を提供することも大切であるので、修繕をすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日                  怪我の危険性のある修繕を優先的に実施しつつ、可能な範囲で遊具の視覚的な面の品質向上に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日                  遊具点検結果を基に、怪我の危険があり緊急性の高い遊具の修繕を実施した。修繕実施の際には、可能な範囲で遊具の視覚的品質向上に努めた。今後も、園児の安全を守るための修繕を最優先に実施しながら、塗装等、視覚的な品質向上につながる修繕も積極的に実施していく。</p>
<p>⑧ 職員間の情報共有について【有効性の視点】  <b>【塩浜こども園】</b>                  勤務形態の異なる職員間で、保護者との対応や子どもたちに関する引継ぎについて、連絡ノートに記入して情報共有しているとのことである。重要なことであるので、しっかりと記録をして情報共有を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日                  様々な職種の職員が情報を共有し、同じ意識で保育ができるよう、連絡ノートは引き続き活用している。また、連絡ノートだけでなく、朝の朝礼やホワイトボードなど、状況に合わせて周知を行うことで、情報共有を徹底している。</p>
<p>⑨ 蓄積されたノウハウの継承、活用について【有効性の視点】  <b>【塩浜こども園】</b>                  幼保一体型の保育に関するノウハウの蓄積は、本市にとって大きな財産となっている。今後こども園化する園が増えていく中で、そうしたノウハウの蓄積を水平展開できるような仕組みづくりを当園が中心となって充実させることのできるよう尽力すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日                  こども園会議に出席した際に、こども園運営の確認や情報共有を行っている。                  また、園長会においても、こども園の取り組みについて報告を行い、情報提供を行っている。                  今後も各園に対して幼保一体型保育に関するノウハウを水平展開できるよう、努めていく。</p>
<p>⑩ ホールのエアコン設置について【住民福祉の向上の視点】  <b>【羽津幼稚園】 【笹川中央幼稚園】</b>                  ホールにはエアコンの設置がなく、夏場は1階のエアコンで涼んでから水筒を持ち、ホールで運動会の練習をしていたとのことである。エアコンの設置について検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日                  令和3年度に、全幼稚園の遊戯室（ホール）にエアコンの設置を行った。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 教育委員会 小学校  
 笹川小学校、羽津北小学校、海蔵小学校、大矢知興譲小学校、泊山小学校、神前小学校、下野小学校、日永小学校、四郷小学校、楠小学校  
 （泊山小学校、神前小学校、下野小学校、日永小学校、四郷小学校、楠小学校は、書面監査）  
 3 監査実施期間 令和 2年11月 5日、令和 2年11月12日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【共通事項】                      教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保を図り、質の高い教育活動を行うため、業務の効率化を図るなど勤務時間管理の適正化と教職員の意識改革を推進することで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革に向けた取り組みを引き続き推進すること。併せて、教職員の増員についても検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>校務支援システムや業務アシスタントの活用により業務の効率化を図る一方、定時退校日の設定、会議内容の精選を行いながら、職員の勤務時間縮減に向けての取り組みを進めている。また、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。</p> <p>教職員の増員については、学校の実情や児童生徒数をもとに必要な人員が確保できるように、四日市市教育委員会を通じて三重県教育委員会へ要望していく。</p>

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 校内及び通学路における生徒の安全対策が十分にとられていないリスク</p> <p>【共通事項】</p> <p>① 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続を通じて、児童のけが等の発生状況と原因を把握し、それを分析して、次のアからウまでに掲げる事項を行うことなどにより再発防止に向けた取り組みを強化すること。</p> <p>ア 施設設備の不備が原因の事故であれば、その修繕等を行うこと。</p> <p>イ 授業中に発生した事故であれば、教員の児童に対する指導状況を確認の上、指導改善を教員に促すこと。</p> <p>ウ 施設設備の状況（例えば、運動場の広さや校舎の老朽化の程度など）と事故との関連性を教育委員会と連携して調査すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続を通じて、児童のけが等の発生状況と原因を把握し、それを分析して再発防止に向けた取り組みを行っている。</p> <p>施設設備の不備による事故が発生した場合は、事故再発を防ぐための修繕をすみやかに行い、授業中の事故であれば、状況を確認し、授業の指導改善を促すとともに、全教職員に注意喚起及び施設不備の早期発見のため安全点検の徹底の意識づけを行っている。</p> <p>また、定期的に施設設備の安全点検や小規模修繕を行い大規模修繕の必要がある場合は、教育施設課等に迅速に報告している。</p>
<p>【共通事項】</p> <p>② ヒヤリハットの記録について、内容の分析に努め、原因が施設設備の不備にあるのであれば、事故の未然防止のため、施設改善に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>校内での児童の負傷事例を適宜記録している。その内容を分析し、施設に起因する事例があれば、関係課と連携し対応している。</p>
<p>【海蔵小学校】 【大矢知興譲小学校】</p> <p>③ 大きな石、木の切り株・根っこの張り出しや、玄関のマットのめくれ上がり、体育倉庫の高いところに重いものが置いてあったりするなど、危険な個所が存在する。常に児童の安全のために注意を払い、対応していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>大きな石・玄関マットのめくれ上がり、高所への物品保管については措置済みである。木の切り株・根っこの張り出しにより危険な箇所については進入禁止のコーンを置き、注意喚起を行っている。</p> <p>今後も校内巡視において点検を行い、児童が安心して学べる環境を維持できるよう対応していく。</p>

<p>【笹川小学校】 【羽津北小学校】</p> <p>④ 老朽化で柱の痛んだ体育倉庫や、職員室が教員の増員に対応されておらず手狭になっているなど、安全面で課題がある状況が見受けられる。校内の安全確保のために必要なことや、保護者等からの要望事項を把握し、施設の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>笹川小学校の体育倉庫の柱の改修については、教育施設課に修繕要望済であり、他の修繕箇所、設備改修の進捗を考慮したうえ修繕を進めていただく予定である。</p> <p>職員増員に伴い手狭になっている職員室において、配置を変えるなどの対応を行った。また、安全面等の課題を関係課に伝え、改善策を協議しているところである。</p> <p>校内の安全確保のために、毎月の安全点検の強化や危険個所の早急な修繕を行うとともに、PTA会議や保護者懇談会などで保護者からの要望を聞き取り、児童が安全に生活できる環境づくりに努めていく。</p>
<p>(6) 学校内における事件、事故、いじめ、不登校等への対応が適正になされないリスク</p> <p>【共通事項】</p> <p>① 不登校の原因には、家庭環境が関わっている場合等もあり、対応によっては子どもの人生が変わってくることもある重要な課題である。SC（スクール・カウンセラー）、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）、ハートサポーター等を有効に活用して、きめ細かに対応していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>不登校のリスクのある児童に対して、担任だけでなくスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーによる児童や保護者への継続的な面談を実施し、学校を身近に感じるための取り組みを進めるとともに中学校への引継ぎを丁寧に行っている。</p>
<p>【海蔵小学校】</p> <p>② 児童の対教師暴力、児童間暴力、器物損壊といった問題行動について、発達障害等が原因になっていることも多いとのことであり、今後も全教員が共通理解し、協力体制を図るとともに、家庭や関係機関との連携を図り、きめ細かに対応していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>職員打ち合わせでの報告連絡により全職員の共通理解に努め、協力体制を図っている。また、発達障害等の原因分析・支援の方向性については、スクール・カウンセラーを交えた校内会議で検討を行い、必要に応じて教育支援課や医療機関へつなぎ組織的に対応している。今後も家庭や関係機関と連携を図っていく。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 適正な事務処理について【合規性の視点】</p> <p>【共通事項】 支払遅延等、事務処理誤りが散見される。会計規則等のルールに則った事務処理の再徹底を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>請求書受領後、速やかに支出手続きを行うとともに、複数の目で点検をすることにより、支払い遅延、事務処理誤りを防いでいる。今後も会計規則等のルールに沿った事務処理を行っていく。</p>
<p>② 共同学校事務室における事務処理について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置して、ブロック内の小中学校の事務職員が財務に関する事務を共同処理している。しかし、事務処理誤りの件数は減少しておらず、一定数が散見される。共同処理による効果を高めるため、共同学校事務室において、財務事務に関する知識の蓄積や財務事務処理に関する事前審査の精度の向上を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校事務の高度化をすすめるため、共同学校事務室組織による学校間の連携を図っている。事務職員同士の知識・経験の継承を行い、スキルアップに努め、事務処理全般の精度を高めている。財務事務においては、今後も事例の情報共有や財務担当者による研修を行うことにより、共同学校事務室内全体の財務事務に関する知識の蓄積や、事前審査の精度の向上に繋げていく。</p>
<p>③ 学校施設の維持管理について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>ごみや枯葉等が目につく学校もある。こまめな清掃を心がけ、教職員のみでなく、児童も気づいたら処理をするといった、皆で学校をきれいにしていこうと風土づくりに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>校内の清掃指導担当を中心に、5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の意義や清掃の仕方について、児童に啓発しているところである。今後は、さらに細かな掃除に心がけ、児童らの清掃の様子について職員間で意見交換するなど、学校全体で教育環境を整えられるよう取り組んでいく。</p>
<p>④ 地域との交流・連携について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 コミュニティスクールなどを通じて地域とともにある学校づくりを行っている。また、同じ地区内の中学校、幼稚園及び保育園と相互に連携してつながりを意識した取り組み(乗り入れ授業など)を実施することにより一貫性・連続性のある教育を児童に対し行っている。これらの地域との交流・連携を更に充実させ、教育的効果を更に高めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>定期的に通コミュニティスクール運営協議会を開催し、運営委員の方から様々な意見を伺うなど、地域とともにある学校づくりを目指している。また、校区内の保育園・幼稚園・中学校とのつながりを意識した取り組みとして、合同行事や中学校からの乗り入れ授業、小6児童の部活動見学等を行っており、一貫性・連続性のある教育的効果向上に努めている。</p>
<p>⑤ 学習指導員の配置について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 新型コロナウイルスの影響への対応として、県費による学習指導員として、教員採用試験に合格した大学生等が配置されており、有効に活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学習指導員の配置において、個別の学習支援によるきめ細やかな指導ができており、児童が安心して学校生活を送ることができている。今後も学習指導員を活用して、児童の学習活動を支援していく。</p>

<p>⑥ 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「学校教育アシスト」「インクルーシブ教育推進」「学びの一体化」「学校英語教育」「よっかいち任用講師」等）が、全校への配置や、各校の特性に応じて配置され、効果を上げているとのことであり、継続して、各学校に応じた教育の充実を図っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>市費による教員の配置により、さまざまな背景がある児童に対して、丁寧<span style="font-size: small;">に</span>寄り添う対応ができています。今後も学校の課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。</p>
<p>⑦ 学校業務アシスタント（市費）及びスクールサポートスタッフ（県費）の配置について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 教育関係の経歴を持たない人も配置されており、個人情報等の情報流出にも注意して指導、目配りを行うこと。また、職員の負担軽減のための大きな取り組みの1つであり、成果を分析し、教育委員会に届け、職員の負担軽減につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校業務アシスタント及びスクールサポートスタッフは、管理職と組織的に連携しながら教員の補助的業務を担っている。個人情報等においては特に管理職の指示・指導のもと慎重に扱うよう業務を進めているため、教員は安心して業務を依頼することができている。また、校務用PCでの入力作業など多様な業務も依頼することができ、教員の負担軽減に効果を上げている。アシスタント等の活用状況や業務内容について毎月教育委員会に報告しており、今後の更なる活用に繋げていくように検証を行っている。</p>
<p>⑧ 校務支援システムの活用について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 職員の負担軽減のための大きな取り組みの1つであり、メリット、デメリットの分析を行い、デメリットの部分はまとめて改善の要望として教育委員会へ上げ、現場で使い勝手のよいシステムにしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>校務支援システムは、職員の効率的な校務処理に役立っている。システムの不具合や改善要望については、校内の担当がまとめて教育委員会に伝え、徐々に反映もされてきているところである。校務支援システムを導入した会社のサポートデスクによるフォロー体制も整備されており、安心して使用できている。</p>
<p>⑨ 学校三師の活用について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 学校三師の活用があまりなされていない学校もある。学校三師からは専門的な意見が聴けるため、十分に活用すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校三師の活用については、年1回の学校保健委員会や検診等の際に助言をもらい、校内で周知が図られるよう努めている。また、コロナ禍における感染症対策について、専門的な知見を得るため、連携を密にしている。</p>
<p>⑩ 介助員・支援員の配置について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 介助員・支援員について、必要な人員配置については、1人の児童の成長に関わるため、教育委員会へ強く要望すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>特別支援学級の児童や通常学級に在籍する支援が必要な児童の様態は多様化しており、それぞれの児童の学習権と安全を保障するとともに、保護者の安心感を得るためにも介助員・支援員は必要な人材であるので、必要な人員配置については、教育委員会に実態を丁寧に説明をして要望するように努める。</p>

<p>⑪ 印刷物のコストの削減について【経済性の視点】</p> <p>【共通事項】 タブレットの活用に伴うペーパーレス化の促進により、印刷物のコスト削減についても留意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>従来は、紙で出力していた教材について、タブレット上で提示することにより、コスト削減に繋がっているものもある。今後もコスト意識に留意しながら、最小の経費で最大の効果につながるよう、運営の合理化を図っていく。</p>
<p>⑫ プログラミング教育について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 プログラミングの思考は今後重要となってくるので、プログラミング教育を継続して進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>タブレット端末導入に伴い、年間を通じて教員のプログラミング研修会を実施し、系統的なプログラミング教育の推進を行っている。</p>
<p>⑬ 特別支援を要する児童への対応について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 各学校において、特別支援を要する生徒の状況に応じて、介助員や支援員が配置され、また、必要な場合には、他機関と連携を図っている。継続して、各学校の特性に応じて対応していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>特別支援学級に在籍している児童はもとより、通常学級に在籍する特別に配慮を要する児童へも効果的に支援員を配置している。また、校内の特別支援委員会において情報共有をするとともに、一人一人に応じた支援の在り方を協議している。</p>
<p>⑭ ICT活用の教育について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 令和元年度には、各小学校につき40台のタブレットが配備された。今年度中には全校児童数に相当する台数のタブレットが配備され、インターネット環境も整う予定であるということである。現在、教育委員会事務局が各学校に対し、1人1台のタブレットを使用した授業方法の研修を行っているところである。より高い教育効果を上げられるよう、タブレットを活用した授業方法を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>1人1台のタブレット端末が実現し、これまで以上にICTの特性を生かした授業づくりが可能となった。職員研修を通して、ICTの効果的な活用方法を探究し、児童一人ひとりに対して最も適した学びが実現できるよう、教育委員会とも連携して組織的な推進に努めていく。また、タブレット端末が新たな思考ツールとして機能するよう、さらに研修を深め教育効果を高めていく。</p>
<p>⑮ 保育園・幼稚園・中学校等との連携について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【笹川小学校】 外国籍の児童が多い特徴のある小学校であり、地域の保育園・幼稚園・中学校や多文化共生サロン・笹川子ども教室等と連携し、情報を共有しながら、学力向上や多文化共生の推進を図っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>笹川地区の保育園・幼稚園・小学校・中学校の園長、校長が定期的集まり会議を開催し、必要な情報共有を行うことにより、子どもたちの育ちや学びの実現につながられるよう連携を図っている。また、笹川子ども教室、多文化共生サロン等とも連携し、外国籍の子どもたちや保護者が地域の中で生活を営んでいくのに必要な支援につなげている。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) 教員が児童及びその家庭と向き合う時間を十分に確保できないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員が児童と向き合う時間が確保されているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置や校務支援システムの導入により教員の業務負担が軽減されたものの、一方で、支援を要する児童の増加に伴い効果的な授業を実施するために必要な業務や児童及びその家庭との教育相談業務が増え、教員の数が不足しているとの声もある。児童及びその家庭と向き合う時間が十分に確保されているとは言いがたい。教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教育委員会と連携して、教員が児童及びその家庭と向き合える環境整備を推進する必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>教員が児童及びその家庭と向き合える環境整備を推進するため、学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置を最大限活用し、教員の業務軽減を図る活用法を探求していく。また、校務支援システムについても、業務軽減につながる操作方法の共有を図り、時間に余裕が生まれるよう努めていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>学校業務における学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフが担う業務が定着し、従来教員が担っていた印刷業務等庶務に係る負担軽減が着実に図られている。また、校務支援システムについては、全校共通のシステムを使用することにより、効率的な校務処理に役立っている。今後も教員が生徒や保護者と向き合うための時間が確保できるよう引き続き努めていく。</p>
<p>(5) 理科薬品の管理が適正になされないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理科薬品の保管・管理は適正になされているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 平成29年に出された教育長通知「理科薬品類の取扱いと管理について」に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施するなどして、適正な保管・管理に努めており、継続して保管・管理の徹底を図っていく必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施し、適正な保管・管理を行っている。今後も事故が発生することがないように、通知に沿った理科薬品の保管・管理の徹底を図っていく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施し、適正な保管・管理を行っている。今後も事故が発生することがないように、通知に沿った理科薬品の保管・管理の徹底を図っていく。</p> <p>また、必要に応じて、教育委員会理科担当指導主事が現地確認、指導を行い、適正管理の徹底を図っていく。</p>

令和2年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 教育委員会 中学校  
 大池中学校、西笹川中学校、山手中学校、南中学校、常磐中学校  
 （常磐中学校は書面監査）  
 3 監査実施期間 令和 2年11月 5日、令和 2年11月12日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【共通事項】                      教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保を図り、質の高い教育活動を行うため、業務の効率化を図るなど勤務時間管理の適正化と教職員の意識改革を推進することで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革に向けた取り組みを引き続き推進すること。併せて、教職員の増員についても検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>校務支援システムや業務アシスタントの活用により業務の効率化を図る一方、定時退校日や部活動休養日の設定、会議内容の精選を行いながら、職員の勤務時間縮減に向けての取り組みを進めている。また、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。</p> <p>教職員の増員については、学校の実情や児童生徒数をもとに必要な人員が確保できるように、四日市市教育委員会を通じて三重県教育委員会へ要望していく。</p>
<p>（6）理科薬品の管理が適正になされないリスク</p> <p>【西笹川中学校】                      薬品使用簿に使用量の記録漏れが見受けられた。薬品を使用したときには速やかに使用量を使用簿に記録することを徹底し、不備のない適切な薬品管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>指摘を受けて、教育委員会からは、校長による定期的な実査を行うとともに、不定期に行う抜き打ちの実査などの実施において内部統制を図るよう、また、薬品使用時には必ず使用簿に記録することの徹底についての改めの指導があった。これにより、学校では「理科薬品類の取扱いと管理について」の教育委員会からの通知に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施し、適正な保管・管理を行っている。また、校長が不定期で薬品使用簿を確認し、理科担当者に緊張感を持たせる取り組みも行っている。今後も通知に沿った理科薬品の保管・管理の徹底を図っていく。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>(4) 校内及び通学路における生徒の安全対策が十分にとられていないリスク</p> <p>【共通事項】</p> <p>① 通学路の交通安全対策に必要な環境整備や校内の安全確保のため必要な防犯カメラ・モニター等の増設・更新に向けて、引き続き教育委員会や警察等関係機関との連携を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>通学路の安全点検を定期的に行い、危険な場所について地区市民センターと情報共有を行い、必要に応じて教育委員会へも要望をしている。校内安全確保においては、防犯カメラによる監視と目視による巡視を行っている。教育委員会や警察等関係機関の意見も聞きながら、防犯カメラ・モニターの増設・更新要望についても考えていく。</p>
<p>【共通事項】</p> <p>② 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続を通じて、生徒のけが等の発生状況と原因を把握し、それを分析して、次のアからウまでに掲げる事項を行うことなどにより再発防止に向けた取り組みを強化すること。</p> <p>ア 施設設備の不備が原因の事故であれば、その修繕等を行うこと。</p> <p>イ 授業中に発生した事故であれば、教員の生徒に対する指導状況を確認の上、指導改善を教員に促すこと。</p> <p>ウ 施設設備の状況(例えば、運動場の広さや校舎の老朽化の程度など)と事故との関連性を教育委員会と連携して調査すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続を通じて、児童のけが等の発生状況と原因を把握し、それを分析して再発防止に向けた取り組みを行っている。</p> <p>施設設備の不備による事故が発生した場合は、事故再発を防ぐための修繕をすみやかに行い、授業中の事故であれば、状況を確認し、授業の指導改善を促すとともに、全教職員に注意喚起及び施設不備の早期発見のため安全点検の徹底の意識づけを行っている。</p> <p>また、定期的に施設設備の安全点検、小破修繕を行い大規模修繕の必要がある場合は、教育施設課等に迅速に報告している。</p>
<p>【共通事項】</p> <p>③ 登下校時における生徒の見守りにおいて、より多くの協力を得られるような関係性を地域と築くことにより、通学路の交通安全対策の充実を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>職員による定期的な登下校指導を行う一方、PTAや地域協力者の登下校時の見守りの協力を得ながら、通学路の交通安全対策の充実を図っている。また、コミュニティスクール運営協議会において情報共有し、学校と地域全体で生徒の安全確保のための取り組みを進めている。</p>

<p>【大池中学校】 ④ 防犯カメラ用モニターの前に書類棚が設置されており、教職員がその映像を確認するのに支障が生じている。防犯カメラ用モニターや書類棚の設置場所を工夫するなどして、教職員がその映像を確認しやすいようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 防犯カメラ用モニターの前に設置してあった書類棚を移動するなど職員室内の配置替えをし、教職員が防犯カメラの映像を確認しやすいようにした。</p>
<p>【山手中学校】 ⑤ 職員室の窓にはブラインドやダンボールにより常時目隠しがされているものがあり、また、防犯カメラ用モニターが小さく、校舎外で起こっている事象に関する情報が十分に入っていないことが懸念される。職員室から教職員が直接、運動場などの校舎外の状況を見通せるようにするなど、教育委員会と連携して、生徒の安全確保のための方策を講じること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 職員室のブラインドは、不具合により開閉できないところがあったため、教育委員会に相談し修繕を行った。また、窓を覆っていたダンボールは取り除き、教職員が直接、運動場などの校舎外の状況を見通せるようにした。 防犯カメラ用モニターは、令和元年度に更新し、視認性は向上しているが、必要に応じて画面の分割表示方法を切り替えるなどし、校舎外で起こっている事象を確認し、生徒の安全確保に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 学校教育に係る環境の充実について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 子どもたちの教育を受ける環境を充実させるため、老朽化した校舎、不足している教員の数など学校現場において抱えている様々な課題についてはその解決に向けて教育委員会をはじめとする関係機関との連携の強化に努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 学校の課題については、学校施設設備の状況も教育に関する課題も具体的に提示・報告を行い、解決に向けて教育委員会と連携を図るように努めている。 【措置済】 令和 4年 3月31日 学校施設設備の老朽化や教員の配置などの学校現場の課題を教育委員会関係各課に報告し、教育環境の充実に向けて連携を図っている。</p>
<p>② 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】 【共通事項】 各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員(「学校教育アシスト」「学びの一体化」「よっかいち任用講師」等)が、その特性に応じた配置がなされ、効果を上げている。継続して、教育委員会と連携して各学校の特性に応じた教員の配置に向けて努力し、教育の充実を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 「学校教育アシスト」や「学びの一体化」「よっかいち任用講師」等が配置されることにより、個々の生徒や支援を要する生徒に対し、よりきめ細かでないいな指導を行うことが可能となっている。今後も学校の特性に応じた教育の充実が図れるよう、教育委員会との連携を強化し、市費の教員配置を要望していく。</p>

<p>③ ICT活用の教育について【有効性の視点】</p> <p>令和元年度には、各中学校に一学年の生徒数に相当する台数のタブレットが配備された。今年度中には全校生徒数に相当する台数のタブレットが配備され、インターネット環境も整う予定であるということである。現在、教育委員会が各学校に対し、1人1台のタブレットを使用した授業方法の研修を行っているところである。</p>	
<p>【共通事項】</p> <p>ア 家庭におけるインターネット環境の整備状況により生徒への教育に影響が出ないように十分配慮すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>インターネット環境について各家庭に聞き取り調査を行い、必要に応じて接続機器の貸し出しを教育委員会に依頼して、全生徒が同じようにオンライン学習ができるように対応している。</p>
<p>【共通事項】</p> <p>イ より高い教育効果を上げられるよう、タブレットを活用した授業方法を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>1人1台のタブレット端末が実現し、これまで以上にICTの特性を生かした授業づくりが可能となった。職員研修を通して、ICTの効果的な活用方法を探究し、各教科の特性を活かしたより良い授業を行うことができるよう、教育委員会とも連携して組織的な推進に努めていく。また、タブレット端末が新たな思考ツールとして機能するよう、さらに研修を深め教育効果を高めていく。</p>
<p>④ 学校業務アシスタント等の配置について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>生徒への配付物の印刷などの補助的業務を担う学校業務アシスタントとスクールサポートスタッフ（以下「アシスタント等」という。）が各学校に配置されており、教員の業務負担の軽減に効果を上げている。この効果を検証した上で、教員が担っている業務からアシスタント等が担うことができる業務を切り分けるなどしてアシスタント等の更なる活用を図ること。併せて、アシスタント等の担う業務は、生徒の個人情報や試験問題などの機密性の高い情報を取り扱うものであることから、研修等の実施によりアシスタント等に対する情報の適正管理に関する指導を引き続き徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校業務アシスタント及びスクールサポートスタッフは、管理職と組織的に連携しながら教員の補助的業務を担っている。個人情報等においては特に管理職の指示・指導のもと慎重に扱うよう業務を進めているため、教員は安心して業務を依頼することができている。また、校務用PCでの入力作業など多様な業務も依頼することができ、教員の負担軽減に効果を上げている。アシスタント等の更なる活用が図れるよう、活用状況や業務内容の検証を継続していく。</p>
<p>⑤ 特別支援を要する生徒への対応について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>各学校において、特別支援を要する生徒の状況に応じて、介助員が配置され、また、必要な場合には、他機関と連携を図っている。継続して、各学校の特性に応じて対応していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>介助員の配置により、特別支援を必要とする生徒に対してきめ細かで丁寧な指導が実現している。今後も、教育委員会や関係機関と連携を図り、支援が必要な生徒にとってより良い体制を整えていく。</p>

<p>⑥ 地域とのふれあいについて【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 学校として地域住民等とふれあう機会を増やすことにより、地域との結びつきをより強固なものとするとともに地域の教育力の向上に尽力すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校だよりの配付、PTA・社協との連携によるゲストティーチャーの招へい、社協地域行事への生徒のボランティア参加等、地域と結びついた取り組みに努めている。今後も引き続き地域と連携して、地域の教育力の向上に尽力していく。</p>
<p>⑦ 地域との交流・連携について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 コミュニティスクールなどを通じて地域とともにある学校づくりを行っている。また、同じ地区内の小学校、幼稚園及び保育園と相互に連携してつながりを意識した取り組み（乗り入れ授業など）を実施することにより一貫性・連続性のある教育を生徒に対し行っている。これらの地域との交流・連携を更に充実させ、教育的効果を更に高めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>定期的にコミュニティスクール運営協議会を開催し、運営委員の方から様々な意見を伺うなど、地域とともにある学校づくりを目指している。また、校区内の保育園・幼稚園・小学校とのつながりを意識した取り組みとして、合同行事や小学校への乗り入れ授業、保育実習（家庭科）、小6児童の部活動見学等を行っており、一貫性・連続性のある教育的効果向上に努めている。</p>
<p>⑧ 校務支援システムの活用について【効率性の視点】</p> <p>【共通事項】 校務支援システムを使用するに当たり、より学校現場に即したシステムとなるよう使い勝手の悪さや改善すべきところを教育委員会に提案すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>校務支援システムは、職員の効率的な校務処理に役立っている。システムの不具合や改善要望については、校内の担当がまとめて教育委員会に伝え、徐々に反映もされてきているところである。サポートデスクによるフォロー体制も整備されており、安心して使用できている。</p>
<p>⑨ 共同学校事務室における事務処理について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置して、ブロック内の小中学校の事務職員が財務に関する事務を共同処理している。事務処理誤りの件数は減少してきているものの、なお、一定数が散見される。共同処理による効果を更に高めるため、共同学校事務室において、財務事務に関する知識の蓄積や財務事務処理に関する事前審査の精度の向上を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学校事務の高度化をすすめるため、共同学校事務室組織による学校間の連携を図っている。事務職員同士の知識・経験の継承を行い、スキルアップに努め、事務処理全般の精度を高めている。財務事務においては、今後も事例の情報共有や財務担当者による研修を行うことにより、共同学校事務室内全体の財務事務に関する知識の蓄積や、事前審査の精度の向上に繋げていく。</p>
<p>⑩ 学区外通学の生徒の対応について【有効性の視点】</p> <p>【大池中学校】 部活動のために学区外通学をする生徒がいるが、学校区が違うことにより疎外感を感じないようメンタル的な配慮をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日</p> <p>学区外通学をする生徒において、入学時には同地区の生徒を同じクラスへ入れるなどの配慮を行っている。また、入学前に該当の生徒及び保護者と面談する機会を設け、不安を払拭できるよう努めている。</p>

<p>⑩ J S L (教科指導型日本語指導) の推進について【有効性の視点】  <b>【西笹川中学校】</b>          日本語を母語としない生徒の学ぶ力の育成の一つの手立てとして、日本語指導と教科指導を統合し、それぞれを平行して実施する J S L (教科指導型日本語指導) を推進している。これにより外国籍生徒の日本語能力の向上だけでなく全校生徒の学力の向上も目指している。引き続き、指導方法の研究を行うなどして全校生徒の学力の向上につなげていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日          西笹川中学校の特色である「J S Lの推進」については、これからも県下の見本となるような教育活動にしていく。そのために、教職員の多文化共生への知識・理解を深め、外国にルーツをもつ生徒に寄り添った教育を大切にしていく。また、日本国籍の生徒も、この学校で学んだからこそ、といえるようなグローバルな視野を持った生徒の育成を目指してきた。そのため、地域の「日本語教室」や「多文化共生サロン」とも連携をして、様々なイベントを盛り込んだ活動を行っている。</p>
---	---

**リスク発現の可能性があるもの**

<p>監査結果</p>	<p>対応状況</p>
<p>(3) 教員が生徒及びその家庭と向き合う時間を十分に確保できないリスク          ・ 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員が生徒及びその家庭と向き合う時間が確保されているか。           リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)          △ 学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置や校務支援システムの導入により教員の業務負担が軽減されたものの、一方で、支援を要する生徒の増加に伴い効果的な授業を実施するために必要な業務や生徒及びその家庭との教育相談業務が増え、教員の数が不足しているとの声もある。生徒及びその家庭と向き合う時間が十分に確保されているとはいえない。教員が携わってきた従来の業務を継続的に見直し、教育委員会と連携して、教員が生徒及びその家庭と向き合える環境整備を推進する必要がある。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 9月30日          教員が生徒及びその家庭と向き合える環境整備を推進するため、教員の業務軽減を図る学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの有効な活用法を探求していく。また、校務支援システムについても、他校や教育委員会と連携し、業務軽減につながる操作方法の共有を図っており、生徒や保護者と向き合うための時間が確保できるよう努めていく。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 3月31日          学校業務における学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフが担う業務が定着し、従来教員が担っていた印刷業務等庶務に係る負担軽減が着実に図られている。また、校務支援システムについては、全校共通のシステムを使用することにより、効率的な校務処理に役立っている。今後も教員が生徒や保護者と向き合うための時間が確保できるよう引き続き努めていく。</p>

<p>(5) 教員の部活動における負担が過大となるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会が得られるため、生徒に対する教育的意義は高い。しかし、教員の長時間勤務の要因や指導経験のない教員にとっての大きな負担となっていないか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 「部活動ガイドライン」を活用し、休養日や活動時間の定めを設けることにより部活動の充実と教員の負担軽減を図っている。更なる負担軽減のため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など地域との連携を図った部活動についても検討する必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>部活動においては、「部活動ガイドライン」を遵守しながら教員の勤務時間が長時間にならないように配慮し、さらに、指導への負担が軽減されるように、複数顧問体制をとっている。このような対応を行いながらも、部活動は教育的効果が高い大切な活動であるため、時間の制限がある中、指導内容の工夫についての更なる研鑽を深め、中学生期の健全な心身の発育発達に努めていく。</p>
<p>(7) 学校内における事件、事故、いじめ、不登校等への対応が適正になされないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校内において、事件、事故、いじめ、不登校等が発生した場合に備えて、教育委員会その他関係機関と連携する体制は確立されているか。事件、事故、いじめ、不登校等の未然防止及び再発防止に向けた取り組みはなされているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 三重県教育委員会策定の「学校管理下における危機管理マニュアル」や教育委員会からの関係通知などについて学校全体で情報の共有化を図り、教育委員会や関係機関と連携する体制をとるとともに、必要に応じて、職員会議などで事件、事故、いじめ、不登校等の未然防止策及び再発防止策について情報共有を行いチームとして取り組む必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>部活動においては、「部活動ガイドライン」を遵守しながら教員の勤務時間が長時間にならないよう引き続き努めていく。令和4年度は総合型地域スポーツクラブとの連携校以外の中学校において部活動指導員の配置が予算化され、令和3年度配置校の活用事例等の情報共有を図りながら有効な活用法を探求していく。</p> <p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>事件・事故・いじめ・不登校等の学校危機となる事案については、それぞれに応じた校内委員会を設置している。そこでの情報共有により、指導の方向性の確認を行い、問題行動やトラブルなどの未然防止策を職員会議で提案し、組織的な対応を図っている。</p> <p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>事件・事故・いじめ・不登校等の学校危機となる事案については、それぞれに応じた校内委員会を設置している。そこでの情報共有により、指導の方向性の確認を行い、問題行動やトラブルなどの未然防止策を職員会議で提案し、組織的な対応を図っている。</p> <p>スクールカウンセラーや教育相談員も活用し、教育委員会や関係機関と連携を密にししながら、適切な対応を図っていく。</p>

令和2年度 財務監査（随時）の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財務監査
- 2 監査対象事項 令和元年度財政援助団体監査の結果に対する対応の遅延について
- 3 監査対象所属 市民文化部 市民生活課
- 4 監査実施期間 令和 2年11月27日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(1) 監査結果への措置が遅滞している状況が放置されることにより生じるリスク</p> <p>「利用者の公平性が保たれるよう、関係各課と改めて協議を行い、早急に必要な措置を講ずること」と指摘したにもかかわらず、市民生活課の対応は遅れ、措置状況の監査委員への報告も遅滞した。そして、監査委員から市民文化部長宛て、「不作為状況が継続しているため随時監査を検討している旨、及び、監査結果通知後6か月後の措置状況の報告を求める旨」の通知をした後、指摘から約7か月経過してようやく措置が講じられており、誠に遺憾である。監査で指摘を受けた事項については、その重大性を認識し、真摯に対応し、早急に措置を講ずること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>令和元年度財政援助団体監査における四日市国際交流センター利用者の市営中央駐車場使用料金にかかる指摘事項については、暫定措置として、令和2年11月1日以降の国際交流センター利用者の駐車料金については、文化まちづくり財団または国際交流センター利用者自身が負担するよう改めた。さらに、国際交流センターで実施している日本語学習支援事業（日本語サークル）及び外国人市民向け相談事業については、市が主体的に取り組むべき事業として位置づけ、令和3年4月1日より市民生活課の所管事務とし、市から同財団へ業務委託を行った。その際、国際交流センター利用者のうち、日本語学習者、日本語学習支援者、外国人市民の相談者及び外国人市民向け相談に携わる行政書士の駐車料金は、委託料に含める形で市が負担するよう整理した。</p> <p>なお、監査で指摘を受けた事項については重く受け止め、真摯に対応することの必要性について、課内職員に周知した。今後、監査で指摘を受けた際は、早急に措置を講ずるよう徹底する。</p>

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

**意見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

特になし

**2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>今後の駐車料金の精算について【合規性の視点】                      今後の国際交流センターの利用者の駐車料金について、文化まちづくり財団が負担する金額を確定するルール、また、国際交流センター独自の事業で来館する利用者と市の委託予定事業で来館する利用者を区分けするルール等について、市民に説明できるよう、明確な根拠を基に作成すること。</p>	<p>【措置済】 令和3年4月1日                      令和3年度より国際交流センターで実施する日本語学習支援事業（日本語サークル）及び外国人市民向け相談事業については、市から文化まちづくり財団への委託事業とし、令和3年4月1日に同財団と令和3年度四日市市日本語学習支援事業等業務委託契約を締結した。同センター利用者の駐車料金については、委託業務にかかるセンター利用者（学習者、学習支援者、相談者等）が日本語学習や外国人市民向け相談のために市営中央駐車場を利用した場合は、委託料の範囲内において、受託者である同財団が負担すること、毎月の履行報告時に市営中央駐車場の使用実績を報告することを、同契約における仕様書に明記した。                      なお、委託契約に含まれない外国語講座や交流イベント等にかかるセンター利用者が市営中央駐車場を使用した場合は、講師やイベント出演者等の駐車料金は同財団が負担し、それ以外はセンター利用者の自己負担としている。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 行政監査（随時）の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政監査
- 2 監査対象事項 市税の訪問徴収について
- 3 監査対象所属 財政経営部 収納推進課
- 4 監査実施期間 令和 2年12月24日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）訪問徴収が全ての納税者との関係で公平に行われないリスク</p> <p>① 滞納者を直接訪問して市税を徴収する訪問徴収は、これまで一般的に行われてきたことであり、納付機会の提供という面ではそれ自体が悪いというものではない。滞納者の数は多く、それに比して、徴税に関わる職員は限られており、その数はわずかであるため、全ての納税者に対して訪問徴収の方法により納付機会を提供することは不可能である。そこで、訪問徴収の対象とする滞納者を選定することが必要となり、この選定をどのようにして公平性が考慮された合理的なものとするかが重要となってくるものとする。他都市が行っている訪問徴収の状況なども参考にして、一般的に納税者からみて合理性が認められ、かつ、公平感を抱くことができるような徴収方法に改善すること。改善するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 訪問徴収の対象となる納税者を選定するに当たっては、納税者の市税の納付状況や納付交渉の経過・内容などをその判断材料とすることになるため、納税者の納付状況や納付交渉の経過は可能な限り詳細に記録し、精緻なものとする。</p> <p>イ 訪問徴収の対象者の選定において、納付交渉の経過記録に基づき客観的に判断できる仕組みを作り上げること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月31日</p> <p>「四日市市滞納整理マニュアル」では、「臨戸折衝は、原則として文書や電話による催告に応じない者及び実態調査に切り替えたほうが処分の促進が図られる滞納者を対象とし、原則として高額・悪質などの優先事案から順次、実施するものであるが、滞納者の住所地等を考慮して計画的かつ効率的に行う。」と定めている。</p> <p>令和3年度からは、訪問徴収の対象とする滞納者の選定にあたって、税負担の公平性を根本とし、選定の合理性が分かるように、客観的かつ詳細に記録することを徹底していくこととする。具体的には、「督促催告や分納誓約への対応状況」及び「財産調査や滞納処分の実施状況」などについて記録し、滞納整理マニュアルにおいて訪問徴収の対象とする催告無視や滞納処分対象であることが判断できる仕組みとしていくこととする。</p>

<p>② 令和元年度に訪問徴収が実施された案件の中には20年以上にわたって訪問徴収を続けているものがある。このような案件の納付義務者には相当の資産を有するもの（固定資産税の課税者）も存在している。窓口等での納付や預貯金口座からの振替納付の方法に変更してもらえないか働きかけを行ってきたということであるが、結果として一定の資力のある者に対して20年以上にわたって行ってきた訪問徴収は、合理性に欠けるものであると言わざるを得ない。徴収方法における納税者間の公平性を考慮して、これらの案件について厳然とした態度で対処すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>訪問徴収は、自主納付を働きかけつつ、結果的に自主納付を続けることができなかった案件について確実な徴収方法として継続している。</p> <p>再度、自主納付を強く働きかけたところ、自主納付の意思を引き出したものもあり、引き続いて自主納付に向けて働きかけを継続していく。</p> <p>また、担税力があるにも関わらず、催告や交渉を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>訪問徴収の6件について、再度、自主納付を強く働きかけ続けたところ、指摘のような訪問徴収は取り止めることができた。</p> <p>また、担税力があるにも関わらず、催告や交渉を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>
<p>③ 訪問徴収の実施に当たっては、受領した現金に係る事故等の発生するリスクや納税者との間の不適切な関係が生まれるリスクを回避しつつ、徴収方法における公平性だけでなく、納付における公平性も考慮したうえで、引き続き、自主納付につながるようなきめ細かな対応に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>訪問徴収を実施する中においては、年間の分納計画を交渉のうえ、分納時期に事前連絡して徴収する計画性を基本としつつ、自主納付に向けて働きかけも継続していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>訪問徴収の6件については、再度、自主納付を強く働きかけ続けたところ、指摘のような訪問徴収は取り止めることができた。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 市税の徴収事務について【有効性の視点】</p> <p>令和2年7月に実施した定期監査と今回の監査を通じて、債権管理マニュアル及び滞納整理マニュアルを活用していることは確認したものの、市税の徴収事務を執行するに当たってその核となる基本的な指針が当課に確立されておらず、個別の事案ごとに対症的に事務処理がなされているように感じられた。税務行政の基本原則である租税法律主義と租税公平主義を踏まえた、徴収事務の執行における基本的な指針の確立に努めること。</p> <p>※ 租税法律主義とは、法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないという原則をいう。憲法第30条、第84条に規定されている。</p> <p>※ 租税公平主義とは、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則をいう。</p>	<p>【措置済】 令和3年3月31日</p> <p>市税徴収の基本的な指針としては、四日市市債権管理推進本部で市税を含む公債権及び私債権について平成25年に「四日市市の債権管理に関する基本指針」を定め、債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方として「滞納の未然防止」、「滞納債権の回収」、「債権の整理」及び「制度の管理」を規定している。その基本方針を受けて、平成26年に「四日市市債権管理マニュアル」を定め、「債権管理の基本原則」、「徴収事務のフローと手続き、根拠法令」などを規定している。そして、収納推進課では、市税について、債権管理マニュアルと整合性を図る形で徴税事務における「四日市市滞納整理マニュアル」を見直している。さらに、令和2年度には、徴税事務について「滞納整理の主な業務フロー」を整理のうえ徹底を図ることとした。</p> <p>いずれも、税負担の公平性を根本とし、根拠法令を明示のうえ、生活維持や事業継続を観点として滞納事由や納付意思などに応じた対応方針のもと納付相談や分納誓約による滞納の解決を進める一方、担税力があるにも関わらず、催告を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していく。</p>

<p>② 延滞金の徴収について</p> <p>令和元年度に訪問徴収が実施された案件の中に延滞金の徴収がなされていない案件が存在した。滞納市税と合わせて延滞金に係る納付交渉も行っているものの、延滞金には延滞金が課されず、徴収金は本税に優先的に充当しなければならない（地方税法第14条の5第1項）ことから、徴収した金額を全て本税に優先充当し、延滞金の徴収までには至らなかったとのことであった。延滞金は、納期限内に納付した納税者と滞納者との間の負担の公平を図るためのものであることを踏まえて、延滞金の徴収に向けた取組みを強化すること。</p> <p>※ 延滞金とは、市税において法定の納期限までに納付されなかった税額が発生した場合にその税額及び遅延した期間に応じて課されるものをいい、遅延利息の性格を有する。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>延滞金については、「四日市市滞納整理マニュアル」において「全額徴収が前提であって、やむを得ず減免処置に至る場合は法律・条例の規定に従い、適切に処理する。」と定めている。</p> <p>延滞金の徴収に向けた取組みの強化としては、税負担の公平性を根本とし、延滞金も含めて分納計画を交渉することをはじめ、本税完納時には確定延滞金の催告を行っていたが、令和3年度からは確定延滞金の未納が続く限り催告を継続していくとともに、担税力があるにも関わらず、催告を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していくこととする。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>訪問徴収の6件について、再度、自主納付を強く働きかけ続けたところ、指摘のような訪問徴収は取り止めることができた。</p> <p>そうしたうえで、延滞金の徴収に向けた取組みの強化としては、引き続き確定延滞金の未納が続く限り催告を継続するとともに、担税力があるにも関わらず、催告を無視するなどして納付意思が認められない滞納者には、予告通知のうえ根拠法令に基づいて滞納処分を執行していくこととする。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 出資団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 株式会社四日市市生活環境公社  
環境部生活環境課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月12日

【株式会社四日市市生活環境公社】

**指 摘**

特になし

**意 見**

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3 E（経済性、有効性、効率性）及びSDGs等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① CS（顧客満足度）、ES（従業員満足度）からの視点について【有効性の視点】 新社屋を建設、移転することにより、ES（従業員満足度）の向上が図られる。ES（従業員満足度）の向上は人材確保やCS（顧客満足度）につながるという意識を持って進めていただきたい。	【 継続努力 】 令和 3年 9月30日  新社屋の建設と移転に際し、職員の意識改革と職場環境を改善することで従業員満足度を高め、また、組織統合に伴う人員の有効活用により業務の効率化を図り、企業理念である真心をもって地域に奉仕することでCSの向上に取り組んでいく。
	【 措置済 】 令和 4年 3月31日 働きやすい職場環境にするため、間取りや備品については可能な限り職員の要望を取り入れた。また、本社移転に伴う組織統合により、業務が効率化され、人員の有効活用が図られることでCSの向上につなげていく。

<p>② 富田・富洲原・塩浜霊園枯花等収集業務について【有効性の視点】</p> <p>多死社会に向けて、無縁墓が現在増加している。無縁墓の回避のために枯花の状況、管理が行き届いていない墓の状況を生活環境課に伝えるなど、時代の現状をとらえた情報提供ができるような仕組みについて研究すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 9月30日</p> <p>現在受託している枯花等収集業務については、各区画からの収集ではなく、墓地使用者等が枯花を廃棄するための場所として市が墓地入口に設置した置場から収集する形となっている。そのため、各区画の管理状況を把握する状況にないが、今後、市より管理状況の確認業務を委託された場合は対応できるよう検討する。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>現在受託している枯花等収集業務については、各区画からの収集ではなく、墓地使用者等が枯花を廃棄するための場所として市が墓地入口に設置した置場から収集する形となっている。そのため、各区画の管理状況を把握する状況にないが、枯花収集業務を行う中で、無縁化が懸念される墓を発見した際は市に情報提供する。</p>
<p>③ レンタルトイレ業務について【有効性の視点】</p> <p>仮設トイレは、狭い、臭い、暗い、段差があるなどの課題があり、一部には鏡や荷物を置く場所がないものもある。また、男女が分かれておらず安全面に不安が伴うなど、女性や高齢者が安心して使用できるよう、費用対効果を見極めながらさらに工夫や開発を行い、新規の顧客獲得につながるような視点を持つこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日</p> <p>弊社のレンタルトイレは顧客のニーズに合わせ、快適に使用できるよう鏡、コートフック、棚が標準装備され、室内空間が内寸で他メーカーと比較して30cm程度広く、また、臭いが漏れにくい構造の仮設トイレや車椅子用トイレも導入している。更に、効果を高めるため消臭剤入り洗浄水を使用したり、容易にトイレ様式（和式から洋式）の変更ができるよう独自に改造を行っており、顧客の増加に繋がっている。</p>

<p>④ CSR（企業の社会的責任）及びSDGsの視点の導入について【SDGsの視点】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p>
<p>社訓からは、社会貢献的な文言が見られない。事業で利益を確保することは当社の大きな目的、実行責任であるが、CSR及びSDGsの視点を意識した企業として経営していることを示していくこと。 ※SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連の持続可能な開発目標のための国際社会共通の目標であり、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。</p>	<p>CSRについて、公社の使命は企業理念にある「私たちは真心をもって地域に奉仕します」であり、市民生活を支える担い手として誇りと責任をもって業務に当たり、市民から信頼される企業として社会的責任を果たしている。また、地震などの災害時には、避難所へのレンタルトイレ搬入、し尿収集運搬を迅速に行うとともに、災害ごみの回収業務を市と協調して行い、第3セクターとしての社会的責任を果たしていく。</p> <p>SDGsの視点から、取り組んでいる事例としては以下のとおり。</p> <p>「ジェンダー平等を実現しよう」… 平成30年度から女性作業員1名を採用し、男女平等に業務に従事しており、作業員詰所には女子用トイレを新設し職場環境にも配慮している。</p> <p>「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」… 新社屋には、太陽光発電と蓄電設備を設け、社内電力にはクリーンエネルギーを優先して使用する。また、災害時には既存建物を地域住民の避難所に開放する予定であり、停電時に非常用電源としての使用が可能となっている。</p> <p>「働きがいも経済成長も」… 令和4年4月に事業部2課の組織統合をすることで、し尿収集業務と資源物収集業務を相互に補完し合う体制を構築し、職員の意識改革やユーティリティプレイヤーの育成を行うとともに、市民サービスを向上させ、働きがいのある職場環境を整備することで職員の安定雇用を実現していく。</p> <p>「人や国の不平等をなくそう」… 新社屋には、車椅子用の斜路と出入口、障がい者用のトイレを設け、建物内をバリアフリーで往来できる、障がい者に優しい環境整備を行っている。</p> <p>今後取り組んでいる事例については、会社案内やホームページ上に掲載するなどして社外に示していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>地元への社会貢献として、2月の本社移転後、旧事務所を災害時の避難拠点として地元住民に提供することについて連合自治会長に対し説明した。</p>

<p>⑤ 収益性と内部留保について【有効性の視点】</p> <p>四日市市等からの受託事業に伴う収入が大部分を占めていて、その収益性は近年良好な状況が続いている。当社の自己資本比率も74%と高く、安全性からも異論はないところではあるが、近々に予定されている本社移転計画の財政負担も考慮して、長期的な展望で経営の安定化を望むところである。一方、獲得した利益については、当社設立の経緯や果たすべき社会的責任を十分に踏まえ、税負担を除いては社外流出か内部留保かの検討も必要である。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>内部留保については、本社移転に伴う建設費用等の支出があるなか、車両の更新、職員の退職金の費用負担が年次的にあり、限られた資産を将来の経営に有効活用できるよう取り組んでいる。また、移転を見据えた経営計画を策定しており、定期的に更新を行うことで安定した経営が継続できるよう、今後も経営努力する。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>本社移転完了後も、車両更新と職員退職金の費用負担は年次的に生じることになるが、支出時期が重ならないよう車両の更新を計画的に実施し、引き続き安定経営を図っていくこととする。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

監査結果	対応状況
<p>(5) 事業継続性のリスク</p> <p>ア 職員の年齢層に偏りはなにか</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 年齢層に偏りがあり、安定的な事業継続を行うために職員の募集をし、採用を行っているが、排水施設課のパート職員については定着に結びつくことが難しいとのことである。引き続き募集をし、職員の確保に努めることが必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>排水施設課における年齢構成の偏り解消と職員確保に向け、市内にある高等学校に新規高卒者求人募集を行うとともに、ハローワークへ既卒者の求人を継続して行った結果、令和元年度以降、正規職員5名(10代2名、30代2名、40代1名)、臨時職員2名(60代2名)、パート職員4名(50代1名、60代3名)の採用に至った。また、職員の安定確保のため、今後も募集を継続的に行っていくこととしている。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和3年11月9日から11日までの3日間、次年度以降の新規高卒者採用を念頭に置き、排水施設課においてインターンシップの実施を計画し、高校2年生2名を受け入れた。また、ポリテクセンターに求人募集を行うなど、職員の確保に向けて幅広い採用活動を行った。</p>

**【環境部生活環境課】**

特になし

令和2年度 出資団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性があるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団  
市民文化部文化振興課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月12日

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

**指 摘**

特になし

**意 見**

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果  
特になし

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 各グループの意識統一について【有効性の視点】 各グループの事業場所が点在しており在籍年数が長期化していることから、活発な交流が必要である。	【措置済】 令和 3年 4月 1日 令和3年1月1日付け及び令和3年4月1日付け人事異動により、適正な人員配置を行った。今後も財団全体の人員構成やバランスを考慮しながら適材適所の配置に努める。
② 職員等の接遇について【有効性の視点】 ア 文化会館の接遇はよくなってきている。管理している他の施設においても引き続き接遇の向上に努めること。	【措置済】 令和 3年 4月 1日 財団の事業のほとんどが接客を中心としているため、毎年職員全員を対象とした接遇研修を実施している。また、各施設には利用者から意見等を求める箱を設置し、意見を参考に利用者ニーズに対応し顧客満足度の向上に努めている。接遇に関する意見があったときには、OJT研修により改善している。また、所属長やグループリーダーが適宜施設を訪問し接遇向上の指導を行っている。今後も引き続き接遇向上に努めていく。

<p>イ 文化会館の舞台のスタッフについても、常に客から見えていることを前提に作業するよう徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 1日 業務委託先の舞台スタッフについても、文化会館の一員としてお客様に接するよう業務連絡や意見交換等も密に行っている。財団主催の接遇等の研修にも積極的な参加を促し、会館全体のイメージアップに努めている。舞台スタッフには、今後も、常に客から見えていることを前提とした作業を行うことについても徹底していく。</p>
<p>③ 預金の管理について【効率性の視点】 事業ごとに通帳を管理しているが、各部署での現金の取扱いについて、例えば一括購入、一括支払いの割合を高めて通帳を減らすとともに、物品の在庫管理を効率的に行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 1日 預金通帳は振替伝票起票の際、どの事業の何の収入なのかわかるようにするため、また、離れた場所にある事業場の現金収入の入金先として安全確保のため保持している。現在の会計の仕組み上事務効率と安全性を重視した必要数としている。物品の在庫管理については、発注担当者を決め物品の重複発注を防止し、在庫数の把握、在庫切れ防止、探す時間の短縮のため保管場所を固定している。</p>
<p>④ 音響効果を活かせる公演の誘致について【有効性の視点】 文化会館の改修により音響がよくなったことから音響効果を活かせる公演の誘致が可能となった。ハードの整備に伴いソフト面での改善として、例えばクラシック音楽の場合、曲間案内、楽章間や演奏中の入退室禁止などのスタッフの対応が求められるため、県外の人気のあるホール運営をしているところに学び、スキルを身に付けていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月12日 ソフト面を支える職員の人材育成については、全国公立文化施設協会の研修への参加や他館と自主事業を共同実施を行っている。今後も人事交流を申し入れるなどスキルの向上に努めていく。</p>
<p>⑤ 文化会館の駐車場について【効率性の視点】 文化会館の第1駐車場が満車の場合、誘導員の案内やホームページによるお知らせを行っているとのことである。主催者側にあらかじめ情報提供をすることや、第2、第4駐車場に速やかに誘導し、開演に遅れてクレームにならないような体制とすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月 1日 ホームページで駐車場の混雑予想の情報提供を行っているが、催事主催者に対し同一日程の大規模催事について直接情報提供を行うほか、円滑な駐車場案内について今一度徹底をした。</p>
<p>⑥ 文化会館におけるコロナ禍の対策について【有効性の視点】 ア 利用者の安全や健康が大事であり、感染を避けるためにも、市と相談しながら躊躇せず閉館の検討をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日 感染拡大防止は最重要課題の1つであり、常に市と協議し適切な運用と対応を継続している。引き続き今後も市の方針に基づき連携を密にとり、感染対策に努めていく。</p>
<p>イ 開館中の施設利用については感染防止対策を厳重に行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月 1日 多数が一同に会する機会の軽減を図るため、自主事業のオンライン配信やSNS発信、利用者会議のオンライン化などを行っている。今後も引き続き感染対策に努めていく。</p>
<p>⑦ 文化会館の友の会について【有効性の視点】 文化会館の改修中は「友の会」を休止していたところであるが、再開にあたってはホール改修と事業の充実の相乗効果により、来館者の増加に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月 1日 友の会会員数及び来館者数の増加を図るため、安全安心な施設利用、ホールの改修効果が反映される魅力ある事業の企画やきめ細かい情報の発信に引き続き努めていく。</p>

<p>⑧ 泗翠庵について【有効性の視点】 ア 泗翠庵の存在が市民に周知されていないので、茶華道以外にも利用できる事業を開催し、広くたくさんの人に来ていただけるよう工夫すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 8月18日 市民団体の協力により運営を継続している唯一の公共茶室としてその魅力を多くの人に知っていただくため、茶道体験講座や伝統文化講座等さまざまな事業を行っているが、新たに子どもと保護者を対象にした見学会を実施した。今後も新たな事業を企画し来館者の増加に努める。</p>
<p>イ 茶席での長時間の正座は大変であり椅子席でも利用できるようなしつらえにするなど、高齢者にも利用しやすく利用者増の方法として椅子席の検討をすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 2月 1日 広間小間の利用は本来正座を基本としている。しかしながら現代的な課題への対応として、膝への負担が軽減可能な正座椅子を導入した。</p>
<p>⑨ 伊坂ダムにおける財団の管理施設について【有効性の視点】 財団管理の施設について、地域の人々の利用はもちろんのこと、遠方からの来訪など誰もが利用しやすい開放的な施設として運営していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 1日 地域の人だけ利用している施設ではなく、伊坂ダム利用者が気楽に施設を利用できるよう職員への指導や広報に努めている。今後もツイッター等のSNSも活用し、広く施設の魅力発信を行っていく。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

監査結果	対応状況
<p>(4) 事業継続性のリスク ア 職員の年齢層に偏りはないか  リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現) × 職員の年齢層に偏りがあり、中長期の安定的な事業継続を行うためには正職員の採用、育成が必要である。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 9月30日 かつては財団の経営面等を考慮し、新規職員の採用を躊躇するところがあったが、40代以上の職員比率が高く、平成30年度から正職員の定年退職者が続くことから、まずは令和4年度に嘱託職員を新規雇用し、正職員への登用も念頭に再雇用職員も活用して育成に努め、安定的な運営を行う予定である。  【対応状況】 令和 4年 3月31日 令和4年2月に嘱託職員採用試験を実施した結果、若年の女性1名を令和4年4月1日付けで雇用する。新規採用職員にはグループリーダーがトレーナーとなり、財団の実務について指導に当たる。また、再雇用職員をはじめとした経験豊富な職員による若手職員へのノウハウの継承に努めている。</p>

【市民文化部文化振興課】  
特になし

令和2年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 富田地区学童保育所運営委員会  
こども未来部こども未来課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月13日

【富田地区学童保育所運営委員会】

**指 摘**

特になし

**意 見**

特になし

**リスク発現の可能性があるもの**

監査結果	対応状況
<p>(2) 長期経営のリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期的な運営を見据えた経営が行われているか。</li> </ul> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>△ 学童保育所の建築等に伴う補助金は対象経費の4/5となっており、建設費の一部を運営委員会等が大きな負担をすることになる。また、補助金交付要綱第12条において、一定期間の学童保育所の運営が実施されない場合に、実施期間に応じて補助金の返還が定められている。運営委員会等は長期的な運営を見据えた経営が求められており、こども未来課とも協議をしながら運営を行っているが、引き続き、社会情勢や学童保育所を利用する児童の推移を見据えた運営が必要である。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月30日</p> <p>運営委員会にとって施設を建築し所有する負担は大きく、当初からこども未来課と協議を行い、将来の学童保育所ニーズを見据えたうえで、積立金と市の補助金により施設整備を行っている。</p> <p>今後も、こども未来課と協議を継続し、社会情勢や学童保育所を利用する児童の推移を見据えた運営に努めていく。</p> <p>また、社会福祉法人との連携や公共施設の利用等により施設を所有せず運営を行える方法等についても模索している。</p>
	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月31日</p> <p>運営委員会が施設を建築する際には、施設の規模等について、将来の学童保育所ニーズを見据えたうえで、計画当初からこども未来課と協議を重ね、積立金と市の補助金の範囲で施設整備を行っている。</p> <p>引き続き、こども未来課と協議を継続し、社会情勢や学童保育所利用児童の推移を見据えた運営に努めていく。</p> <p>また、公共施設の利活用により所有施設を増加させないことや社会福祉法人等との連携による運営負担軽減を図っていく。</p>

【こども未来部こども未来課】

**指 摘**

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(1) 当課におけるサポート体制のリスク</p> <p>市内には学童保育所が多くあるが、不足している地域もある。運営委員会等の立ち上げや初動期から当課もサポートをしているが、ノウハウがない中で学童保育所の建設等を行う難しさを抱えている。富田学童保育所は、これまで2カ所を建設・運営してきた経験や知見を活かし、児童の使い勝手や安全を考えた棚、クッションフローリングを採用し、玄関の間口を広く確保し、施設内の角を丸くするとともに、防音対策として隣地との施設距離の確保、防音窓の設置などの対策を講じていた。地域の実情に応じた施設をスムーズに建設した富田学童保育所のノウハウを市内で水平展開していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 2月18日</p> <p>富田学童保育所に限らず、他の学童保育所の好事例は運営委員会の同意を頂いたうえで、設計図などの提供や施設見学の実施と委員同士の意見交換を行ってもらい、地域の実情に応じつつ、学童保育所の運営面も考慮した良質な施設整備が行えるよう支援している。</p>
<p>(2) 事業継続可能性のリスク</p> <p>長期ビジョンで学童保育をみると、将来的には児童の減少に伴い学童保育施設の縮小による撤去も想定される。また、一般定期借地権の設定に必要な保証人の設定が長期に渡る場合もあり、保証人の継承などの課題もある。当課においては、運営委員会等が抱える様々な課題に寄り添って対応にあたるとともに、児童が減少に転じた際の制度設計についても検証していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月16日</p> <p>長期的には小学校の児童減少が見込まれる学童保育所については、新たに施設を建設せず、大規模な修繕や改築工事により施設を更新することで直近の学童利用児童増加に対応できるよう当初から携わり、運営委員会の現在と将来に過度な負担がかからないよう支援している。</p> <p>また、借地借家法に基づき貸主が権利保証のため設定する定期借地権については、適切に契約が履行されていくよう、これからも継続して運営委員会等を支援していく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）、合規性等の視点から行った監査の結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 適切な補助金交付要綱について【有効性の視点】</p> <p>補助金交付要綱について、解釈がわかりづらい項目が見受けられる。恣意的な判断によって解釈が異なることがないようにすることや、学童保育所の建設等に伴う必要な設備の指針にもなるよう、国の補助基準に準拠し、不足部分を補えるよう補助金交付要綱の見直しを検討すること。</p>	<p>【検討中】 令和 3年 9月30日</p> <p>補助金交付要綱については、令和4年度予算要求に伴い見直しを行う見込みである。</p> <p>【措置済】 令和 4年 3月24日</p> <p>補助金交付要綱改正時に、建設等において想定される適用事例をまとめ、補助内容を明確にするため、要綱の見直しを行い、統一的な判断ができるよう整理した。</p> <p>また、学童保育所に必要な設備などをまとめたマニュアルを作成（改訂）した。</p>

<p>② 事務手続の簡素化について【効率性の視点】 補助金等の交付に伴う手続について、学童保育所運営委員会等の負担が軽減されるよう事務手続の簡素化を図ること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 9月30日 補助金交付要綱については、令和4年度予算要求に伴い見直しを行う見込みである。</p>
<p>③ 補助金の重点的配分について【有効性の視点】 学童保育所に、社会的・地域的に担ってもらう役割を明確にすること。そのうえで、市からの補助金を地域の特性や必要性に応じて重点的に配分することの分析につなげていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月24日 補助金申請手続きについて、運営委員会の負担軽減と手続きの簡略化を図った。 具体的には、新型コロナウイルス感染症対策関連の新たな補助金について、補助金交付要綱の改正時に、新たな申請書の作成を求めめるのではなく既存の運営事業補助に加算するかたちで利用できるかたちで整理した。また、金額の計算など事務手続きがスムーズに行えるよう入力マニュアルを作成し、配布するとともに必要に応じて作成支援を行った。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日 学童保育所は、本市の総合計画の重点プロジェクトや子ども子育て支援計画に位置付けている。各計画で想定している児童数の推移と学童保育所のヒアリング等から、その特性を分析し、必要性に応じ新たな補助制度を創設している。施設の新設や改築においては、運営委員会等の負担軽減と速やかな工事を促すため解体撤去補助を創設した。</p>
<p>④ 学童保育所の場所選定について【有効性の視点】 学童保育所は、小学校から子ども達が歩いて移動できる範囲にあり、住宅街などにある場合が多い。そのため、隣接する住宅への騒音トラブルや保護者が公道に車を停めることによる地域トラブルなども発生している。このようなトラブルを減少させるために、立地場所については、学校用地や公共用地の活用も視野に入れること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 1日 総合教育会議において、学童保育所による学校施設の利活用についての協議を行い、学校施設が地域の実情に応じて積極的に活用できるよう制度を整えるとともに公共施設の活用も実施している。令和2年度は、桜小学校と三重北小学校内にそれぞれ第2学童を増設することができた。引き続き、教育委員会をはじめとする関係部署と学童保育所との連携を深めていく。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 行政監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 四日市看護医療大学育成会  
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月14日

【四日市看護医療大学育成会】

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 奨学金返還免除のリスク ① コロナ禍の影響による経済状況など、在学生や卒業生の生活にも様々な影響が及ぶことが想定できる。奨学金の返還猶予の拡充など、奨学金を活用した学生等に寄り添った対応を行うこと。	【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 奨学金の返還対象となった場合には、個々の事情を十分聞き取りした上で返還猶予等の対応も行ってきたところである。今後も社会情勢等を踏まえつつできる限りの対応を図っていく。
	【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 今後も個々の状況に応じて可能な限り学生に寄り添った対応を行っていく。

② 奨学金の目的や返還のリスクについて、事前に保護者や学生へ十分なレクチャーをすること。また、メンタルヘルスを含むフォローアップ体制を図り、退学者がでないよう取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 これまでも奨学生に対して、その心構えや注意点について研修を行ってきているところである。今後も十分な理解や意欲向上につながる対応を工夫していく。
	【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 奨学金の目的や返還となる場合の注意点については、学生のみならず、保護者へも入試前の入試相談会やオープンキャンパスの機会を活用しながら説明を行うとともに、入学後も奨学生に対する意識の醸成を行っていく。 メンタル面では大学全体で支援体制の向上を図っており、臨床心理士のほか担当教員からのサポート体制を確保し、学生への支援に努めていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）、合規性等の視点から行った監査の結果

特になし

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
(2) 補助金の交付目的達成のリスク ・ 補助金の交付目的である市内の医療機関における看護師等の確保は達成しているか。  リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現） △ 補助金の交付目的は、四日市市内の医療機関における看護師、保健師及び助産師の確保であり、四日市看護医療大学育成会看護師等確保対策奨学金貸与規程にて奨学金として入学予定者や在學生に貸与されている。令和元年度における四日市看護医療大学育成会からの実績報告では、2/120名が退学し、12/150名が市内医療機関に従事した後に退職しており、補助金の目的である市内の医療機関における看護師等の確保は達成されていると判断できるが、引き続き、継続した取り組みが必要である。	【 対応状況 】 令和 3年 9月30日 離職率が高く、人材確保が不安定な看護師等の職に対して、奨学生30名を含め約40名の人材を毎年市内医療機関へ着実に就職させており、大学としては看護師等の確保に寄与していると考えている。 今後も、大学の奨学生入試における十分な事前説明や奨学生として入学後の研修の工夫などを通じて、市内医療機関へのより安定的な定着につながるよう努めていく。
	【 対応状況 】 令和 4年 3月31日 結婚、出産、転勤等による途中退職は避けられないものであるが、現状、市内医療機関等での看護師等の確保には十分貢献できている状況と捉えている。 市内の医療機関等への看護師等の確保並びに質の向上という補助金の交付目的の達成、また地域への定着率が向上するよう、引き続き入学前後の説明等を通して意識の醸成を図っていく。

【健康福祉部健康福祉課】

**指 摘**

特になし

**意 見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 補助金の目的に関するリスク 国や地方自治体においても奨学金制度の貸与から給付への見直しが検討されている。社会情勢においても少子化が進んでおり、大学の経営にも影響が想定できる。補助額や奨学生の人数は実情に合わせて適切なものか研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 奨学金について条件を付すことができない給付型への変更は考えていないが、補助額や奨学生の人数については、今後の医療現場の状況を鑑み、議論を続けていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 市内医療機関における看護師等の確保や定着といった観点から、返還不要となる給付型ではなく貸与型としている。 補助額や奨学生の人数については適切であると捉えており、市の医療体制の確保に貢献していると考えている。市内医療機関における看護師等の充足状況について、今後も市と継続的に情報交換しながら確認していく。</p>

**2 3 E（経済性、効率性、有効性）、合規性等の視点から行った監査の結果**

特になし

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

令和2年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会（四日市市営宮妻峡ヒュッテ）  
シティプロモーション部観光交流課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月18日

【特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会】

**指 摘**

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク ① ヒュッテ北側の法面が、樹木が少なく崩れやすい状態になっている。指定管理者は気づいたことを積極的に所管部局に伝え、所管部局は関係課と協議を重ねて、安全でよりよい環境づくりを行うこと。	【措置済】 令和 3年 4月 9日 市と協議し、月次報告の際に、管理運営において気づいたことを市に報告する場を設け、気づいたことや改善したことなどを報告することとした。ヒュッテ北側の法面については、目視による確認を行い、変化があれば市に報告することとし改善を図った。
② 外にあるトイレ付近のごみ、宿泊室の照明にたまっているごみが目に付くので、こまめな清掃を行うこと。	【措置済】 令和 3年 4月11日 機械的に清掃をするのではなく、来場者の視線に立って清掃等の業務にあたるよう改善を図った。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 予算流用について【住民福祉の向上の視点】                      年度当初に、ホームページのリニューアルを予定していたものの、大量発生したスズメバチの駆除に費用を要したため、ホームページのリニューアルが翌年度にずれ込んだとのことである。ホームページのリニューアルは、集客や利便性の向上のためのものであり、スズメバチの駆除と同列に扱うのではなく、別途予算の確保を考えるべきではないか。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月19日                      スズメバチの駆除に関わらず、協定書に定められていない事項については、市と適切な協議をするよう改善を図った。</p>
<p>② イベント等参加料について【経済性の視点】                      イベント等の参加料も、重要な収入である。材料費等必要なものは適切に受理するようにし、収支状況に負荷がかからないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月19日                      イベント等の開催にかかる収支について、現実的な積算をした上で参加料を設定することとした。</p>
<p>③ イベント情報の周知について【有効性の視点】                      参加者の少なかったイベントもあるが、より多くの参加者を集められるよう、さらに広く周知すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月19日                      現在の周知方法以外に、Facebookでの周知をすることとした。</p>
<p>④ 利用者のアンケートについて【有効性の視点】                      利用者のアンケートの自由意見欄について、満足したといった回答のみで、どういったところがよかったかが不明な回答もある。利用者の意見を反映するために、具体的な意見を書いてもらえるようなフォーマットにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 9日                      令和4年度以降のアンケート様式について、自由記載欄を従来より大きくすることで利用者の意見を反映しやすいフォーマットとした。</p>
<p>⑤ 利用者のニーズの変化への対応について【住民福祉の向上の視点】                      ア 施設の古さにもかかわらず全体的に綺麗に管理されているが、少し殺風景に感じられる。花を飾るなど、工夫してほしい。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月28日                      施設入口に花壇を設置し、季節の花を植えられるようにした。</p>
<p>イ 利用者アンケートでは、Wi-Fi環境やお湯が使えないなどの不満もみられる。ファミリー層へのサービス向上とそれに伴う対価の確保等、指定管理者としての気づきを積極的に市に伝えていってほしい。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月 9日                      市と協議し、月次報告の際に、管理運営において気づいたことを市に報告する場を設け、気づいたことや改善したことなどを報告することとした。</p>

**リスク発現の可能性があるもの**

監査結果	対応状況
<p>(2) 施設の使用許可、利用料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手續が適正に行われているか。</li> </ul>	<p>【 対応状況 】 令和 3年 9月 30日</p> <p>監査後、令和元年10月1日からの利用料金額の変更に際し行っていない事務手續きを改めて行った。</p>
<p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 消費税率の引上げに伴う利用料金額の変更に際し、宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく事務処理が行われていなかった。適切な事務処理を行う必要がある。</p> <p>施設の使用許可等については、同規則に規定されている手續が適正に行われていた。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 3月 31日</p> <p>監査後、令和元年10月1日からの利用料金額の変更に際し行っていない事務手續きを令和2年12月28日に改めて行っており、既に対応済である。</p>

【シティプロモーション部観光交流課】

**指 摘**

特になし

**意 見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク</p> <p>モニタリングレポートに記載されているイベントの参加人数と、指定管理者から実績として報告されているイベントの参加人数に齟齬がみられたり、参加者の少なかったイベントをモニタリングレポートに記載していないかという状況があるが、いかがなものか。記載方法について整理すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月 9日</p> <p>複数記載することから煩雑となっていた報告様式を変更し、記載方法を簡略化することで改善を行った。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 収益向上のための仕組みについて【経済性の視点】</p> <p>施設設置当初から、利用料金がほとんど変更されていないが、物価の変動や社会情勢の変化を反映させることを検討すること。また、魅力ある自然環境をいかすとともに、山ガールの増加等、利用者の属性の変化といった時代の流れをくんで、浴室やトイレ、宿泊室を男女別にするなど、女性客も安心して使える環境整備に取り組み、収益を上げるしくみを研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月19日</p> <p>利用料金については、改めて全国的に同規模の施設を比較しても、金額に差がないことから、適当な利用料金の設定であると判断した。</p> <p>昨今のキャンプブームで宮妻峡を訪れる来場者に対し、キャンプに必要な物品の販売を行い、収益を上げる取り組みをしている。また、必要に応じて宿泊室を男女別にすることや、施設の入口に花壇を設置するなど、女性客への満足度向上に向けた取り組みも実施している。</p> <p>今後も社会情勢を踏まえながら、性別や年代問わず満足して施設を利用していただくために必要な環境整備を行っていく。</p>
<p>② 非常時の対策について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>台風等の災害で道路がふさがれた時に、徒歩で下山できる道の整備等を含め、緊急時の体制の確立や安全管理の整備は、最悪の事態を想定して対策を行うこと。しばらく下山できない事態が生じたときのために、備蓄食料についても検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日</p> <p>緊急時における市から指定管理者への連絡体制を改めて見直した。また、しばらく下山できない事態が生じることを想定し、施設に備蓄食料を設置した。今後も緊急時の安全管理にかかる必要な環境整備について検討を行っていく。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク</p> <p>・ 指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等に規定されたとおり行われているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)</p> <p>× 指定管理料は、指定管理者の提案を前提に、必要な指定管理業務内容に見合うように算定されていたものの、実際の運営にあたっては、自主事業の収入が計画通り見込めず厳しい経営状況にある。指定管理者の指定にあたっては、自主事業の収益性について楽観的に査定するのではなく、現実的な収益性を見込むべきである。</p> <p>支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続がとられていた。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 9月30日</p> <p>当該指定管理期間の収支計画及び収支決算の一覧を作成した。また、指定管理者からの聞き取りをすることとし、次回の指定管理者選定の際に、現実的な収益性を見込めるよう改善を図った。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 3月31日</p> <p>当該指定管理期間の収支計画及び収支決算の一覧を作成している。また、指定管理者からの聞き取りを行っており、仕様書の範囲内で収益性の改善ができるよう業務内容の変更を実施している。</p>

【特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会・シティプロモーション部観光交流課】

**指 摘**

特になし

**意 見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

特になし

**2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 本市の恵まれた自然環境のプロモーションについて【経済性の視点】</p> <p>利用者のアンケートでは、多くの人が満足しているが、さらなる環境整備等のサービス向上を求める意見もある。そのニーズに対応するとともに、指定管理者としての収支のみでなく、自然環境に恵まれた市内唯一の施設として、市のPRにも活用していくなど、宮妻峡の観光資源としての経済効果をより強く意識して整備を行うことが必要である。ハード、ソフト両面で、さらに投資する価値のある環境であると考えている。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月12日</p> <p>ソフト面については、広報などの紙媒体だけでなく、ホームページやSNSを活用した周知を図るよう指導した。また、ハード面については、指定管理者からの意見を聞き取りながら、必要な整備をしていくため、月次報告の際に施設の管理運営の中での気づきを聞き取ることとした。</p> <p>なお、施設が令和10年度で耐用年数を迎えることから、除去や再整備など、施設のあり方について検討をしていく。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし

令和2年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人ささえあいのまち創造基金（四日市市なやプラザ(市民活動センター・なや学習センター) 市民文化部市民協働安全課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月18日

【公益財団法人ささえあいのまち創造基金】

**指 摘**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク 会議室等のキャビネットが、固定されていない。地震対策の視点でチェックし、対応すること。	【 措置済 】 令和 3年 3月 1日 地震による転倒を防止するため、キャビネットを突っ張り棒で固定するなどの安全対策を講じた。

2 3E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

**意 見**

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク ① 垂直式救助袋の落下地点に木枝があったり、道路に木枝が張り出していたりする。仕様書に定める、適切な樹木の管理内容について、具体的に、実態を見て整理し、安全管理に支障が出ないよう、また近隣住民の迷惑にならないよう管理すること。	【 措置済 】 令和 3年 1月30日 垂直式救助袋の落下地点や道路に張り出していた木枝については、速やかに剪定を実施した。施設敷地内の樹木の生育状況については、指定管理者が行う日常点検において、利用者の支障とならないよう適正な管理に努める。

<p>② 建物内は、わかりやすいレイアウトに整備され、整理整頓も行われている。一方で、建物の外では、朽ち果てた百葉箱や使用していない植木鉢等、要不要が不明なものが放置されており、事故やいたづらを誘発する可能性のある状況がみられた。建物外の清掃、安全管理や整理整頓についても、指定管理者がすべきことについては、適切な管理を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 百葉箱、植木鉢等の不用品については、安全対策を講じたうえで、処分に向けて市と指定管理者で協議を行っている。また、安全管理の観点から、建物外の状況についても定期的に確認を行うよう徹底する。</p>
<p>③ 管理する樹木の中にキョウチクトウがあるが、キョウチクトウは毒性があるので、特に注意して管理すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年11月26日 不用品については、市と指定管理者で協議を行ったうえで適切に処分した。今後も安全性確保のため、定期的な確認を実施し適切な管理に努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 6月17日 安心して施設を利用していただけるよう、駐車場脇に植栽されているキョウチクトウについて伐採・伐根し、適切に処分した。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 非常時への備えについて【住民福祉の向上の視点】 非常時のための避難訓練は実施されているものの、大型の消火器や垂直式救助袋等の使い方を施設の職員が把握していない。非常時に使用する道具の使い方についても訓練し、非常時を想定したシミュレーションを行って、緊急時に即時に使えるようにしておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 2月 8日 パッケージ型消火設備・垂直式救助袋の使用訓練を、例年行っている避難訓練と併せて実施した。今後も避難訓練時に併せて実施し、施設の職員が緊急時に支障なく使用できるよう努める。</p>
<p>② 事業に要する費用の適切な支出について【法規性の視点】 業務に使用する車の燃料費について、個人の負担とならないよう、必要な費用については適切に支出すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 4月22日 指定管理業務に従事する職員に対し、業務に用いた分の燃料費については個人の負担とならないよう、適切に支出することを周知徹底した。</p>
<p>③ 多様な利用者への対応について【住民福祉の向上の視点】 手話や筆談、車いす等が必要な利用者や、外国人利用者への対応について、そのスキルを引き続き職員の間で共有していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 多様な利用者への対応について、啓発パンフレット等を用いて周知しているほか、さらなる接遇の向上のため、令和3年度中に講師を招いての研修を実施することとした。</p>

<p>④ 事業の周知について【有効性の視点】 地域のプレーヤーを育てるということは、市全体の力の底上げになるので、市民活動に意欲のある人のバックアップにぜひ引き続き力を入れてほしい。この事業がまだ広く周知されているとはいえ、特に施設から離れた場所に住む市民にはあまり届いていないので、よりいっそう周知に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 3月31日 市民活動や生涯学習に関する相談事業、気軽に交流できるフリースペース等のさらなる周知を図るため、令和3年3月末にリーフレットを更新し、市内全地区市民センター等に配架を依頼した。今後も、引き続き広報紙やホームページを活用するなどして事業やイベントの周知に努める。</p>
--	--

**リスク発現の可能性があるもの**

特になし

【市民文化部市民協働安全課】

**指 摘**

特になし

**意 見**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク ① 事業収支報告について、職員用の茶葉にかかる費用が人件費に計上されていた。市は、事業報告の際に、適切な支出科目となっているか確認を怠らないこと。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 5月24日 改めて適正な科目で支出するよう指導を行うとともに、毎月のモニタリングの際に収支関係書類の抜き取り調査、支出科目の確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>② 防犯外灯等は指定管理業務の対象かなど、管理対象の整理が不十分なところが見受けられた。再度、指定管理の内容について精査すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 当該外灯については指定管理者が管理するものであるが、現在基本協定書に記載されていないため、基本協定書中の指定管理施設の概要に記載するなど、指定管理業務の対象である旨を明確にするよう改める。</p> <p>【措置済】 令和 4年 3月31日 令和4年度に締結予定である指定管理者年度協定書の設備内容等一覧において当該外灯を追記し、指定管理業務の対象である旨を明確にするよう改めた。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 指定管理における貸与備品の取扱いについて【合規性の視点】 市では、取得価格二万円未満であっても備品とする物品についての規定が変更となったが、協定書にはそれが反映されていない。協定書での備品の内容と、市の会計規則での備品との混同をさけるため、貸与品等に表記を改めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 5月12日 四日市市会計規則第115条第2項の規定に基づき、指定管理者と「四日市市なやプラザの管理に関する基本協定書にかかる備品についての覚書」を締結した。</p>
<p>② 不要となった備品の処分について【住民福祉の向上の視点】 旧式で、備品台帳から削除されたPCが廃棄されずに放置されていた。不要なものはすみやかに処分すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 3年 9月30日 不要なPCについては、令和3年度中の処分に向けてICT戦略課と調整を行っている。</p> <p>【措置済】 令和 4年 3月28日 ICT戦略課及び調達契約課と調整のうえ、不用備品の利活用及び処分要領に基づき、売却による処分を行った。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和2年度 工事監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 工事監査
- 2 監査対象 山手中学校給食受入施設整備ほか工事  
都市整備部営繕工務課
- 3 監査実施期間 令和 3年 1月26日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 設計が適正に行われないリスク 配膳室前の廊下が、老朽化でクラックが多数発生するなど傷みが激しい。今後、配膳用ワゴンが頻繁に通ることになり、傷みがよりひどくなることも十分に考えられるので、状況に応じた修繕等の対応が取れるよう、教育委員会と情報を共有していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月11日 工事完成後、教育委員会と廊下のクラックの状況確認を行い、配膳用ワゴンの通行により傷みがよりひどくなった場合の修繕の必要性について情報共有した。</p>
<p>(5) 施工・監理が適切に行われないリスク ① 当工事において、授業中にもかかわらず、授業に支障が及ぶような大きな騒音を生じる工事作業が行われていたことがあった。工事を担当する営繕工務課は、教育委員会及び学校と緊密に連絡を取り、授業に支障のないよう施工の調整を行うとともに、施工業者に対しても、学校と、学校行事等によるきめ細かな作業調整を行うよう指示すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月11日 授業に支障が及ぶような大きな騒音が生じる作業を実施する場合は、教育委員会及び学校と緊密に連絡を取り、授業だけでなく、懇談会、職員会議などの行事を把握したうえで、作業時間の調整を行った。</p>
<p>② 教育委員会と密接に協議を継続し、できる限り効果的な工事の施工を行うとともに、大規模改修工事を数年後に控え、工事担当課として、手戻りが生じないよう、効率的な工事執行にも留意すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月11日 数年後に予定されている大規模改修工事も見据え、設計段階から手戻りなどの支障が生じないよう教育委員会と協議を行った。今後も効果的かつ効率的な工事執行に留意し、設計時に綿密な協議を行っていくこととした。</p>

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>工事中に判明した施設管理上の課題について【効率性の視点】 工事監査当日に昇降口の雨漏りが発見された。施設管理者である教育委員会と情報を共有し、適切な維持管理を行い、学校環境の改善に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 6月21日 工事中に判明した施設の不具合については、教育委員会へ速やかに情報提供を行い、適切な維持管理や学校環境の改善に努める。なお、昇降口の雨漏りについては、教育委員会において令和3年6月21日に改修した。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

特になし

令和2年度 工事監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 工事監査  
 2 監査対象 農業センター南ゾーン整備工事  
 商工農水部農水振興課  
 3 監査実施期間 令和 3年 1月26日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(5) 施工・監理が適切に行われないリスク 粉塵・防音対策用エアドームを使用した施工は前例が乏しく、適切な施工ができているか、十分に監督、指導を行うこと。また、工期内に間に合わないのであれば、施工の品質確保のため、適切な工期延長も視野に入れて監督を行うこと。	【措置済】 令和 3年 2月 5日 十分な監督・指導を行った結果、資材全般の搬入遅延により明許繰越・工期延長となったものの、エアドームの使用も含め適切な施工ができていることを確認した。
(6) 現場の安全管理が適切に行われないリスク ① 工事施工場所に柵もなく、誰でも自由に入ることができる状況である。子どもたちをはじめ周辺住民が事故に合わないよう、工事車両の出入りも含め、できる限り安全管理への対応を行うこと。	【措置済】 令和 3年 2月 5日 進入防止柵の設置や交通誘導員を設置する等、安全な現場管理が行える対策を講じた。
② 粉塵・防音対策用エアドームを使用した施工方法について、地域に周知されていない。非常に大きな機材であり、安全面への配慮からも、地域に周知すること。	【措置済】 令和 3年 2月 2日 地域回覧にて周辺住民に周知した。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>エアドームの有効性について【有効性の視点】                      粉塵・防音対策用エアドームの有効性について、工事完了後に評価し、関係課と情報共有を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 7月 6日                      エアドームの設置については、工事施工場所等の周辺状況等により限定されるが、住宅密集区域等における施工の場合は非常に有効性が大きいことを確認した。今後の工事への活用については、総合評価会議等、他部署が集まる場にて情報共有を図っていくこととした。</p>

リスク発現の可能性のあるもの

監査結果	対応状況
<p>(3) 積算が適切に行われないリスク                      ・積算が、適正な歩掛・単価等に基づき、適切に行われているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)                      △ 三重県県土整備部積算基準に基づいて積算されており、積算刊行物にない物品は、3者見積りの平均単価を採用しており、検算は積算者以外の2人の職員が行っているが、類似工事との比較は特に行っていない。</p>	<p>【対応状況】 令和 3年 9月 30日                      歩掛・単価・積算方法について複数の職員で検算し、チェックするなど、適切に行われていることを確認した。</p> <p>【対応状況】 令和 4年 3月 31日                      今後も、全ての工事について、歩掛・単価・積算方法は複数の職員で検算し、チェックするなど、適切な事業執行に努めていく。                      また、類似工事との比較は、今回の工事については行っていないが、比較可能な工事については引き続き比較検討を行っていく。</p>

令和2年度 行政監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政監査
- 2 監査のテーマ 情報セキュリティの管理について
- 3 監査対象 総務部 ICT戦略課
- 4 監査実施期間 令和 3年 2月10日

**指 摘**

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果**

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）全庁的な情報システムに係るセキュリティ管理を統括する体制が整備され、管理状況が適切に把握されているか。                      情報セキュリティ責任者等について                      情報セキュリティ責任者は各部局長が、情報セキュリティ管理者は各課室長等がそれぞれ担当することが情報セキュリティポリシーに定められているが、このことは十分に周知されていないように思われる。各部局・所属における情報セキュリティ対策を実効あるものとするため、役職を担任する全ての職員に対し、情報セキュリティ対策に関する知識と技術の教育・啓発を行い、それぞれの職務・責任等に関する意識づけを徹底すること。当該職員による積極的な取組みを推進するため、その教育・啓発内容は、当該知識・技術を取得することの動機づけを確保できるものとし、丁寧に行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 5月31日</p> <p>令和3年5月31日に動画配信にて令和3年度管理職向け情報セキュリティ研修を実施し、管理職に対して情報セキュリティ対策に関する役割の意識付けや、知識並びに技術の教育・啓発を行った。今後においても引き続き、動画配信等を活用し、情報セキュリティ対策に関する周知・啓発のための研修等を実施していく。</p>

<p>(3) 情報システムのサーバ等の管理は適切になされているか。</p> <p>① サーバ室内の整理整頓について</p> <p>サーバ室内には、サーバが設置されているほかに、作業を行うための職員がいたり、印刷機や多数の不用となったパソコン、空きダンボール箱などが置かれていたりして、精密機器と人と物が混在し、雑然とした状況であった。また、サーバラックには、機器の排気熱が他の機器の周辺に滞留するのを防止するため、ダンボール紙による目張りがされていたり、機密情報が載った紙類が「中古のダンボール箱」に入れられて保管されていたりするなど、重要な情報資産を管理する方法としては相応しいとは思えない方法により管理がなされていた。現在のC I S Oはその職に就いてからサーバ室に入室したことがなく、その状況を確認したことがないことも問題であると考え。</p> <p>不用なものは廃棄し、機器などの設置場所が誰が見ても一目でわかるよう整理整頓を行い、サーバ等の精密機器と人と物とが明確に分離されたレイアウトとするとともに、重要な情報資産に相応しい方法でその管理を行うこと。そして、サーバにとって最適な環境を維持できるよう管理監督していくこと。</p> <p>加えて、改修工事を伴うほどの抜本的なレイアウト変更を行うことにより、サーバの安全な運用と職員等の効率的な作業の実施を確保した機能的なサーバ室を早急に実現させること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>不用なものは廃棄するなど、サーバ室内の整理整頓を行うとともに、C I S O（最高情報セキュリティ責任者）および統括情報セキュリティ責任者による現地確認を行い、サーバ室における現状の課題について情報共有し、課題解決に向けた協議を行った。</p> <p>また、サーバ室内で作業するオペレーターとサーバを分離するなど、重要な情報資産に相応しい方法で管理を行うためのレイアウト変更を検討しており、そのレイアウト変更にかかる予算については、令和4年度予算で要求する予定である。</p>
<p>② サーバのバックアップデータの管理について</p> <p>サーバのバックアップデータについて、サーバ室とは別の場所で管理しており、その場所へは鍵付きの保管箱に入れて移動させている。移動準備のため保管箱がサーバ室内の机の上に置かれていたが、その鍵も同じ机の近接したところに置かれていた。保管箱の設置場所やその鍵の管理方法を見直すなど、バックアップデータの管理の厳重化を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>サーバ室のセキュリティを高めるため、サーバとオペレーターを分離するサーバ室のレイアウト変更にかかる予算を令和4年度当初予算で要求し、議決された。今後は、令和4年度に業者選定を行い、サーバ室のレイアウト変更を実施していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>サーバのバックアップデータを格納した保管箱の鍵の管理方法を見直し、鍵と保管箱が近接しないよう鍵の保管場所の変更を行った。</p>

<p>(5) 不正アクセスやウイルスなどに対する対策は適切に講じられているか。</p> <p>情報セキュリティに係る遵守事項の徹底について</p> <p>令和元年度に、情報へのアクセス権限を有する職員が業務以外の目的で個人情報を見ることが判明し、当該職員が懲戒処分を受けるという事件が発生した。事件後速やかに庁内掲示板等を通じて全職員に対し個人情報の適正な取扱いの徹底について通知しているが、このような事件が起きるのは、職員全体の情報セキュリティに対する認識の甘さや情報セキュリティに関する規範意識の低さに原因があるものと思われる。このような事件の再発防止のためには情報セキュリティポリシーや遵守事項を定めた規程等の十分な理解を促進することが必要であることから、実効性のある方法で全ての職員に対し情報セキュリティ教育を実施し、遵守事項の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 6月24日</p> <p>令和3年6月24日から動画配信にて令和3年度ICT推進員会議を実施し、各所属の代表者を対象に業務に関係のない個人情報を見ないよう徹底するなど、情報セキュリティ対策に関する周知・啓発を行った。また、抽出した所属を対象に標的型攻撃メールの訓練を実施しており、今後においても引き続き、ICT推進員等を通じて全職員に情報セキュリティの教育を実施していく。</p>
<p>(7) 情報セキュリティ対策の実施に係るPDCAサイクルが機能しているか。</p> <p>① 情報セキュリティ対策に関する監査等について</p> <p>情報セキュリティ対策に関する監査について、令和元年度の実施実績はない。平成31年2月に実施した監査は、「IT推進課情報基盤整備グループと業務グループ」を対象に、監査人「IT推進課課長補佐」により行われたものであった。情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを実施し、更に高いレベルの情報セキュリティ対策を行うため、次のア及びイに掲げる事項などに取り組み、効果的な監査・自己点検を行うこと。</p> <p>ア 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、監査を毎年度実施するとともに、監査対象からの独立性を確保した監査人による監査とすること。独立性の確保のため、外部から専門的な人材を登用することも一つの方法として検討すること。</p> <p>イ 自己点検について、例えば、全職員を対象とした、自己チェックリストを用いたアンケート方式による点検を行うなど、その方法を工夫すること。</p> <p>※ 自己点検とは、情報セキュリティ対策の実施状況を自ら点検・評価することをいう。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 2月25日</p> <p>監査については、令和3年度の監査計画を策定し、監査対象と被監査対象をそれぞれ別所属とすることで、監査対象からの独立性を確保した監査人による監査を実施予定である。</p> <p>また、自己点検については、令和3年2月に全職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施しており、令和3年度も引き続き実施予定である。</p>

<p>② 情報セキュリティ委員会の実施について          情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ委員会はその必要に応じて会議を招集するとされているが、会議がこれまで一度も開催されていない。ICTは日進月歩の分野であり、何か大きな問題や事故などが起きないと開催しないのではなく、情報セキュリティ対策の全庁的（議会、各委員会、公営企業を含む。以下同じ。）な実施状況を確認し、必要な対策を先取りする場として、また、情報システムの運用に関して職員等が守るべき規程を全ての職員が遵守する仕組みを作る場として、会議を定期的開催すること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 4月27日          令和3年4月27日に第1回情報セキュリティ委員会を実施し、役割分担や課題等の意見交換を行った。          なお、この情報セキュリティ委員会は半年に1回程度定期的開催することとしたため、令和3年度下期に、第2回の情報セキュリティ委員会を開催する予定である。</p>
--	---

2 3E（経済性、効率性、有効性）、合規性等の視点から行った監査の結果

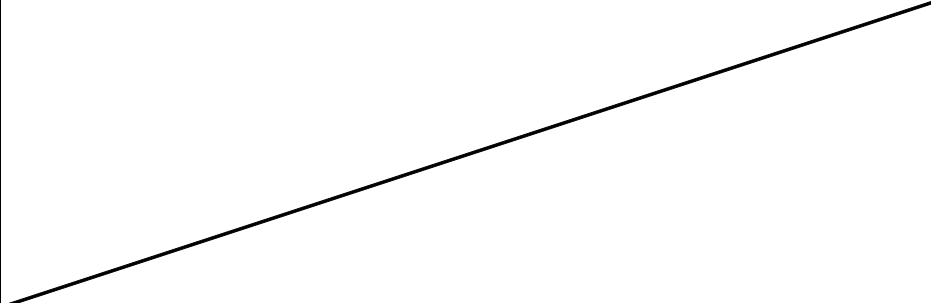
特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）全庁的な情報システムに係るセキュリティ管理を統括する体制が整備され、管理状況が適切に把握されているか。          ① 情報セキュリティに係る組織体制の強化について          業務が情報システム化され、情報システムへの依存度は大きく、情報システムの数も多くなっている。社会状況の変化や新たな脅威の発生などにより情報セキュリティ上のリスクは常に変化しており、その変化に対応するためには、常に最新の情報セキュリティに関する情報を収集できる体制が必要となる。外部の専門家を職員として任用したり、情報処理に関する資格の取得を奨励したりして、情報通信技術に関する専門的な知見・技術を持った職員の育成確保を図り、組織体制の強化に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 3年 9月30日          情報通信技術に関する専門的な知見・技術の習得のために積極的な研修派遣を行っており、令和3年度上期においては10講座を9人の職員が受講した。下期についても研修派遣を予定しており、引き続き、情報セキュリティに関する知識や技術習得等職員の育成を図ることで組織体制の強化に努める。</p>

<p>② CSIRTの体制強化について CSIRTは、当課の職員による体制となっているが、情報セキュリティインシデントの発生の際には報道機関等への通知、被害の拡大防止のための応急措置の実施、被害に対する補償等の対応も重要となることから、広報部門、財政部門、法務部門を所管する所属も体制に組み入れることにより、機動的な体制となるよう強化を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 CSIRTの体制については、他の事例等を参考にしながら、情報セキュリティ委員会の役割を見直し、広報部門、財政部門等を所管する所属を組み入れることを検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日 CSIRTの体制について、他市町の事例等を参考にしながら、次年度以降の情報セキュリティ委員会において、広報部門、財政部門、法務部門を所管する所属を組み入れるよう役割の見直しについて諮っていく。</p>
<p>③ P o Cについて 情報セキュリティインシデントの発生に関する情報等を受け付ける統一的な窓口（P o C）を当課に設置しているが、外部の者からの情報等も多く収集できるよう、P o Cが当課に設置されていることを、ホームページなどを活用して広く周知すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 市ホームページに統一的な窓口（P o C）に関する担当課の情報などを掲載し、広く周知を図った。</p>
<p>④ 情報資産の分類について 情報資産保護のため、情報資産を機密性・完全性・可用性に基づいて分類し、分類に応じた取扱いを情報セキュリティポリシーに定めているが、個別の情報資産がどの分類に該当するのかを示す統一的な物差しがないため、当該分類に該当する情報資産の例を示すなどした運用基準を作成すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日 本市の情報資産について、機密性、完全性及び可用性毎に分類し、管理方法を取りまとめた運用基準として「情報資産の分類と管理方法」を作成し、庁内の掲示板に公開し、職員への周知を図った。</p>
<p>(3) 情報システムのサーバ等の管理は適切になされているか。 IDカード管理の厳重化について サーバ室への入室権限を有するIDカードについては、それを保有する職員がそれぞれで施錠できる机の引き出しに入れて管理している。権限を有するIDカードを一元的に保管する方法などを検討し、管理の更なる厳重化を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日 どの職員がどのIDカードを所有しているかは、IDカード管理担当者が管理台帳により把握しており、各職員で厳格な管理をするように指導している。IDカードを一元的に管理する場合、IDカード使用時の運用の煩雑さや全てのIDカードを盗難されるなどのリスクもあることから、引き続き管理方法については検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日 サーバ室のセキュリティを高めるため、令和4年度にサーバ室のレイアウト変更を行う予定であり、レイアウト変更と併せて生体認証装置の導入も行い、IDカードからの切り替えを実施する。</p>

<p>(5) 不正アクセスやウイルスなどに対する対策は適切に講じられているか。</p> <p>① 認証情報の多要素化について          情報系のネットワークにおいても、個人情報等の機密性の高い情報を扱っているため、情報システムのログインに際し複数の認証情報を入力する必要がある多要素認証とすることを検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 9月30日</p> <p>情報系のネットワークにおいて、多要素認証を採用する場合は、約3000台に指紋認証装置の設置を行うなど、認証管理の負担が増大することが見込まれるため、情報系のネットワーク内で取り扱う情報を厳選するとともに、引き続き認証方法についても検討を行っていく。</p>
<p>② 特権ID等の管理について          管理者権限等の特権を付与されたID及びパスワードについて、IDを利用する者を必要最小限にし、パスワードの漏えい等が発生しないよう厳重に管理しているが、情報システムの一部にはID及びパスワードの変更がシステム上できないものがあるとのことである。特権を付与されたIDによるなりすましが原因で情報セキュリティ被害が生じた事故事例も企業等で発生しており、ID及びパスワードの厳重な管理のため、ID及びパスワードが変更できないことによるマイナスを補完できるような対策を講じること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年3月に総務省が改定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、情報系のネットワーク内で取り扱う情報を厳選し、情報系ネットワークでは機密性の高い情報を扱わないよう庁内に周知を図るとともに、認証方法についても多要素化について引き続き検討を行っていく。</p> <p>【 検討中 】 令和 3年 9月30日</p> <p>システムの構築や運用の制限により、当初設定したIDやパスワードを変更できないものもあることから、当該システムにアクセスするまでのところで、新たなアクセス権限を追加するなどの対策の検討を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>システムの構築や運用の制限により、当初設定したIDやパスワードが変更できないものについては、システムを操作する端末にログインする際に、生体認証を含む多要素認証を必須とするなど、特権IDを変更せずにセキュリティの向上に資する対策について引き続き検討する。</p>
<p>③ 情報システムの適正な稼働の確保について          令和2年7月には、税システムのプログラムミスの原因とする市・県民税の課税誤りが発生し、50名を超える納税者に税の還付又は追加徴収の必要を生じさせてしまった。このシステムを所管する所属は、事故の再発防止のため、プログラムを変更した際のチェックとシステムから出力されたデータの正確性の検証・確認に努めることとしている。本市全体の情報セキュリティ管理を統括する当課にあっては、次に掲げる事項に取り組むこと。</p>	

<p>ア この事故は、全国標準のシステムを本市独自のプログラムに変更したことも一つの要因であると考え。標準的なシステムに変更を加えることにより、誤りが発生するリスクや経済性を低下させるリスクがあることを全庁的に周知すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 9月30日                  関係各課には、標準的なシステムに変更を加えることで、プログラムミスのリスクが増大することや、カスタマイズ経費が別途かかることを周知するとともに、標準システムに業務をあわせていくように運用の見直しについても全庁的に周知していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日                  関係各課には、標準的なシステムに変更を加えることで、プログラムミスのリスクが増大することや、カスタマイズ経費が別途かかることを周知した。また、標準システムに業務をあわせる運用見直しについては、人事異動に伴い運用知識が形骸化されないように、システム更新の検討段階や人事異動が発生した時に周知していく。</p>
<p>イ システム導入時やプログラム変更時における適正な稼働のチェックとそれができる体制の確保（システム化された業務の内容に精通した職員の育成など）について、全庁的に徹底を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日                  職員をシステムのプロフェッショナルレベルに育成することは困難であることから、職員と業者でプログラム変更時等にチェックする範囲や項目を明確にし、品質確保の体制を整備していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日                  品質確保の体制については、業者の品質管理担当者を庁舎内に常駐させ、システム導入やプログラム変更時の納品物チェックを強化した。また、職員の育成については、令和4年度に策定予定の本市のデジタル化推進を担う人材を育成する「デジタル人材育成計画」の中で、ITリテラシー（情報化技術、システム検証技術、業務運用設計技術）の向上を図ることとした。</p>

<p>(7) 情報セキュリティ対策の実施に係るPDC Aサイクルが機能しているか。 情報セキュリティ意識の向上について 部局によって情報セキュリティに対する意識に違いがあるように思われる。特に、学校の教諭と議会の議員は、専門家からも指摘があるように、情報セキュリティに対する意識が少し低いのではないかと懸念される。情報セキュリティをより強く意識し、それに対するリスクマネジメントを強化できるよう、教育委員会及び議会における情報セキュリティ対策の実施状況を確認したうえで、その状況に応じた適切な指導助言を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>引き続き、全部局には情報セキュリティ対策に関する情報提供等に努めるとともに、特に教育委員会や議会については、関係所属からの情報セキュリティ対策等の実施状況の把握に努め、情報セキュリティの意識を高める手法を検討していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年度に継続して実施するセキュリティ自己点検において、部局毎の回答状況を基に、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、対策が不十分なところについては、適切な助言を行っていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)、合規性等の視点から行った監査の結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>(1) 情報セキュリティポリシーの見直しについて【有効性の視点】 令和2年12月に総務省策定の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定されており、改定内容を精査したうえで、情報セキュリティポリシーについて、適時に必要に応じた見直しを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>総務省策定の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定されたことから、本市情報セキュリティポリシーとの差異を確認し、改定内容の中でも必須の項目については見直しを進めているところである。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年3月の総務省策定「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を参考に、本市セキュリティポリシーを改定し、令和4年度に改定版を掲示する予定である。</p>
<p>(2) 情報セキュリティ対策実施に係る組織体制の強化について【有効性の視点】 情報セキュリティ対策をこれまで以上に確実に実施し、更なる効果を挙げるため、情報システム管理を統括する当課だけでなく全庁一体(公営企業も含む。)となってその取組みを推進できる組織とし、体制を強化すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 6月24日</p> <p>全庁的に情報セキュリティ対策の実施を進めていくため、令和3年度の情報セキュリティ委員会の取組として、5月31日から管理職向け、6月24日からICT推進員向けに動画配信にて情報セキュリティ研修を実施した。引き続き、このような情報セキュリティ研修の実施や、あらゆる機会を捉えて情報セキュリティ対策への各課の意識の向上を図っていく。</p>

<p>(3) 当課の体制の維持強化について【有効性の視点】</p> <p>当課は、市民サービスや地域社会の向上を目指すため、情報通信技術を活用した行政事務の効率化を「戦略」的に推進するという役割を担う部署として平成31年度から現在の課名となった。このような当課の目的を職員全員で共有し、「ICT戦略」課としての風土・文化を構築したうえで、情報セキュリティ管理を統括する所属として、その体制の維持強化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 9月30日</p> <p>市総合計画に掲げた「スマート自治体の実現」の主旨に基づき、具体的にいつまでに何をするかを明記した「四日市市情報化実行計画」を令和3年度に策定予定であり、その中に「情報セキュリティ対策」についてもどのように取り組んでいくかを記載する予定である。</p>
<p>(4) テレワーク推進のための情報セキュリティ対策について【有効性の視点】</p> <p>新型コロナウイルスの感染症対応等による業務継続や職員の多様な働き方の実現に向けた働き方改革の要請からテレワークの推進が重要な課題となっている。テレワークについては、業務継続という情報セキュリティの可用性維持の観点から重要であるが、一方で、大量の、又は機密性の高い個人情報等の取扱いに関する安全性をいかに確保するか等の課題がある。このことから、令和2年12月に改定された「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の内容などを踏まえ、それに必要な情報セキュリティ対策を講じ、できる限り早く、そして強力に、テレワークの推進を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>令和4年3月に策定した「四日市市情報化実行計画」に基づき、全職員向けに情報セキュリティに関する動画研修を実施するとともに、ICT戦略課職員向けには実践的サイバー防御演習「CYDER」等の、より高度な外部研修を取り入れることにより、職員の情報セキュリティに対するさらなる意識・スキル向上を図る。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和2年度から、一部の所属を対象に地方公共団体情報システム機構が実施している自治体テレワーク推進実証実験事業の「自治体テレワークシステム for LGWAN」を使用した実証実験を行っている。令和3年度については、同システムのライセンスを拡大し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出勤せずに在宅勤務ができるよう人事課にて「四日市市職員の新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう在宅勤務に関する要綱」を制定し、同要綱第12条の情報セキュリティ対策等において、公文書の取り扱い等について明示している。引き続き、人事課と連携しながらテレワークの実施環境づくりに取り組んでいく。</p>
<p>(5) 情報セキュリティに関する情報の収集について【有効性の視点】</p> <p>情報セキュリティ対策は適時に講じる必要があることから、連絡窓口と体制について職員への周知を徹底し、情報セキュリティを脅かす事象や脅かすおそれのある事象（ヒヤリ・ハット）に係る情報については、ICT推進員を介することなく、気付いた職員から直接、迅速に収集できるようにすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 3年 9月30日</p> <p>令和3年6月24日からICT推進員向けに動画配信にて情報セキュリティ研修を実施し、情報セキュリティを脅かす事象の紹介などを行っており、引き続き職員自ら脅威情報をICT戦略課に報告するように掲示板で促していく。</p>

<p>(6) インターネットの適正な利用について【有効性の視点】</p> <p>インターネットの利用について、公務と関係のないWEBサイトの閲覧の禁止を職員に対して義務付けている。当課が実施しているWEBサイトのフィルタリングを公務上、閲覧が必要であることを理由にオーバーライドした件数の統計情報を所属ごとに取得し、その結果を各所属長に通知することにより、この遵守事項の実効性を上げられないか検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 3年 9月30日</p> <p>現在導入しているフィルタリング製品において取得および作成できる閲覧履歴の統計情報を基に、各所属長に通知する内容の検討や仕組みの構築を進めているところである。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 4年 3月31日</p> <p>各所属長に通知する内容について、フィルタリング製品において取得できる統計情報の分析を進めていく。</p>

**リスク発現の可能性のあるもの**

特になし